

# 第4次かわさき ノーマライゼーション プラン改定版



障害者計画 (平成27(2015)年度～32(2020)年度)

障害福祉計画 (平成30(2018)年度～32(2020)年度)

障害児福祉計画 (平成30(2018)年度～32(2020)年度)

平成30(2018)年3月

川崎市

## 第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版の策定にあたって

### 障害のある人もない人も、 お互いを尊重しながら共に支え合う、 自立と共生の地域社会をめざして



本市におきましては、超高齢社会の到来が想定されている平成 32（2020）年や、その先、平成 37（2025）年からの生産年齢人口の減少等も見据える中、私たちが年齢を重ね、何らかのケアが必要となっても、安心して暮らし続けることができるまちにするため、地域包括ケアシステムの構築に全力を挙げて取り組んでおります。これは、地域のつながりを基盤としながら、誰もが助け合い、支え合うことで実現できるものです。私たち一人ひとりが、このことを意識し、行動していかなければなりません。

また、これからの地域づくりのキーワードは「寛容と互助」だと考えています。違いを個性としてとらえ、それぞれの持つ力を活かしながら生き生きと暮らすことができる、温かく成熟したまちを、皆様とともにつくっていきたいと思います。

一昨年は、障害者の方々が被害に遭われた痛ましい事件が発生しました。改めてお亡くなりになられた方、ならびに、御遺族の方に心から御冥福と追悼の意を申し上げます。この度策定した「第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版」では、事件を風化させることなく、「障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら、ともに支え合う自立と共生の地域社会の実現」という理念のもと、「育ち、学び、働き、暮らす」「地域でふれあい、支え合い」「やさしいまちづくり」の3つの方針を掲げ、ライフステージに応じた総合的な支援体制の構築、多様な主体の参画による地域で支え合う社会の実現、誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進に邁進してまいります。

私も、「寛容と互助」の精神を持ち、皆様とともに「最幸のまち かわさき」をめざして取り組んでまいりますので、より一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成30年3月

川崎市長 福田紀彦



## 目次

### 第1部 第4次かわさきノーマライゼーションプランの改定にあたって

1	計画の位置付け .....	3
(1)	計画の性格 .....	3
(2)	計画期間 .....	3
(3)	他の計画との関係 .....	4
2	川崎市における障害者施策の推移 .....	5
(1)	これまでの計画の進捗状況と課題 .....	5
(2)	第4次かわさきノーマライゼーションプランの進捗状況 .....	8
3	障害者施策をとりまく状況 .....	12
(1)	障害者制度改革の進展 .....	12
(2)	地域共生社会の実現に向けた取組の推進 .....	15
(3)	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組 .....	16
4	本市における障害福祉を取り巻く状況 .....	17
(1)	川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンについて .....	17
(2)	「かわさきパラムーブメント」の推進について .....	24
(3)	第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定にあたって .....	24

### 第2部 川崎市における障害児・者の状況

1	川崎市における障害児・者の現状 .....	27
(1)	川崎市の人口と障害児・者数の推移 .....	27
(2)	身体障害 .....	29
(3)	知的障害 .....	30
(4)	精神障害 .....	31
(5)	発達障害 .....	32
(6)	高次脳機能障害 .....	32
(7)	ひきこもり .....	32
(8)	難病患者 .....	33
(9)	福祉サービスの利用状況 .....	34
2	障害のある方の生活ニーズ調査結果及び関係団体からの主な意見 .....	36
(1)	障害のある方の生活ニーズ調査結果 .....	36
(2)	団体ヒアリングの主な意見 .....	48
(3)	川崎市地域自立支援協議会からの意見 .....	52

### 第3部 障害者施策の推進（障害者計画）

1	第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定に向けた課題.....	57
	（1）障害のある方を取り巻く背景 .....	57
	（2）第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定に向けた主な課題... ..	59
2	計画の方向性 .....	61
	（1）基本理念 .....	61
	（2）基本的な視点.....	62
	第4次かわさきノーマライゼーションプラン（改定版）の推進.....	65
3	施策体系.....	67
	方針Ⅰ 育ち、学び、働き、暮らす .....	73
	施策1 相談支援体制の充実と地域リハビリテーションの枠組みの構築.....	74
	よくわかる「地域自立支援協議会」 .....	89
	施策2 子どもの育ちに寄り添う支援体制の充実 .....	91
	施策3 地域生活支援の充実.....	110
	施策4 多様な住まいの支援.....	122
	施策5 雇用・就労・経済的自立の促進 .....	130
	施策6 保健・医療との連携強化 .....	141
	施策7 サービス提供体制の充実 .....	152
	方針Ⅱ 地域でふれあい、支え合い .....	159
	施策8 権利を守る取組の推進 .....	160
	施策9 心のバリアフリー.....	165
	施策10 社会参加の促進 .....	173
	施策11 多様な支え合いの構築.....	178
	施策12 自殺総合対策の推進.....	181
	方針Ⅲ やさしいまちづくり .....	184
	施策13 生活環境のバリアフリー化の推進 .....	185
	施策14 災害・緊急時対策の強化 .....	192

## 第4部 障害福祉サービスの提供見込量

### (第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画)

1	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について	199
	(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画とは	199
	(2) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の内容	200
2	平成32(2020)年度までに重点的に取り組む目標	201
	数値目標1 福祉施設から地域生活への移行	201
	数値目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	205
	数値目標3 地域生活支援拠点の整備	208
	数値目標4 福祉施設から一般就労への移行等	209
	数値目標5 障害児支援の提供体制の整備等(新規項目)	212
3	障害者総合支援法に基づくサービスの必要な見込量と確保策	214
	(1) 日中活動系サービス	214
	(2) 居住系サービス	218
	(3) 訪問系サービス	220
	(4) 相談支援サービス	222
4	児童福祉法に基づくサービスの必要な見込量と確保策	224
	(1) 日中活動系サービス	224
	(2) 居住系サービス	227
	(3) 障害児の子ども・子育て支援等	228
5	地域生活支援事業の実施に関する事項	229
	(1) 相談支援事業	229
	(2) コミュニケーション支援事業	231
	(3) 日常生活用具給付等事業	232
	(4) 移動支援事業	233
	(5) 発達障害者支援事業	234
	(6) 日中一時支援事業	235
	(7) 福祉ホーム	236
	(8) 訪問入浴サービス事業	236
	(9) 社会参加支援事業	237
	(10) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業(新規)	238

## 第5部 計画の策定及び推進

(1)	計画の策定体制	241
(2)	計画の推進体制	242

## 資料編

(1) 障害のある方の生活ニーズ調査実施概要.....	251
(2) 団体ヒアリング実施概要.....	251
(3) 区民説明会実施概要.....	251
(4) パブリックコメント実施概要.....	252
(5) 計画策定経過.....	257

## コラム

障害当事者等の実際の体験談です。

「俺らしさを取り戻せ！人生、楽しむことを諦めてたまるか！」.....	81
「サービス施策を利用して良かったこと」.....	84
「再び仕事に就けた喜び」.....	86
「施設から地域生活に」.....	204
「ゆったり、のんびり、おだやかに」.....	207
「就労移行支援事業所から一般就労へ」.....	211
「支えられて前を向ける」.....	213
「一人ひとり充実した地域生活を送るために」.....	223

※各区の取組は、第5期川崎市地域福祉計画に位置付けられています。

※この計画書の本文では、ユニバーサルデザインフォントを使用しています。  
ユニバーサルデザインフォントとは、障害のある方や高齢者をはじめ、できるだけ多くの人にとっての読みやすさを考えた書体です。



### ノーマライゼーションとは

デンマークの親の会が巨大施設に隔離されている子どもたちを地域に帰す運動から始まり、障害のある方たちが他の人と同じ生活を地域社会で共に送ることであり、障害のある方の人権、価値、尊厳は、他の人と同じであり、平等に生活できる社会こそノーマルな社会であるとする考え方のことをいいます。

<b>第4次かわさきノーマライゼーションプランの改定にあたって</b>	<b>第1部</b>
川崎市における障害児・者の状況	第2部
障害者施策の推進（障害者計画）	第3部
障害福祉サービスの提供見込量 (第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画)	第4部
計画の策定及び推進	第5部
	資料編





## 1

## 計画の位置付け

## (1) 計画の性格

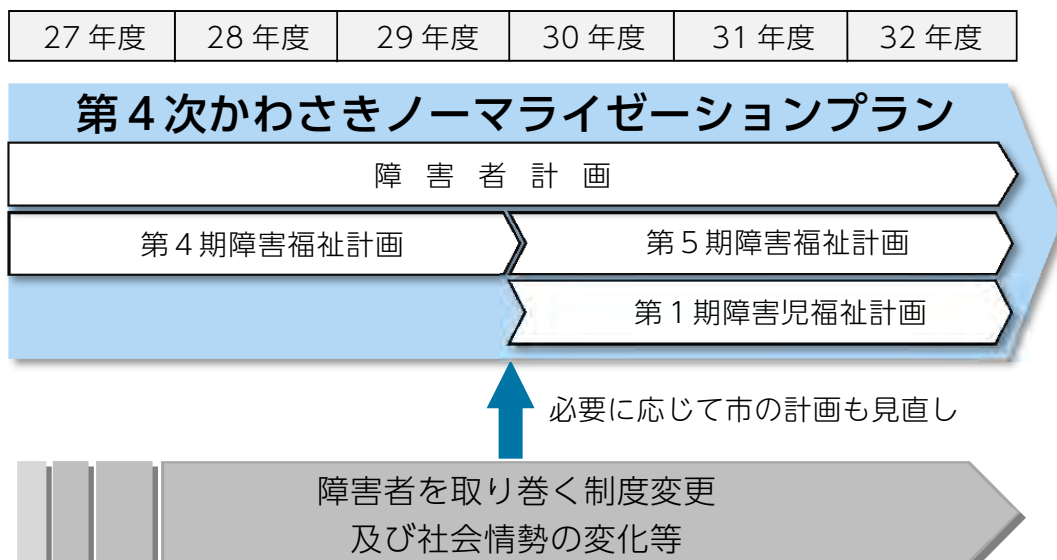
この計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画と、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、及び児童福祉法の改正により平成 30（2018）年度から策定することとなった障害児福祉計画にあたります。

このうち障害者計画は、障害者に関する施策の方向性についての基本的な計画であり、これに対して障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害福祉サービスや相談支援、児童福祉法に基づくサービス及び地域生活支援事業について、サービスごとに必要な量の見込みとその見込量を確保するための方策を定めるものです。

本市では、障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定することにより、障害保健福祉分野のみならず、障害者関連の施策全体の推進を図り、サービスの提供体制や基盤の整備に取組み、障害者の自立と社会参加のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

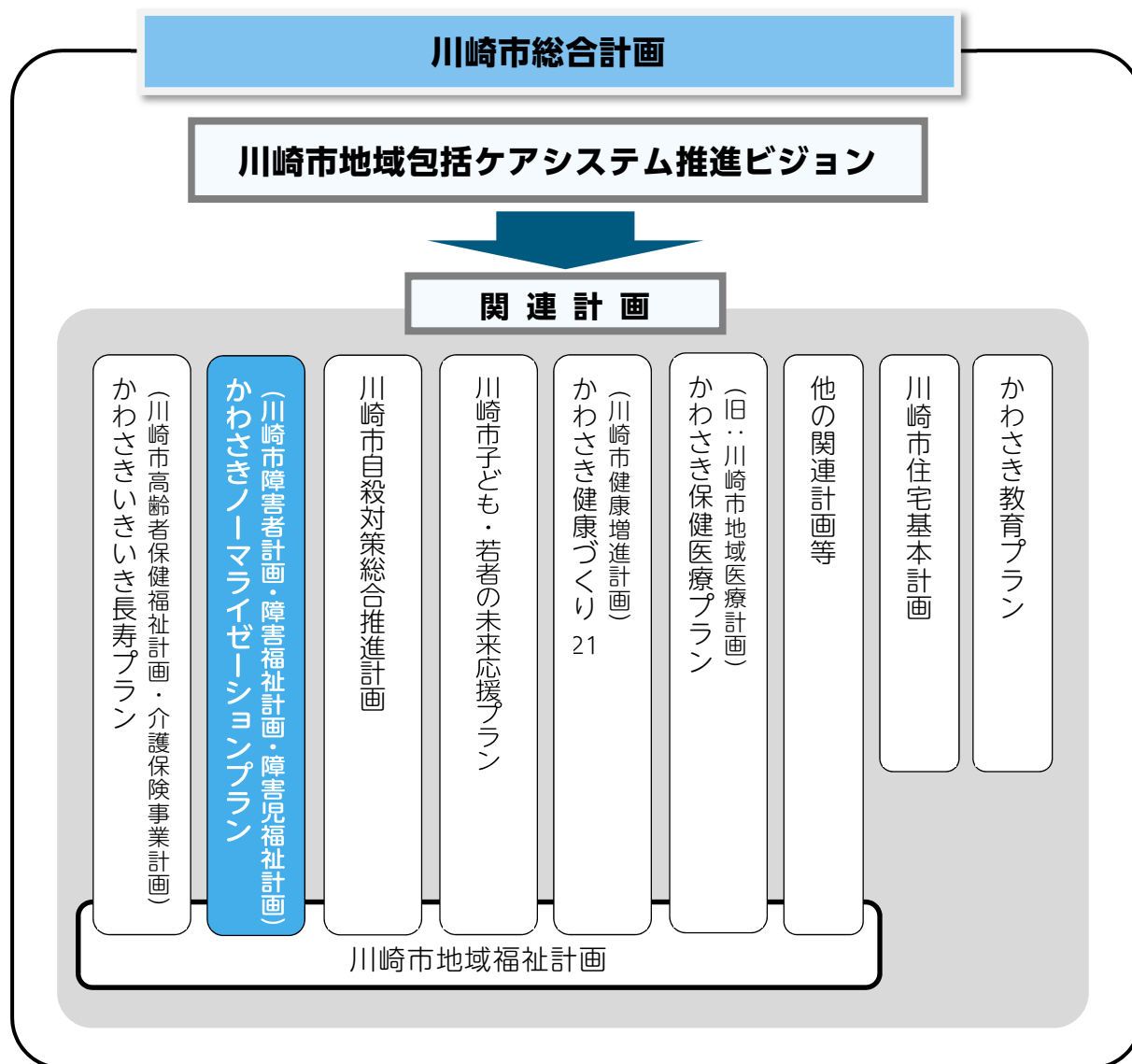
## (2) 計画期間

この計画は、平成 27（2015）年度から 32（2020）年度までの6か年計画です。ただし、サービスの見込量については3年間で見込んでおり、第4期障害福祉計画は平成 27（2015）年度から 29（2017）年度まで、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は平成 30（2018）年度から 32（2020）年度までの計画期間となっています。なお、国において障害者施策を含む社会保障制度改革が進められているため、計画期間内であっても、必要に応じてこの計画を見直す場合があります。



### (3) 他の計画との関係

この計画は、本市の総合計画の下に位置付けられ、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」(p17を参照)を上位概念とするとともに、「川崎市地域福祉計画」のほか、保健、医療、福祉、教育、住宅など関連する計画と連携しながら、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけることを目指して策定したものです。



# 2

## 川崎市における障害者施策の推移

### (1) これまでの計画の進捗状況と課題

#### ●障害福祉基本構想〔昭和56（1981）年～平成3（1991）年〕

##### 基本的な考え方

- ①障害者の自立のための援助の体系化
- ②社会参加の方策の検討
- ③市民各層への障害者問題に対する正しい理解と認識の醸成

##### 主な取組

- ・生涯授産構想、総合リハビリテーションシステム、重度障害者センターなどの整備の提案
- ・養護学校卒業生対策として、重度対応型デイサービス施設などの整備

##### 次期計画への課題

- ・障害の重度・重複化や高齢化の進展、地域援助へのニーズの変化、人権擁護と生活の質の向上など時代の変化に対応した豊かな地域生活のための総合的な地域支援システムの構築
- ・障害者の主体性・自立性の尊重、社会活動への積極的な参加など、その能力が十分発揮できるような施策の整備
- ・「障害者基本法」（平成5年策定）の精神を反映した障害者施策の推進

## ●かわさきノーマライゼーションプラン〔障害者保健福祉計画〕 〔平成9年（1997）～平成22（2010）年〕

### 基本的な考え方

- ①ノーマライゼーションの実現と障害者の社会的自立の促進
- ②障害者の参画の推進と権利の擁護
- ③障害者を含む全ての市民のための施策の推進

### 主な取組

- ・地域支援サービスの推進
- ・総合リハビリテーションシステムの構築
- ・高齢社会に対応した障害者施策の推進
- ・精神障害者支援の推進

### 次期計画への課題

- ・福祉の対象を「救済的な対象から普遍的な対象へ」と拡大し、福祉サービスを自ら選択できる仕組みを基本とする利用者本位の福祉制度の確立が行われたことへの対応

## ●新かわさきノーマライゼーションプラン〔障害者保健福祉計画〕 〔平成16（2004）年～平成22（2010）年〕

### 基本的な考え方

- ①地域での自立した生活の推進
- ②利用者主体（自己選択、自己決定）の支援
- ③やさしいまちづくりの支援

### 主な取組

- ・利用者支援システムの構築
- ・総合的な地域リハビリテーションシステムの構築
- ・精神障害者支援の推進
- ・就労の促進
- ・高齢社会に対応した障害者施策の推進

### 次期計画への課題

- ・障害者自立支援法の施行状況の的確な把握と障害者施策全体に与えた影響についての検証
- ・発達障害等、配慮を必要とする人への支援手法の確立や専門的知識を持った人材の確保
- ・障害そのものに対する理解促進とできる限り早い段階から適切な支援の実施
- ・障害者雇用の促進
- ・みんなが利用しやすい環境づくりを目指すユニバーサルデザインの考え方を実現するための取組の推進

## ●第3次かわさきノーマライゼーションプラン 〔平成21(2009)年～平成26(2014)年〕

### 基本的な考え方

- ①育ち、学び、働き、暮らす
- ②地域でふれあい、支え合い
- ③やさしいまちづくり

### 主な取組

- ・ 地域生活支援の充実
- ・ 地域生活への移行支援
- ・ 就労に向けた支援
- ・ 新たな在宅福祉施策

### 次期計画への課題

- ・ 障害者の増加・多様化
- ・ 加齢に伴う障害の重度化・重複化への対応
- ・ 親なき後を見据えた、障害者が地域生活を継続するための支援策の展開
- ・ 平成28年4月施行の障害者差別解消法への着実な対応

※第3次かわさきノーマライゼーションプランは、当初平成21年～25年までの計画期間としていたものを、第3期障害者福祉計画（平成24年～26年）の終期に合わせ1年延長するとともに、障害者基本法の改正等を踏まえて、平成23年度に改定しています。

## ●第4次かわさきノーマライゼーションプラン 〔平成27(2015)年～平成32(2020)年〕

### 基本的な考え方

- ①ライフステージに応じた総合的な支援体制の構築
- ②多様な主体の参画による地域で支え合う社会の実現
- ③誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進

### 主な取組

- ・ あらゆる障害に対応した相談支援体制の構築
- ・ 多様な住まい方と場の確保
- ・ 多様なニーズに対応する短期入所の充実
- ・ 日中活動の場の確保
- ・ 地域生活支援の充実
- ・ 自立に向けた就労支援
- ・ 障害者の権利を守る取組（障害者差別解消法等に基づく取組の推進）

## (2) 第4次かわさきノーマライゼーションプランの進捗状況

第4次かわさきノーマライゼーションプランは、平成27(2015)年度から32(2020)年度までの6年間を計画期間とし、「障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現」という基本理念のもと、3つの基本的な視点とそれに基づく7つの重点的な取組を設定し、152の関連事業を着実に推進してきました。

152の関連事業について、平成27(2015)年度から29(2017)年度までの進捗状況について評価したところ、おおむね順調に施策が実施されています。ここでは、重点的な取組ごとに進捗状況について記載します。

### 1 あらゆる障害に対応した相談支援体制の構築

#### 1) 相談支援体制の充実

- ◆ 総合的な相談窓口として、各区保健福祉センターや障害者相談支援センター、また、平成28(2016)年度に各区に設置した地域みまもり支援センターにおいて、各種相談支援や制度・サービスの利用案内、専門機関との連携を実施しています。
- ◆ 平成25(2013)年度に障害種別や年齢を問わない相談支援の展開として再編整備した障害者相談支援センターについて、これまでの取組の検証を進めています。

#### 2) 地域リハビリテーションセンターの整備

- ◆ できる限り身近な地域で、あらゆる生活上の障害への対応に必要な総合的かつ専門的支援を提供するために整備を進めている地域リハビリテーションセンターについては、平成28(2016)年度に中部リハビリテーションセンターと障害者更生相談所南部地域支援室を開設し、市内3か所体制を暫定的に開始しました。

## 2 地域生活支援の充実

### 1) 地域生活支援拠点の整備

- ◆ 地域生活支援拠点における多機能拠点整備型の施設を2か所整備しました（平成27年度：宮前区、平成28年度：川崎区）。当該施設において、自立支援給付である生活介護、短期入所、相談支援や地域生活支援事業である日中一時支援に加え、市独自の取組である障害者生活支援・地域交流事業（地域住民との交流やボランティアの育成等）を実施しています。

### 2) 居宅支援サービスの提供

- ◆ 日常生活用具の拡充（ストーマ装具の付属品等）、移動支援の従事者要件の拡充（実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者）、日中一時預かり事業の利用対象の明確化（障害児だけでなく障害者も受入れる）を図るなど、障害児・者の在宅サービスの充実を図りました。

## 3 多様なニーズに対応する短期入所の充実

### 1) 短期入所による在宅支援

- ◆ 新たに開所した地域生活支援拠点において短期入所事業を実施（川崎区、宮前区の2施設計8床）しています。
- ◆ 平成28（2016）年3月に「第2期障害者通所事業所整備計画」を策定し、平成28（2016）年度から平成35（2023）年度までの8年間で短期入所を70～80床程度整備することを位置付けました。

## 4 日中活動の場の確保

### 1) 特別支援学校卒業後対策の推進

- ◆ 生活介護事業所を平成27（2015）年度に3か所（幸、高津、宮前地区）、平成28（2016）年度に1か所（川崎地区）開設しました。
- ◆ 平成28（2016）年3月に「第2期障害者通所事業所整備計画」を策定し、平成28（2016）年度から平成35（2023）年度までの8年間で、560名程度の生活介護事業所を整備することとしました。
- ◆ 平成29（2017）年6月に、既存の建物の改修等により小規模生活介護事業所の整備を進める補助制度を新たに創設しました。



## 5 多様な住まい方と場の確保

### 1) グループホームの基盤整備

- ◆ グループホームについては、定員増を計画的に進めるとともに（平成 27 年：80 人、平成 28 年：90 人、平成 29 年：100 人）、医療的ケアや重複障害などの多様なニーズに対応できるグループホームの設置や、不動産事業者等に対するグループホームへの理解の促進に向けた検討を進めています。

### 2) 入所支援の提供

- ◆ 平成 32（2020）年度末の開設に向け、入所施設（川崎区）の整備が進んでいます。（施設入所支援：定員 47 人、宿泊型自立訓練：定員 20 人）

### 3) 特別養護老人ホームにおける高齢障害者の受入体制の整備

- ◆ 障害者支援施設に入所している高齢障害者の円滑な受入のため、公有地に整備される特別養護老人ホームにて受入体制の整備を開始しました。

## 6 自立に向けた就労支援

### 1) 福祉施設から一般就労への移行推進

- ◆ 就労移行支援事業所等による一般就労に向けた個別の支援を行うとともに、南部、中部、北部の3地区での障害者就労支援ネットワーク会議において、平成 29（2017）年度から就労移行支援事業所の利用者の増加を図り、その中から一般就労へ移行させる取組を展開しています。
- ◆ 様々な就労体験事業に加えて、福祉施設利用者を対象に平成 28（2016）年度から職場実習事業を実施することにより、福祉施設から一般就労への移行を進めています。

### 2) 職場定着機能の強化

- ◆ 平成 27（2015）年度にセルフケア意識の向上を図る川崎就労定着プログラム（K-S T E P）を開発し、企業や就労支援機関等で実施することにより、自立に向けた就労支援を目指しています。

### 3) 企業支援体制の構築

- ◆ 就労移行支援事業所や地域就労援助センターによる個別の定着支援を実施するとともに、平成 28（2016）年度からパターン・ランゲージ（※1）を活用した障害者が働きやすい職場環境づくりに向けた企業向けセミナーを実施しています。

（※1）障害者雇用の中で繰り返される問題をパターン化し、その解決のヒントを 30 の言葉（ランゲージ）でまとめ、企業の中で障害者雇用に携わる人たちが、問題の解決に向けて、お互いの考えていることを共有するためのツールです。

## 7 障害者の権利を守る取組（障害者差別解消法等に基づく取組の推進）

### 1) 障害を理由とする差別解消の推進

- ◆ 平成 28（2016）年 4 月の障害者差別解消法施行に合わせ、対応要領の策定や相談体制・相談内容の共有の仕組み等を構築しました。また、相談事例の情報共有や差別解消に関する様々な課題を協議するため、障害者差別解消支援地域協議会を平成 29（2017）年 3 月に設置しました。

### 2) 心のバリアフリーの普及啓発・取組の推進

- ◆ 小学校でのパラスポーツやってみるキャラバンやかわさき P A R A フェス 2017 夏での障害者スポーツ体験を通じた障害者等への理解浸透を図るとともに、ロゴの作成やそのロゴを活用した広報等により、パラムーブメントの理念の浸透を行っています。
- ◆ 効果的な事業展開に向けたスポーツセンターにおける障害者スポーツデー（※ 2）の試行を通じた調査・検討を平成 29（2017）年度から行っています。
- ◆ 小・中学校等における障害者スポーツ体験講座の実施（平成 28 年度～）等を実施しています。

（※ 2）スポーツセンターを会場として、土・日 1 コマ（3 時間）を設定し、障害者や介助者等にスポーツセンターで対応できる障害者スポーツを楽しんでもらう事業

### 3) 交流及び共同学習の推進

- ◆ 小・中学校の児童生徒に、障害児・者に対する理解を深め、心の障壁をつくらぬ「心のバリアフリー」を育むことを目指し、特別支援学校に在籍する児童生徒が地域の小・中学校との交流をする居住地交流や、中央支援学校小学部分教室に交流籍（副次的学籍）を設置しています。平成 26（2014）年度に、中央支援学校大戸分教室、稲田分教室の児童に対して、日常的な交流及び共同学習が実施できるよう交流籍（副次的学籍）を設置しました。

# 3

## 障害者施策をとりまく状況

### (1) 障害者制度改革の進展

#### 1 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

平成 25 (2013) 年 4 月に施行された障害者総合支援法は、障害者自立支援法に規定していた法律の目的を変更し、改正障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けるとともに、難病等により障害がある方を障害福祉サービスの対象として追加しました。この法律は、施行 3 年後に見直すこととされており、平成 28 (2016) 年 5 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立しました。障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うもので、一部を除き平成 30 (2018) 年 4 月に施行される予定です。

#### 2 障害者差別解消法の施行

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成 25 (2013) 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定、平成 28 (2016) 年 4 月に施行されました。この法律は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」の禁止や「合理的配慮」の提供など差別を解消するための措置と、相談及び紛争解決のための体制や啓発活動等の差別を解消するための支援措置について定めています。

#### 3 発達障害者支援法の改正

「発達障害者支援法」が平成 17 (2005) 年 4 月に施行されて以降、発達障害者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する理解も広がってきています。一方で、法の施行から 10 年が経過し、例えば乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援など時代の変化に対応したより細かな支援が求められていることから、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法の一部を改正する法律が、平成 28 (2016) 年 5 月に成立し、同年 8 月から施行されました。

#### 4 障害者雇用促進法の改正

平成 25（2013）年の改正では、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務を定めるとともに、精神障害者を法定雇用率算定の対象としました。差別の禁止及び合理的配慮の提供については平成 28（2016）年から施行され、法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者を追加することについては、平成 30（2018）年 4 月に施行される予定です。

年月	障害福祉施策の動向
平成 17年 4月	・発達障害者支援法の施行 (発達障害の定義、発達障害への理解促進、発達障害者支援センターの設置など)
平成 18年 4月	・障害者自立支援法の施行 (就労支援の強化、障害者程度区分によるサービス基準の明確化、サービス提供主体の市町村への一元化など)
12月	・バリアフリー新法の施行 (高齢者や身体障害者等の移動の円滑化など)
平成 19年 9月	・障害者権利条約に署名
平成 22年 12月	・障害者自立支援法の改正 (利用者負担の見直し、発達障害が対象として明確化など)
平成 23年 8月	・改正障害者基本法の施行 (障害者の定義の見直し、差別の禁止、)
平成 24年 10月	・障害者虐待防止法の施行 (虐待の分類、虐待を発見した国民の通報義務、市町村虐待防止センター・都道府県権利擁護センターの設置など)
平成 25年 4月	・障害者総合支援法の施行 (難病患者を対象として追加、障害者サービスの一元化、地域生活支援事業の追加など)
	・障害者優先調達推進法の施行 (国や地方公共団体による障害者就労施設等からの物品の調達の推進など)
平成 26年 1月	・障害者権利条約の批准
4月	・改正精神保健福祉法の施行 (保護者制度の見直し、医療保護入院の手続きの見直しなど)
平成 27年 1月	・難病法の施行 (医療費助成の対象疾病の拡大など)
平成 28年 4月	・障害者差別解消法の施行 (障害者に対する差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務など) ・改正障害者雇用促進法の施行 (雇用分野での障害者差別禁止、合理的配慮の提供義務、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える(平成 30年 4月施行))
5月	・成年後見制度利用促進法の施行 (成年後見制度の利用の促進のための基本計画の策定など)
8月	・改正発達障害者支援法の施行 (ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めた、きめ細やかな支援を推進、発達障害者支援地域協議会の設置など)
平成 30年 4月	・障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法の施行 (「自立生活援助」、「就労定着支援」の創設など) ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の改正 (地域共生社会の実現に向けた取組の推進など)

※法令等の名称は略称となっています。

## (2) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、一億総活躍社会づくりが進められています。

国は、平成 28（2016）年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくことを目指しています。

### 改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

### 改革の骨格

#### 地域課題の解決力の強化

- ・住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

#### 地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ・共生型サービスの創設
- ・市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

### 「地域共生社会」の実現

- ・多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ・社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- ・対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ・福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

#### 地域丸ごとのつながりの強化

#### 専門人材の機能強化・最大活用

出典：厚生労働省資料をもとに作成



### 地域共生社会とは

制度や分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

### (3) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障害の有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することや、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくりを進めることで、共生社会を実現し、障害者等の活躍の機会を増やしていくこと等を目的に、平成 29（2017）年 2 月、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が関係閣僚会議において決定されました。

本行動計画では、学校教育、企業や地域社会における「心のバリアフリー」の推進や、交通機関や建築物のバリアフリー化の一層の推進による「ユニバーサルデザインの街づくり」を進めていくとし、具体的な施策を定めています。

## 4

## 本市における障害福祉を取り巻く状況

## (1) 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンについて

## 1 推進ビジョン策定の背景と位置付け

少子高齢化の進展や人口減少社会への突入、社会保障費の増大等の社会的背景を受け、国においては、「地域包括ケアシステム」という考え方を打ち出しました。

これにより、おおむね 30 分以内に駆けつけられる日常生活圏域（中学校区程度を想定）において、生活に必要な様々な要素が利用者のニーズに応じて適切に組み合わせられ、入院、退院、在宅復帰を通じて、切れ目なく一体的にサービス提供がなされる「地域包括ケアシステム」の必要性が高まっています。

複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方を含め、全ての地域住民を対象として、平成 27（2015）年 3 月に、関連する個別計画の上位概念として、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

関連計画においては、推進ビジョンの内容について、より具体的な目標・取組方針・施策として定め、その達成に必要な資源・体制・手法等を明確化・具現化するとともに、あらゆる行政分野に関わりがあることから、関係部局区や関係機関が連携して取組むことが必要であり、平成 27（2015）年度からの第 4 次かわさきノーマライゼーションプランでは、推進ビジョンの理念を踏まえた取組を進めてきました。



## 地域包括ケアシステムとは

国の定義では、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいいます。「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に定義されています。



## 2 本市の地域包括ケアシステムの推進

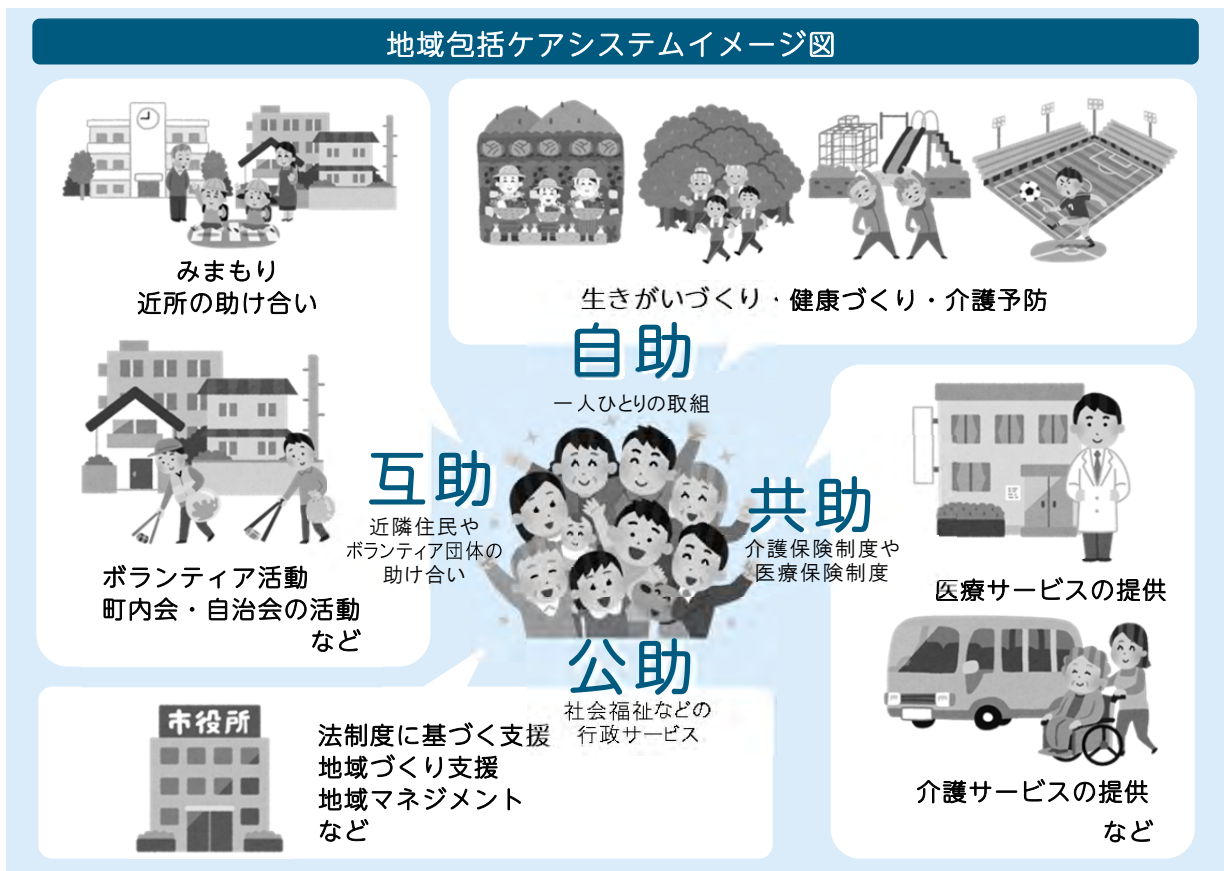
### ① 基本的な考え方

国の「地域共生社会」の実現に向けた取組にさきがけて、本市においては全ての地域住民を対象とした取組を進めていることから、これを引き続き継続し、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現（地域包括ケアシステムの構築）を目指します。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、行政だけではなく、事業者や町内会・自治会などの地縁組織、地域・ボランティア団体、住民など地域内の多様な主体による適切な役割分担が重要となります。これは、本市においては、災害分野においては「自助、共助、公助」と表現されていますが、推進ビジョンにおいては、ボランティアなどのインフォーマルなサポートによる助け合いを意味する「互助」を加え、「自助・互助・共助・公助」とし、求められる「ケア」の多様性に対応しながら、柔軟に適時・適切な役割分担が重要になります。

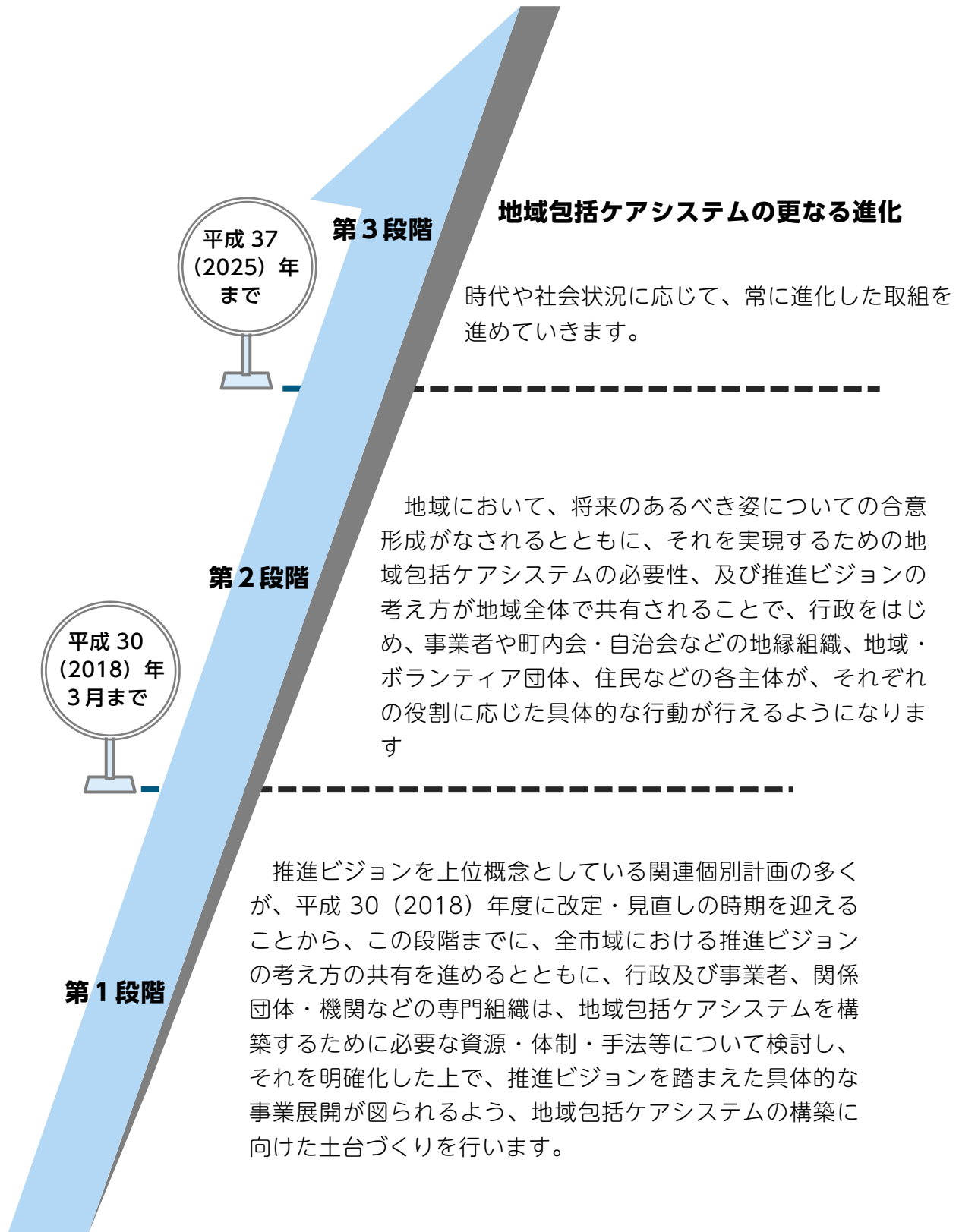
また、「一人ひとりに寄り添って、QOLの向上を目指すための取組」であることから、自分でできることを考えたり、新たな取組にチャレンジしたりするなど、「我が事」として捉えて取組むことが必要です。

#### 【地域包括ケアシステムのイメージ図】



出典：「みまもるつながる地域の輪 川崎版地域包括ケアシステムの取組み」川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

## ② ロードマップ

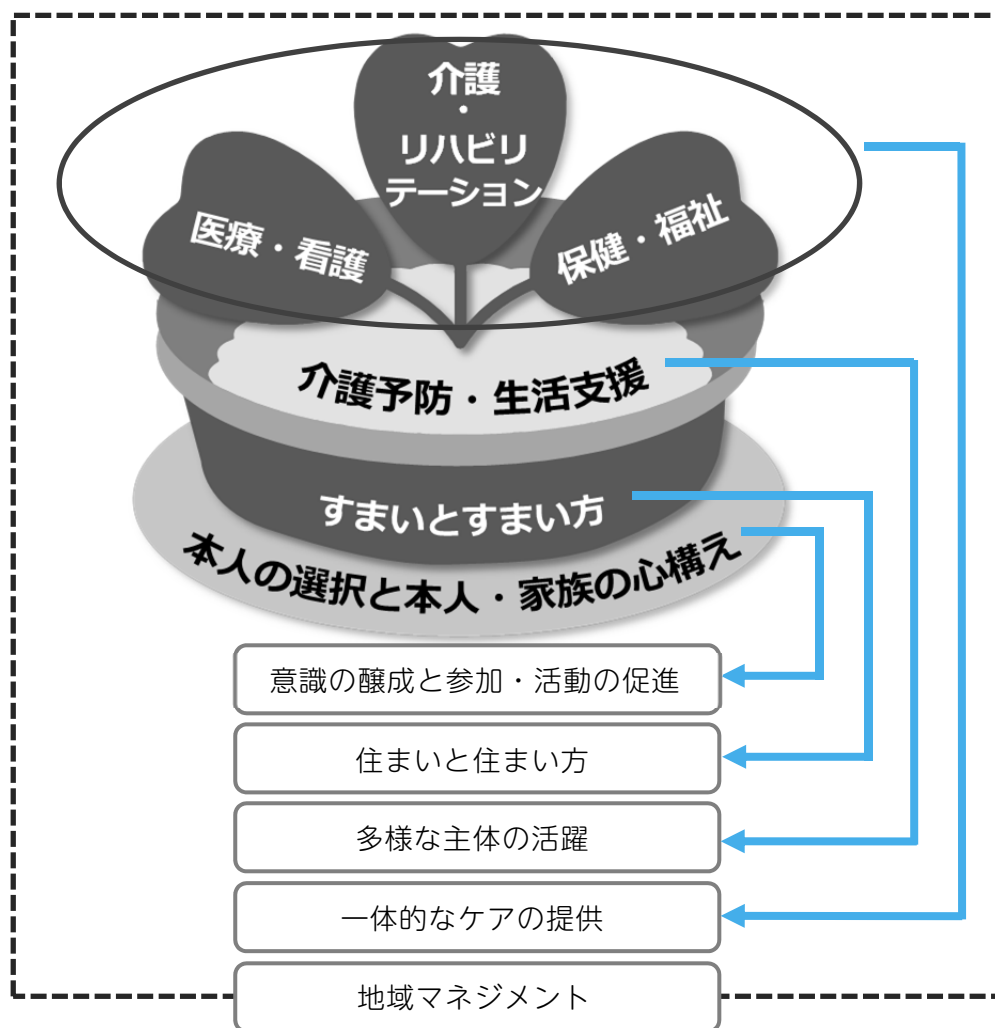


### 3 基本理念と基本的な視点

一人の住民の地域生活を支える地域包括ケアシステムの構成要素を示すものとして、植木鉢をかたどった図が国から提示されています。地域の中に多数の植木鉢が存在し、それぞれの住民のニーズにあった資源を適切に組み合わせ、様々な支援やサービスが連携して一体的に提供される体制が求められています。

「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」の3枚の葉が、専門職によるサービス提供として表現され、その機能を十分に発揮するための前提として、「住まいと住まい方」（地域での生活の基盤をなす「植木鉢」）、「介護予防・生活支援」（植木鉢に満たされる養分を含んだ「土」）が基本になるとともに、これらの要素が相互に関係しながら、包括的に提供されるあり方の重要性を示したものです。さらに、植木鉢、土、葉は「本人の選択と本人・家族の心構え」（皿）の上に成り立っています。

本市では、これらの要素を基本的な5つの視点として捉え、川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築を目指しています。



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもとに作成

# ～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～

## 基本理念

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による

誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現

### 基本的な視点

### 具体的な取組に向けた考え方

[意識の醸成と参加・活動の促進]

1. 地域における「ケア」への理解の共有とセルフケア意識の醸成

- (1) 地域における「ケア」への理解の共有と共生意識の醸成
- (2) セルフケア意識の醸成

[住まいと住まい方]

2. 安心して暮らせる「住まいと住まい方」の実現

- (1) 「まちづくり」に関する方針の共有
- (2) 生活基盤としての「住まい」の確保と自らのライフスタイルに合った「住まい方」の実現

[多様な主体の活躍]

3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現

- (1) 「助け合いの仕組み」に基づく、適切なケアの提供
- (2) 地域及び住民の多様性に対応するための地域資源の創出
- (3) 適切な役割分担に基づいた、専門職による高い専門性の発揮

[一体的なケアの提供]

4. 多職種が連携した一体的なケアの提供による、自立した生活と尊厳の保持の実現

- (1) 多職種連携による切れ目のないケアの提供
- (2) 必要な機能に着目した適切なケアマネジメントの実現

[地域マネジメント]

5. 地域全体における目標の共有と地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

- (1) 地域全体における目標・基本方針の共有
- (2) 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

## 4 地域包括ケアシステム推進ビジョンの基本的な視点に基づく取組

★…地域包括ケアシステム推進ビジョン策定（平成27年3月）以降の新たな取組

### 視点1 地域における「ケア」への理解の共有とセルフケアの意識の醸成

#### これまでの取組

- ★かわさきパラムーブメントシンポジウムの開催など、理念浸透の取組の推進
  - ・障害に対する理解の促進など、心のバリアフリーに向けた取組
- ★障害を理由とする差別解消の推進
  - ・障害当事者や家族の活動の充実に向けた取組（ピアサポート）
- ★小・中学校等における障害者スポーツ体験講座の実施など、かわさきパラムーブメントの方向性に基づく障害への理解の促進

### 視点2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

#### これまでの取組

- ・地域生活を支える障害福祉サービス基盤（グループホーム、短期入所等）の拡充
- ・重度障害者の日中活動の場の計画的な整備（第2期障害者通所事業所整備計画など）
- ・住環境整備の専門相談と住宅改造の支援

### 視点3 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現

#### これまでの取組

- ★障害者の地域生活を支援する地域生活支援拠点の整備と、地域住民との交流やボランティアの育成等、障害者と地域をつなぐ取組の展開
  - ・障害当事者だからこそできるピアサポートなど障害当事者も支援の担い手として活躍できる仕組みづくり
  - ・障害の特性や利便性に配慮した、外出時の移動手段の確保と利用支援
  - ・障害児・者への医療ケア従事者の養成
- ★障害者雇用・就労の促進（パターン・ランゲージ、K-S T E P、短時間雇用創出モデル事業など）

#### 視点4 多職種が連携した一体的なケアの提供による、自立した生活の尊厳の保持の実現

##### これまでの取組

- ★障害者相談支援センターマニュアルの作成による多職種連携の促進
- ★地域リハビリテーションセンターマニュアルの作成による多職種連携の促進
  - ・退院可能な精神障害者の地域移行・地域定着支援の促進
  - ・地域療育センター、障害児相談支援事業の充実、発達相談支援センターの充実、教育機関との連携

#### 視点5 地域全体における目標の共有と地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

##### これまでの取組

- ・関係者全員が同一の地域目標を共有するような行政からの働きかけ
- ・障害者の増加、ニーズの多様化に対応する相談支援事業の質・量の向上
- ・地域自立支援協議会の開催による個別支援と地域課題の検討
- ・障害のある方の生活ニーズ調査の実施

## (2) 「かわさきパラムーブメント」の推進について

平成 32 (2020) 年、東京で 56 年ぶりにオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。

本市は、開催都市に最も近い都市の 1 つですが、競技が行われるいわゆる「準開催都市」ではありません。しかしながら、本市の立地の良さから、大会が近づくにつれ人々の関心や機運が徐々に高まり、大会期間中には多くの市民の方が実際に競技会場に足を運んだりボランティアに携わったりすることが予想されています。また、大会後においてもオリンピック・パラリンピックレガシーとして、本市を含む社会全体に対して様々な良い影響を遺していくことも予想されます。

こうしたことから、本市では多様性(ダイバーシティ)と社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)の象徴としてパラリンピックに重点を置く「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」を平成 28(2016)年度に策定し、さらに平成 30(2018)年度からの第 2 期推進ビジョンでは、こうした大会の持つ価値を最大限に活用することを前提に、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」を目指し、「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出すること」を理念として、未来へ遺していくものとしてのレガシーの形成に向けて全庁的な取組を推進していく方向で検討を進めています。

## (3) 第 4 次かわさきノーマライゼーションプラン改定にあたって

第 4 次かわさきノーマライゼーションプランのうち、障害福祉計画は平成 29 (2017) 年度で第 4 期の計画期間が終了するため、平成 30 (2018) 年度から 3 年間の計画を平成 29 (2017) 年度中に策定することとなります。この策定とあわせ、障害者計画についても平成 29 (2017) 年度が計画の中間年にあたるため、これまでの取組の進捗状況を検証します。さらに、国においては障害者施策を含む社会保障制度のあり方が大きく見なおされており、本市においても「パラムーブメント推進ビジョン」が新たに展開され、こうした動きを踏まえ、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく障害者施策の検討が必要となっています。

よって、これまでの取組や現状における課題を整理し、国の動向や本市の関連する他計画・ビジョンとの整合性を図りながら、第 4 次かわさきノーマライゼーションプラン全体の改定を行うこととしました。

第4次かわさきノーマライゼーションプランの改定にあたって	第1部
川崎市における障害児・者の状況	第2部
障害者施策の推進（障害者計画）	第3部
障害福祉サービスの提供見込量 （第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画）	第4部
計画の策定及び推進	第5部
	資料編





## 1

## 川崎市における障害児・者の現状

## (1) 川崎市の人口と障害児・者数の推移

本市の人口は、障害者自立支援法が施行された平成18(2006)年4月1日現在では1,332,035人でしたが、平成29(2017)年4月1日現在では1,496,035人と、この間の増加率は12.3%となっています。

一方、平成18(2006)年4月1日から平成29(2017)年4月1日までの各障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害では32.9%、知的障害では73.2%、精神障害では157.2%と伸びており、いずれも人口増加率を大きく上回っています。

人口と各障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成18年	平成29年	増加率
川崎市人口	1,332,035	1,496,035	12.3%
身体障害	27,667	36,761	32.9%
知的障害	5,483	9,499	73.2%
精神障害	4,330	11,135	157.2%
計	37,480	57,395	53.1%

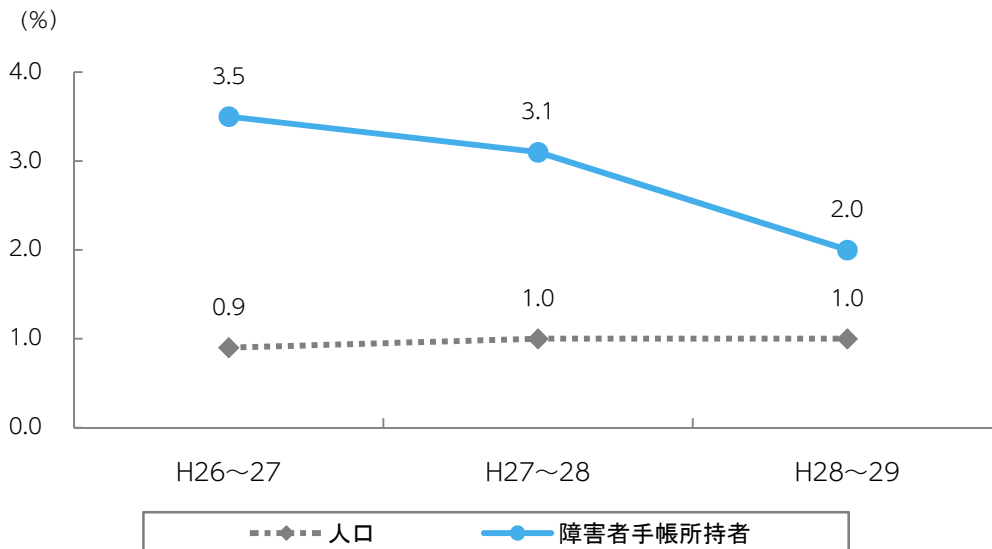
※各年4月1日現在

※身体障害・知的障害は健康福祉局障害福祉課調べ

※知的障害は、判定のみ受けて療育手帳を所持していない方も含む

※精神障害は健康福祉局精神保健福祉センター調べ

人口と障害者手帳所持者の増加率の推移

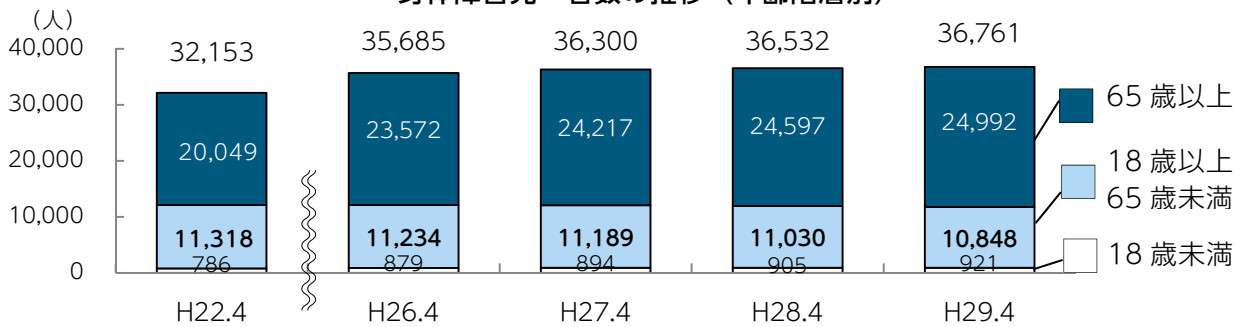


各障害者手帳所持者数の年齢別内訳〔平成29(2017)年4月1日現在〕

障害者総数 57,395人 (人口の約4%)  
 うち 18歳未満 約7%  
 うち 18歳以上65歳未満 約46%  
 うち 65歳以上 約47%

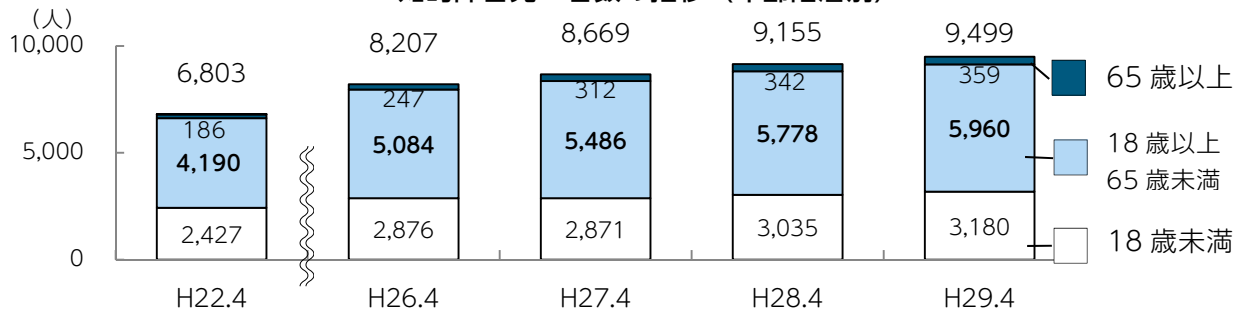
身体障害児(者)	知的障害児(者)	精神障害者
36,761人	9,499人	11,135人
65歳以上 24,992人(68.0%)	65歳以上 359人(3.8%)	65歳以上 1,724人(15.5%)
18歳~64歳 10,848人(29.5%)	18歳~64歳 5,960人(62.7%)	18歳~64歳 9,268人(83.2%)
18歳未満 921人(2.5%)	18歳未満 3,180人(33.5%)	18歳未満 143人(1.3%)

身体障害児・者数の推移 (年齢階層別)



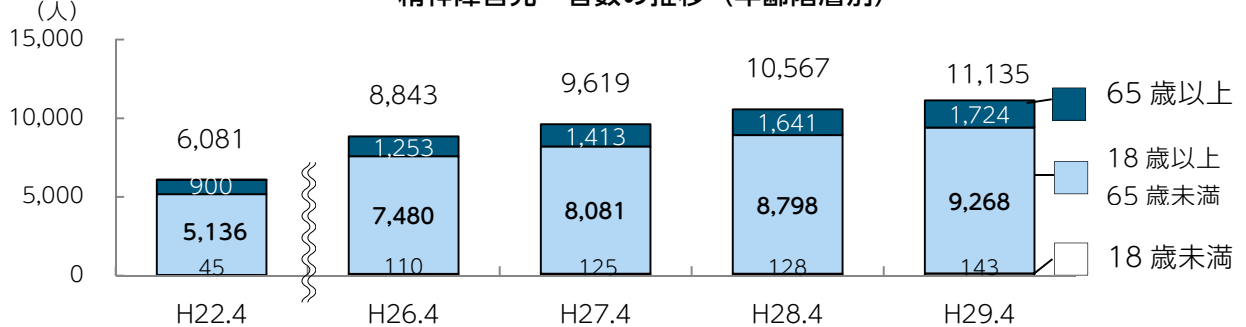
※各年4月1日現在、健康福祉局障害福祉課調べ

知的障害児・者数の推移 (年齢階層別)



※各年4月1日現在、健康福祉局障害福祉課調べ

精神障害児・者数の推移 (年齢階層別)



※各年4月1日現在、健康福祉局精神保健福祉センター調べ

## (2) 身体障害

身体障害では、肢体不自由の方が全体の5割を超えて最も多く、次いで内部障害、聴覚等障害、視覚障害、音声等障害の順となっています。増加率が最も高いのは内部障害で、平成18(2006)年から平成29(2017)年までの11年間で56.8%増加しています。

身体障害児・者数(障害種類別)

単位：人

区分	総数	視覚障害	聴覚等障害	音声等障害	肢体不自由	内部障害	再掲	
							18歳未満	18歳以上
総数	36,761	2,225	3,208	457	18,989	11,882	921	35,840
構成比(%)	100.0	6.1	8.7	1.2	51.7	32.3	2.5	97.5

※平成29年4月1日現在、健康福祉局障害福祉課調べ

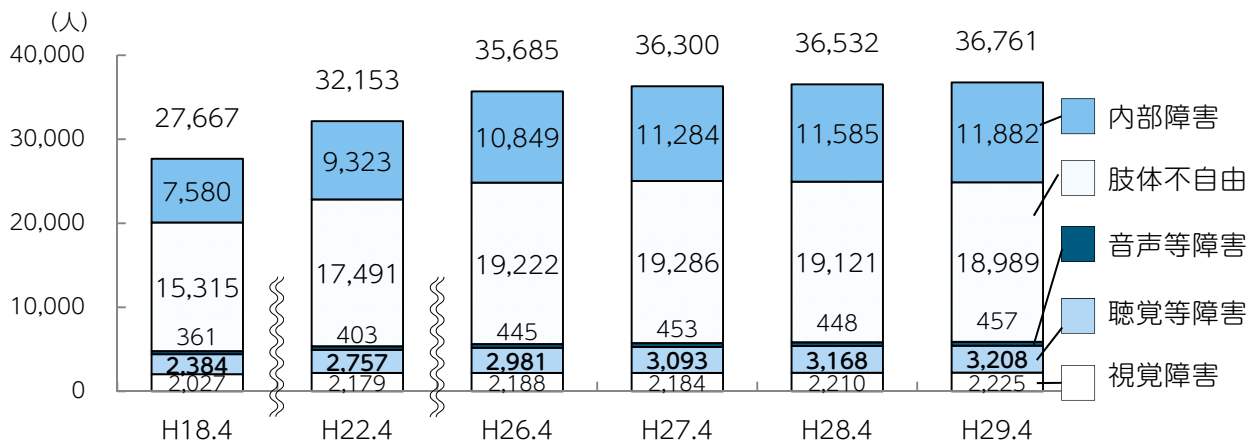
身体障害児・者数(障害種類別・等級別)

単位：人

区分	総数	視覚障害	聴覚等障害	音声等障害	肢体不自由	内部障害
総数	36,761	2,225	3,208	457	18,989	11,882
1級	13,258	703	61	6	3,900	8,588
2級	5,934	751	848	25	4,125	185
3級	5,073	109	354	242	3,475	893
4級	8,665	165	811	184	5,289	2,216
5級	1,756	350	11		1,395	
6級	2,075	147	1,123		805	

※平成29年4月1日現在、健康福祉局障害福祉課調べ

身体障害児・者数の推移(障害種類別)



※各年4月1日現在、健康福祉局障害福祉課調べ

### (3) 知的障害

知的障害児・者数を等級別で見ると、B2（軽度）の方が全体の約4割と最も多く、次いでB1（中度）、A2（重度）、A1（最重度）の順となっています。増加率が最も高いのはB2で、平成18（2006）年から平成29（2017）年までの11年間で2.4倍以上増加しています。

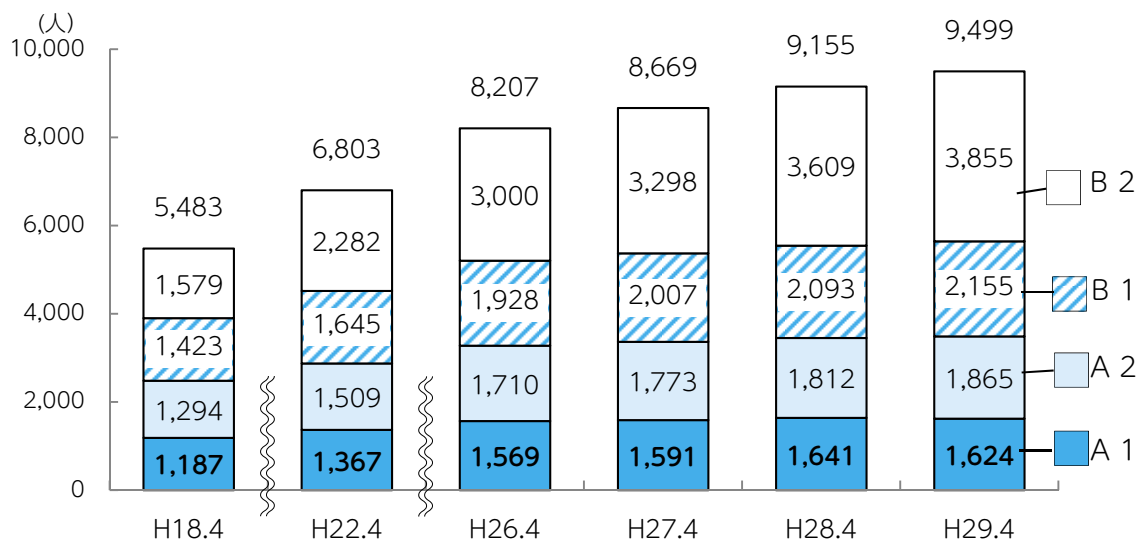
知的障害児・者数（等級別）

単位：人

区分	総数	A1 (最重度)	A2 (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)
総数	9,499	1,624	1,865	2,155	3,855
構成比(%)	100.0	17.1	19.6	22.7	40.6
再掲	18歳未満	385	504	563	1,728
	18歳以上	1,239	1,361	1,592	2,127

※平成29年4月1日現在、健康福祉局障害福祉課調べ

知的障害児・者数の推移（等級別）



※各年4月1日現在、健康福祉局障害福祉課調べ

## (4) 精神障害

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別で見ると、2級の方が5割を超えて最も多く、次いで3級、1級の順となっています。手帳所持者全体の数をみると、平成18(2006)年から平成29(2017)年までの間に2.5倍以上に増加しています。これは、精神障害者が利用できる福祉サービスが必要に応じて拡充されてきたことにより、これまで医療的な支援のみを受けてきた方が、併せて福祉サービスも受けられるようになってきていることなどが理由として考えられます。

また、自立支援医療(精神通院公費)認定者数も年々増加しており、平成29(2017)年には平成18(2006)年の約1.7倍となっています。

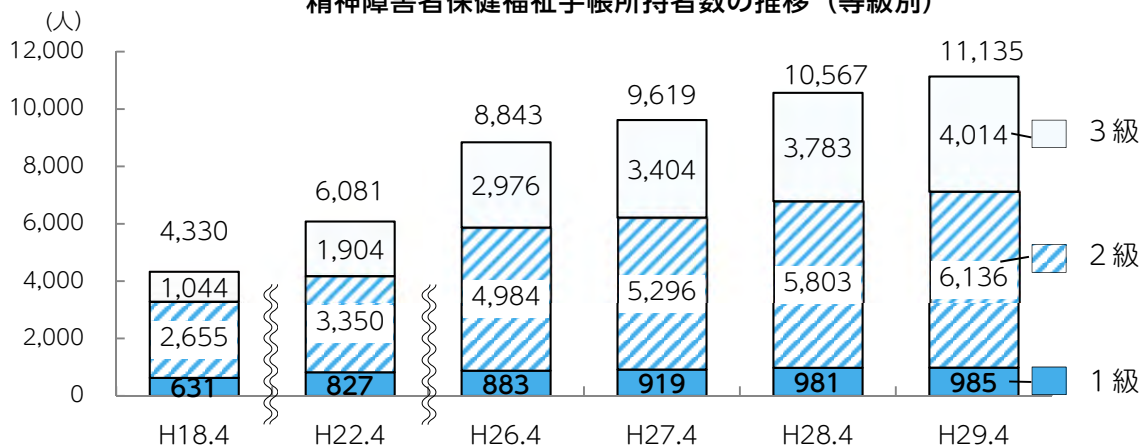
精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)

単位：人

区分	総数	1級	2級	3級
総数	11,135	985	6,136	4,014
構成比(%)	100.0	8.8	55.1	36.0

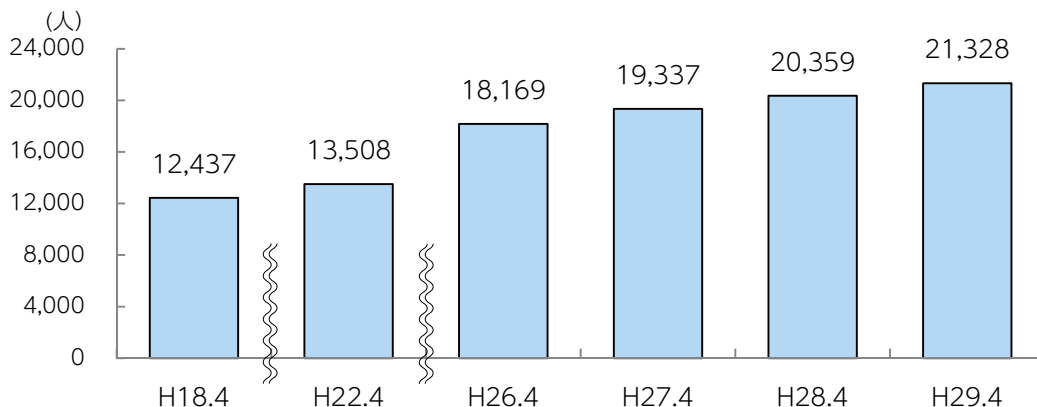
※平成29年4月1日現在、健康福祉局精神保健福祉センター調べ

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)



※各年4月1日現在、健康福祉局精神保健福祉センター調べ

自立支援医療(精神通院公費)認定者数の推移



※各年4月1日現在、健康福祉局精神保健福祉センター調べ

## (5) 発達障害

自閉症や広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害のある方については、全数把握が困難ですが、平成 24（2012）年に文部科学省が全国の公立小中学校を対象に実施した「通常の学級に在籍する発達障害のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童の割合は、6.5%程度と推計されています。

\* 発達障害者支援法の定義によります。

## (6) 高次脳機能障害

高次脳機能障害は、脳の損傷によって引き起こされる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害を特徴とし、日常生活や社会生活に支障を来す障害ですが、近年この障害の社会的認知が高まるにつれ、支援を必要とする方の顕在化が急速に進んでいます。

平成 23（2011）年に厚生労働省が行った「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」の結果によると、医師から高次脳機能障害と診断された者の数は全国で 422,000 人と推計されており、人口比で換算すると、本市では約 4,900 人と推計されます。

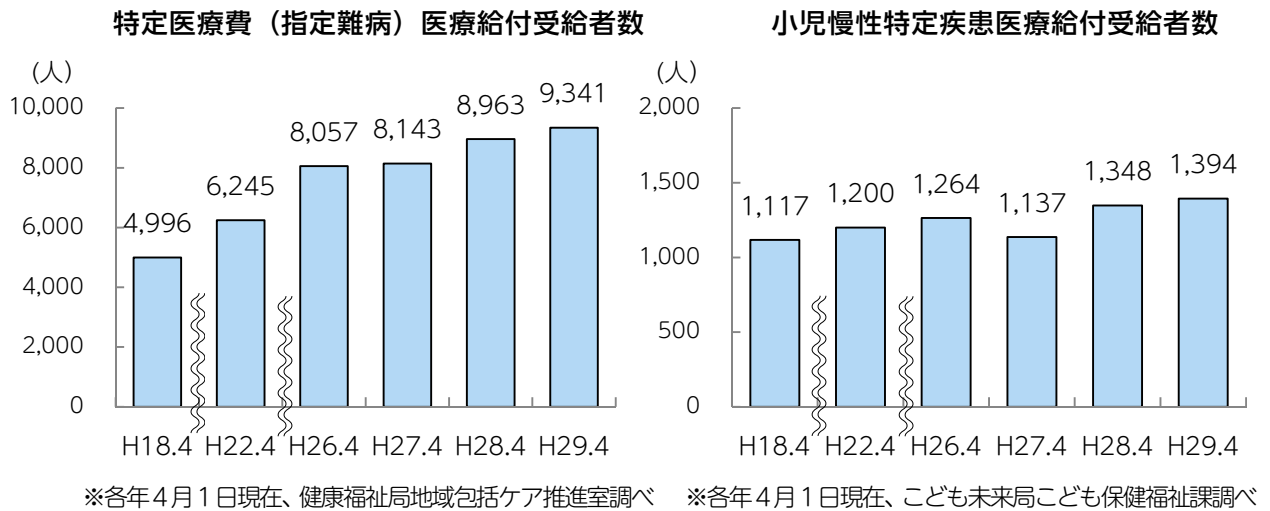
## (7) ひきこもり

ひきこもりとは、「明らかな精神疾患等によるものではなく、なんらかの出来事をきっかけに、6か月以上にわたり社会生活を回避し、家庭にとどまり続けている状態」と「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」に定義されています。外出していたとしても他者と交わらない場合もひきこもりの状態と考えられています。

平成 27（2015）年 12 月に 15 歳から 39 歳の方を対象として、内閣府が行った「ひきこもりに関する実態調査」の結果を基に、人口比で換算すると、本市において、この状態の方は約 8,000 人と推計されます。

## (8) 難病患者

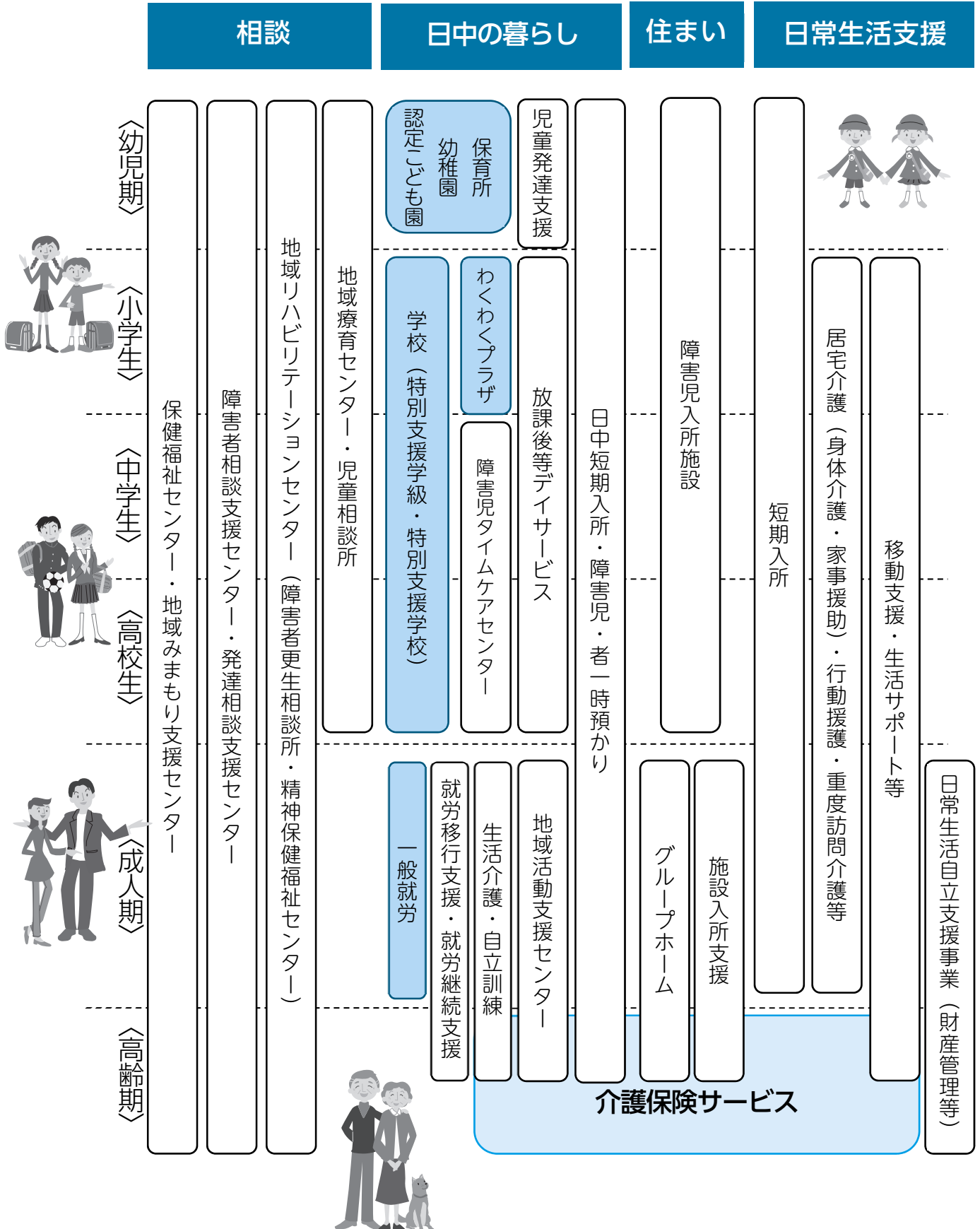
特定疾患医療給付受給者数は、平成 27 (2015) 年 1 月以降、対象疾病が順次拡大されたことにより対象者が増加し、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在で 9,341 人となっています。一方、小児慢性特定疾患医療給付受給者数は、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在で 1,394 人となっています。





## (9) 福祉サービスの利用状況

### 1) ライフステージに応じた福祉サービス等の利用イメージ



## 2) 福祉サービス等の利用状況

	市内			市外			合計		
	施設数	利用者数	利用日数	施設数	利用者数	利用日数	施設数	利用者数	利用日数
保育所（障害児）	132	240					132	240	
認定こども園（障害児）	3	25					3	25	
障害児施設	障害児入所支援 福祉型	1	38		4	6		5	44
	医療型	1	13		9	12		10	25
	障害児通所支援 児童発達支援	48	1,018	7,740	47	152	892	95	1,170
	医療型児童発達支援	4	50	398	0	0	0	4	50
	放課後等デイサービス	103	1,435	18,027	56	127	774	159	1,562
	小計	273	2,762	26,165	116	297	1,666	389	3,059
療養介護	1	67		22	42		23	109	
幼稚園	(民) 幼稚園（障害児）	82	1,115				82	1,115	
	特別支援学校幼稚園（聴覚障害）	1	7				1	7	
	小計	83	1,122				83	1,122	
小学校（小学部）	特別支援学級	406	1,621				406	1,621	
	知的障害学級	145	718				145	718	
	肢体不自由学級	45	56				45	56	
	病虚弱学級	38	48				38	48	
	難聴学級	9	10				9	10	
	弱視学級	15	16				15	16	
	自閉症・情緒障害学級	154	773				154	773	
	重複障害特別支援学級（うち数）	6	14				6	14	
	特別支援学校	3	120				3	120	
	知的障害	2	79				2	79	
	肢体不自由	2	22				2	22	
	聴覚障害	1	18				1	18	
	病弱部門	1	1				1	1	
小計	409	1,741				409	1,741		
中学校（中学部）	特別支援学級	178	692				178	692	
	知的障害学級	64	318				64	318	
	肢体不自由学級	15	20				15	20	
	病虚弱学級	18	20				18	20	
	難聴学級	4	4				4	4	
	弱視学級	13	13				13	13	
	自閉症・情緒障害学級	64	317				64	317	
	特別支援学校	3	120				3	120	
	知的障害	2	97				2	97	
	肢体不自由	1	8				1	8	
	聴覚障害	1	5				1	5	
病弱部門	1	10				1	10		
小計	181	812				181	812		
高等部	特別支援学校	3	344				3	344	
	知的障害	2	332				2	332	
	肢体不自由	1	5				1	5	
	聴覚障害	1	7				1	7	
日中活動	生活介護	65	2,239	44,340	128	275	5,904	193	2,514
	自立訓練（機能）	1	8	41	1	1	20	2	9
	自立訓練（生活）	4	58	648	18	29	501	22	87
	就労移行支援	25	305	5,386	53	93	1,544	78	398
	就労継続支援A型	13	200	3,803	24	50	907	37	250
	就労継続支援B型	40	774	13,310	65	105	1,897	105	879
	地域活動支援センター	70	695	14,226				70	695
小計	218	4,279	81,754	289	553	10,773	507	4,832	
居住	施設入所支援	6	287		93	224		99	511
	自立訓練（宿泊型）	1	17		3	7		4	24
	グループホーム	78	978		86	121		164	1,099
	福祉ホーム	1	6		0	0		1	6
小計	86	1,288		182	352		268	1,640	

※保育所（公・民）と幼稚園（民）、認定こども園は、平成29年3月末現在

※教育関係は、平成29年5月1日現在

※障害児施設は、平成29年6月提供実績

※障害福祉サービス（地域活動支援センター除く）は、平成29年6月提供実績

※地域活動支援センターは、平成29年3月提供実績

## 2

障害のある方の生活ニーズ調査結果及び  
関係団体からの主な意見

## (1) 障害のある方の生活ニーズ調査結果

本計画を改定する際の基礎資料とするために、障害のある方及び障害福祉サービスに携わる事業者に対し、平成29(2017)年2月にアンケート調査を実施しました。調査対象と回収結果は下表のとおりです。

表 回収結果

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率	表記	
				*以降、下記の表記で表示	
①身体障害児・者	3,439	1,476	42.9%	在宅系	身体障害
②知的障害児・者	1,778	702	39.5%		知的障害
③精神障害者	2,039	808	39.6%		精神障害
④自立支援医療(精神)受給者	395	139	35.2%		自立支援医療
⑤特定医療費(指定難病)医療受給者	51	20	39.2%		難病
⑥高次脳機能障害者	100	65	65.0%		高次脳機能
⑦発達障害者	100	8	8.0%		発達障害
⑧特別支援学校通学者	172	58	33.7%		特別支援学校
⑨療育センター利用者	100	25	25.0%		療育センター
在宅系 小計	8,174	3,301	40.4%		
⑩グループホーム入居者	410	189	46.1%	居住系	GH入居者
⑪施設入所者	189	82	43.4%		施設入所者
居住系 小計	599	271	45.2%		
⑫居宅系事業者	60	30	50.0%	居宅系事業所	
⑬グループホーム	60	41	68.3%	GH	
⑭施設系事業者	296	200	67.6%	施設系	施設系事業所 地域活動支援 センター
⑮相談支援事業者	76	55	72.4%	相談支援事業所	
事業者 小計	492	326	66.3%		
合計	9,265	3,898	42.1%		

## 1 回答者の属性等

年齢は、〔身体障害〕〔高次脳機能〕〔施設入所者〕では「50～59歳」が最も高くなっています。〔知的障害〕では「19～29歳」が、〔精神障害〕〔自立支援医療〕〔難病〕〔GH入居者〕では「40～49歳」が最も高くなっています。〔難病〕では、「60～64歳」が、〔GH入居者〕では「30～39歳」も「40～49歳」と同じ数値となっており、最も高くなっています。

〔発達障害〕〔特別支援学校〕では「6～14歳」が最も高く、〔療育センター〕では「5歳以下」が最も高くなっています。

表 回答者の年齢

単位：%

	身体障害 n=1,476人	知的障害 n=702人	精神障害 n=808人	自立支援医療 n=139人	難病 n=20人	高次脳機能 n=65人	発達障害 n=8人	特別支援学校 n=58人	療育センター n=25人	GH入居者 n=189人	施設入所者 n=82人
5歳以下	2.4	6.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	<b>52.0</b>	0.0	0.0
6～14歳	4.1	19.4	0.6	0.7	0.0	0.0	<b>50.0</b>	<b>56.9</b>	48.0	0.0	0.0
15～18歳	1.4	10.0	0.6	1.4	0.0	0.0	37.5	36.2	0.0	0.5	0.0
19～29歳	3.5	<b>24.2</b>	8.9	8.6	10.0	6.2	12.5	0.0	0.0	16.9	1.2
30～39歳	5.1	15.1	16.3	18.0	0.0	12.3	0.0	0.0	0.0	<b>24.3</b>	12.2
40～49歳	9.8	13.2	<b>27.6</b>	<b>23.7</b>	<b>25.0</b>	20.0	0.0	0.0	0.0	<b>24.3</b>	19.5
50～59歳	<b>18.4</b>	5.7	21.9	23.0	15.0	<b>21.5</b>	0.0	0.0	0.0	14.3	<b>28.0</b>
60～64歳	14.3	1.6	7.3	5.0	<b>25.0</b>	18.5	0.0	0.0	0.0	5.8	8.5
65～69歳	6.8	1.6	6.7	8.6	5.0	6.2	0.0	0.0	0.0	5.8	12.2
70～74歳	7.5	1.1	3.0	2.9	0.0	4.6	0.0	0.0	0.0	3.7	7.3
75～79歳	9.6	0.7	2.0	0.7	10.0	4.6	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0
80～84歳	6.6	0.0	1.7	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.3
85歳以上	8.0	0.0	0.2	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4
無回答	2.5	1.3	3.0	3.6	10.0	6.2	0.0	5.2	0.0	3.2	1.2
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※濃い網掛けは最も多い項目、薄い網掛けは2番目に多い項目（以降同様）

また、アンケート調査の記入者は、本人が記入している割合が高いですが、〔知的障害〕〔発達障害〕〔特別支援学校〕〔療育センター〕〔施設入所者〕では、家族や支援者による代理記入、若しくは家族や支援者が判断して記入している割合が高くなっています。

表 調査票の記入者

単位：%

	身体障害 n=1,476人	知的障害 n=702人	精神障害 n=808人	自立支援医療 n=139人	難病 n=20人	高次脳機能 n=65人	発達障害 n=8人	特別支援学校 n=58人	療育センター n=25人	GH入居者 n=189人	施設入所者 n=82人
本人	68.1	25.5	77.2	82.0	55.0	83.1	12.5	3.4	0.0	39.2	12.2
本人の意見を聞いて、家族や介助者や施設職員など	15.9	27.6	9.8	7.9	30.0	10.8	50.0	39.7	0.0	31.7	23.2
家族や介助者や施設職員など	10.4	42.6	5.6	5.8	5.0	1.5	25.0	51.7	96.0	22.2	59.8
無回答	5.6	4.3	7.4	4.3	10.0	4.6	12.5	5.2	4.0	6.9	4.9
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

## 2 住まいについて

現在の生活の場は、「自分または家族の持ち家」で暮らしている方が最も多くなっています。

表 現在の生活の場〔在宅系〕

単位：%

	身体障害 n=1,476人	知的障害 n=702人	精神障害 n=808人	特別支援学校 n=58人
自分または家族の持ち家	62.7	59.5	45.3	72.4
民間の賃貸住宅・借家・借間・アパート	18.5	16.8	27.6	19.0
県営・市営住宅、公社・公団の賃貸住宅	9.2	8.4	9.0	1.7
社宅・公務員住宅等の貸与住宅	0.9	1.3	0.6	0.0
病院に入院している	2.6	0.7	4.0	1.7

※ 「その他」「無回答」の割合は省略（以降「平日の日中の主な過ごし方」を除き同様）

また、今後希望する生活では、〔身体障害〕〔知的障害〕〔精神障害〕〔特別支援学校〕では「自宅で親や親族などと生活したい」が最も高くなっていますが、〔精神障害〕では30%以上の方が「一人で地域で生活したい」と回答されています。また、〔GH入居者〕では「一人で地域で生活したい」が20.6%、〔施設入所者〕では「自宅で親や親族などと生活したい」が20.7%となっており、希望として地域での生活を考えていることがうかがえます。

表 今後希望する生活（2つまでの複数回答）

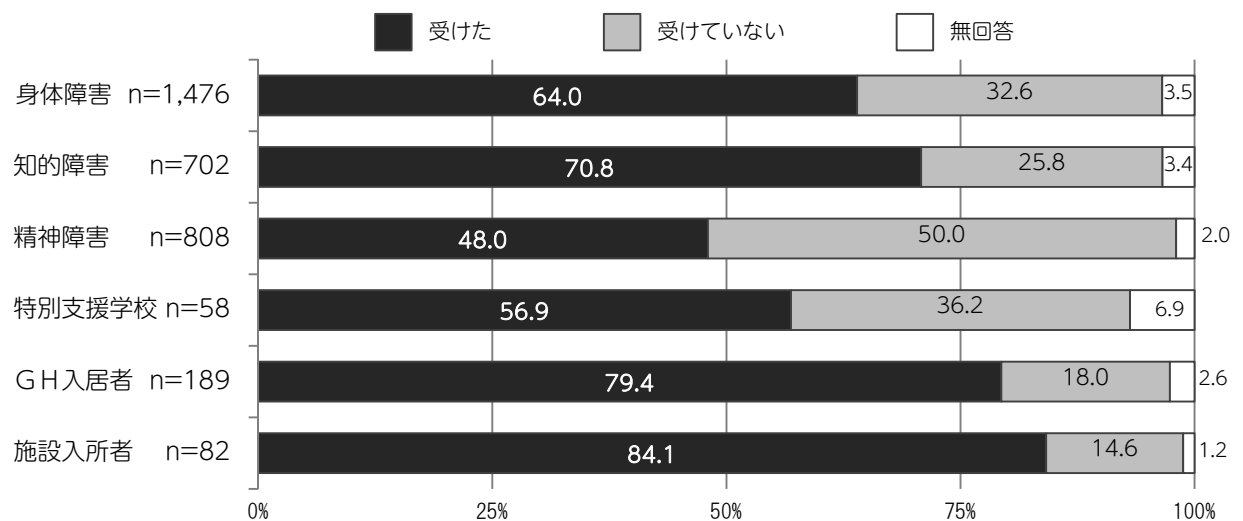
単位：%

	身体障害 n=1,476人	知的障害 n=702人	精神障害 n=808人	特別支援 学校 n=58人	GH 入居者 n=189人	施設 入所者 n=82人
一人で地域で生活したい	23.5	12.5	36.3	8.6	20.6	4.9
自宅で親や親族等と生活したい	55.3	65.7	45.9	74.1	18.0	20.7
結婚して夫婦で生活したい	13.1	12.8	22.6	15.5	13.2	4.9
グループホームで生活したい	4.5	26.4	6.6	20.7	65.6	13.4
市内の入所施設で生活したい	7.2	11.5	5.0	8.6	7.9	40.2
市外でも入所施設で生活したい	2.0	3.4	1.6	6.9	4.8	28.0
老人ホームなどの高齢者の施設 に入って生活したい	6.0	2.6	4.5	0.0	3.2	6.1
病院に入院（入院を継続）したい	2.3	0.1	3.2	0.0	0.5	1.2

### 3 健康診断について

1年間に健康診断を受けた人の割合は下図のとおりとなっています。

図 1年間の健康診断受診の有無



#### 4 平日の日中の主な過ごし方について

平日の日中の主な過ごし方は、〔身体障害〕〔精神障害〕では「特に何もしていない」が最も高く、次いで「企業などで働いている」が高くなっています。〔知的障害〕では「通所施設・地域活動支援センターなどに通っている」が最も高く、〔特別支援学校〕では「学校などに通っている」が最も高くなっています。

〔GH入居者〕では「通所施設・地域活動支援センターなどに通っている」が最も高く、次いで「企業などで働いている」となっています。〔施設入所者〕では「その他」（「入所施設で過ごしている」等）が最も高くなっています。

表 平日の日中の主な過ごし方

単位：%

	身体障害 n=1,476人	知的障害 n=702人	精神障害 n=808人	特別支援 学校 n=58人	GH 入居者 n=189人	施設 入所者 n=82人
企業などで働いている	21.7	18.1	15.8	0.0	16.4	2.4
自宅で働いている	4.5	0.3	2.1	0.0	1.1	1.2
通所施設・地域活動支援センター などに通っている	7.9	32.2	13.0	0.0	60.3	4.9
自宅で家事の手伝いなどを している	11.3	2.3	15.1	0.0	1.1	0.0
学校などに通っている	6.2	29.3	1.5	93.1	0.0	0.0
就職活動中	1.8	1.6	2.6	0.0	2.6	0.0
特に何もしていない	26.1	5.3	30.0	0.0	8.5	30.5
その他	11.7	5.3	12.6	0.0	4.2	42.7

## 5 主な収入について

主な収入は、「年金・手当」「親族の扶養または援助」が上位となっていますが、〔GH入居者〕では、就労移行支援や就労継続支援等の「福祉的就労による収入」が比較的高くなっています。

表 主な収入（複数回答）

単位：％

	身体障害 n=1,476人	知的障害 n=702人	精神障害 n=808人	特別支援 学校 n=58人	GH 入居者 n=189人	施設 入所者 n=82人
給料・報酬（一般企業など）	23.5	19.5	17.9	1.7	20.1	0.0
事業収入（自営業など）	3.5	0.3	0.9	0.0	0.5	1.2
福祉的就労による収入	2.3	18.1	6.3	0.0	37.0	17.1
年金・手当	56.2	47.7	51.5	5.2	69.8	82.9
生活保護費	8.5	4.3	25.2	1.7	30.2	7.3
財産収入（家賃や利子収入など）	3.6	0.7	2.0	0.0	2.1	0.0
親族の扶養または援助	20.4	41.9	28.3	74.1	11.1	8.5

また、就労による収入を得ている人の1か月の給料・報酬・事業収入・工賃については、表のとおりとなっています。

表 1か月の給料・報酬・事業収入・工賃（就労による収入を得ている人）

単位：％

	身体障害 n=430人	知的障害 n=263人	精神障害 n=198人	難病 n=10人	高次脳機能 n=26人
5千円未満	4.2	22.1	9.6	0.0	50.0
5千円～1万円未満	0.9	10.6	6.6	10.0	11.5
1万円～3万円未満	1.4	8.7	6.1	10.0	3.8
3万円～5万円未満	2.6	4.2	4.0	0.0	0.0
5万円～10万円未満	10.0	12.2	16.2	30.0	3.8
10万円～15万円未満	13.3	24.0	18.7	10.0	3.8
15万円～20万円未満	10.5	3.4	10.6	10.0	3.8
20万円～25万円未満	12.1	0.8	6.1	0.0	0.0
25万円～30万円未満	7.7	0.0	1.5	0.0	3.8
30万円以上	19.5	0.0	6.1	10.0	3.8



## 6 いまの生活で困っていることについて

全体的に、「自分の健康や体力に自信がない」、「特に困っていることはない」「十分な収入が得られない」が高くなっています。また、「お金の管理が難しい」「役所の手続きが難しい」という手続きの煩雑さに関する回答も多くなっています。

表 生活で困っていること（複数回答）

単位：%

	身体障害 n=1,476人	知的障害 n=702人	精神障害 n=808人	特別支援 学校 n=58人	GH 入居者 n=189人	施設 入所者 n=82人
身の回りの介助をしてくれる人がいない	3.3	2.8	6.7	0.0	2.6	3.7
生活全般について相談できる人がいない	6.8	4.8	16.1	3.4	6.3	7.3
いっしょに暮らす人がいない	4.2	1.1	9.2	0.0	3.2	4.9
利用できる移動手段（公共交通機関、福祉キャブなど）が少ない	10.0	6.1	6.7	6.9	7.4	11.0
学校や施設を利用できない	1.2	1.0	2.1	3.4	0.5	0.0
適当な働き口がない	8.1	5.3	19.6	3.4	7.4	3.7
十分な収入が得られない	15.4	15.5	36.5	5.2	22.2	6.1
趣味や生きがいを持ってない	8.9	8.3	25.0	3.4	10.1	3.7
生活をするうえで必要な情報が得られない	6.0	7.3	9.7	3.4	7.4	3.7
自分の健康や体力に自信がない	35.6	14.0	54.5	3.4	19.6	14.6
必要な保健・福祉・医療サービスが受けられない	4.0	4.7	5.6	3.4	3.2	3.7
隣人などとの関係がうまくいかない	2.6	5.1	12.6	5.2	6.3	1.2
余暇を過ごす場や機会がない	6.0	15.2	10.3	8.6	13.2	9.8
薬の管理が難しい	3.4	9.0	9.0	5.2	14.3	9.8
お金の管理が難しい	4.4	18.5	22.0	15.5	23.8	9.8
役所の手続きが難しい	13.0	19.9	24.3	15.5	21.7	12.2
特に困っていることはない	28.3	31.5	11.9	36.2	26.5	36.6

## 7 将来の生活で心配なことについて

「自分で身のまわりのことができるかどうか」「生活費の負担ができるかどうか」「生活する住居または施設があるかどうか」がいずれの障害でも上位項目となっています。さらに、「働く場所や適当な仕事があるかどうか」「生活全般に関する相談・援助が受けられるかどうか」も高くなっています。

表 将来の生活で心配なこと（複数回答）

単位：%

	身体障害 n=1,476人	知的障害 n=702人	精神障害 n=808人	特別支援 学校 n=58人	GH 入居者 n=189人	施設 入所者 n=82人
生活する住居または施設があるかどうか	23.2	46.4	38.1	48.3	24.9	20.7
いっしょに暮らす人がいるかどうか	17.1	38.6	32.3	41.4	14.3	6.1
身のまわりの介助をしてくれる人がいるかどうか	23.5	34.8	22.2	39.7	18.5	17.1
自分で身のまわりのことができるかどうか	38.9	42.7	45.4	50.0	24.9	13.4
生活全般に関する相談・援助が受けられるかどうか	18.0	34.2	36.6	41.4	19.6	15.9
働く場所や適当な仕事があるかどうか	18.4	36.9	37.5	62.1	17.5	2.4
通所施設や作業所、デイケアなど、日中の行き場があるかどうか	8.1	31.8	10.9	41.4	14.8	8.5
生活費の負担ができるかどうか	32.2	42.9	55.4	51.7	25.4	13.4
必要な医療が受けられるかどうか	19.7	24.8	27.6	37.9	20.1	20.7
隣人などとの関係がうまくいくかどうか	6.5	20.4	20.3	31.0	10.1	4.9
特に困っていることはない	17.7	9.5	8.3	10.3	20.6	35.4

## 8 市に特に充実させてほしいサービスについて

市に特に充実させてほしいサービスについては、障害種別によって異なり、〔身体障害〕では「専門的な医療やリハビリテーション」が最も高く、〔知的障害〕は「障害者用の市営住宅やグループホーム」が最も高くなっています。〔精神障害〕では「就労のための相談や訓練」が最も高く、〔特別支援学校〕では「障害児教育」「障害児が使えるサービス」が上位となっています。

表 市に充実させてほしいサービス（複数回答）

単位：％

	身体障害 n=1,476人	知的障害 n=702人	精神障害 n=808人	特別支援 学校 n=58人	GH 入居者 n=189人	施設 入所者 n=82人
専門的な医療やリハビリテーション	27.4	18.4	21.8	15.5	16.4	9.8
身体介護や家事などの介護サービス	17.0	8.4	9.4	5.2	9.0	7.3
障害者用の市営住宅やグループホーム	19.9	37.5	26.0	32.8	43.9	13.4
障害児教育	5.3	22.6	5.1	44.8	5.8	1.2
障害児が使えるサービス	7.0	26.5	6.2	43.1	8.5	0.0
障害児の放課後活動（地域における放課後支援）	5.3	17.7	4.3	29.3	5.3	2.4
通所による施設サービス	8.0	16.7	10.1	17.2	20.1	3.7
日中活動終了後のサービス	5.7	19.9	6.2	31.0	12.7	4.9
入所施設サービス	10.0	18.2	9.0	24.1	13.2	29.3
就労のための相談や訓練	12.1	28.6	29.0	34.5	19.6	2.4
施設や病院から地域で生活するための訓練	5.8	7.5	7.4	10.3	6.9	7.3
移動や外出の援助	13.8	18.5	9.9	34.5	24.9	12.2
短期入所	10.0	25.6	9.9	29.3	8.5	4.9
相談支援	12.2	21.5	21.2	24.1	21.7	8.5
手話や要約筆記、その他のコミュニケーションの支援	6.1	3.1	2.2	13.8	4.2	0.0
福祉用具および福祉用具の利用援助	15.5	5.6	6.7	12.1	9.0	3.7
介護保険制度のサービス	13.4	8.5	10.1	10.3	5.8	2.4
権利擁護	4.9	7.8	11.8	10.3	15.3	4.9
体験宿泊サービス	5.5	14.1	5.6	22.4	6.9	3.7

## 9 災害対策について

災害が発生した時に必要なこととして、いずれも「災害の発生を知らせてほしい」「避難所までの誘導や案内をしてほしい」が上位2項目となっていますが、「医療的ケアや薬を確保したい」も割合が比較的高くなっています。一方、〔居住系〕では、「助けにきてもらいたい・避難所に移送してほしい」が最も高くなっています。

表 災害時に必要と思われること（複数回答）

単位：%

	身体障害 n=1,476人	知的障害 n=702人	精神障害 n=808人	特別支援 学校 n=58人	GH 入居者 n=189人	施設 入所者 n=82人
災害の発生を知らせてほしい	33.6	37.7	45.3	50.0	45.5	20.7
助けにきてもらいたい・避難所に移送してほしい	29.9	36.8	27.8	29.3	52.4	43.9
医療的なケアや薬を確保したい	27.7	18.4	32.7	10.3	25.9	24.4
特別の食事を備蓄してほしい	15.4	18.7	23.8	12.1	23.3	13.4
排せつ用のストマ用補装具等を備蓄してほしい	17.4	12.7	18.7	13.8	15.9	8.5
避難所までの誘導や案内をしてほしい	30.4	38.9	35.5	50.0	48.1	26.8
特にない	9.0	9.7	11.5	8.6	6.9	11.0

## 10 ともに地域で暮らすために力を入れるべきことについて

障害のある人もない人も共に地域で普通に生活できるように地域の理解を進めていくために、特に力を入れるべきことについて、「障害や病気についての正しい知識の普及啓発や講演会、疑似体験会の開催」「障害や病気のある人の一般企業への就労の促進」「学校や地域などで交流の機会を増やすこと」「学校や地域などでともに学び、ともに暮らすこと」の割合が高く、障害や病気を正しく理解する機会の提供や学校や地域でともに暮らすことが求められています。

表 地域の理解を進めるために力を入れるべきだと思うこと（3つまでの複数回答）

単位：%

	身体障害 n=1,476人	知的障害 n=702人	精神障害 n=808人	特別支援 学校 n=58人	GH 入居者 n=189人	施設 入所者 n=82人
障害や病気のある人の生活を伝えるパンフレットの発行	15.4	14.0	17.1	8.6	19.0	2.4
障害者作品展やイベントの開催	4.3	9.4	6.1	12.1	11.6	6.1
学校や地域などで交流の機会を増やすこと	17.3	30.3	11.6	51.7	20.6	31.7
学校や地域などでともに学び、ともに暮らすこと	17.8	31.9	16.7	44.8	22.8	18.3
学校や生涯学習での障害や病気に関する教育や情報の提供	19.2	25.1	20.9	43.1	14.3	19.5
障害や病気についての正しい知識の普及啓発や講演会、疑似体験会の開催	27.2	26.5	33.3	41.4	28.6	26.8
障害や病気のある人の一般企業への就労の促進	26.4	31.9	39.4	50.0	27.0	13.4
特にない	10.4	8.0	12.1	3.4	11.6	11.0

## 11 運動・スポーツについて

過去1年間に運動・スポーツを「まったく行っていない」割合は、〔身体障害〕〔精神障害〕では30%を超えています。〔居住系〕ではともに約30%となっています。

表 1年間の運動・スポーツの実施頻度

単位：%

	身体障害 n=1,476人	知的障害 n=702人	精神障害 n=808人	特別支援 学校 n=58人	GH 入居者 n=189人	施設 入所者 n=82人
週3日以上	14.7	21.9	14.4	55.2	14.3	8.5
週に1～2日	14.2	23.8	15.3	27.6	13.2	12.2
月に1～3日	7.1	8.8	7.5	1.7	11.6	13.4
3か月に1～3日	3.3	2.4	3.7	0.0	3.7	0.0
年に1～2日	3.0	3.7	5.4	0.0	6.9	7.3
まったく行っていない	33.0	23.1	39.7	8.6	28.6	31.7

## (2) 団体ヒアリングの主な意見

本計画の改定にあたり、ニーズ調査ではとらえきれない障害当事者や家族、支援者の意見を聴くために、平成29(2017)年7月から8月にかけて、関係団体へのヒアリングを実施しました。その中でいただいた代表的な意見は次のとおりです。

No.	団体名	実施日時	会場	参加者数
1	知的障害者本人の会・私たちの広場	7月9日(日) 10:10~10:40	地域福祉施設ちどり	5名
2	障害者就労支援ネットワーク会議(北部)	7月10日(月) 9:30~10:30	北部リハビリテーションセンター	7名
3	高次脳機能障害者当事者	7月10日(月) 10:00~11:00	高次脳機能障害地域活動支援センター	6名
4	i.care(医療的ケアのこどもをもつ母の会)	7月11日(火) 10:00~11:00	メンバーご自宅	7名
5	豊かな地域療育を考える連絡会	7月13日(木) 9:30~10:30	中原区役所	67名
6	特別支援学校保護者(麻生養護学校)	7月14日(金) 11:30~12:00	麻生養護学校	保護者13名 職員3名
7	相談支援センター	7月14日(金) 14:00~15:00	中原区役所	30名
8	障害者就労支援ネットワーク会議(南部)	7月14日(金) 15:00~16:00	ソリッドスクエア東館	9名
9	川崎市育成会 手をむすぶ親の会	7月18日(火) 11:30~12:00	地域福祉施設ちどり	14名
10	障害者就労支援ネットワーク会議(中部)	7月19日(水) 10:00~11:00	富士通ユニオンビル	22名
11	川崎市重症心身障害児(者)を守る会、療ねひろば	7月19日(水) 10:30~12:00	サポートセンター Rond	19名
12	特別支援学校職員(麻生養護学校)	7月19日(水) 14:30~15:00	麻生養護学校	53名
13	就労継続支援B型会議	7月24日(月) 15:30~16:00	J A セレサ	9名
14	公益財団法人 川崎市身体障害者協会	7月25日(火) 14:00~15:00	ソリッドスクエア東館	8名 支援者2名
15	川崎市肢体不自由児者父母の会連合会	7月26日(水) 13:00~14:00	北部身体障害者福祉会館	10名
16	ベアレット病友の会神奈川 県支部川崎部会	7月27日(木) 13:30~14:30	ソリッドスクエア西館	3名
17	身体障害者当事者会マイライフ川崎・川崎市の障害福祉を グランドデザインする会	7月28日(金) 10:30~11:30	療育ネットワーク川崎 本部	10名
18	川崎市障害福祉施設事業協会 施設長会	7月28日(金) 13:30~14:30	総合自治会館	47名
19	療育センターケースワーカー 担当者会議	7月31日(月) 16:00~16:50	地域福祉施設ちどり	14名
20	川崎市自閉症協会	8月1日(火) 10:00~12:00	くさぶえの家	5名

No.	団体名	実施日時	会場	参加者数
21	高次脳機能障害者家族	8月2日(水) 11:30~12:30	北部リハビリテーションセンター	4名 支援者1名
22	高次脳機能障害者当事者	8月2日(水) 13:20~14:10	北部リハビリテーションセンター	5名 支援者2名
23	精神障害当事者	8月3日(木) 15:00~16:40	百合丘地域生活支援センターゆりあす	14名 支援者4名
24	川崎市精神障害者地域生活推進連合会	8月4日(金) 10:00~11:00	ソリッドスクエア東館	5名
25	特定非営利活動法人あやめ会 (川崎市精神保健福祉家族会連合会)	8月25日(金) 14:00~15:20	地域福祉施設ちどり	14名
26	日本ALS協会 神奈川県支部	8月29日(火) 18:30~20:00	ソリッドスクエア東館	3名
27	児童支援コーディネーター	アンケート	-	76名

## 1 相談支援体制に関すること

- ・ 様々なサービスがある中、どこに相談に行ってもよいかわからない。
- ・ 福祉・教育・医療を一括して受入れてくれる相談窓口があるとよい。
- ・ 家族の急用、急病時や困った時に相談できる場所や人が必要。
- ・ 障害者相談支援センターは、抱える件数が多く、レスポンスが遅い。障害の特性に対し、事業所による能力の差が大きいため平準化してほしい。

## 2 子どもへの支援に関すること

- ・ 事業者研修を実施するなど、放課後等デイサービスの質の担保が必要。
- ・ 放課後等デイサービスは療育というより、一時預かりに近い状態になっており、本当に専門的な療育が必要な子が使えない。
- ・ 障害のある子どもは初めから支援学級に振り分けられ、勉強面や人との交流面（機会が減る等）に問題が生じている。
- ・ 発達障害児・者の保護者への専門的な情報やペアレントトレーニングの提供の拡充が必要。
- ・ 未就学時に親身であった療育センターが就学後は第一に学校となり、相談しづらい。
- ・ 特別支援教育センターや地域療育センターなどは抱える案件も多く、保護者からの相談にタイムリーに応じたくても、調整に手間取ることが多い。
- ・ 子どもが医療機関にかかっている場合、医療機関の診断と学校の方針にずれがあり、保護者が悩んでしまう。



### 3 地域生活の支援に関すること

- ・ ショートステイが不足し、土日や必要な時に利用できない。
- ・ 親の急病の時などに対応できる一時預かりがあるとよい。
- ・ 生活介護事業所が少ない。
- ・ 困ったときに相談できる 24 時間対応可能なサポート体制がほしい。
- ・ 生活リズムが崩れないように、高校卒業後の夕方支援をしてほしい。
- ・ 地域生活を整えずに入院や施設入所を減らすと地域でうまくいかないの、気軽な短期入所の利用や相談の場などがあるとよい。
- ・ 退院するための支援も必要だが、退院後は家にひきこもってしまうことも多いので、退院後の支援が欲しい。

### 4 住まいの支援に関すること

- ・ グループホームが足りず、すぐに入れず、待っている人がいる。
- ・ 空き家のグループホーム化等、空き家の有効活用を考えてほしい。
- ・ 親から離れひとり暮らしを希望しても、ヘルパーがいないとできない。
- ・ 部屋を見つけても入れてくれるかどうかわからない。

### 5 雇用・就労等に関すること

- ・ 就職や職場復帰、職場定着には、会社のサポートや従業員の理解が必要。
- ・ 会社と生活面のフォローをする支援者との連携がうまくできていない。
- ・ 企業に対するアプローチを担当者という点から、その上司や同僚など複合的な関係に変えていくことが必要。
- ・ 就労支援機関にまだつながっていない人に対しては、支援機関の一覧など、わかりやすい冊子を作って駅やコンビニに置くなど情報を届けることや、就職に関することでも相談・接触できる機会を持つことが大切。
- ・ 重度の障害があってもコツコツと作業はできるのにちょっとした会話などのコミュニケーションが苦手なため、採用されないことがある。
- ・ 特例子会社を単なる低賃金の職場としないように、障害者雇用のあり方を考えてほしい。

### 6 保健・医療に関すること

- ・ 医療ケア対応の送迎、事業所、ショートステイを増やしてほしい。
- ・ 地域生活移行にあたり、生活面で関わる看護師と地域の支援者が連携できる場があるとよい。
- ・ 病院に地域の支援者が入っていくことが難しいと感じる部分もあるので、病院側との情報提供や意見交換ができる場を設けてほしい。
- ・ 退院後 2 年ほど引きこもりになったが、地域包括支援センターの人が訪問してくれたことをきっかけに、障害者手帳の取得や担当相談員ができて、ポジティブになれた。医療機関と行政、福祉がしっかりつながってほしい。

## 7 サービス提供体制に関すること

- ・ 医療的ケアを必要とする児・者の社会参加のために、医療従事者を養成してほしい。
- ・ ヘルパーが足りず、高齢者がヘルパーをやっている場合も多い。
- ・ ハコモノはあっても、働く人がいなく、グループホームができない。

## 8 心のバリアフリーに関すること

- ・ 障害のある子どもと障害のない子どもが両方まじりあえる場があるとよい。
- ・ 地域で暮らしていくためには、地域や企業など周囲の理解が必要。
- ・ 川崎市に住む障害者の一人として、障害者のことを語れる場があるとよい。
- ・ 義務教育の中で障害について勉強することが大事。

## 9 社会参加の促進に関すること

- ・ 身近に運動できる場や運動を専門的に教えてくれる人がほしい。

## 10 生活環境のバリアフリー化に関すること

- ・ 建物のバリアフリーマップはあっても、そこに行くまでにどこを通ればバリアフリーなのかがわからない。
- ・ 遠回りになっても段差のないルートを選びたい。

## 11 災害・緊急時対策に関すること

- ・ 災害の時に周囲と一緒に避難できないので、身近な所へ避難したい。
- ・ 二次避難所となる施設への災害用備品等の整備の予算をつけてほしい。

### (3) 川崎市地域自立支援協議会からの意見

第4次ノーマライゼーションプランの改定にあたっては、川崎市地域自立支援協議会からも意見を求め、改定の参考としています。

地域自立支援協議会からの意見の要旨は次のとおりです。

#### 1 相談支援を必要な人に届けるための体制整備

- ・ 障害者相談支援センターが市民・関係機関に十分に知られていない。
- ・ 障害者の相談支援では、計画相談支援だけではないため、ワンストップ相談ができる障害者相談支援センターの充実が必要である。現状の設置数・職員数では対応しきれない。

#### 2 ライフステージごとに途切れない相談支援体制の充実

- ・ 教育と福祉の相互理解が必要。
- ・ ライフステージごとや教育から福祉に引き継がれるときに情報が伝わらない。

#### 3 一人ひとりのニーズに合った日中活動系サービスの整備

- ・ 合理的配慮が必要な方々に対して、それぞれのニーズに対応できる日中活動系サービスの受入れ体制を整備する必要がある。
- ・ 利用者が希望している日中活動系サービス事業所に通えるように、それぞれの状態や状況に合わせた移動手段を保障する必要がある。

#### 4 自立した地域生活を送るための移動手段の保障

- ・ 障害のある方が学校や日中活動系サービス事業所に通えるように、移動支援事業や交通機関の充実が必要である。
- ・ 医療的ケアが必要な方に対応できるヘルパーの拡充が必要である。

#### 5 住まいに関する情報を適切に得られる仕組みづくり

- ・ 必要な方全てが、グループホームごとの空き状況や特徴などの情報を得られる仕組みが必要である。
- ・ ひとり暮らしするために必要な情報を得られる仕組みが必要である。

#### 6 医療と福祉の切れ目のない地域支援体制の構築

- ・ 医療的ケアが必要な方の相談に乗れる、基幹相談支援センターの医療系相談員の活用や、医療や社会資源の知識を持った相談支援専門員の育成が必要である。
- ・ 医療と福祉がスムーズに連携できるよう、相互の情報や支援方法を共有できる仕組みが必要である。

## 7 多様なニーズに対応する支援人材の確保

- ・ 行動援護を担えるヘルパーの養成が急務である。
- ・ 多様な訪問系サービスの担い手（精神障害者ピアヘルパー・外国人ヘルパー・学生ヘルパーなど）を養成する必要がある。

## 8 災害時等の対応に備えた市民等への障害理解及び情報提供

- ・ 有事の際に活用できるサービスを支援者が知らないために、情報提供できていない。
- ・ 不要な混乱や差別を避けるために、災害時に障害の方に対して必要な配慮・不必要な配慮について、市民に広く周知することが必要。

## 9 制度移行時における切れ目のない支援体制

- ・ 介護保険に移行する際に混乱が生じ、円滑に移行できない場合がある。

## 10 障害児・者を取り巻く環境に対する支援体制

- ・ 家族が抱える問題が多様化しているため、より一層多機関の連携が必要である。

## 11 精神障害者の地域移行・地域定着を促進するための体制整備

- ・ 地域移行支援・地域定着支援を担う障害者相談支援センター等が、病院や地域の関係機関と顔の見える関係を築いていくことが必要。
- ・ 地域の受け入れ先が不足している。



第4次かわさきノーマライゼーションプランの改定にあたって	第1部
川崎市における障害児・者の状況	第2部
<b>障害者施策の推進（障害者計画）</b>	<b>第3部</b>
障害福祉サービスの提供見込量 (第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画)	第4部
計画の策定及び推進	第5部
	資料編



## 1

## 第4次かわさきノーマライゼーションプラン 改定に向けた課題

### (1) 障害のある方を取り巻く背景

#### 1 支援を必要とする障害者の増加と多様化

- ・ 障害者手帳交付者数は、平成 18 (2006) 年 4 月の 37,480 人から平成 29 (2017) 年 4 月の 57,215 人と約 1.5 倍に増加しています。
- ・ 平成 23 (2011) 年 8 月の障害者基本法の改正により、障害者の定義が、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」とされたことにより、障害の範囲が拡大し、障害者手帳の交付を受けていない、何らかの支援が必要な方が増えています。
  - ▶ 精神障害のある方のうち、精神障害者保健福祉手帳を所持している方はごく一部と考えられます。平成 26 (2014) 年に厚生労働省が行った患者調査では、全国の精神障害者の割合は人口 1,000 人当たり約 30 人となっており、これに基づくと本市では約 45,000 人と推定されます。
  - ▶ 発達障害や高次脳機能障害のある方、特定医療費（指定難病）医療給付受給者や小児慢性特定疾患医療給付受給者など難病の方も相当数いると考えられます。
- ・ 障害の範囲が拡大することにより、そのニーズも多様化しており、ニーズに対応した支援を行うことが求められています。

#### 2 高齢障害者の増加と重度化・重複化

- ・ 高齢化の進展による障害者自身の高齢化と、高齢化に伴い要介護状態となった障害者手帳を取得する方が増加しています。
  - ▶ 身体障害者の約 3 分の 2 が 65 歳以上の高齢者
  - ▶ 精神障害の入院患者数についても、平成 29 (2017) 年度の増加数のうち約 3 分の 2 が高齢者であり、長期在院者数の増加に影響していると考えられます。
- ・ 医療的ケアなど、加齢に伴う重度化・重複化への対応が求められています。

#### 3 障害児支援のニーズの多様化

- ・ 近年、医学の進歩等に伴い、出生直後から NICU（新生児特定集中治療室）に入院し、退院後も日常生活を営むために人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアを必要とする児童（以下「医療的ケア児」という。）が増加しています。本市においても、医療的ケア児は約 200 人と推計しており、医療的ケア児が在宅生活を継続していくための支援の充実が求められています。



#### 4 障害者を支える家族の高齢化

- ・高齢化の進展に伴い、最も身近な支援者である家族の高齢化も進んでおり、これまで家族が支えていた部分への支援が必要となります。

#### 5 共生社会の実現に向けた取組

- ・地域のあらゆる住民が、「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現が求められています。
- ・平成 28（2016）年7月 26 日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と起こらないよう、一人ひとりが障害者への理解を深め、差別や偏見をなくし、障害者が安全で安心して暮らせる共生社会を実現していくことが必要です。なお、神奈川県では、この事件を受け、同年 10 月 14 日に「ともに生きる社会かながわ憲章（以下「かながわ憲章」）を策定し、県民総ぐるみで、この憲章の実現に向けて取組むこととしています。本市においても、県と連携して、かながわ憲章の理念の普及に取り組んでいきます。
- ・「すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を理念とする障害者差別解消法が平成 28（2016）年4月に施行され、障害者の社会生活を制限し、社会参加を制約しているソフト・ハード面の社会的障壁を取り除く又は軽減する取組が進められていますが、引き続き、本法に基づく取組を推進していく必要があります。



#### ともに生きる社会かながわ憲章とは


障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」事件を契機に、ともに生きる社会の実現を目指して、神奈川県と神奈川県議会が共同で策定したものです。

あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にすること、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現すること、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除すること、かながわ憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取組むことを定めています。

## (2) 第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定に向けた主な課題

### 1 あらゆる障害に対応した相談支援体制の構築

- ・ 指定特定相談支援事業所の数が十分でない。
- ・ 障害者相談支援センターの体制が十分でない。
- ・ 発達障害、高次脳機能障害、難病患者等ニーズや支援方法が多様化している。
- ・ 発達障害児・者の保護者によるペアレントメンター事業が有効である。

 指定特定相談支援事業所や障害者相談支援センターなど、相談支援体制の充実が必要。


### 2 地域生活支援の充実

- ・ 特別支援学校卒業後の夕方支援に資するサービスの拡充が求められている。
- ・ 短期入所が不足しており、特に緊急時に使えないとの意見がある。
- ・ 生活介護事業所が不足しており、利用先が見つからないとの意見がある。
- ・ 短期入所や生活介護事業所の不足感は、医療的ケア児や肢体不自由の方に強い。

 障害のある方が地域生活を継続していくための日中活動の場や短期入所などのサービスの拡充が必要。


### 3 多様な住まい方と場の確保

- ・ グループホームが不足しており、すぐに入れないという意見がある。
- ・ グループホームの物件確保に苦勞しているという意見がある。
- ・ 地域生活を継続するための短期入所の仕組みが必要という意見がある。
- ・ 障害者入所施設に入所している障害者の高齢化が進んでおり、特別養護老人ホームでの支援がふさわしい方の増加が見込まれる。

 グループホーム整備の支援の取組や多様なニーズに対応できるグループホームの整備に向けた取組が必要。希望する住まいでの継続した生活を支援する取組が必要。


### 4 自立に向けた就労支援

- ・ 企業側と生活面をフォローする支援者の連携が十分でないとの意見がある。
- ・ 平成30(2018)年4月に、障害者雇用率の対象に精神障害者が追加されることや新たに就労定着支援のサービスが創設されることへの対応が求められている。

 平成30(2018)年4月の制度改正への対応が必要。


## 5 保健・医療・福祉・教育等の連携強化

- ・医療的ケア児は少数だが、しっかりと対応してほしいという意見がある。
- ・医療的ケア児が増えており、医療的ケア児のための生活介護事業所や短期入所が十分でない。

 医療的ケア児支援に関わる関係機関の協議の場の設置、医療的ケア児の実態把握の実施、医療的ケア児のための生活介護事業所や短期入所の拡充が必要。


## 6 人材の確保

- ・行動援護などを担えるヘルパーが不足している。
- ・重度・重複障害者に対応できる従事者が不足しているという意見がある。
- ・医療的ケアが必要な方に対応できるヘルパーの拡充が求められている。

 障害のある方の地域生活を支える福祉人材や、医療的ケアに対応できる人材の確保が必要。


## 7 障害に対する理解を深める取組の推進

- ・障害のある方やその家族が地域で生活するためには、障害に対する周囲の理解が欠かせない。
- ・障害のある子どもとない子どもが混じり合える場がもっと必要という意見がある。
- ・義務教育の中で障害について勉強することが大事であるという意見がある。

 障害のある方とない方の交流の場や、地域や学校教育における障害や病気に対する理解を深める取組の一層の推進が必要。

## 8 災害時対策の強化

- ・災害時に活用できるサービス等が周知されていない。
- ・二次避難所における備蓄品整備における行政の支援が必要という意見がある。

 障害のある方への災害に関する情報の適切な提供方法の検討や、災害時の避難支援体制づくりの検討などが必要。

# 2

## 計画の方向性

### (1) 基本理念

障害の範囲拡大による障害者数の増加とニーズの多様化、高齢化の進展による障害当事者やその家族の高齢化とそれに伴うニーズの重度化・重複化、医療的ケア児の増加等障害児支援のニーズの多様化など、障害のある方に対する支援は多岐にわたります。こうした多様なニーズに適切に対応するためには、福祉・保健・医療・教育・まちづくりなど幅広い分野が連携して取組んでいくことが欠かせません。また、障害のある方が地域で生活していくためには、地域の方々が障害や病気に対する理解を深め、意識のバリアを外していくことが重要です。

したがって、今回の改定においても、第4次ノーマライゼーションプラン策定時の基本理念である「障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現」と、『川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン』の基本理念「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を踏まえた基本的な視点を引き続き継承し、施策を展開していきます。

#### 川崎市地域包括ケア推進ビジョンの基本理念

『誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現』

#### 第4次かわさきノーマライゼーションプランの基本理念

『障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現』

視点1 ライフステージに応じた総合的な支援体制の構築

視点2 多様な主体の参画による地域で支え合う社会の実現

視点3 誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進

## (2) 基本的な視点

### 視点1 ライフステージに応じた総合的な支援体制の構築

障害者の増加や発達障害、高次脳機能障害等の障害の多様化への対応をはじめ、高齢障害者の増加と家族の高齢化、医療的ケア児の増加などの実態を踏まえた支援策の展開が必要となっています。

#### 施策の方向性

##### ●あらゆる世代に対応した支援体制の構築

ライフステージに応じた支援体制を構築するため、障害児から障害者への切れ目のない一貫した支援の充実や高齢者施策との連携など「要支援者全体を支える」という視点を持ち、多様化・複雑化したニーズに対応するとともに、障害のある方が日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい（と思う）意思が反映された生活を、住み慣れた地域で安心して送れるよう支援体制の構築に取り組めます。

##### ●保健・医療・福祉等の関係機関の連携強化

支援が必要な方のニーズは多様であり、その人に応じた適切な支援を提供するため、多機関・多職種との連携による総合的・包括的な支援体制の整備を進めます。

#### 方針 I

育ち、学び、働き、暮らす

～一人ひとりのライフステージと障害特性に応じた総合的な支援体制の構築を目指します～

#### 重点的な取組

- あらゆる障害に対応した相談支援体制の構築
- 地域生活支援の充実
- 多様な住まい方と場の確保
- 自立に向けた就労支援
- 保健・医療・福祉・教育の連携強化
- 人材の確保

## 視点2 多様な主体の参画による地域で支え合う社会の実現

現在、人口の6%の方は何らかの障害があると推計されており、障害は身近な存在となっています。そのため、苦情解決窓口体制や、障害者虐待防止法に基づく虐待防止体制、成年後見制度など、障害のある方の権利を守る取組の充実や平成28（2016）年4月に施行された障害者差別解消法に基づく取組の推進とともに、心のバリアフリーの地域社会づくりに向けた取組を一層進めていく必要があります。また、地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれることなく、地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしや生きがいをともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

### 施策の方向性

#### ●差別や権利侵害の防止・社会参加の機会の拡大

障害のある方を含めて支援が必要な方が、住み慣れた地域や本人が望む場で安心して自立した生活をしていくためには、ライフステージや障害特性に応じた個別支援を提供することが重要ですが、一方では、共に暮らす市民としての受入れ、支える社会のあり方も非常に大きな要素であり、地域社会の一員としての支援も欠かすことができません。このことから、地域の中で障害のある人もない人も相互理解を深め、共に育ち、共に学び、共に暮らし、共に働くことが当たり前と感じられる地域社会づくりを進めます。

#### ●地域の多様な主体による支え合いの仕組みづくり

ボランティア、民間団体・企業、さらには障害当事者だからこそできるピアサポートなど障害当事者も支援の担い手として、活躍できる仕組みづくりに取り組めます。

#### 方針Ⅱ

地域でふれあい、支え合い  
～障害のある人もない人も支え合える「心のバリアフリー都市川崎」を目指します～

#### 重点的な取組

- 障害に対する理解を深める取組の推進

### 視点3 誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進

本市では、川崎市福祉のまちづくり条例などに基づいて、障害のある方を含めた全ての市民が生活しやすいまちとなるよう生活環境や情報のバリアフリー化を図っていますが、さらに平成28（2016）年4月に施行された障害者差別解消法を踏まえて、障害者を取り巻く生活環境全般における障壁（バリア）を可能な限り取り除く、又は軽減する取組を進めていくことが必要です。

また、東日本大震災等の近年の大規模災害を踏まえた災害時要配慮者への支援体制のより一層の強化に向けた検討・推進が求められています。

#### 施策の方向性

##### ●生活環境面でのバリアフリーのまちづくりの促進

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考えに基づいて、生活環境面や情報提供面でのバリアフリーのまちづくりを進めます。

##### ●災害時要配慮者への支援体制の強化

二次避難所（福祉避難所）の整備や運営方法の改善など、災害時要配慮者への支援体制のより一層の整備・強化に取り組めます。

#### 方針Ⅲ

やさしいまちづくり  
～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりを目指します～

#### 重点的な取組

##### ●災害時対策の強化

# 第4次かわさきノーマライゼーションプラン（改定版）の推進

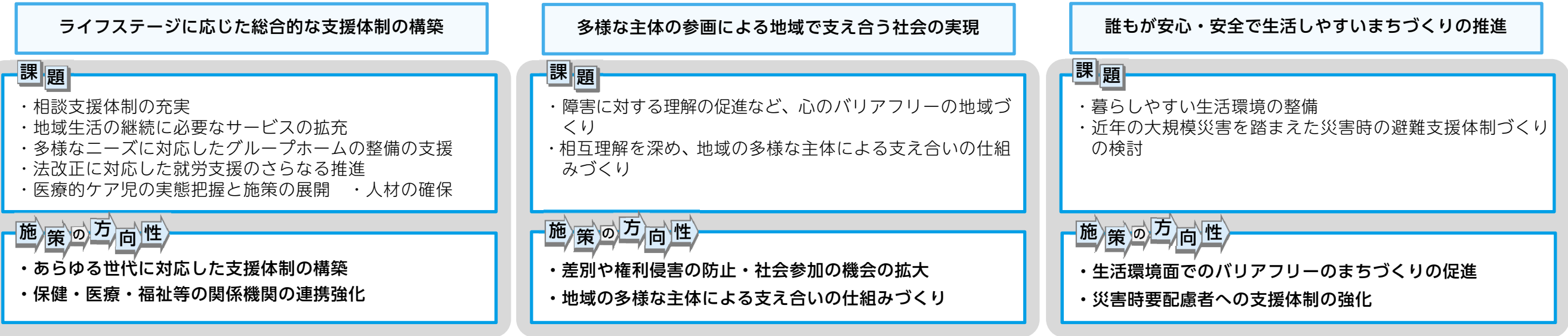
## 基本理念

『障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現』

### ★ 計画改定の背景 ★

- 障害者数が平成18年の障害者自立支援法施行以降、50%以上増加し、かつ多様化している。
- 加齢に伴う障害の重度化・重複化、障害児支援のニーズの多様化への対応が必要である。
- 家族の高齢化を見据え、障害者が地域生活を継続するための支援策を展開していくことが求められている。
- 障害者差別解消法の理念の浸透など、共生社会の実現に向けた取組が必要である。

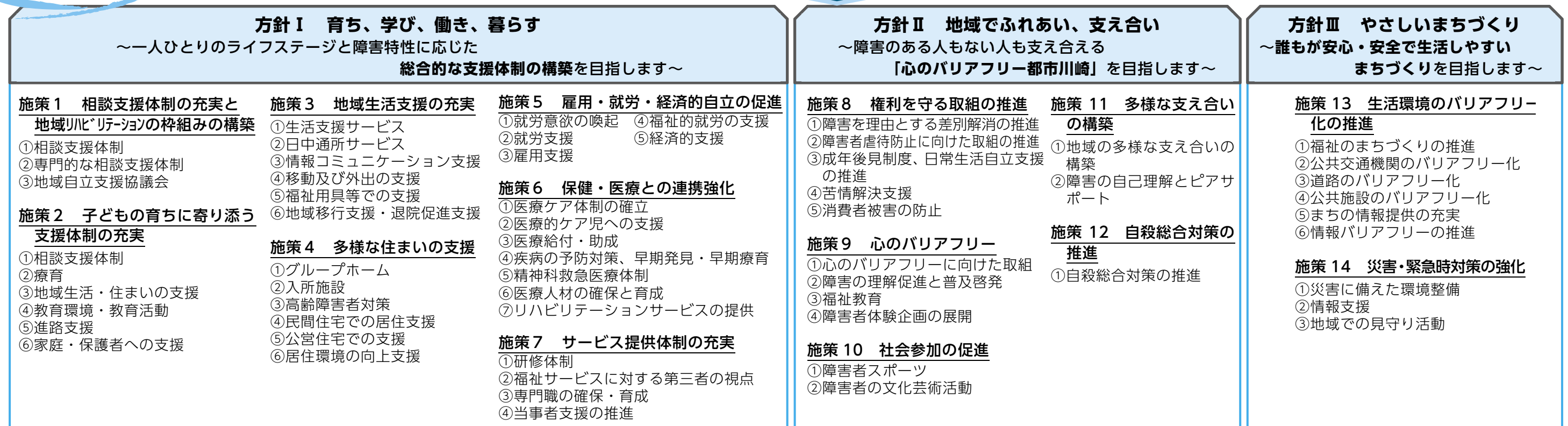
## 基本的な視点



### 重点的な取組

- あらゆる障害に対応した相談支援体制の構築
- 地域生活支援の充実
- 多様な住まい方と場の確保
- 自立に向けた就労支援
- 保健・医療・福祉・教育等の連携強化
- 人材の確保
- 障害に対する理解を深める取組の推進
- 災害時対策の強化

## 施策体系







## 3

## 施策体系

\* 改定時に追加したものに網掛けをしています。

### ●方針Ⅰ 育ち、学び、働き、暮らす

施策体系	施策課題	事業名	掲載ページ
(1) 相談支援体制の充実と地域リハビリテーションの枠組みの構築	① 相談支援体制	総合的な相談窓口機能の充実	76
		相談支援事業の充実	76
		複合的な課題を抱える世帯への取組の推進	76
	② 専門的な相談支援体制	地域リハビリテーションの展開	77
		地域リハビリテーションセンターの整備	80
		(仮称)総合リハビリテーションセンターの整備	80
		発達相談支援センターの充実	82
		発達障害への専門的支援	83
		高次脳機能障害への専門的支援	85
		ひきこもり支援体制の充実	87
		難病患者への支援	87
	③ 地域自立支援協議会	地域自立支援協議会の充実	88
	(2) 子どもの育ちに寄り添う支援体制の充実	① 相談支援体制	障害児支援ネットワークの連携強化
総合的な相談窓口機能の充実 (再掲)			92
地域療育センターの充実			92
発達相談支援センターの充実 (再掲)			93
障害児相談支援の充実 (相談支援の強化)			93
② 療育		乳幼児健康診査事業及び検査事業の充実	94
		障害の発見から療育支援までの連携促進	94
		質の高い療育の提供	95
③ 地域生活・住まいの支援		障害児入所施設機能支援の提供	96
		短期入所による在宅支援	96
		ともに育つ場の整備 (自主的地域活動の支援)	97
		地域の子育てグループなどへの専門的支援	97
④ 教育環境・教育活動		就学相談の充実	98
		教育相談の充実	98
		教員の専門性の向上	99
		特別支援学級における指導の充実	100
		特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援	101
		特別支援学校等の機能の充実	102
		特別支援学校高等部の充実	103
高等学校での特別支援教育の充実		104	

施策体系	施策課題	事業名	掲載ページ
(2)子どもの育ちに寄り添う支援体制の充実	④教育環境・教育活動	障害者の生涯学習の場の充実	104
		地域における社会生活技術の習得支援	105
	⑤進路支援	職業教育・進路相談の充実	106
		大学等の教育環境の検討	107
	⑥家庭・保護者への支援	保育・療育の場の充実	107
		家族や保護者に対する支援	108
		地域における放課後や夏休み等の支援	109
		障害のある中高生への放課後等の支援	109
(3)地域生活支援の充実	①生活支援サービス	居宅支援サービスの提供	111
		地域生活支援拠点機能の整備	111
		短期入所による在宅支援	112
	②日中通所サービス	介護・訓練等サービスの提供	113
		特別支援学校卒業後対策の推進	114
		地域活動支援センター（A型）	114
		地域活動支援センター（B・C・D型）	115
		通所事業所での送迎や食事・入浴サービスの充実	115
		重度障害者への支援の充実	115
		支援体制の強化	116
	③情報コミュニケーション支援	コミュニケーション支援の充実	116
	④移動及び外出の支援	移動手段の確保	117
	⑤福祉用具等での支援	ウェルフェアイノベーションの推進	117
		かわさき基準（KIS）認証を中心とした新たな製品・サービスの活用	118
		福祉用具の提供	118
	⑥地域移行支援・退院促進支援	精神障害者の退院促進	119
触法障害者への支援の推進		121	
(4)多様な住まいの支援	①グループホーム	グループホームの基盤整備	123
		グループホーム等における体験利用の提供	123
		グループホームのサービスの質の向上	124
	②入所施設	施設入所支援の提供	124
		入所施設における地域移行・地域支援機能の強化	125
		重度障害者への支援の充実（再掲）	125
	③高齢障害者対策	高齢障害者及び早期退行者等の住まいのあり方の検討	126
		特別養護老人ホームにおける高齢障害者の受入体制の整備	126

施策体系	施策課題	事業名	掲載ページ
(4)多様な住まいの支援	④民間住宅での居住支援	民間住宅の入居相談の充実	127
	⑤公営住宅での支援	住みやすい住環境の整備	128
	⑥居住環境の向上支援	住環境整備の専門相談	129
住宅改造の充実		129	
(5)雇用・就労・経済的自立の促進	①就労意欲の喚起	就労体験・職場実習の実施	133
		一般就労を見据えた働く場の提供	134
	②就労支援	福祉施設から一般就労への移行推進	135
		就労支援コーディネートとネットワークの連携強化	135
		職場定着支援の実施	136
	③雇用支援	障害者雇用に向けた普及啓発と採用意欲の喚起	137
		企業に対する雇用支援の実施	138
	④福祉的就労の支援	福祉的就労における工賃の向上	139
	⑤経済的支援	障害年金の支給支援	139
		各種手当などによる経済支援	140
税金・公共料金等の減免や福祉サービス等の負担軽減の実施		140	
(6)保健・医療との連携強化	①医療ケア体制の確立	病院と地域連携の仕組みづくり	142
		川崎市在宅療養推進協議会の開催	142
		在宅医療の啓発	143
		精神科医療の充実	143
		訪問看護の提供	144
		生活介護における医療的ケアの提供	144
		医療機関における短期入所の提供	144
		医療型障害児入所施設・療養介護施設における介護・医療等の提供	145
		小児神経科・児童精神科等障害児医療の提供	145
	②医療的ケア児への支援	障害児通所支援等の充実	146
		関係機関の協議の場の設置	146
		訪問看護の提供（再掲）	146
		医療機関における短期入所の提供（再掲）	146
	③医療給付・助成	自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院）の実施	147
		指定難病医療費助成の実施	147
重度障害者医療費助成の実施		147	

施策体系	施策課題	事業名	掲載ページ
(6)保健・医療との連携強化	④疾病の予防対策、早期発見・早期療育	健康診査等の実施	148
		メンタルヘルス対策の充実	148
		障害児・者歯科診療の実施	149
		乳幼児健康診査事業及び検査事業の充実(再掲)	149
		障害の発見から療育支援までの連携促進(再掲)	149
	⑤精神科救急医療体制	精神科救急医療体制の整備	150
	⑥医療人材の確保と育成	重症心身障害児・者等への医療ケア従事者の養成	150
	⑦リハビリテーションサービスの提供	地域リハビリテーションの展開(再掲)	151
		地域リハビリテーションセンターの整備(再掲)	151
		(仮称)総合リハビリテーションセンターの整備(再掲)	151
(7)サービス提供体制の充実	①研修体制	障害者ケアマネジメントの充実	153
		障害者支援従事者の育成	154
		重症心身障害児・者等への医療ケア従事者の養成(再掲)	154
	②福祉サービスに対する第三者の視点	福祉サービス第三者評価の推進	155
		苦情解決体制の充実	155
	③専門職の確保・育成	専門職の確保・育成	156
		情報提供、コミュニケーション支援者の養成	156
	④当事者支援の推進	ピアサポートの充実	157
		当事者団体の活動支援	157
		当事者による相談の提供	158
		当事者団体の企画・運営による障害者社会参加推進センター事業の展開	158

## ●方針Ⅱ 地域でふれあい、支え合い

施策体系	施策課題	事業名	掲載ページ
(8)権利を守る取組の推進	①障害を理由とする差別解消の推進	障害を理由とする差別解消の推進	161
	②障害者虐待防止に向けた取組の推進	虐待防止体制の充実	162
	③成年後見制度、日常生活自立支援の推進	成年後見制度の推進	163
		日常生活自立支援事業の実施	163
	④苦情解決支援	苦情解決体制の充実（再掲）	163
⑤消費者被害の防止	障害者の消費者トラブルの防止	164	
(9)心のバリアフリー	①心のバリアフリーに向けた取組	心のバリアフリーの意識の普及啓発	166
		障害者などが社会に混ざり合う取組の実践	167
		障害者施設製品の品質向上と販路拡大	167
		就労機会の開拓	168
	②障害の理解促進と普及啓発	啓発・広報活動の実施	169
		精神障害への理解促進	170
		交流及び共同学習の推進	170
	③福祉教育	学校における福祉教育	171
		福祉教育研修の実施	171
		市立高校福祉科との連携の検討	171
	④障害者体験企画の展開	障害者体験を通じた障害への理解促進	172
	(10)社会参加の促進	①障害者スポーツ	スポーツ活動の推進
スポーツ施設の利用促進			175
スポーツ指導者の養成			175
②障害者の文化芸術活動		文化芸術に取組める環境の整備	176
		障害者作品展の開催	176
		身近な場での文化活動の推進	177
(11)多様な支え合いの構築	①地域の多様な支え合いの構築	ボランティア活動やNPOによる地域支援の充実	179
		多様な団体等との交流による地域に根ざした活動の推進	179
		障害者と地域をつなぐ取組の展開	180
	②障害の自己理解とピアサポート	ピアサポートの充実（再掲）	180
		障害者団体等の育成と協力関係の構築	180
(12)自殺総合対策の推進	①自殺総合対策の推進	自殺総合対策の推進	183

●方針Ⅲ やさしいまちづくり

施策体系	施策課題	事業名	掲載ページ
(13)生活環境のバリアフリー化の推進	①福祉のまちづくりの推進	福祉のまちづくりの推進	186
		まちづくりへの市民参画	186
	②公共交通機関のバリアフリー化	駅舎のエレベーター等の整備推進	187
		ノンステップバス導入の促進	187
	③道路のバリアフリー化	歩行空間の改善	188
		歩道上放置物の改善	188
	④公共施設のバリアフリー化	公園のバリアフリー化	188
		休憩施設・公衆トイレの整備	188
	⑤まちの情報提供の充実	案内標示、掲示板の改善	189
		まちの整備状況等に関する情報提供	189
	⑥情報バリアフリーの推進	情報提供の充実	190
		公文書作成におけるカラーユニバーサルデザインへの取組	190
ウェブアクセシビリティの向上		191	
(14)災害・緊急時対策の強化	①災害に備えた環境整備	避難所機能の強化	192
		D P A T（災害派遣精神医療チーム）の整備	193
	②情報支援	防災情報の提供	194
		災害時情報伝達手段の確保	194
	③地域での見守り活動	災害時支援体制の構築	195
		非常時における通報手段の確保	196

# 方針Ⅰ

## 育ち、学び、働き、暮らす

～一人ひとりのライフステージと障害特性に応じた

総合的な支援体制の構築を目指します～

- ◆ 障害のある方もない方も、家族や仲間に関わり、それぞれの希望する将来に向かって、実りある生活を送ることを求めています。その実現に向けては、それぞれが存分に自らの力を発揮し、地域の中でお互いを認め合える社会をつくっていくことが求められます。

そのような社会の実現のためには、生まれたときから大人まで、またやがては人生の終わりを迎えるまで、みんなが生涯を通して安心して日常生活を送ることが必要になります。とりわけ障害のある方への支援については、必要なときにニーズにあった支援が受けられるよう、ライフステージに応じて、また障害特性に合わせた支援が受けられるようにしていかなければなりません。

- ◆ 一人ひとりが主体的に自らの人生を選択し、自己実現に向かうことを支援することが今日では求められています。これを「自立支援」と呼んでいますが、ここでいう自立とは、一人で生きていけるようになるという意味ではなく、様々な人との関わりの中で主体性を持って生きていけるようにするということであり、自分がしたいこと、できることで、たとえ支援を受けながらも社会に貢献していく視点が大切です。

そこで本市は、こうした理念を市民みんなで実現していくために、障害のある子どもが育ち、学び、また途中で障害となった方も、地域で活動したり働いたりしながらいきいきと暮らしていける地域社会を目指し、自立に向けて一貫した支援が受けられるようなサービス基盤をつくっていきます。

またその支援は、専門的なものだけでなく家族やボランティア、企業や近隣の方など様々な人によって担われるものであることから、一人ひとりの希望やニーズが多くの人に共有され、支援が横につながっていく仕組みをつくっていきます。



## 施策1 相談支援体制の充実と地域リハビリテーションの枠組みの構築

### 現 状

- 平成23（2011）年の障害者基本法改正により、障害者の定義が「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされるとともに、平成25（2013）年施行の障害者総合支援法では難病患者等が障害福祉サービスの対象に加わる等、障害の範囲は拡大し、ニーズは多様化しています。
- 本市の高齢者人口は、年々増加を続け、平成29（2017）年4月1日現在の高齢化率は19.53%となっています。それに伴い障害者自身の高齢化の進展のみならず、高齢化によって要支援要介護状態となり障害者手帳の取得に至る人も増加しています。
- 本市の人口は増加を続けており、上記と相まって障害者数は増え続け、その結果として支援が必要な障害者数も増加しています。

### 課 題

- 障害のある方が、住み慣れた地域や本人が望む場で安心して自立した生活をしていくためには、身近な地域において多様なニーズに対応した相談支援を効果的かつ効率的に受けられることが求められています。
- また、医学的評価・診断、生活機能の向上や最適な生活を確保していくための福祉用具の適用、環境調整、コミュニケーション上の配慮など、より専門的で重層的な支援体制が求められています。

### 今 後 の 方 向 性

- ますます増加・多様化するニーズに対応し、あらゆる障害のある方の地域生活を支えるため、ライフステージや障害の状況に合わせた支援体制の構築を進めていきます。
- 地域包括ケアシステムの構築を目指し、身近な地域での相談支援体制を支える専門的支援の強化を図ります。
- 地域リハビリテーションの枠組みにおける専門的支援技術は、障害福祉の分野にとらわれず、子どもや要支援・要介護高齢者等、この支援技術を必要とする全ての人に提供される体制を検討していきます。

## ①相談支援体制

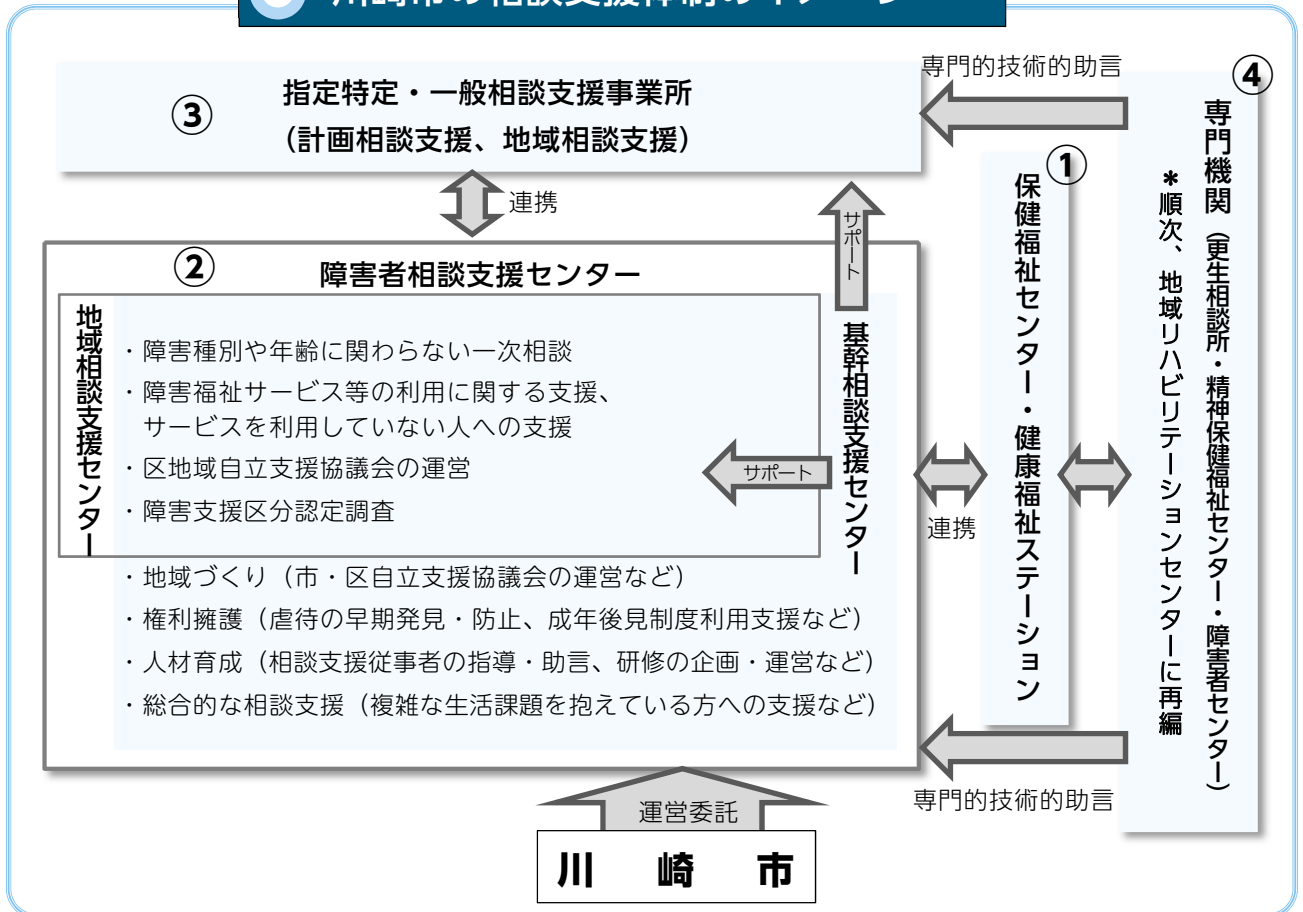
本市では、①各区保健福祉センター・地区健康福祉ステーションのほか、各区に4か所の②障害者相談支援センター（基幹型1か所、地域型3か所）を設置し、障害種別や年齢、障害福祉サービス利用の有無に関わらずに相談を受けとめ、保健福祉センターと連携しながら、障害のある方が、より身近な地域で必要な相談支援を受けられるような体制を整えています。

平成28(2016)年度には、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、「個別支援の強化」と「地域力の向上」に向けて、各区保健福祉センター内に地域みまもり支援センターを設置しました。その中の地域支援担当では、多様な主体との顔の見える関係を構築し、地域課題の把握やその解決に向けた支援、地域のネットワークづくり等を行っており、必要に応じて障害者相談支援センターや専門機関等と連携しています。

また、平成27(2015)年度から、障害福祉サービスの支給決定を受ける際には、事前に「サービス等利用計画」の作成（計画相談支援）が必要になりましたが、この計画書は、主に、③指定特定相談支援事業所で作成することができます。

さらに、これらの相談窓口をバックアップする専門機関として、④障害者更生相談所や精神保健福祉センターなどがあります。（順次、地域リハビリテーションセンターとして再編）

### 川崎市の相談支援体制のイメージ



### ■総合的な相談窓口機能の充実

各区保健福祉センター・地区健康福祉ステーションや障害者相談支援センターにおいて、各種相談支援や制度・サービスの利用案内を行うとともに、専門機関との連携を図りながら、総合的な相談窓口としての機能を充実します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各区保健福祉センターでの相談</li> <li>障害者相談支援センターでの相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各区保健福祉センターでの相談</li> <li>障害者相談支援センターでの相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の取組の推進</li> </ul>

### ■相談支援事業の充実

障害のある方が障害福祉サービス等を利用するための計画相談支援を指定特定相談支援事業所から提供できるよう体制の充実を図るとともに、障害者相談支援センターの検証を踏まえた取組を推進していきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者相談支援センター 28 か所 (区ごとに基幹型 1 か所・地域型 3 か所)</li> <li>指定特定相談支援事業所 36 か所 (H27.3.1 現在)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談支援の提供体制充実</li> <li>研修実施やネットワーク強化に向けた取組</li> <li>相談支援体制の検証</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者相談支援センター 28 か所 (区ごとに基幹型 1 か所・地域型 3 か所)</li> <li>指定特定相談支援事業所 59 か所 (H29.7.1 現在)</li> <li>障害福祉サービスの新規利用の方及び更新をむかえた方に、サービス等利用計画等を提供 (H27～)</li> <li>基幹相談支援センターによる相談支援事業者のサポートの実施</li> <li>指定特定相談支援事業所の拡充に向けた検討</li> <li>平成 29 年度中に障害者相談支援センターの検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の取組の推進</li> <li>障害者相談支援センターの検証を踏まえた取組の推進</li> <li>指定特定相談支援事業所の拡充に向けた取組の推進</li> <li>計画相談支援の充実の検討と取組の推進</li> </ul>

### ■複合的な課題を抱える世帯への取組の推進

少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化などの要因から、複合的な課題を抱える世帯が見られるようになり、分野横断的かつ包括的な相談支援体制の必要性が求められています。

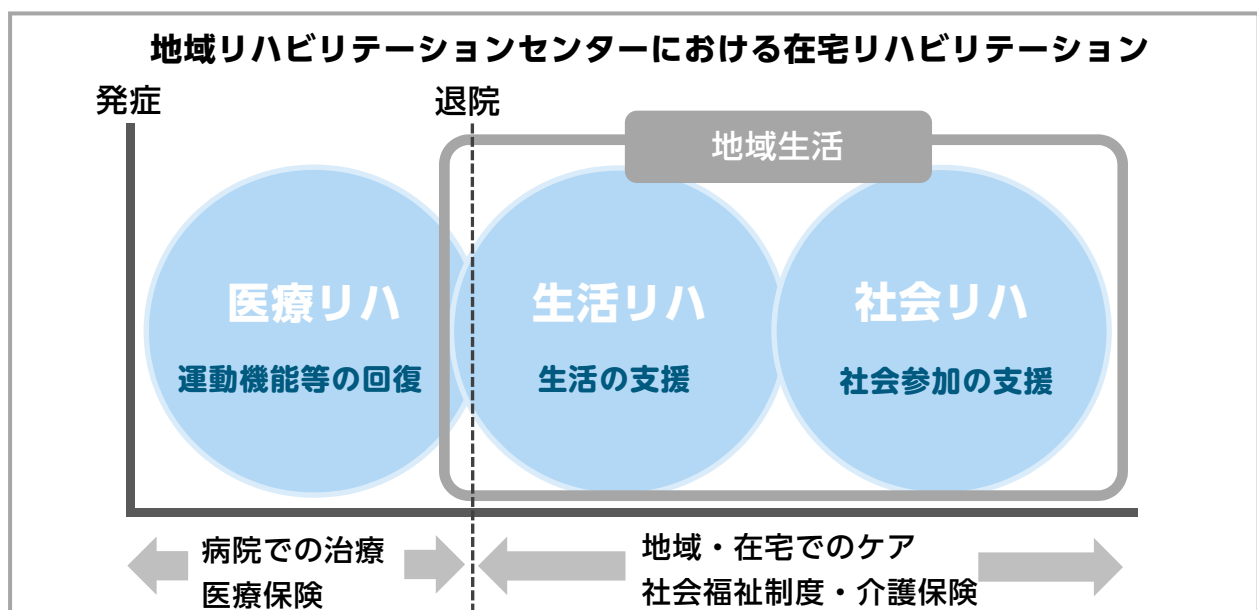
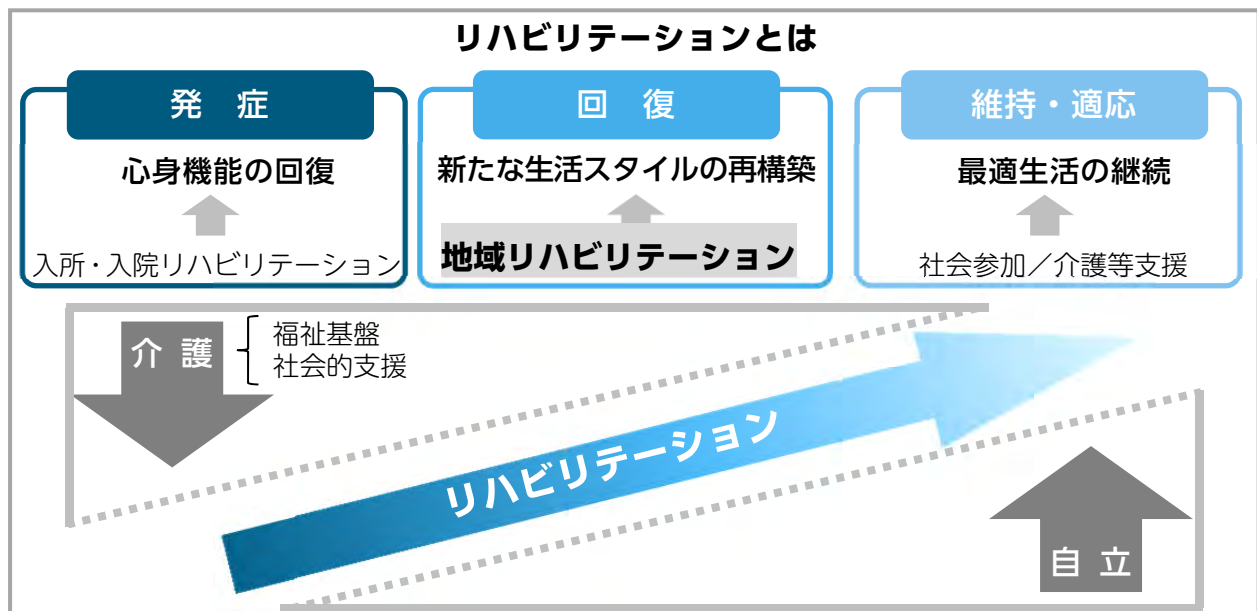
複合的な課題を抱える世帯への支援が必要な場合は、行政がパイプ役となって、高齢者や障害児・者、児童、生活困窮者等の各専門相談窓口の連携を強化し、チームによる相談支援を行うことで、地域全体として包括的な相談支援体制の構築を進めます。

## ②専門的な相談支援体制

各区保健福祉センター・地区健康福祉ステーションや障害者相談支援センターなどの身近な地域の一次的な相談窓口では対応が困難な事例等については、二次的相談を担う「専門機関」として、障害者更生相談所や精神保健福祉センター、地域リハビリテーションセンターを設置し、専門的相談や評価・判定を行う体制をとっており、総合的な視点から支援を必要とする人への地域生活支援を最適化する「地域リハビリテーション」を展開し、生活の質を高めていきます。

今後についても、保健福祉センターや障害者相談支援センター等をはじめとした一次相談窓口と障害者更生相談所や精神保健福祉センター、地域リハビリテーションセンターをはじめとした二次的専門相談機関による重層的な相談支援体制の充実を図ります。

### ■地域リハビリテーションの展開

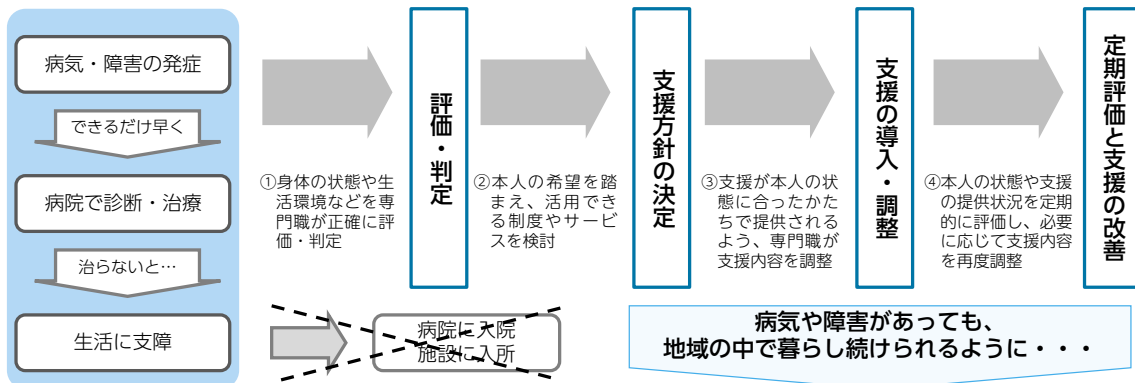


## 地域リハビリテーションの基本理念と支援の流れ

### 基本理念

- あらゆる支援ニーズに包括的に対応する  
病気や障害、加齢に伴う身体機能の低下は、誰にでも起こりえるもの。  
どんな病気や障害であっても、何歳であっても、支援を必要とするすべての人に、必要な支援を包括的に提供します。
- 住み慣れた地域・住み慣れた環境での生活を支援する  
身体が不自由になったから、家で見てくれる人がいないからといって、病院や施設でなくても生活していける。  
これまでの生活により近いところ、近いかたちで生活をできるように支援します。
- よりよい生活スタイルを創り出す  
病気や障害をよくしていくことだけがリハビリではない。  
福祉サービスの導入、住宅の改修、生活の訓練や就労支援などをコーディネートして、よりよい生活環境を整えられるように支援します。

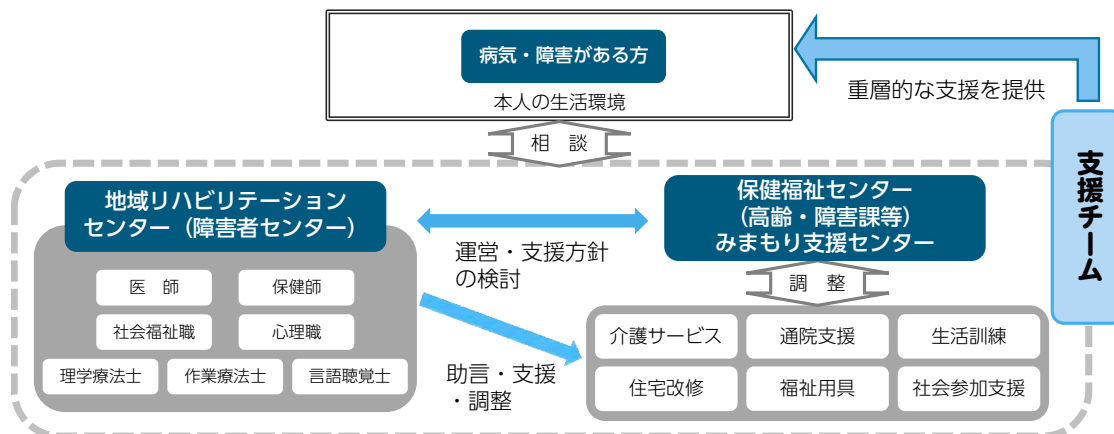
### 支援の流れ



## 地域での支援を最適化する地域リハビリテーションの枠組み

### 地域リハビリテーションの枠組みのポイント

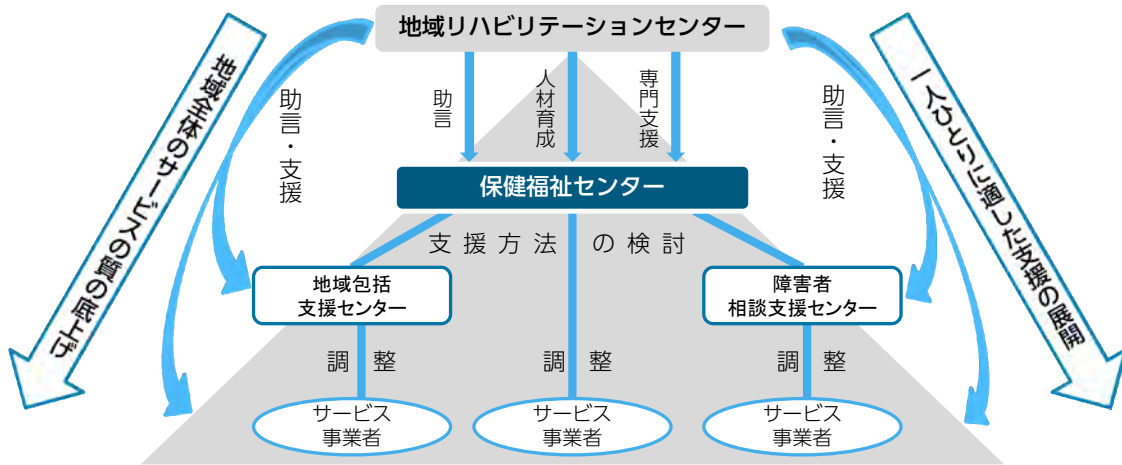
- 多職種協働体制による多角的な支援  
病気や障害の状況、本人の生活環境、希望する生活スタイルは人それぞれ。  
どのような支援ニーズにも対応できるように、さまざまな専門職によって本人の状況を多角的に評価し、支援方法を検討します。
- 地域への積極的なアプローチ  
実際に本人が生活する場が支援を提供する場所。  
本人に来てもらってから支援するのでなく、生活の場、サービスを提供する場面に積極的に出向いて支援を提供します。
- 民間事業者と協調してサービスの質を向上  
医療・介護サービスや相談支援など、病気や障害のある人の生活を支えているのは多くの民間事業者。  
行政のさまざまな専門職が、支援技術や知識を伝えたり、支援方法を一緒に考えることにより、民間事業者のサービスの質の向上に取組みます。



### 地域に根差したきめ細かい支援の提供

#### 保健福祉センターを中心として支援を展開

- 評価・判定は地域リハビリテーションセンターで一元的に行いつつ、支援方針の検討や支援方法の調整は、地域の実情を踏まえながら、一人ひとりに適したきめ細かい支援を提供するため、原則として保健福祉センターが担う。
- 地域リハビリテーションセンターは、保健福祉センターの職員が適切な検討・調整を行うことができるよう、日常的に助言や人材育成などを行いつつ、高度な支援が必要なケースは、保健福祉センターと共同で支援にあたる。
- サービスの導入時や支援の提供状況の評価を行う時など、高度・専門的な調整や判断が必要な場合には、地域リハビリテーションセンターの専門職が参画し、民間事業者も含めて助言・支援する。



今後も高齢化の進展等に伴い、障害者のみならず要支援・要介護高齢者、さらには子どもなども含めて、地域生活を送る上で、地域リハビリテーション支援が必要な方の増加が見込まれています。本市では、地域包括ケアの観点から、地域リハビリテーション支援が必要な方に必要な支援を提供できる体制づくりを進めていきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者更生相談所（身体障害・知的障害）</li> <li>・ 精神保健福祉センター（精神障害）</li> <li>・ 北部リハビリテーションセンター</li> <li>・ れいんぼう川崎在宅支援室（身体障害）にて展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、「川崎市地域リハビリテーションセンター整備基本計画」に基づき、既存の支援体制の再編統合、機能拡充を図りながら、中部・南部に地域リハビリテーションセンターを順次開設し、支援展開</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者更生相談所（身体障害・知的障害）</li> <li>・ 精神保健福祉センター（精神障害）</li> <li>・ 北部リハビリテーションセンター、中部リハビリテーションセンター、障害者更生相談所南部地域支援室</li> <li>・ れいんぼう川崎在宅支援室（身体障害）にて展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> <li>・ (仮称) 南部リハビリテーションセンター開設（H32 未予定）（南部地域支援室は廃止）</li> </ul>

### ■地域リハビリテーションセンターの整備

本市では、れいんぼう川崎在宅支援室において、在宅障害者の生活の質の向上と介助負担の軽減を目的に在宅リハビリテーションの提供を行ってきたことをはじめとし、順次、できる限り身近な地域で、あらゆる生活上の障害への対応に必要な専門的支援を総合的に提供するため、障害者更生相談所と精神保健福祉センターの両方の機能を持ち、障害種別や年齢を問わず医師、作業療法士、理学療法士などの専門職による支援を訪問・巡回により提供する、地域リハビリテーションセンターの整備を進めています。

また、障害福祉サービス事業所等を併設することにより、発達障害や高次脳機能障害の方も含め、地域の障害者支援拠点としての機能も充実させていきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・ 北部リハビリテーションセンター	・ 障害者更生相談所、精神保健福祉センターの機能統合、拡充 ・ 中部リハビリテーションセンター開設 (H28.4 予定)、南部リハビリテーションセンター開設 (H32 予定)
平成 29 年度 (改定時)	・ 北部リハビリテーションセンター、中部リハビリテーションセンター、障害者更生相談所南部地域支援室	・ 現状の取組の推進 ・ (仮称) 南部リハビリテーションセンター開設 (H32 未予定) (南部地域支援室は廃止)

### ■ (仮称) 総合リハビリテーションセンターの整備

総合的な地域リハビリテーションの枠組みの構築に向けて、3か所の地域リハビリテーションセンターを統括する(仮称)総合リハビリテーションセンターの整備を推進します。

(仮称)総合リハビリテーションセンターについては、「障害者更生相談所」と「精神保健福祉センター」を統合して設置し、法定業務や地域リハビリテーションセンターの統括を行うとともに、民間事業者を含めた全市的な支援の質の向上を図るため、リハビリテーション技術の普及・啓発に向け、企画・調整等を行います。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・ (仮称) 総合リハビリテーションセンターの整備に向けた取組	・ (仮称) 総合リハビリテーションセンター開設 (H32 予定)
平成 29 年度 (改定時)	・ (仮称) 総合リハビリテーションセンターの整備に向けた取組	・ (仮称) 総合リハビリテーションセンター開設 (H32 未予定)



## コラム 「俺らしさを取り戻せ！ 人生、楽しむことを諦めてたまるか！」



2012年に脳出血、左半身の麻痺と記憶障害等々の高次脳機能障害の後遺症。

発症後、8ヶ月の入院と4ヶ月のリハビリ入院生活。思い通りにならない身体と心。絶望のどん底だった。

恥ずかしい話ですが、脳卒中の病気の怖さ、後遺症について何も知りませんでした。

腹痛や、風邪が治るかの様に思っていたのです。リハビリをしていけば元の通り歩け、野球も出来るようになると思っていました。しかしそれが全く想像と違い苦しんでいました。

その後、れいんぼう川崎で出会ったたくさんの方々の仲間達、スタッフの方々にお世話になり、覚悟を決めたんだ。

その一つが電動車椅子です。何度もバスや電車の移動の練習をして頂き、俺は自由に動ける翼を得たんです。

現在は多摩区のいっぽ舎(地域活動支援センター)で週2回、創作活動や販売、ポッチャ等々をして仲間と楽しく過ごしています。

行動範囲拡大は大きかった！電動車椅子利用して私鉄、JRを乗り継ぎ、行く途中たくさんの方に挨拶や会話をして楽しそうにしています。

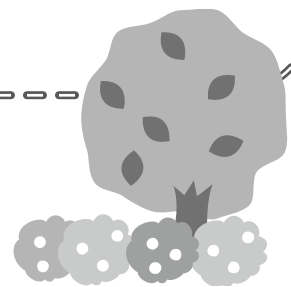
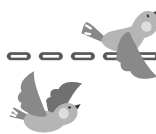
『社会と繋がっていると体感出来る事』これがリハビリの『本来あるべき状態への回復』だと俺は思っています。

この身体、残念ながら以前と同じ様に自由に動かすことは出来ません。悔しいけど仕方ない。

だけどその分、より一層心が自由になった気がします。

この貴重な経験をさせてもらっている俺だからこそ出来る何かがきっとあるはずだと思い、今までの人生を振り返りそしてこれからの経験を良いも悪いも全てを積み上げていく、積算グラフをつけている毎日です。

親から、家族からもう一度もらったこの命、楽しくいきる事。諦めてたまるか！





### ■発達相談支援センターの充実

発達相談支援センターにおいて、発達障害児・者に対する相談支援、発達支援、就労相談等、社会への適応力を高めるための子どもの段階から成人期まで一貫性のある相談支援を行います。合わせて、市内の関係機関とのネットワーク構築の中核としてコーディネーション及び各種研修の実施や普及啓発を実施します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・発達相談支援センター（川崎区）における各事業実施	・発達相談支援センターを中心とした関係機関とのネットワークの構築の推進 ・地域、総合リハビリテーションセンターの整備に合わせた役割分担の検討と推進
平成 29 年度 (改定時)	・発達障害児・者に対する相談支援、関係機関に対する研修やケースの情報共有・引継等関係機関とのネットワークの構築、市民への普及啓発等を目的に発達相談支援センターの運営を実施	・現状の取組の推進



#### 発達障害とは

発達障害者支援法では、『発達障害は自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であつてその症状が通常低年齢において発現するもの』と定義されています。

発達障害のある方は、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手です。また、複数の障害が重なって現れることもありますし、年齢や生活環境などによっても症状は違ってきます。発達障害は多様であることに留意し、一人ひとりに合った支援が必要です。

## ■発達障害への専門的支援

多様な障害特性やニーズを持つ発達障害児・者に対する支援方法は、多職種連携支援の重要性が益々高くなっています。このため、18歳までの発達に配慮を要する子どもの療育支援や診断を行う地域療育センター、学齢期以降の発達障害児・者に対する発達相談や就労相談を行う発達相談支援センター及び成人期以降の日中活動の場などを提供する発達障害者地域活動支援センター、児童相談所や小・中学校支援級等の発達を含む配慮を要する子どもが集う場に対する機関支援を主に行う更生相談所といった各関係機関が連携のもと、ケースの引継ぎや支援方法の共有・検証を行うとともに、支援にあたる人材の育成や専門職によるきめ細かな支援等に取り組めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達相談支援センターによる専門相談</li> <li>・発達障害地域活動支援センターにおける専門的支援</li> <li>・地域療育センターによる児童期の専門相談支援</li> <li>・発達障害者支援研修の開催</li> <li>・発達障害者デイケアの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達相談支援センター、発達障害地域活動支援センター、地域療育センター、更生相談所において相談等の専門支援を実施</li> <li>・関係機関職員向け研修を実施</li> <li>・発達障害者デイケアについては、モデル実施を経て、市内の様々な地域や形態で障害当事者同士のグループ活動に展開</li> <li>・地域のネットワーク構築と発達相談に係る課題を協議することを目的に、発達障害者支援地域連絡調整会議を開催 (H29)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> <li>・地域における発達障害者グループ活動への支援</li> <li>・地域支援の充実を図るため、ペアレントメンター事業やかかりつけ医向けの研修事業等の実施 (H30～)</li> </ul>



## コラム「サービス施策を利用して良かったこと」

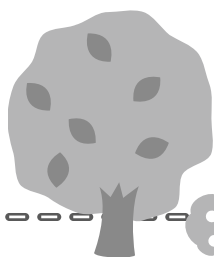
私は大学卒業後、2つの職場で躓き、28才で広汎性発達障害と診断を受け、精神障害者保健福祉手帳2級を取得しました。プライベートでは結婚、出産を期に、《発達障害による特性》が生活上の大きな問題となり、現在も川崎市発達相談支援センターのソーシャルワーカーさんと月に一度面談をしています。

内容は、生活の目標、例えば、《部屋の片付けの目標をたてる》や、《投薬治療において、気分障害やその他の問題がないかなどを医師とは異なる客観的立場から確認する》など、当事者の気持ちに寄り添った様々なフォローやアドバイスなどを受けられます。

優先順位がつけられず部屋が片付かない、家事が滞る、些細な点に異常な拘りをもつなど、家族にも理解されにくい特性を、深い知識を持ち、ありのまま受け止め、寄り添ってくださることで、医師とは異なる面からサポートして頂けるので、とても心強いです。

また、現在、未就業でも保育所に子供を通わせられる点は、本当に助かっています。もともと集中して家事をこなすのが苦手なため、子供たちを抱えての家事は思いのほか困難で、ストレスが溜まっていました。保育所に預けることができたおかげで、日中家事をこなすことができるようになり家族みんなのストレスが軽減しました。

このように、様々なサービス・施策に助けられ、障害起因の不安やストレスをためることなく生活することができて、とても感謝しています。



## ■高次脳機能障害への専門的支援

本市では、高次脳機能障害のある方の在宅での生活を支援するため、医療機関と連携した支援ネットワークづくりや、支援を担う人材育成を含め、地域リハビリテーションセンターと連携した生活支援体制の整備を順次進めていきます。

高次脳機能障害のある方への支援は、各区保健福祉センターにおいて個別の相談に応じているとともに、れいんぼう川崎及び地域リハビリテーションセンターにおいて、専門的な相談や機能訓練、在宅リハビリテーション、訪問支援等を行っています。また、高次脳機能障害地域活動支援センターにおいては、通所や相談による日常的な課題に対する専門的支援の提供を行っています。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・れいんぼう川崎及び北部リハビリテーションセンターにおける専門的支援</li> <li>・高次脳機能障害地域活動支援センターにおける専門的支援</li> <li>・高次脳機能障害支援者研修の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高次脳機能障害に対する専門的支援体制の拡充 (中部リハビリテーションセンター開設 H28 予定)</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・れいんぼう川崎、北部リハビリテーションセンター、障害者更生相談所南部地域支援室、中部リハビリテーションセンターにおける専門的支援</li> <li>・高次脳機能障害地域活動支援センターにおける専門的支援</li> <li>・高次脳機能障害支援者研修の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>



### 高次脳機能障害とは

脳の損傷によって引き起こされる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害を特徴とし、日常生活や社会生活に支障をきたす障害のことをいいます。近年この障害の社会的認知が高まるにつれ、支援を必要とする方の顕在化が急速に進んでいます。



## コラム

## 「再び仕事に就けた喜び」



39歳の時に脳出血で倒れてから、失語症の為、聞き取る事が難しくなっていました。また、高次脳機能障害の為、感情的になり易く、一度は復職しましたが、人間関係がうまくいかず、すぐに退職となってしまいました。その為、人と接する事に不安が強くなり、どうしていいかわからないうでいました。

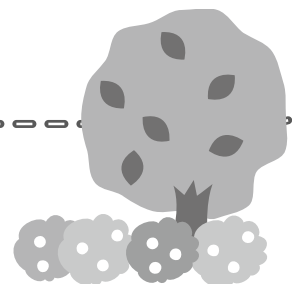
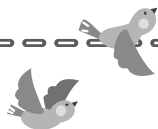
その状態から抜け出せたのは、北部リハビリテーションセンターの心理と言語の先生に出会えたからです。私に興味のあることを取り入れながら評価をして下さったので継続する事ができました。また、担当の相談員から、高津区に新しく支援センターができたと勧められた事も転機になりました。私の住んでいる地域にあり、高次脳機能障害の専門的な支援をしている施設と聞き、通所してみようと思いました。

最初は隔週で1回、しかも半日からの利用が精一杯でした。他の人が話す様々な声が気になってしまい、集中して取り組む事ができませんでした。その為、初めは静かな部屋で行えるように配慮してもらい、職員に親身に相談にのってもらっている間に、徐々に落ち着いて半日を過ごせるようになりました。安心できる人ができた事と安心できる環境にもらった事で、週1日利用、週2日利用へと少しずつ利用日を伸ばしていく事ができました。

週3日に増やした頃から、菜園活動に参加する等、他の利用者の方達と共同での作業が行えるようになりました。他の方からの指示などがわからない時には、聞き返す事ができるようになり、一緒に作業する事にも不安なくできるようになってきました。また、ボッチャというスポーツを職員から習い、練習と交流を兼ねて新横浜の障害者スポーツセンターのボッチャの会に参加するようになり、初対面の人と関わる機会が増え、積極的にコミュニケーションをとれる位に自信がついてきました。

この頃から働けるかもしれないと思えるようになり、50歳迄には働きたいという目標を決めました。職員とも相談し、私が働けそうな仕事選びや、それに向かってやらなければならない事等を一緒に考えてもらいました。集中して作業に取り組む為の工夫や、人と会話する中でも感情的にならない為の工夫や、共同作業の中で協調性をもって取り組める為の工夫等に取り組んできました。

その結果、目標通り49歳の春、清掃の仕事に就く事ができました。私にとって、高次脳機能障害地域活動支援センターでの活動の中でつけられた自信があるからこそ、今の仕事につけたと感謝しています。



## ■ひきこもり支援体制の充実

ひきこもり状態の方への支援は、個々のひきこもりの状況に応じて、時間をかけて丁寧に支援していくことが求められており、教育や労働関係機関などの様々な分野との連携も必要になります。今後もひきこもりの段階やニーズにこたえられるよう、ひきこもり地域支援センターの整備等、支援体制の充実を図ります。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区保健福祉センターや精神保健福祉センター内『思春期・ひきこもり相談』での相談、支援の実施</li> <li>・地域活動支援センターにおける支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域リハビリテーションセンター整備と連携したひきこもり相談の充実</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区保健福祉センターや精神保健福祉センター内『思春期・ひきこもり相談』での相談、支援の実施</li> <li>・地域活動支援センターにおける支援</li> <li>・北部リハビリテーションセンター、南部地域支援室、中部リハビリテーションセンターと連携した支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> <li>・福祉センター跡地活用施設（川崎区）において、ひきこもり地域支援センターの整備（H32 末予定）</li> </ul>



### ひきこもりとは

ひきこもりとは、「あきらかな精神疾患等によるものではなく、なんらかの出来事をきっかけに、6か月以上にわたり社会生活を回避し、家庭にとどまり続けている状態」と「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」に定義されています。外出していたとしても他者と交わらない場合もひきこもりの状態と考えられています。

## ■難病患者への支援

各区役所保健福祉センターや各地区健康福祉ステーション等において、相談窓口や制度・福祉サービスの案内を行い、難病を患う方の生活上の必要に応じて制度や福祉サービスが活用されるよう取組めます。

### ③地域自立支援協議会

#### ■地域自立支援協議会の充実

本市では、各区と市に地域自立支援協議会を設置しています。区地域自立支援協議会は基幹相談支援センターと区保健福祉センターを中心に地域相談支援センターと共同で運営を行うことで、区地域自立支援協議会の運営体制を強化し、個別の支援から抽出された課題の共有、その解決に向けた協議を行っています。また、区の段階で解決が困難な課題については、専門部会を設置するなど、全市的に検討すべきテーマとして市地域自立支援協議会において検討を行い、課題解決に向けた社会資源の開発・改善や計画策定に関する重要事項について、市に対して提言を行っています。

今後も、区地域自立支援協議会を中心に幅広く地域の関係者が参加することで、障害児・者の地域生活を支援するための共通の目的、地域課題等の情報を共有して、課題解決に向け具体的に実働するよう取組んでいくとともに、地域自立支援協議会の役割の整理を行い、「情報機能」「調整機能」「開発機能」「教育機能」「権利擁護機能」「評価機能」をそれぞれ発揮できるよう取組んでいきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市を統括する協議会と各区に協議会を設置</li> <li>・区保健福祉センターと相談支援センターの連携による各区協議会の運営</li> <li>・必要に応じて市協議会に専門部会を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役割の整理と各機能の発揮に向けた取組</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市を統括する協議会と各区に協議会を設置</li> <li>・区保健福祉センターと相談支援センターが連携して各区協議会を運営</li> <li>・特定の課題に取り組むため、市協議会及び各区協議会に専門部会を設置</li> <li>・役割の整理と各機能の発揮に向けて、『川崎市地域自立支援協議会運営の手引き』を改訂（H27）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役割の整理と各機能の発揮に向けた取組</li> </ul>

# よくわかる「地域自立支援協議会」

「地域自立支援協議会」は、障害のある方が暮らしやすい地域づくりを目指して、地域の様々な立場の人たちが集まって話し合う会議のことです。たとえば・・・

## ～ 相談 ～

\*\*\*なことで困っているのですが…



生活の中で困ったことがあったときには、相談支援センターや保健福祉センターなどに相談することができます。

①

## ～ 個別支援会議 ～

身体介護を週3回利用してはどうでしょうか？

△△△はこのメンバーだけでは解決できませんね・・・

サービス提供事業者

相談支援事業者

本人・家族

保健福祉センター

本人の希望する生活を実現するため、相談支援事業者やサービス提供事業者などの関係者が集まって、本人の支援に関する話し合い（個別支援会議等）を行います。

②

△△△なことで困っている人がいるんだけど…



私も同じことで困っている人を知っているよ。区地域自立支援協議会で話し合ってみようか。

個別支援会議等で解決できない課題は、区地域自立支援協議会に地域の課題として上げます。

③

## ～ 区地域自立支援協議会 ～

うちの施設は夕方5時以降なら空いているので、△△△をやってみましょうか？



□□□についてはA区だけで解決するのは難しそうですね。市地域自立支援協議会に課題として上げましょう。

障害当事者 相談支援センター 保健福祉センター 専門相談機関 地域住民  
障害児の保護者 保健・医療関係者 雇用関係機関 サービス提供事業者 …等

区地域自立支援協議会は、地域の様々な立場の人が参加しています。個別支援会議等で解決できない課題を地域全体の課題としてみんなで共有し、その解決に向けて地域に働きかけたり、新しいサービスを作ったりします。区で解決できない課題は、市地域自立支援協議会に市全体の課題として上げます。

④



～ 市地域自立支援協議会 ～

この課題はほかの区からも上がってきているので、〇〇〇に改善できないかお願いしてみましょう。

この部分は施策を変えないと解決できそうにないので、もう少し実態を調べてみてはどうでしょうか？



市地域自立支援協議会は、各区地域自立支援協議会の代表をはじめ、市内の様々な関係機関が参加しています。区では解決できない課題について調査や協議などを行い、社会資源の開発・改善や施策提言に結び付けていきます。

⑤



地域自立支援協議会で様々な取組、新たなサービスを生み出したり、施策に反映したりします。

⑥



地域自立支援協議会の活動を通して、障害のある人が暮らしやすい地域づくりを目指します。

⑦

<地域自立支援協議会の6つの機能>

情報機能

地域の課題や社会資源を共有したり、地域のニーズを発信したりします。

調整機能

社会資源の調整や地域課題の整理、課題解決に向けての手段とプロセスの確認などを行います。

開発機能

地域や行政などに働きかけて、社会資源の開発・改善や施策提言などを行います。

教育機能

事例検討や研修などを通して、地域自立支援協議会の構成員の資質向上を図ります。

権利擁護機能

虐待や消費者被害などの権利侵害を防止するための取組を行います。

評価機能

相談支援事業者が中立・公平な立場から適切な相談支援活動を行っているか評価します。

## 施策2 子どもの育ちに寄り添う支援体制の充実

### 現状

- 障害のある子どもに対する支援は、持てる能力や可能性を伸ばしていけるような支援をしていくという意味では、障害のない子どもに対する支援と同じであり、できる限り身近な地域で様々な子どもとふれあいながら育っていけるようにすることが大切です。
- 育ちの段階に応じて個人の特性に合った支援を受けることが重要であり、保健福祉センターでの健康診査や相談支援をはじめとして、地域療育センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業などにおいて、質の高い療育を提供するとともに、小・中学校、高校、特別支援学校などの学びの場において、本人の障害の状態や教育的ニーズに応じた支援を提供しており、乳幼児期から青年期までのライフステージごとの様々な支援に努めています。

### 課題

- 落ち着きがない、他の子とうまくコミュニケーションがとれないなど、発達に心配がある子どもが増えており、発達障害児に対する支援の一環として、これまで以上に幅広い子どもを視野に入れた取組が求められています。
- 子どもは、家庭の中で少しずつ生活スキルや社会のルールを覚え、家族に見守られながら社会に巣立って行きます。このため、子どもの健やかな育ちには、安心して過ごすことができる家庭が大切ですが、障害のある子どもを育てることで家庭が大きな不安感や負担感を抱き、悩み苦しむことになってしまえば、子どもにとっても家族にとっても望ましいことではありません。このため、障害のある子どもの支援は、家庭への支援と一体的に進めていく必要があります。
- 障害のある子どもの健やかな育成のためには、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制づくりの充実が求められています。

また、平成30（2018）年4月には児童福祉法の改正が施行され、障害児のニーズの多様化へのきめこまかな対応に努める必要があります。

### 今後の方向性

- 子どもと家庭への支援は、様々な視点から、子どもの育ちに沿った一貫性のある支援が提供されるために、障害者支援施策や教育などの多様な施策と連携を図り総合的な支援が提供される体制づくりを進めます。

## ①相談支援体制

### ■障害児支援ネットワークの連携強化

子どもが成長していくにつれて、育ちの場に関わる人も変わっていくこととなりますが、乳幼児期、学齢期、青年期から成年に至るまで、一貫した支援が行われることが求められます。そのためには、区役所、児童相談所、地域療育センターなどを中心に、福祉、保健、医療、教育、さらには就労などの関係者・関係機関が連携していくことが重要であることから、支援体制の整備及び支援ネットワークのより一層の強化を図っていきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)		
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所、児童相談所、地域療育センター、教育委員会、母子保健担当等の関係部署と相談窓口の明確化を目的として発達障害児検討ワーキングを実施 (H28)</li> <li>・地域のネットワーク構築と発達相談に係る課題を協議することを目的に、発達障害者支援地域連絡調整会議を開催 (H29)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援地域連絡調整会議の開催及び協議結果に基づく取組の推進</li> </ul>

### ■総合的な相談窓口機能の充実 (再掲)

(76 ページ参照)

### ■地域療育センターの充実

地域療育センターは、児童福祉法において、「児童発達支援センター」の機能を有する施設として位置付けられ、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの地域における生活の充実に向けて、相談支援を基軸として各種サービスの利用支援を行うとともに、家庭や保育所・幼稚園、学校等の関係機関に対する療育支援機能を果たしながら、子どもと家庭に対する総合的なマネジメント機能を有する専門機関です。市内4か所の地域療育センターを地域における中核的な支援施設として位置付け、障害の重度化や多様化にも対応し、引き続き、医療・専門療育機能や発達障害児に対する専門的相談機能の充実・強化に向けて取り組んでいきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・ 市内 4 か所 (川崎区、中原区、宮前区、麻生区)	・ 児童発達支援センターである地域療育センターの充実に向けた検討と展開
平成 29 年度 (改定時)	・ 北部地域療育センターを指定管理施設として運営を開始し、市内 4 か所の地域療育センターが全て民営として運営を実施 (H27~) ・ 所長との連絡会を年 4 回開催し、課題等を共有するとともに、支援の充実に向けた検討を行っており、医師やケースワーカーの増員による相談体制の充実、保育所等訪問支援事業の開始等を実施	・ 児童発達支援センターである地域療育センターの充実

### ■発達相談支援センターの充実（再掲）

(82 ページ参照)

### ■障害児相談支援の充実（相談支援の強化）

障害のある子どもが通所サービスや障害者総合支援法による居宅介護等のサービス等を利用する場合、指定障害児相談支援事業者や指定特定相談支援事業者が、支給決定の根拠となるサービス等利用計画を作成することが必要となります。

より身近な地域で必要な時に安心して相談支援が受けられるよう、障害児の相談支援の充実に向け取組めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・ 各地域療育センター (障害児の専門相談支援機関) ・ 障害児相談支援事業所 37 か所 (H27.3.1 現在)	・ 地域における相談支援体制の充実
平成 29 年度 (改定時)	・ 各地域療育センター (障害児の専門相談支援機関) ・ 障害児相談支援事業所 48 か所 (H30.3.1 現在)	・ 地域における相談支援体制の充実

## ②療育

### ■乳幼児健康診査事業及び検査事業の充実

妊娠期の健康や乳幼児の成長発達の状態を確かめ、子育ての悩みなどの相談を受ける機会である各種健康診査事業の受診率向上を図るとともに、継続して支援の必要な家庭への相談支援体制の充実に努めます。また、疾病や障害を早期に発見し治療や療育につなげることで障害の発生や重症化を防ぐことができる先天性代謝異常等検査や視聴覚検診等について充実に図ります。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・各区保健福祉センター及び医療機関において実施	・現状の取組の推進
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健事業の再構築 (H28) 3 か月健診を各医療機関で実施</li> <li>個々の健診内容の見直し・充実</li> <li>・医療機関との連携を深め、支援の必要な家庭の早期発見及び相談支援の充実に向けた取組の推進</li> <li>・母子保健情報管理システムの稼働により未受診者の早期把握が可能となったことから、積極的な受診勧奨による受診率の向上</li> </ul>	・現状の取組の推進

### ■障害の発見から療育支援までの連携促進

各種健康診査や医療診断等によって発見された障害の疑いのある子どもに対し、地域療育センターにおいてできるだけ早期から家族に対する相談、医学的検査・診断等の支援を行うことにより、保護者等が安心して主体的な育児ができるよう関係機関の連携を促進していきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区保健福祉センターにおいて実施</li> <li>・各地域療育センターにおいて実施</li> </ul>	・現状の取組の推進
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区保健福祉センターにおいて実施</li> <li>・各地域療育センターにおいて実施</li> </ul>	・現状の取組の推進

## ■質の高い療育の提供

0歳から18歳までの、障害がある、又は障害が疑われる子どもたちや家族への総合的・継続的な相談・療育の専門的支援機関として、地域療育センターの機能の充実に向け取組めます。また、身近な地域で質の高い療育の提供をする児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業及び、保育所等訪問支援事業の充実に向け取組めます。本市では、障害者総合支援法に基づく日中一時支援（障害児・者一時預かり）も含めて、発達段階に応じた質の高い療育の提供及び拡充に向け取組めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域療育センター 4 か所</li> <li>・児童発達支援事業所 14 か所</li> <li>・医療型児童発達支援事業所 4 か所（地域療育センターのみ）</li> <li>・放課後等デイサービス事業 25 か所</li> <li>・日中一時支援（障害児・者一時預 かり）事業所 14 か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域療育センター 4 か所</li> <li>・児童発達支援事業所 61 か所</li> <li>・医療型児童発達支援事業所 4 か所（地域療育センターのみ）</li> <li>・放課後等デイサービス事業所 110 か所</li> <li>・保育所等訪問支援事業所 5 か所</li> <li>・日中一時支援（障害児・者一時預 かり）事業所 21 か所 (H30.3.1 現在)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> <li>・質の高い放課後等デイサービスの 提供のため、本市独自のガイドラ インを策定 (H30)</li> </ul>

### ③地域生活・住まいの支援

#### ■障害児入所施設機能支援の提供

障害児入所施設は、重度・重複障害や被虐待児等障害の状況や保護者等の諸事情により家庭での生活が難しい障害のある子どもに対し、「福祉型障害児入所施設」（中央療育センター）と「医療型障害児入所施設」（ソレイユ川崎）として、様々なニーズに対応した専門的機能の強化を図りながら、入所による日常生活上の支援を提供します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉型障害児入所施設 (中央療育センター) 定員 50 人</li> <li>医療型障害児入所施設 (ソレイユ川崎) 定員 100 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉型障害児入所施設 (中央療育センター) 定員 50 人</li> <li>医療型障害児入所施設 (ソレイユ川崎) 定員 100 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の取組の推進</li> </ul>

#### ■短期入所による在宅支援

保護者や家族の入院や通院、兄弟姉妹のための学校行事、冠婚葬祭や地域活動への参加等、在宅生活をする上での様々な場面や、子どもが将来の自立生活に向けた経験を蓄積するための短期入所サービスを提供します。また、障害者支援施策と連携し事業の充実に努めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉型障害児入所施設 (中央療育センター) 定員 10 人</li> <li>医療型障害児入所施設 (ソレイユ川崎) 定員 20 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉型障害児入所施設 (中央療育センター) 定員 10 人</li> <li>医療型障害児入所施設 (ソレイユ川崎) 定員 20 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の取組の推進</li> </ul>

## ■ともに育つ場の整備（自主的地域活動の支援）

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進し、子育ての不安感等の緩和や、子どもの健やかな育ちを支援することを目的として、地域子育て支援センター事業を実施しています。また、こども文化センターでは、地域と連携した乳幼児グループの育成・支援や、乳幼児親子の集いの場の提供などを行っています

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援センター 53 か所</li> <li>・こども文化センター 59 館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援センター 53 か所</li> <li>・こども文化センター 58 館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援センター 53 か所</li> <li>・こども文化センター 59 館 (H32.4 新小杉こども文化センター開設予定)</li> </ul>

## ■地域の子育てグループなどへの専門的支援

子育てに困難が感じられる子どもたちの中には、成長や発達段階に応じた専門的な相談や支援を必要とする子どもがいる場合もあることから、各区の保健福祉センター、地域療育センターなどと連携した地域の子育てグループなどへの支援や、これらを主催するNPO法人などとの連携を推進します。

また、障害のある子ども達が地域の子育てグループに安心して気軽に参加できるよう、地域の理解の促進と専門機関等による支援の充実を図ります。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉センターや地域療育センター等の職員を派遣</li> <li>・地域講座の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉センターや地域療育センター等の職員を派遣</li> <li>・地域講座の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>



## ④教育環境・教育活動

### ■就学相談の充実

総合教育センター内の特別支援教育センター相談室を窓口として、特別な教育的支援が必要な次年時就学幼児の就学相談を行います。相談の中では、子どもの教育的ニーズを把握し、保護者の意見を傾聴し、専門家の意見や学校・地域の状況を踏まえて、本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、学びの場を決定していきます。

地域療育センターとも連携を密に行いながら、就学説明会や保護者との相談を実施していきます。

また、かわさきサポートノート（個別の支援計画）については、関係機関と連携しながら、有効な活用に繋がります。

さらに、就学後についても支援・指導の継続を目的に、就学先の小学校や市立特別支援学校、県立特別支援学校と地域療育センターのケースワーカーや専門職が連携していきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育センターにおいて相談を実施</li> <li>・就学説明会を6回開催</li> <li>・特別支援学校と小・中学校の特別支援学級でサポートノートを作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前を含むかわさきサポートノート作成により、かわさきサポートノートを活用した学習環境調整</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かわさきサポートノートについては、試行期間（H26～H28）における意見等を踏まえ、作成を予定（H29）</li> <li>・就学説明会では、教育用サポートノートの説明を行い、就学先で有効に活用できるように周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かわさきサポートノートの活用の推進</li> <li>・地域療育センターとの十分な連携と就学説明会の実施</li> <li>・就学説明会の配布資料等についての工夫改善</li> <li>・教育用サポートノートについて、学習指導要領改訂に併せて、必要な見直しを実施</li> </ul>

### ■教育相談の充実

各学校における教育相談や支援体制をさらに充実させていくために、児童支援コーディネーター及び特別支援教育コーディネーター（以下「児童支援コーディネーター等」という。）必携の改訂や連絡会議の内容等を見直し工夫していきます。また、総合教育センターの研修や校内の職員研修の機会などを通して、保護者との教育相談の進め方、学校で可能な一次支援の大切さや、合理的配慮の提供、合理的配慮の提供の前提となるユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業作り等について、積極的に発信することで、教職員の相談対応能力向上に努めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育センターにおいて相談を実施（相談件数の増加）</li> <li>・ 特別支援学校と小・中学校特別支援学級でサポートノートを作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部の専門機関との連携による適切な支援の実施</li> <li>・ 療育・教育・福祉と一貫したかわさきサポートノートを検討</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に就学相談については、地域療育センターと常に十分な情報交換を実施</li> <li>・ 就学前機関で受けていた支援を、適切に就学先に繋げるように支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童支援コーディネーター等の必携や連絡会議のさらなる充実</li> <li>・ 総合教育センターが主催する研修の充実</li> <li>・ 指導主事が学校で行う、校内職員研修の充実</li> </ul>

### ■教員の専門性の向上

特別支援教育に関わる教員への専門的な知識と指導力の向上に向け、特別支援学級新担任者研修、担任者2年目研修、通級指導教室担任者研修、特別支援教育コーディネーター養成研修等を体系的に実施するとともに、学校現場のニーズの即した専門的な希望研修を実施し、教職員のスキルアップにつなげます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合教育センターの研修の体系化</li> <li>・ 特別支援学校の公開研修会へ他局職員の参加</li> <li>・ 特別支援学校のセンター機能の充実（小・中・高への支援、公開研修、教材の貸出）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校区分の教員採用</li> <li>・ 他局との研修の相互乗り入れの促進</li> <li>・ こども家庭センターの専門家を活用した学校支援の充実</li> <li>・ 特別支援学校区分の教員採用による特別支援学校の専門性の向上と小・中学校支援機能の向上</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校区分での教員採用の実施の継続</li> <li>・ 他局との研修の相互乗り入れの促進について、引続き検討中</li> <li>・ 障害者更生相談所の専門職を活用した学校支援の充実</li> <li>・ 特別支援学校の公開研修による特別支援学級教員への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育ステップアップ研修の充実</li> <li>・ 特別支援教育に関わる「特設研修」の継続実施</li> <li>・ 特別支援学校採用枠教員の研修の充実</li> <li>・ 特別支援学校や通級指導教室が実施する研修との連携</li> <li>・ 特別支援学校及び通級指導教室のセンター的機能担当教員の計画巡回の実施</li> </ul>

### ■特別支援学級における指導の充実

障害のある子どもの学習の場については、本人の障害の状態や教育的ニーズに応じて、市立及び県立の特別支援学校のセンター的機能、地域療育センター、障害者更生相談所等と連携し、学校全体の指導体制の工夫やきめ細やかな対応に取り組めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎高附属中を除く小・中学校に特別支援学級を設置</li> <li>・聖マリアンナ医科大学病院に入院している児童生徒のために、稗原小学校・菅生中学校の特別支援学級として院内学級を設置し、入院に伴って在籍を移動した児童生徒に対して状況に合わせた指導を実施</li> <li>・退院、自宅療養をしている児童生徒に対する支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校のセンター的機能を活用し、障害種別に応じた研修の充実</li> <li>・こども家庭センターや地域療育センターの専門職（作業療法士・理学療法士・言語聴覚士）との連携により、障害に応じた指導の充実を図り、サポートノートの作成と活用の推進</li> <li>・交流及び共同学習の研究推進校の教育課程、教育環境などの研究成果を発信し全市で共有</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一貫した指導の継続を目的に地域療育センター等との連携を実施</li> <li>・特別支援学級在籍児童生徒への専門的指導のため、市立特別支援学校のセンター的機能の計画巡回訪問や、県立を含む特別支援学校や障害者更生相談所の専門職による要請訪問の活用</li> <li>・交流及び共同学習の研究成果を発信（H26・27）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> <li>・特別支援学級在籍児童生徒の指導の充実のため、市立特別支援学校の計画巡回訪問の充実</li> </ul>

## ■特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援

小・中・高等学校に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒の支援の充実を図るため、全ての学校に校内委員会を設置し、小学校では児童支援コーディネーター、中・高等学校では特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援体制の構築を促進します。特別支援教育サポーター（教員経験者や学生）を学校からの申請に基づき教員の補佐として配置し、支援の必要な児童生徒の日常生活の介助や学習支援を行います。また、通常の学級に在籍する移動等に介助が必要な児童生徒に対しては補助指導員を配置して支援します。さらに、巡回相談員（心理の専門職）・巡回指導員（教員OB）・高等学校支援員（心理の専門職）を派遣して、教職員に専門的な助言を行い、適切な支援につなげます。通級指導教室及び特別支援学校のセンター的機能を強化し、通常の学級及び特別支援学級を訪問して特別な教育的ニーズのある児童生徒への適切な支援について助言を行い、学校の支援力の向上を図ります。小・中学校等において看護師が訪問して医療的ケアを行う事業を実施しています。教育設備については多目的トイレの設置・エレベーターの設置等を行い、バリアフリー化を進めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育サポーター120人分配置</li> <li>・補助指導員の配置</li> <li>・モデル校による特別支援教育体制整備の取組</li> <li>・通級指導教室の整備計画の推進 (小学校には言語と情緒を7区に設置、中学校には情緒を南・中・北部に設置)</li> <li>・小学校全教員へ理解啓発のパンフレット配布</li> <li>・小・中学校等における看護師訪問による医療的ケアの実施(11名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育サポーターの研修等による支援力の向上</li> <li>・小学校児童支援コーディネーター専任化事業の推進</li> <li>・小学校における児童支援活動推進校の取組や中学校における特別支援教育推進モデル校の実践を通じた、通常の学級における発達障害等の児童・生徒への効果的な校内支援のあり方の発信及び普及</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育サポーターの適切な配置と高等学校への配置拡充</li> <li>・全小学校に児童支援コーディネーターを専任化(H29)</li> <li>・小・中学校等における医療的ケア支援事業を拡充(H28) 「週1回90分まで」⇒「1回90分を週2回(又は週1回180分)まで」</li> <li>・補助指導員の配置</li> <li>・高等学校支援員の派遣(H29)</li> <li>・通級指導教室のセンター的機能担当教員を情緒関連通級10教室に各1名配置</li> <li>・特別支援学校2校にセンター的機能(地域支援)担当教員を各2名配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童支援コーディネーター等のスキル向上と活動の充実</li> <li>・巡回相談員、巡回指導員、通級指導教室センター的機能、特別支援学校センター的機能(地域支援)の活用による学校の支援力向上</li> <li>・特別支援教育サポーターの適切な配置</li> <li>・看護師の学校訪問回数を増やすなど、医療的ケアを必要とする児童生徒の状況に応じた支援の実施</li> <li>・補助指導員の適切な配置</li> </ul>

### ■特別支援学校等の機能の充実

特別支援学校は、平成 19 (2007) 年 4 月施行の学校教育法等の一部改正により、それまでの盲・聾・養護学校が制度上一本化され特別支援学校となり、地域の小・中・高等学校等に対する特別支援教育のセンター的機能を持った学校としても位置付けられたことから、その専門性を生かし、公開研修会の開催・専門性の高い教員によるアドバイス・教材の貸出など地域の特別支援教育の支援ネットワークを構築します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特別支援教育のセンター的機能実施（小・中・高等学校の相談・支援、公開研修会、教材貸出等）</li> <li>・田島支援学校分校含む、市立 4 校（市立田島支援学校に肢体教育部門設置）、県立 3 校（H26）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校における専門職との連携を促進し、小・中・高等学校に在籍する重度の障害児童生徒や担任に対する支援の充実</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校センター的機能担当者を配置（H29）</li> <li>・特別支援学校に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を教員枠として採用（H29）</li> <li>・重度の障害のある児童生徒が在籍する市立小・中学校特別支援学級の担任に対し、専門的かつ具体的な助言を行うため、センター的機能担当者が計画的に巡回訪問を実施（H29）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度より開始した、センター的機能担当者による計画巡回訪問支援の充実</li> </ul>

## ■特別支援学校高等部の充実

特別支援学校知的障害教育部門高等部への進学希望者の増加傾向に対応するために、神奈川県教育委員会と連携協議を行い、特別支援学校の教育内容に適した希望者を受入れるための中学校での適切な進路指導のあり方と、特別支援学校の教室環境の整備について検討していきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等部における軽度の知的障害生徒の増加傾向</li> <li>・ 高等部における障害の重度化、多様化</li> <li>・ 中学校・特別支援学校進路相談連絡会を通じた情報交換と希望者を受入れるための調整を実施</li> <li>・ 聾学校内に職業教育を中心とした中央支援学校高等部の分教室開設</li> <li>・ 田島支援学校の再編整備による受入定員の拡充 (H26)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分教室の拡充により生徒の受入枠を増やし社会自立の促進を推進</li> <li>・ 県教育委員会との連携による高等部生徒の受入枠の拡充</li> <li>・ 作業療法士や理学療法士等の専門職との連携による自立活動の充実</li> <li>・ 県立特別支援学校との間で、スクールバスの運行エリアを調整し、効率的な運行の実施</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立聾学校内にある市立中央支援学校分教室の入学者数を拡充 (H29)</li> <li>・ 田島支援学校再編整備により、高等部生徒の受入枠を拡充(H26)</li> <li>・ 自立活動に対する助言が充実するように理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を特別支援学校の教員として採用 (H29)</li> <li>・ 県立特別支援学校との間で、通学区域の確認を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> <li>・ 生徒の支援ニーズに応じた進路決定のための進路指導の充実</li> </ul>

### ■高等学校での特別支援教育の充実

障害のある生徒の入学に対しては、状況に合わせて、必要な施設設備の改修について検討するとともに、高等学校支援員を計画的に派遣し、支援の充実を図ります。また、市立高校のさらなる特別支援教育推進のため、コーディネーターの研修の充実を図ります。特別支援教育サポーターを適切に配置し、教育的ニーズのある生徒に対して、学校での日常生活の支援や社会性の育成等の支援を行います。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての市立高等学校における特別支援教育コーディネーターの指名</li> <li>・コーディネーター養成研修会・連絡協議会への参加</li> <li>・特別支援学校のセンター的機能の活用</li> <li>・巡回相談員や巡回指導員の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校の特別支援教育の推進に向けて、基礎調査及びさらなる校内体制の充実</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校支援員（心理職）の計画派遣及び特別支援教育サポーターを高等学校に配置拡充（H29）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校の特別支援教育コーディネーターとの連携強化と適切な支援の引継ぎ</li> <li>・高等学校支援員の計画的な派遣</li> <li>・特別支援教育サポーターの適切な配置</li> </ul>

### ■障害者の生涯学習の場の充実

平和・人権学習や市民自主学級等において、障害への理解を深める学習機会を提供するとともに、生涯学習の機会に障害者が参加しやすいような取組を進めていきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育文化会館・各市民館・各分館、計 13 か所で、各種社会教育振興事業を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育文化会館・各市民館・各分館、計 13 か所で、各種社会教育振興事業を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>

## ■地域における社会生活技術の習得支援

社会生活を営むために必要とする基礎的な知識・生活技術の習得、地域との交流を進めるため、体験活動や交流等の学習機会の充実を図ります。また、それらの場を支えるボランティアの研修機会を提供します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・障がい者社会参加活動（青年教室）を教育文化会館・各市民館、計 7 か所で 8 事業実施	・現状の取組の推進
平成 29 年度 (改定時)	・障がい者社会参加活動（青年教室）を教育文化会館・各市民館、計 7 か所で 7 事業実施	・現状の取組の推進



## ⑤進路支援

### ■職業教育・進路相談の充実

特別支援学校では、卒業後の社会生活を踏まえて、働く意欲や職業に関する知識や技能、態度などを育てる指導を重視します。このため、教育課程の編成においては、幼稚部や小学部からの系統的なキャリア在り方生き方教育の充実に取り組むとともに、発達が進むにつれて作業学習や産業現場等での実習など、実践的な経験を広げ、将来の職業生活に必要な知識、技能、態度を育てていく授業を展開していきます。また、福祉・労働機関と連携した個別の移行支援計画の普及に取組みます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分教室を開設し、働く意欲や態度の育成とともに自尊感情、規範意識、人と関わる力の育成を目指した専門教育を実施</li> <li>・県の緊急雇用事業を活用した特別支援学校就労支援員 2 名配置による新たな障害生徒の受入企業の開拓</li> <li>・市立養護学校高等部にコースを導入し、生徒に応じた職業教育を実施 (H24)</li> <li>・田島支援学校高等部にコース制を導入し、校内実習施設(喫茶とベーカリー)における日常的な職業実習を実施 (H26)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業就労した卒業生に対する特別支援学校就労支援員による職場定着支援を強化</li> <li>・中学校の特別支援学級在籍生徒やその保護者へ企業就労についての情報提供、生徒の働く意欲の育成、保護者の理解促進</li> <li>・田島支援学校に設置された喫茶店とベーカリー(就労支援事業所)における職場実習による働く意欲や職業技能の向上</li> <li>・田島支援学校高等部のコース制の充実と社会自立を目指した教育のあり方の検討</li> <li>・企業への就労を目指した中央支援学校分教室の拡充について検討</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業就労した卒業生に対して、就労支援員が職場訪問し、定着のための支援を実施</li> <li>・中学校において、職業体験を実施</li> <li>・特別支援学校中学部において、職場見学を実施</li> <li>・田島支援学校内に設置されたベーカリーにおける職場体験の実施</li> <li>・田島支援学校高等部において、生徒の教育的ニーズに合わせ、5 コース制を実施。生徒の実態に合ったあり方を検討</li> <li>・中央支援学校分教室の施設改修・定員の拡充</li> <li>・特別支援学校の保護者へ高等部卒業後の進路についての情報提供、進路学習会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> <li>・卒業後に就労や生活面において外部相談機関と連携が図れるよう、在学時の進路指導を充実</li> </ul>

## ■大学等の教育環境の検討

大学・短大への入学を希望する障害者に情報提供を行います。また、大学・短大等に対しては、必要に応じて障害特性に配慮した環境整備や支援方法などについて、関係機関とともに相談・助言等を行います。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学・短大の担当者と高校の進路担当が受験に際しての環境整備や支援方法について、情報の提供と対応を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校支援員の巡回による個別の指導計画の作成支援（H29）</li> <li>全市立高等学校の特別支援教育コーディネーターに対し、個別の指導計画に基づく一人ひとりの教育的ニーズに応じた進路情報の提供や進路先への引継ぎの必要性を発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校支援員の巡回による個別の指導計画の作成促進及び活用</li> <li>教育的ニーズに応じた進路相談や、引継ぎを行うための特別支援教育コーディネーター・進路担当・担任の連携強化</li> </ul>

## ⑥家庭・保護者への支援

### ■保育・療育の場の充実

地域の子どもたちと共に育つ観点から、身近な場所で専門的な相談と多様な療育が受けられるよう支援体制の整備を進めます。保育所や幼稚園における統合保育・教育の一層の充実を図り、障害のある子どもと家庭への支援を進めるため、地域療育センターを中心として関係する教育機関や医療機関等との連携の強化に努めます。

また、発達障害への対応については、保育所や幼稚園を対象として発達相談支援コーディネーター養成研修を実施し、発達障害のある子どもとその家族への支援を充実させるとともに、園内や地域での支援体制の構築に努めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所からの訪問依頼に基づき、各園を巡回訪問の上、職員による支援への助言等を行う保育相談員を配置</li> <li>・ 私立幼稚園からの訪問依頼に基づき、各園を巡回訪問の上、教職員による支援への助言等を行う幼児教育相談員を配置</li> <li>・ 保育所、幼稚園等における障害児保育、教育を実施</li> <li>・ 発達相談員の配置</li> <li>・ 発達相談支援コーディネーター養成研修を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育相談員、幼児教育相談員の配置</li> <li>・ 保育所・幼稚園職員向けに障害児保育研修を実施</li> <li>・ 発達相談員の配置</li> <li>・ 発達相談支援コーディネーター養成研修を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> <li>・ 保育所等訪問支援等の実施による保育所等における障害児受入体制の支援の推進</li> </ul>

### ■家族や保護者に対する支援

障害のある方が地域で安心して生活するためには、地域において家族を含めた支援を行うことが必要です。特に子どもの場合は、家族との関係性の中で育っていく重要な時期であることから、保護者への相談・支援、心理的なケアやカウンセリング、養育支援、保護者同士の交流、兄弟姉妹への支援、レスパイト等の支援を充実させていきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域療育センター、発達相談支援センターにおける相談支援を実施</li> <li>・ ファミリーサポートの実施及び従事者養成研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域療育センター、発達相談支援センターにおける相談支援を実施</li> <li>・ ファミリーサポートの実施及び従事者研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> </ul>

## ■地域における放課後や夏休み等の支援

放課後や夏休み等を過ごす場を提供するため、こども文化センター事業を実施するとともに、保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童を含めた全ての小学生が、学校施設を利用し、地域の中で健全な遊びを中心とした活動をする場を提供することで、放課後の居場所づくりを支援するため、わくわくプラザ事業を実施します。支援を必要とする児童の場合は、よく相談させていただき、その状況によってはスタッフの増員なども考慮しながら対応していきます。

また、わくわくプラザ終了後、保護者の就労等により午後6時までに児童のお迎えが困難な場合に、わくわくプラザ室において、午後7時まで児童の居場所及び安全を確保する子育て支援・わくわくプラザ事業も実施します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども文化センター 59 館</li> <li>・わくわくプラザ 113 か所</li> <li>・放課後等デイサービス事業所 25 か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども文化センター 58 館</li> <li>・わくわくプラザ 113 か所</li> <li>・放課後等デイサービス事業所 110 か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども文化センター 59 館 (H32.4 新小杉こども文化センター開設予定)</li> <li>・わくわくプラザ 114 か所 (H31.4 小杉小学校わくわくプラザ開設予定)</li> <li>・放課後等デイサービス事業所 110 か所以上</li> </ul>

## ■障害のある中高生への放課後等の支援

障害のある中高生の放課後や長期休暇中の余暇活動の支援を行いながら、社会に適応する日常的な訓練を行うため、障害児タイムケアモデル事業を実施していますが、障害者総合支援法の地域生活支援事業に基づく日中一時支援事業や改正児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業等への移行を進めていきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイムケアモデル事業 12 か所</li> <li>・放課後等デイサービス事業所 25 か所</li> <li>・日中一時支援事業 14 か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイムケアモデル事業の放課後等デイサービス事業への移行を含めて、日中支援の場の拡充に向けた検討</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイムケアモデル事業 9 か所 (3 か所は他事業所へ移行済)</li> <li>・放課後等デイサービス事業所 110 か所</li> <li>・日中一時支援(障害児・者一時預かり) 21 か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイムケアモデル事業の放課後等デイサービス事業等への移行を含めて、日中支援の場の拡充の推進</li> </ul>

## 施策3 地域生活支援の充実

### 現状

- 支援の必要な障害者の増加や発達障害等の障害の多様化への対応をはじめ、高齢障害者の増加と家族の高齢化が進行しています。

### 課題

- 障害のある方が、住み慣れた地域や本人が望む場で安心して自立した生活をしていくためには、身近な地域において多様なニーズに対応した保健・福祉・医療などの総合的な支援を効果的かつ効率的に受けることができる仕組みが求められるとともに、地域の様々な関係者が共通の目的に向け、情報を共有して具体的に協働することが必要です。
- 本人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進することが必要です。

### 今後の方向性

- 増加・多様化したニーズに対応し、必要なサービスが提供できるよう、行政と民間事業者等との役割分担と連携のもと、ライフステージに応じて障害特性に合わせた支援体制の構築を進め、あらゆる障害のある方が暮らしやすいまちを目指します。
- 平成30（2018）年の介護・障害報酬改定において、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくする見直しや、「共生型サービス」の創設に伴う基準・報酬についての必要な対応が行われる予定であり、これらの改定が本市における介護・障害サービスの提供体制の充実に資するよう対応していきます。

## ①生活支援サービス

### ■居宅支援サービスの提供

障害のある方の在宅生活を支えるため、障害者総合支援法に基づく訪問系サービスや日中活動系サービス、地域の実情に応じて本市が実施する地域生活支援事業等の様々な在宅生活を支えるサービスを提供するとともに、引き続き、サービスの充実に努めます。

(サービスの詳細は 214 ページ～238 ページ参照)

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・多様な居宅支援サービスの提供	・在宅生活を支えるサービスの充実に に向けた検討と展開
平成 29 年度 (改定時)	・国の動向を踏まえ、多様な居宅支援サービスを提供 ・日常生活用具の拡充（ストーマ装具の付属品等）、移動支援の従事者要件の拡充（実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者）、日中一時預かりの事業の利用対象の明確化（障害児だけでなく障害者も受入れる）を図り、障害児・者の在宅サービスを充実	・現状の取組の推進 ・一定の要件を備えた生活介護事業所における営業時間後の日中一時支援事業の実施（H30～）

### ■地域生活支援拠点機能の整備

国では障害者の重度化・高齢化や家族の高齢化を見据え、各地域の抱える課題に応じて、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり）等の集約等を行う拠点を整備するとしており、その整備手法としては、これらの機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」、地域において機能を分担して担う「面的整備型」等が考えられるとしています。

これを受けて、本市では、多機能拠点整備型により、地域生活支援拠点（短期入所や相談支援、日中一時支援、地域で暮らす障害のある方を支える支援ネットワークのコーディネート機能などを提供）を整備していきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度以降開設に向けた、地域生活支援拠点機能の検討・開設準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の定める「地域生活支援拠点機能」の整備に向けた検討と展開</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援拠点における多機能拠点整備型の施設を 2 か所整備 宮前区 (H27) 川崎区 (H28) (当該施設が提供するサービス) 自立支援給付である生活介護、短期入所、相談支援や、地域生活支援事業である日中一時支援に加え、市独自の取組である障害者生活支援・地域交流事業を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援拠点における多機能拠点整備型の施設の整備 中原区(H32)</li> <li>未整備区について、整備を検討</li> </ul>

### ■短期入所による在宅支援

保護者や家族の入院や通院、兄弟姉妹のための学校行事、冠婚葬祭や地域活動への参加、介助する人のレスパイトなど、在宅生活をする上での様々な場面で、一時的に障害者施設等を利用することが必要な障害のある方に対して、見守りや介護等必要な支援を提供します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内 15 か所 99 床</li> <li>短期入所の緊急枠確保 (3 施設 8 床)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点型通所施設における短期入所事業の実施 (2 施設 8 床)</li> <li>今後の短期入所機能の拡充に向けた検討と展開</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内 18 か所 107 床 (新たに、宮前区(H27)、川崎区(H28)に開所した拠点型施設において短期入所事業を実施 (2 施設 8 床))</li> <li>短期入所の緊急枠確保 (3 施設 8 床)</li> <li>70~80 名程度の短期入所事業所の整備を内容とする、「第 2 期障害者通所事業所整備計画」(計画期間 H28~35) 策定 (H28.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所の増床 特別養護老人ホームに併設する障害者短期入所事業所が開所 (中原区)【12 床】(H31 予定) 拠点型施設において短期入所を実施 (中原区)【12 床】(H32 予定) 福祉センター跡地活用施設において短期入所を実施 (川崎区)【20 床】(H32 未予定)</li> <li>短期入所の緊急枠の増床 福祉センター跡地活用施設において短期入所を実施 (川崎区)【5 床程度】(H32 未)</li> <li>介護保険の小規模多機能型居宅介護については、平成 30 年度以降、共生型サービスに位置付けられる見込みであることから、短期入所利用者の受入の推進について検討</li> </ul>

## ②日中通所サービス

在宅で暮らしている障害のある方の日中活動の場として、福祉的な活動の場、地域生活での日常生活力の向上などを行う場、一般就労に向けた訓練の場など、それぞれの障害の状況やニーズに応じて提供するとともに、引き続き、サービスの充実に努めます。

### ■介護・訓練等サービスの提供

(サービスの詳細は 214 ページ～217 ページ参照)

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	事業所数 ・生活介護 56 か所 ・自立訓練 5 か所 ・就労移行支援 20 か所 ・就労継続支援 54 か所 (H27.3.1 現在)	・順次拡充
平成 29 年度 (改定時)	事業所数 ・生活介護 62 か所 ・自立訓練 8 か所 ・就労移行支援 29 か所 ・就労継続支援 55 か所 (H30.3.1 現在)	・順次拡充



### ■特別支援学校卒業後対策の推進

本市では、特別支援学校等を卒業後、日中活動サービスを必要としている人について、地域の中で適切な支援が受けられるよう、計画的・継続的なサービス基盤の整備を行ってきています。近年、障害の範囲が拡大し、卒業生の増加傾向が続いている一方、一般就労する卒業生も増えています。このような卒業生の動向に合わせて、福祉的ニーズを的確に把握し、障害の状況に応じたサービス基盤の整備と支援体制の充実を図っていきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御幸日中活動センター（幸地区）（H23）</li> <li>・パセオやがみ（中原地区）（H24）</li> <li>・エンジョイ（多摩地区）、 くりの丘（麻生地区）（H25）</li> <li>・特別支援学校等進路指導担当者会議の開催</li> <li>・特別支援学校高等部3年生向け就労セミナーの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4か所（川崎、幸、高津、宮前地区）開設（H27）</li> <li>※川崎、宮前地区については日中活動支援拠点施設（短期入所や地域で暮らす障害のある方を支える支援ネットワークのコーディネート機能などを提供）</li> <li>・今後の受入枠の確保について、検討の上、推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3か所（幸、高津、宮前地区）開設（H27）</li> <li>・川崎地区1か所を開設（H28）</li> <li>・560名程度の生活介護事業所の整備を主な内容とする、「第2期障害者通所事業所整備計画」（計画期間H28～35）策定（H28.3）</li> <li>・既存の建物の改修等により小規模生活介護事業所の整備を進める補助制度を新たに創設（H29.6）</li> <li>・特別支援学校等進路指導担当者会議の開催</li> <li>・特別支援学校高等部3年生向けの模擬面接会及び保護者向け就労セミナーの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> <li>・地域生活支援拠点における多機能拠点整備型の施設（中原区）（H32予定）</li> <li>・小規模生活介護事業所整備費補助金を活用した整備の推進</li> <li>・介護保険の小規模多機能型居宅介護については、平成30年度以降、共生型サービスに位置付けられる見込みであることから、生活介護利用者の受入の推進について検討</li> </ul>

### ■地域活動支援センター（A型）

主に精神障害者を対象として、日中のプログラムや憩いの場などの地域活動支援センターとしての機能と、生活する上での困りごとを相談できる相談支援の機能を一体的に提供します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区1か所設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能の充実</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区1か所設置</li> <li>・機能の充実を図るため、地域生活支援における役割について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能の充実に向けたあり方の検討</li> </ul>

### ■地域活動支援センター（B・C・D型）

創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進等の支援を行います。また、特別支援学校等卒業生の進路や精神科病院からの地域移行等のニーズを踏まえ、地域活動支援センターの運営の安定化とサービスの向上を図ります。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・地域活動支援センター 62 か所 (B・C・D型)	・現状の取組の推進
平成 29 年度 (改定時)	・利用実績に応じた各種加算等による運営の安定及びサービス提供の支援	・現状の取組の推進

### ■通所事業所での送迎や食事・入浴サービスの充実

介護・訓練サービスにおいて、通所するための送迎や入浴サービスの提供などの支援を確保するため、サービスを提供する事業所に対する様々な加算制度を運用することにより、サービスの充実に努めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・サービス提供実績に応じた各種加算によるサービス提供の支援	・現状の取組の推進
平成 29 年度 (改定時)	・サービス提供実績に応じた各種加算によるサービス提供の支援	・現状の取組の推進

### ■重度障害者への支援の充実

介護・訓練サービスにおいて、重度の障害のある方に対する支援体制を確保するため、サービスを提供する事業所に対する様々な加算制度を運用することにより、サービスの充実に努めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・重度・重複障害者など、よりニーズが高い人の受入実績に応じた各種加算によるサービス提供の支援	・現状の取組の推進
平成 29 年度 (改定時)	・重度・重複障害者など、よりニーズが高い人の受入実績に応じた各種加算によるサービス提供の支援	・現状の取組の推進

### ■支援体制の強化

介護・訓練サービスにおいて、職員体制の充実や看護師、栄養士の配置を促進するため、サービスを提供する事業所に対する様々な加算制度を運用することにより、サービスの充実に努めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・より手厚い支援体制の確保状況に応じた各種加算によるサービス提供の支援	・現状の取組の推進
平成 29 年度 (改定時)	・より手厚い支援体制の確保状況に応じた各種加算によるサービス提供の支援を推進	・現状の取組の推進

## ③情報コミュニケーション支援

### ■コミュニケーション支援の充実

聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者、要約筆記者の派遣や、点訳、音訳等の支援を行うことによってコミュニケーション支援を実施していきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、神奈川県聴覚障害者福祉センターにおいて各種支援を実施	・現状の取組の推進
平成 29 年度 (改定時)	・聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、神奈川県聴覚障害者福祉センターにおいて各種支援を実施 ・意思疎通が困難な障害児・者が入院した時の医療従事者との意思疎通支援として、入院時コミュニケーション支援事業の実施（H28～）	・現状の取組の推進

## ④移動及び外出の支援

### ■移動手手段の確保

障害のある方や難病を患う方の社会参加を促進するため、障害の特性や利便性に配慮した、外出時の移動手手段（バス、タクシー、キャブ）の確保と利用を支援します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス乗車券交付事業へのふれあいフリーパスの導入と交付対象者の見直し (H24・25)</li> <li>・重度障害者福祉タクシー利用券交付事業の拡充 (H25)</li> <li>・福祉キャブ運行事業の拡充(H25)</li> <li>・ユニバーサルデザインタクシーの普及に向けた支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直し効果の検証と事業展開</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直し及び拡充の結果を踏まえた事業の実施</li> <li>・ふれあいフリーパスの実施</li> <li>・重度障害者福祉タクシー利用券交付事業の実施</li> <li>・福祉キャブ運行事業の実施</li> <li>・ユニバーサルデザインタクシーの普及に向けた支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> <li>・移動手手段のあり方の検討</li> </ul>

## ⑤福祉用具等での支援

### ■ウェルフェアイノベーションの推進

第2期川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画(平成29年3月策定)に基づき、産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造するウェルフェアイノベーションを推進します。本市がこれまで強化してきた、産業と福祉のハブ機能を活かし、新たな製品・サービスの創出やかわさき基準認証製品を中心とした活用、さらには活用により生まれる新たな価値を蓄積し川崎発の社会モデルの創造・発信に向けた取組を進めていきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かわさき基準(K I S)に基づく福祉製品認証事業の実施、福祉施設等と連携した福祉製品の開発や導入支援制度の実施等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かわさき基準(K I S)の理念やK I S認証福祉製品の普及促進、福祉施設等と連携した福祉製品の開発や導入支援の拡大</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画に基づく、新たな製品・サービスの創出・活用に向けた取組の実施</li> <li>・プロジェクト稼働件数(H29): 創出13件、活用10件(見込み)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな製品サービスの「創出プロジェクト(※1)」15件以上、「活用プロジェクト(※2)」10件以上、「新たな社会モデル創造・発信(※3)」年1件以上(H31)</li> </ul>

(※1) 将来的な福祉課題解決に対応する製品・サービスの創出に向けたプロジェクト

(※2) 販売製品・サービスの活用により、新たな価値を蓄積していくプロジェクト

(※3) 新たなライフスタイル・ワークスタイルなどを創造し発信している状態

### ■かわさき基準（K I S）認証を中心とした新たな製品・サービスの活用

産業界で生み出された新たな製品・サービスを、福祉現場での「活用」を促すことを通じて、かわさき基準（K I S）（※1）認証製品を中心とした活用による新たな発見等による「価値の創出」に向けた動きを促進します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 （策定当初）	・ 障害関連施設及び利用者への福祉用具の普及啓発	・ 障害関連施設及び利用者への福祉用具の普及啓発の拡大
平成 29 年度 （改定時）	・ 障害のある方々や障害福祉事業者へ、かわさき基準（K I S）認証製品を中心とした新たな製品・サービスの活用による価値の創出に向けた取組の推進	・ かわさき基準（K I S）認証実施と生活支援機器・施設向け福祉介護機器のモニター評価事業の実施による認証製品の活用による新たな価値等の蓄積

（※1）かわさき基準（Kawasaki Innovation Standard(KIS))は、人の自立を支援し、将来に向けた福祉課題の解決に資する革新的な製品を「かわさき基準認証福祉製品」及び「かわさき基準プレミアム認証福祉製品」として認証し、これらの認証製品の活用促進により、人の生活全般を豊かにする社会モデルの構築と、新産業を創出することを目的とする、川崎市独自の福祉製品のあり方を示した基準です。

### ■福祉用具の提供

身体に障害のある方や難病を患う方の身体機能を補完又は代替するための補装具について、購入や修理に要する費用を適切に支給します。また、重度の障害者等の日常生活が円滑に行われるための用具を適切に給付・貸与します。

合わせて、福祉用具に関する相談等に従事する職員への情報提供や研修を行い、職員の資質の向上を図り、福祉用具の普及と利用支援に努めます。

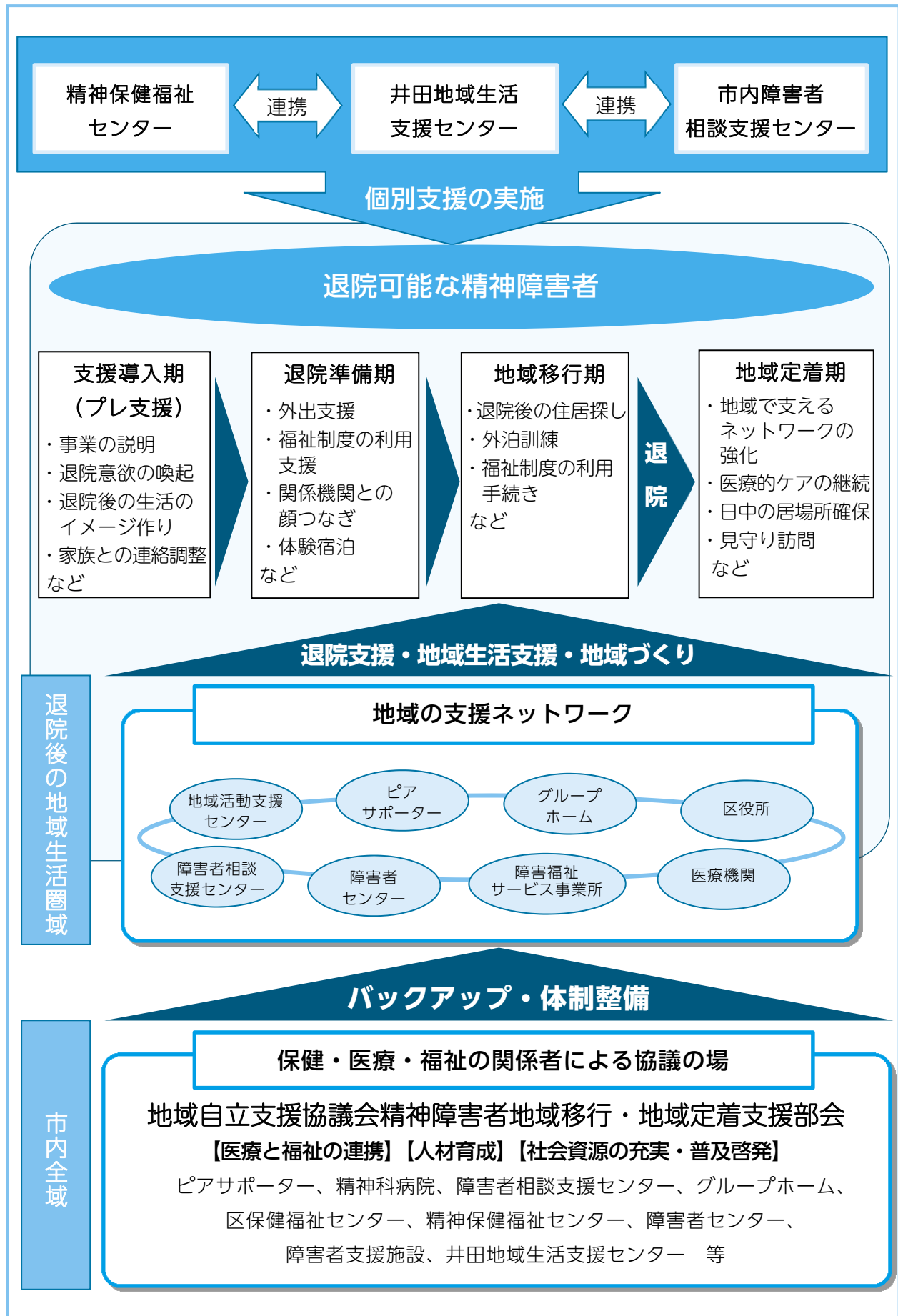
	現 状	計 画
平成 26 年度 （策定当初）	・ 補装具費の支給 ・ 日常生活用具の給付	・ 補装具費の支給 ・ 日常生活用具の給付 ・ ウェルフェアイノベーションやかわさき基準（K I S）との連携による福祉用具の開発や普及
平成 29 年度 （改定時）	・ 補装具費の支給を実施するとともに、日常生活用具の種類（ストーマ装具の付属品等）を追加し、日常生活用具の給付を実施	・ 現状の取組の推進

## ⑥地域移行支援・退院促進支援

### ■精神障害者の退院促進

地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会において、市内外の精神科病院や地域の障害者相談支援センターなど支援機関等と協議を行いながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築と、退院可能な精神障害者の地域移行・地域定着支援を積極的に促進します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者地域移行・地域定着支援協議会</li> <li>・精神障害者地域移行・地域定着支援体制整備事業の実施</li> <li>・精神障害者地域移行・地域定着支援従事者研修の実施</li> <li>・市外病院に入院している方の地域移行に向けた支援依頼の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアサポーターとの協働による支援体制の推進</li> <li>・高齢在院者の実態把握と高齢施策との連携</li> <li>・市外病院に入院している方の地域移行の促進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害にも対応した地域包括ケア構築に向けた取組の実施</li> <li>・協議会は地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会に再編</li> <li>・精神障害者地域移行・地域定着支援体制整備事業実施における関係機関の連携強化</li> <li>・精神障害者地域移行・地域定着支援従事者研修の実施</li> <li>・井田地域生活支援センター及び精神保健福祉センターによる、市外病院に入院している方の地域移行に向けた支援の実施</li> <li>・地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会でワーキンググループにおいて、ピアサポーターの協働・活動体制について検討中</li> <li>・平成 29 年度厚生労働省精神保健福祉資料（厚生労働省が実施する調査）において把握された、高齢長期在院者の状況をもとに、高齢施策との連携を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> <li>・北部地区をモデル圏域として、重層的な地域支援連携体制の構築に向けた取組の推進</li> </ul>



## ■触法障害者への支援の推進

心神喪失者等医療観察法の対象者を含む触法行為を反復する障害者への対応は、人権への配慮と地域社会との関係も考えつつ、障害特性に合わせた丁寧な支援が必要です。専門的な関わりと関係機関との連携の確立が不可欠であることから、保護観察所や地域生活定着支援センター等関係機関と連携して、退院、退所後における生活環境を調整し、触法障害者の支援を行います。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心神喪失者等地域移行支援事業を実施</li> <li>・触法障害者地域移行支援事業を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護観察所等関係機関と連携強化</li> <li>・触法障害者への支援体制の構築</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心神喪失者等地域移行支援事業を実施</li> <li>・保護観察所と定例の会議を実施</li> <li>・触法障害者地域移行支援事業を実施</li> <li>・各障害者センターと保護観察所、医療機関等関係者の連携により支援を展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護観察所等関係機関と連携強化</li> <li>・触法障害者への支援体制の構築</li> </ul>



## 施策4 多様な住まいの支援

### 現状

- 障害のある方にとって、生活しやすい住まいの確保は、生活の質（QOL）を大きく左右します。
- 障害の状況に合わせた住宅に住むことによって、地域での生活ができるようになったり、介護の負担が軽減されたりすることにもつながります。
- 障害のある方が暮らしやすい住まいの確保や、住んでいる住宅のバリアフリー化など、良質な住環境を整備していくとともに、こうした住まいに障害のある方が入居しやすい環境と仕組みづくりに努めています。
- 住まいと生活支援を一体的に提供するものとして、入所施設やグループホームなどがありますが、これらも障害のある方の住まいとして重要な役割を担っています。こうした居住の場の充実についても進めています。

### 課題

- 障害の当事者や家族の高齢化を見据え、重度・重複障害を含め多様なニーズに対応できるグループホームをはじめとした、住まいの場の量的・質的な充実や、高齢期における支援のあり方が課題となっています。

### 今後の方向性

- 障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、多様なニーズに対応した多様な形態の住まい方とその場の確保・充実に努めます。

## ①グループホーム

## ■グループホームの基盤整備

地域での自立した住まいの場の1つとして、グループホームの設置を積極的に推進していくとともに、サービスの質の向上に向けた支援を行っていきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年 80 人分のグループホーム定員数の計画的な増床 1,061 人 (H26 見込)</li> <li>・ 安定した運営の確保や重い障害のある方が受入れ可能となるよう、事業所への補助や様々な加算等による支援体制の強化</li> <li>・ 設置促進に向け、新設時やバリアフリー化工事のための整備補助を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケアや重複障害をはじめとしたより多様なニーズに対応できるグループホームの設置に向け、新たな設置手法を含めた検討と展開</li> <li>・ 不動産事業者等へグループホームへの理解を促し、設置の促進を図る</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケアや重複障害をはじめとした、より多様なニーズに対応できるグループホームの設置に向けた新たな設置手法や、不動産事業者等に対するグループホームへの理解を促すための取組について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケアや重複障害をはじめとした、より多様なニーズに対応できるグループホームの設置に向けた新たな手法の検討</li> <li>・ 肢体不自由の方のためのグループホームに対する整備費補助の充実</li> <li>・ 不動産事業者等へグループホームへの理解を促し、設置の促進を図る</li> </ul>

## ■グループホーム等における体験利用の提供

円滑な地域への移行を進める上で、入所施設や精神科病院に入所・入院している段階からグループホーム等を体験的に利用することや、家族の高齢化等を見据えて体験の機会を確保しておくことは、大変重要であることから、体験の場の確保・充実に努めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陽光ホーム (2 床)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全市的な拡充の方策について検討の上、推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陽光ホーム (2 床)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援給付費における体験宿泊の状況を鑑みながら、必要な対応について検討</li> </ul>

### ■グループホームのサービスの質の向上

様々な障害特性を持った方が生活するグループホームに必要な支援体制を整えるための本市独自の加算制度に加えて、障害福祉施設事業協会や地域リハビリテーションセンターの専門機能との連携を図りながら研修等の取組を進め、質の維持・向上に努めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・世話人体制確保加算や夜間体制加算等によるサービス提供支援	・障害福祉施設事業協会や地域リハビリテーションセンターの専門機能との連携を図りながら研修等の取組を進め、質の維持・向上に努める
平成 29 年度 (改定時)	・世話人体制確保加算や夜間体制加算等によるサービス提供支援 ・障害福祉施設事業協会による世話人研修の実施	・現状の取組の推進

## ②入所施設

### ■施設入所支援の提供

障害者支援施設（入所施設）において、入浴、排泄、食事等の介護を提供して、主として夜間の障害者の生活を支援します。

また、入所施設からの地域移行支援を推進します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・市内 5 施設におけるサービス提供を支援 ・南部地域における入所施設の検討	・南部地域における入所施設の効果的な活用方法の検討及び整備着手
平成 29 年度 (改定時)	・市内 5 施設におけるサービス提供を支援 ・福祉センター跡地活用施設（川崎区）について、平成 32 年度末の開所に向けた取組を推進	・現状の取組の推進 ・福祉センター跡地活用施設（川崎区）において、障害者支援施設 47 床、宿泊型自立訓練 20 床を開所（H32 未予定）

## 《地域生活支援の拠点としての入所施設の整備》

家族の高齢化などにより、これまで自宅で生活をしてきた障害のある方がグループホームなどを生活の場として移行していくことが予想されます。

一方、障害の状況等により、在宅生活の継続が困難な方や、グループホーム等への移行に向けた訓練が必要な方も多くおり、中には一定の医療的なケアが必要な方も少なくないなど、このことへの対応が大きな課題となっています。また、地域生活を支える重要なサービスとして短期入所の拡充も求められています。

これらの課題を踏まえて、地域生活を支援する拠点としての機能を持つ通過型の入所施設を福祉センター跡地活用施設（川崎区）に整備します。

## ■入所施設における地域移行・地域支援機能の強化

入所施設の役割として、地域で生活していくための訓練を提供するとともに、可能な限り地域生活に移行し、移行後のバックアップが位置付けられています。本市では、施設、地域生活を支えるサービス事業所と連携しながら、地域移行に向けた取組を進めていきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)		
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての入所施設で短期入所サービスを提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> <li>・ 地域移行や地域生活を支える機能のより一層の確保のため、生活の基盤が崩れかけた方を一定期間受入れて生活を整える「短期入所事業」について、障害者支援施設「井田重度障害者等生活施設（桜の風）」で実施（H30～）</li> </ul>

## ■重度障害者への支援の充実（再掲）

（115 ページ参照）

### ③高齡障害者対策

#### ■高齡障害者及び早期退行者等の住まいのあり方の検討

高齡障害者及び早期退行者等への支援は、ADL（日常生活動作）の低下や認知症へのケアも合わせて必要となる場合があります。この場合、支援体制の充実はもとより、住環境の整備も合わせて考えていくことが求められるため、高齡障害者及び早期退行者に対する住まいのあり方について、地域包括ケアシステム推進ビジョンを踏まえた検討を進めていきます。

#### ■特別養護老人ホームにおける高齡障害者の受入体制の整備

障害者入所施設や共同生活援助（グループホーム）に入所している方々の高齡化を踏まえ、高齡障害者のうち、特別養護老人ホーム（特養ホーム）での支援がふさわしく、かつ移行を希望される方を受入れるため、公有地を活用した特別養護老人ホームにおいて受入れるための体制を整備していきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設に入所している高齡障害者の円滑な受入に向けた検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、公有地を活用した特養ホームにおいて受入体制の整備</li> <li>・ 平成 28 年度開設予定の特養ホームにて 10 床程度確保（川崎区）</li> <li>・ 平成 32 年度開設予定の特養ホームにて一定程度確保（川崎区）</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設に入所している高齡障害者の円滑な受入 特養ホームにて 10 床程度確保（川崎区境町地区）（H28.4 開設）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設に入所している高齡障害者の円滑な受入れの推進 特養ホームにて 10 床程度確保（高津区久末地区）（H31.4 予定） 特養ホームにて 10 床程度確保（川崎区日進町地区）（H32 未開設予定） 特養ホームにて 10 床程度確保（障害者支援施設の入所者に加え共同生活援助の入居者にも対象を拡大）（中原区井田地区）（H31.5 開設予定）</li> </ul>

#### ④民間住宅での居住支援

##### ■民間住宅の入居相談の充実

障害者が民間住宅に入居を望んでも、障害への偏見や安全上の問題を理由に、断られることもあります。これを改善するために、川崎市居住支援制度やあんしん賃貸支援事業に加え、川崎市居住支援協議会と連携した障害者の入居・居住継続支援の体制充実に努めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住支援制度協力不動産店数 238 店 (相談件数 障害者 479 件、利用 世帯 184 世帯) (H27.2 現在)</li> <li>・市内あんしん賃貸住宅協力店数 107 店 (H27.2 現在)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住支援制度協力不動産店数 253 店 (相談件数 障害者 529 件、利用世帯 213 世帯) (H30.2 現在)</li> <li>・市内あんしん賃貸住宅協力店数 110 店 (H30.2 現在)</li> <li>・川崎市居住支援協議会の設立 (H28) 及び入居支援・入居後の 生活支援等の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>

## ⑤公営住宅での支援

### ■住みやすい住環境の整備

新築住宅については、引き続きユニバーサルデザイン仕様とするとともに、需要等に応じて車いす利用者向け住戸を整備します。既存住宅の共用部分については、必要に応じて階段のスロープ化や手すりの設置を行うなど、安心して安全な住環境の整備を図ります。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅のバリアフリー化 (バリアフリー住戸整備7団地、エレベーター設置2団地)</li> <li>・車いす利用者向け市営住宅の整備 15戸</li> <li>・公営住宅にグループホーム(知的障害者用)設置 3か所</li> <li>・公営住宅使用料減免制度を実施</li> <li>・各住戸への火災警報器の設置完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅のバリアフリー化 (バリアフリー住戸整備7団地 13棟、エレベーター設置2団地)</li> <li>・車いす利用者向け市営住宅の整備 12戸</li> <li>・公営住宅のグループホーム(知的障害者用)3か所設置</li> <li>・公営住宅使用料減免制度を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>

## ⑥居住環境の向上支援

### ■住環境整備の専門相談

狭あい・段差の解消など障害者にとって使いやすい住宅を確保するため、増改築、新築等に際し、住環境整備の専門相談を実施します。相談援助には、多様な障害者のニーズにこたえるために、在宅リハビリテーションサービスの一環として、理学療法士・作業療法士などのリハビリテーションスタッフを中心として、地域の相談窓口の職員や、日常的に在宅支援を行っているホームヘルパー等の関係者、リハビリテーションに理解のある建築士、施工業者などとの連携の強化を図ります。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・ 障害者更生相談所、れいんぼう川崎在宅支援室、百合丘障害者センターにおいて実施	・ 現状の取組の推進
平成 29 年度 (改定時)	・ 障害者更生相談所、れいんぼう川崎在宅支援室、井田障害者センター、百合丘障害者センターにおいて実施	・ 現状の取組の推進 ・ 南部リハビリテーションセンターにおいても実施 (H32 未予定)

### ■住宅改造の充実

既存住宅の浴室やトイレなどを障害の状況に適するように改良するための費用や、階段昇降機やリフトなどの自立促進用具を取り付ける際の費用の助成を行い、障害のある方の自立の促進や介助者の負担軽減を図ります。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・ やさしい住まい推進事業の実施	・ 現状の取組の推進
平成 29 年度 (改定時)	・ やさしい住まい推進事業の実施	・ 現状の取組の推進



## 施策5 雇用・就労・経済的自立の促進

### 現状

- 平成25（2013）年の障害者雇用促進法の改正により、身体障害者、知的障害者に加えて、精神障害者が法定雇用率算定の対象となりました。この改正は平成30（2018）年4月から施行され、それに伴い雇用率も引き上げられます。
- 就労移行支援事業所をはじめとする福祉施設から一般就労への移行数は、毎年増加傾向にあります。特に、精神障害者の増加が目立ちます。
- 平成30（2018）年4月から障害者総合支援法に基づく就労定着に向けた支援を行う新たな福祉サービス（就労定着支援）が創設されます。
- 本市では、地域就労援助センター及び就労移行支援事業所を中心に福祉施設利用者や在宅者の就労相談や就労に向けた支援を行っています。
- 福祉的就労の場では、都道府県が策定する工賃向上計画による各施設の取組が進められているほか、平成25（2013）年4月に障害者優先調達推進法が施行され、官公庁から障害者施設等への優先的な調達を行うこととされ、施設での利用者工賃の向上に向けた取組が求められています。
- 福祉的就労の場では、工賃向上に向けて平成22（2010）年に共同受注窓口を設置し受注拡大に努めているほか、自主製品の販売先拡大の取組により、平均工賃が増加しています。

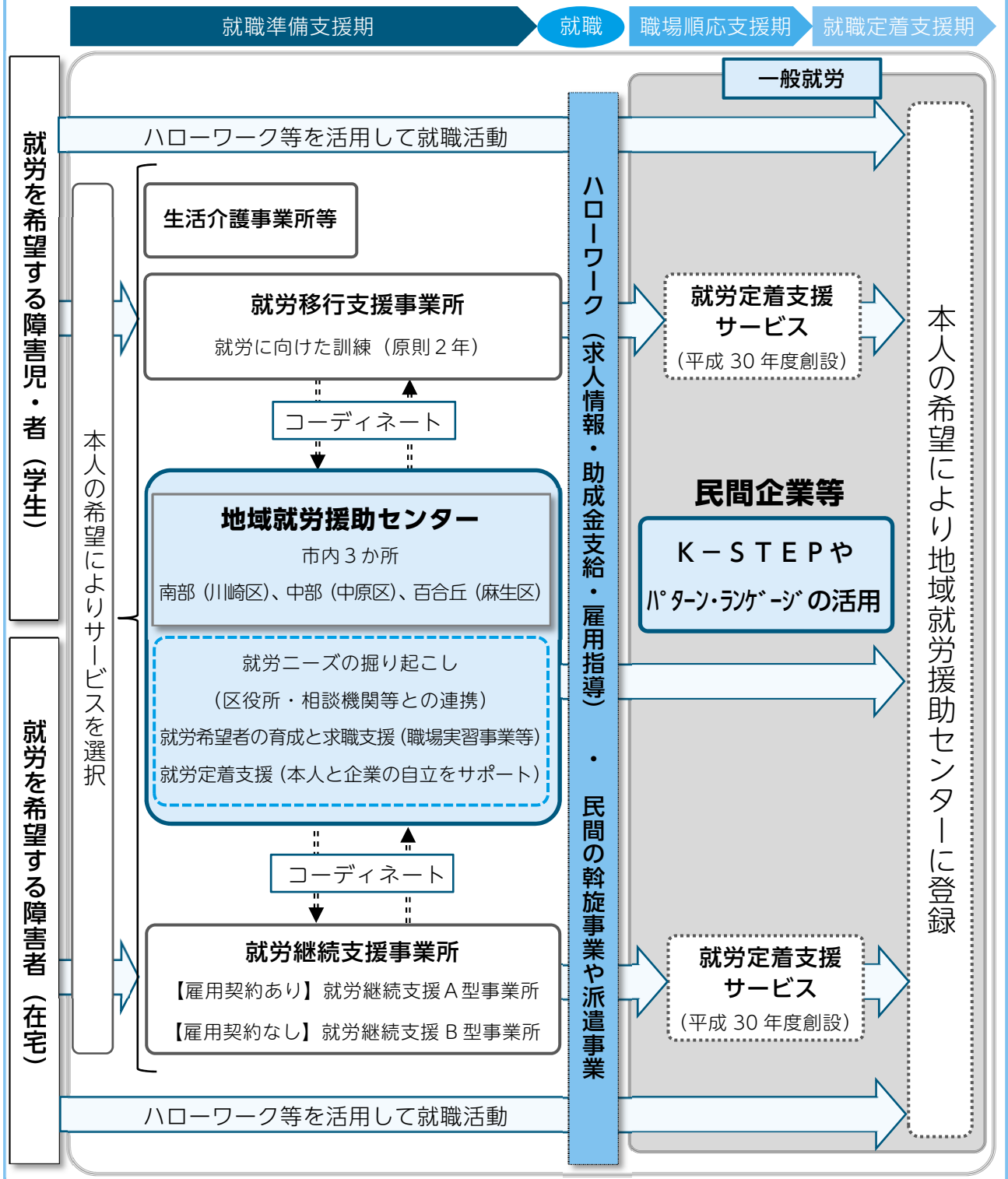
### 課題

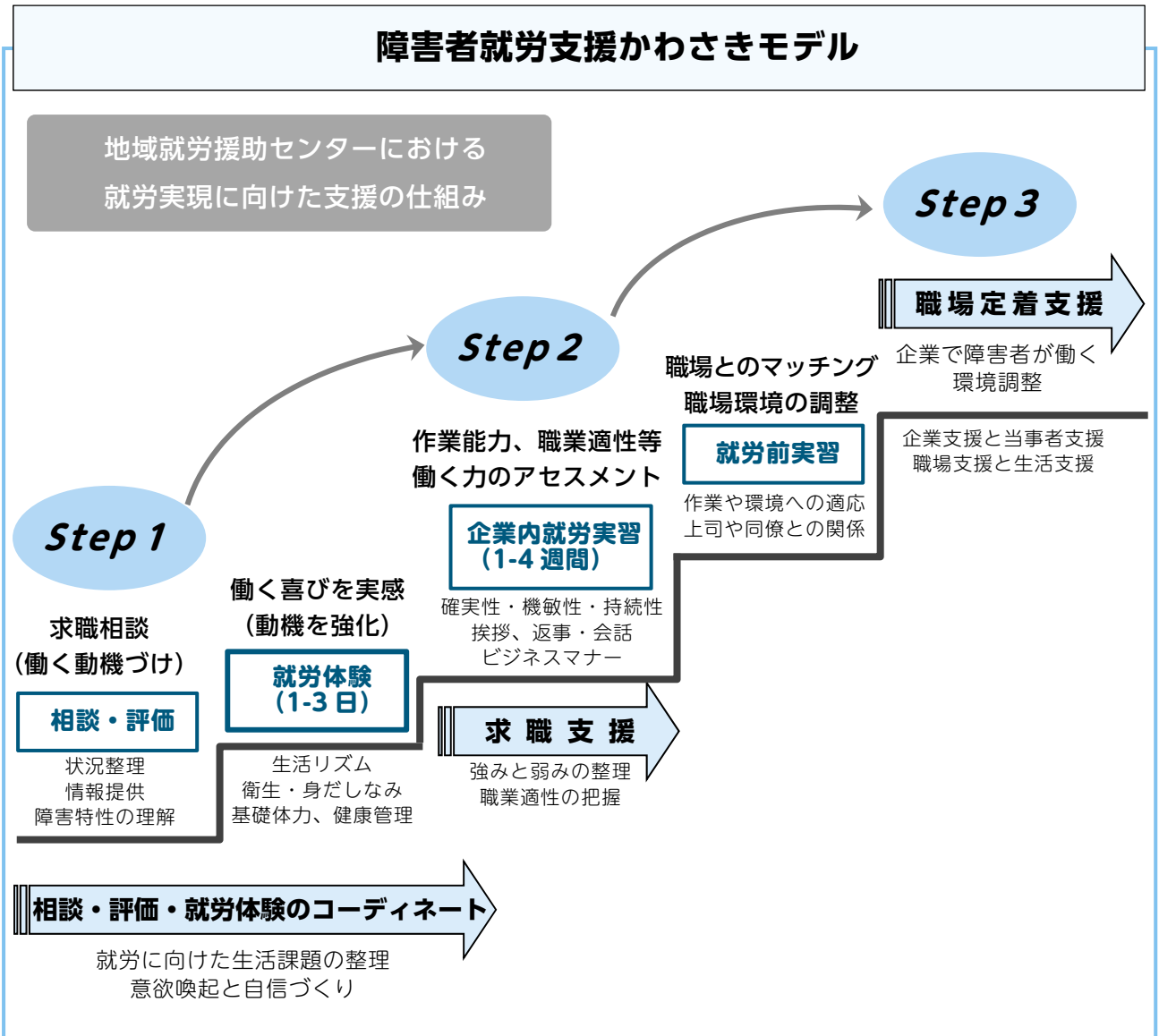
- 障害者の雇用・就労を促進していくため、それぞれの関係者のニーズに応じた支援をしていく必要があります。
- 就労支援を継続的に推進していくほか、就職後の定着に向けての効果的な支援を実施していく必要があります。
- 経済的な自立に向けて、福祉的就労の場で工賃を増加していく必要があります。

### 今後の方向性

- 障害があっても働く意欲を実現できる、市民・企業・事業者・行政などの多様な主体の協働を通じた自立と共生の社会を目指します。
- 就労と年金等の経済的支援により、障害があってもその人らしくいきいきと自立した生活が可能となる社会を目指します。

## 川崎市における障害者雇用・就労支援体制の現状





## ①就労意欲の喚起

## ■就労体験・職場実習の実施

就労意欲の喚起を目的として、民間企業における就労体験や実習の場を提供していきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 週間から 4 週間にかけて職業体験する、庁舎清掃及び図書館での配架業務等での庁内業務の一部を実習場所として提供する就労体験ステップアップ事業の実施</li> <li>・ 1 日単位で職業体験する、就労促進事業の実施</li> <li>・ スポーツ・エンターテインメント等のイベントスタッフとしての福祉事業所利用者等の就労体験の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般就労の意欲のある求職中の障害のある方への職場実習の場の提供を、就労意欲の向上とその後の就労へ向けたステップアップとしていくため、障害者の就労の状況を踏まえた上で実施</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 週間から 4 週間にかけて、庁舎清掃及び図書館での配架業務等での庁内業務の一部を実習場所として提供する就労体験ステップアップ事業を実施</li> <li>・ スポーツやエンターテインメント等のイベントスタッフとして就労体験を実施</li> <li>・ 地域就労援助センターにおいて、障害者の就労意欲の向上や能力・特性把握を目的とした職場実習事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> </ul>

■一般就労を見据えた働く場の提供

一定期間勤務し、業務や研修等を行いながら就労に向けた知識や技能等を習得し、経験を積んだ上で一般企業等への就職につなげる、知的障害者を対象とした「チャレンジ雇用」や、障害者の働く場を確保し、社会参加を促すための「ふれあいショップ」を実施します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市障害保健福祉部において、知的障害者を対象としたチャレンジ雇用の実施（平成 20 年度から 17 名を採用、10 名が民間企業へ就職（6 名は平成 27 年 2 月現在も就業中））</li> <li>・市教育委員会において、知的障害者を対象としたチャレンジ雇用の実施（平成 26 年 3 月現在で 2 名雇用、通信教育でホームヘルパー 2 級の資格を取得）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者を対象としたチャレンジ雇用の実施と知的障害者の民間企業への就労状況を踏まえたあり方の検討と展開</li> <li>・精神障害や発達障害等でのチャレンジ雇用の導入に向けた検討と展開</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者を対象としたチャレンジ雇用を継続実施</li> <li>・精神障害者について、障害特性に配慮した適切な勤務形態等を検討</li> <li>・障害者ふれあいショップ 3 か所への補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> <li>・精神障害者の雇用に向けた検討と展開</li> <li>・障害者ふれあいショップのあり方の検討</li> </ul>

## ②就労支援

### ■福祉施設から一般就労への移行推進

障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所や市内3か所の地域就労援助センター等の就労支援機関により、福祉施設から一般就労への移行を促進していきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労移行支援事業の実施</li> <li>・ 福祉事業所利用者の就労意欲を喚起するための障害者雇用短期チャレンジ事業の実施</li> <li>・ スポーツ・エンターテインメント等のイベントスタッフとしての福祉事業所利用者等の就労体験の実施</li> <li>・ 神奈川県が実施する「障害者の態様に応じた委託訓練（トライ！）などの訓練事業の活用に向けた周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労移行支援事業の実施</li> <li>・ 障害者総合支援法の制度改正等を踏まえながら、効果的な就労移行施策を実施</li> <li>・ 福祉施設事業所利用者に対して一般就労に向けた意欲喚起の効果的な取組の実施</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労移行支援事業の実施</li> <li>・ 地域就労援助センターによる福祉施設利用者を対象とした就労支援の実施</li> <li>・ 地域就労援助センターを中心とした障害者就労支援ネットワーク会議において、就労支援機関の利用者及び一般就労者の増加を目指した企画を検討実施</li> <li>・ 福祉施設利用者等を対象に就労体験事業や職場実習事業、就労体験ステップアップ事業を実施</li> <li>・ ハローワークが主催する障害者合同面接会の開催協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> <li>・ 障害者総合支援法の制度等の改正を踏まえながら、効果的な就労移行施策を実施</li> </ul>

### ■就労支援コーディネートとネットワークの連携強化

地域就労援助センターと就労支援機関等のネットワーク体制を強化することにより、地域就労援助センターが関係機関の中心となって、障害のある方の生活支援を含めた総合的な就労相談を進めます。

また、障害のある方の一般企業等への就職や就職後の職場定着に向けて、効果的な支援を実施するため、就労支援機関職員の人材育成に取り組めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域就労援助センター3か所の運営補助（うち1か所が障害者就業・生活支援センターを併設）</li> <li>・地域の就労支援機関や相談支援機関、医療機関等から構成される、就労支援事例検討会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域就労援助センターを中心とした就労支援コーディネート機能の充実</li> <li>・地域の就労支援機関や相談支援機関、医療機関等から構成される、就労支援事例検討会の実施</li> <li>・障害者総合支援法に基づく制度の改正等に応じて、就労促進、定着支援に係る効果的な支援体制の検討と展開</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域就労援助センターを中心とした障害者就労支援ネットワーク会議の実施による、支援機関同士の情報共有及び連携の促進</li> <li>・障害者就労支援ネットワーク会議において、就労支援スキルの向上を目的とした事例検討会等を企画</li> <li>・短時間就労の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>

### ■職場定着支援の実施

障害者雇用促進法の改正により、精神障害者の雇用が義務化されたことから、精神障害者の雇用増加が見込まれており、これまで以上に個々の障害特性を踏まえた職場への定着支援が重要となります。また、障害のある方が体調や生活の自己管理に取り組めるよう「セルフケア」を重視した支援を推進します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業所や地域就労援助センターによる個別の定着支援の実施</li> <li>・就労移行支援事業所への職場定着支援への補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業所や地域就労援助センターによる個別の定着支援の実施</li> <li>・セルフケアを重視した支援手法を障害特性に応じて推進</li> <li>・障害者総合支援法に基づく制度の改正等に応じて、定着支援に係る効果的な支援体制を検討と展開</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業所や地域就労援助センターによる個別の定着支援の実施</li> <li>・セルフケア意識の向上を図る川崎就労定着プログラム（K-S T E P）を開発し、就労支援機関等で実施</li> <li>・地域就労援助センターにおいて、就労者と企業の自立を目的とした定着支援の検討及び実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> <li>・障害者総合支援法等の改正に応じた就労促進や職場定着に係る効果的な支援の検討と展開</li> </ul>

## ③雇用支援

## ■障害者雇用に向けた普及啓発と採用意欲の喚起

障害のある方の就職件数は増加しているものの、依然として法定雇用率を満たしている企業は5割に達していません。障害のある方を雇用することについての理解を広げるための取組を、引き続き進めていきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用セミナーの開催</li> <li>・ ホームタウンスポーツチームのゲームやエンターテインメントイベント等でのスタッフで、福祉事業所利用者等の就労体験の実施による障害者が働くことの社会への発信</li> <li>・ 障害のある方が働くことを、様々な場面を通じて促進させていく「障害者雇用・就労促進かわさきプロジェクト」の取組内容の発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用を普及・啓発し、障害のある方が働くことへの意識のハードルを低くするための効果的な取組の実施</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用に関する企業向けネットワークの推進</li> <li>・ ハローワークとの協同による普及・啓発</li> <li>・ 国が実施する各種助成金制度を周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> <li>・ 国が実施する各種助成金やジョブコーチ制度、市が実施する定着支援等の各種支援制度を周知</li> </ul>



### ■企業に対する雇用支援の実施

企業等が障害のある従業員の特性を理解し、効果的なサポートや配慮の提供が行えるよう、地域就労援助センター等の就労支援機関において、雇用企業への支援を進めていきます。

また、障害のある方が働く職場において、その上司や同僚が障害者雇用や職場定着を進める上で、陥りやすい問題を理解し、実際にその問題が起こった時に社内で解決できるよう、職場向けの研修プログラムを検討します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域就労援助センター 3 か所において、ジョブコーチ機能と同様の機能を展開</li> <li>・ 就労移行支援事業所や地域就労援助センターによる個別の定着支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域就労援助センター 3 か所において、ジョブコーチ機能と同様の機能を展開</li> <li>・ 国のジョブコーチ機能の配置のあり方に関する動向を踏まえ、本市におけるジョブコーチ機能のあり方の検討と展開</li> <li>・ 就労移行支援事業所や地域就労援助センターによる個別の定着支援の実施</li> <li>・ 企業間での就労定着に向けた検討の場の取組を実施</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労移行支援事業所や地域就労援助センターによる個別の企業支援を実施</li> <li>・ パターン・ランゲージを活用した障害者が働きやすい職場環境づくりに向けた企業向けセミナー（事例検討含む）を実施</li> <li>・ 地域就労援助センターにおいて、就労者と企業の自立を目的とした定着支援の検討及び実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> </ul>

## ④福祉的就労の支援

### ■福祉的就労における工賃の向上

障害者優先調達推進法に基づき、本市における障害者施設等からの調達方針を毎年度策定し、障害者就労施設等で供給可能な物品及び役務の情報を取りまとめるなど、庁内の各部局における調達を推進します。民間企業等からの障害者施設等への発注を促進していくために共同受注窓口機能を設置し、規模と受注額が大きい業務を複数事業所で受注することにより、障害のある方の工賃向上に取り組んでいきます。障害者施設で製作されている製品の商品力・販売力を向上させていくための取組を実施します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者優先調達方針に基づく庁内から障害者施設への発注の促進</li> <li>・ 共同受注窓口の設置・運営による工賃向上に向けた取組の実施</li> <li>・ 川崎ものづくりセミナーの開催による障害者施設製品の商品力・販売力向上に向けた取組の実施</li> <li>・ 一般市場での障害者施設製品の販売先の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者優先調達方針に基づく庁内から障害者施設への発注の促進</li> <li>・ 共同受注窓口の設置・運営等による工賃向上に向けた取組の実施</li> <li>・ 障害者施設製品の商品力・販売力向上に向けた取組の実施</li> <li>・ 一般市場での障害者施設製品の販売先の確保</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先調達件数が増加（67 件→78 件）</li> <li>・ 新たな製品販売会を実施</li> <li>・ 就労継続支援 B 型事業所の平均工賃が増加（14,092 円(H25)→15,742 円(H28))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> <li>・ 施設外就労の促進</li> </ul>

## ⑤経済的支援

### ■障害年金の支給支援

障害者の所得を保障する障害基礎年金の支給に関わる手続きを円滑に行うとともに、障害厚生年金等の対象者についても、的確に年金が受給できるよう、相談窓口や障害者相談支援センターにおいて支援します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害基礎年金、障害厚生年金等の受給支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害基礎年金、障害厚生年金等の受給支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> </ul>

### ■各種手当などによる経済支援

重度の障害児・者及び障害児のいる家庭に対し、障害により必要となる費用に対する経済的な支援や所得保障のため、特別障害者手当や特別児童扶養手当を支給します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、福祉手当等(国)</li> <li>・神奈川県在宅重度障害者等手当</li> <li>・川崎市在宅重度重複障害者等手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、福祉手当等(国)</li> <li>・神奈川県在宅重度障害者等手当</li> <li>・川崎市在宅重度重複障害者等手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>

### ■税金・公共料金等の減免や福祉サービス等の負担軽減の実施

所得税や住民税の障害者控除など税制上の配慮や、水道などの公共料金の減免を実施するとともに、障害者総合支援法に基づく福祉サービス、自立支援医療、補装具等の負担軽減策も合わせて実施することにより、障害児・者の経済的な負担を軽減します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税及び住民税控除・減免、自動車税及び自動車取得税の減免等</li> <li>・水道料金及び下水道使用料の減免、NHK放送受信料の減免等</li> <li>・福祉サービス、自立支援医療、補装具等の負担軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税及び住民税控除・減免、自動車税及び自動車取得税の減免等</li> <li>・水道料金及び下水道使用料の減免、NHK放送受信料の減免等</li> <li>・福祉サービス、自立支援医療、補装具等の負担軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>

## 施策6 保健・医療との連携強化

### 現 状

- 障害のある方のための医療やリハビリテーションの充実は、障害の軽減や除去とともに、地域生活を送る上でも不可欠なものです。しかしながら、障害に関する医療は高度かつ専門的なものであることが少なくなく、必要に応じて適切な医療が受けられるような配慮が必要となります。このため、障害者総合支援法に基づく自立支援医療に対する給付を行うとともに、各種医療費の助成を行うなど、費用負担の軽減を図っています。
- 医療技術の進歩等を背景に、医療的ケア児は増加傾向にあります。

### 課 題

- 障害の原因となる疾病の予防や早期発見が図られるよう、健康への意識の醸成や障害に関する知識の普及・啓発、相談支援体制の充実が必要です。
- 地域における医療的ケアとして、訪問支援、通所によるリハビリテーションサービスの充実の他、精神科医療へのアクセスの確保や救急医療体制の整備などが求められています。
- 医療的ケア児の増加に対応した施策の展開が必要です。

### 今 後 の 方 向 性

- 健康づくりや各種健診、疾病に関する知識等の普及・啓発を図り、障害の原因となる疾病の予防や早期発見、障害の疑いのある子どもの早期療育を進めます。
- 身近な地域で適切な医療を受けることができるように整備することで、障害のある方の地域生活を支えます。
- 障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉サービスの連携を進め、市民のニーズに応じた適切なサービスを提供します。

## ①医療ケア体制の確立

### ■病院と地域連携の仕組みづくり

病院で急性期から回復期前半にかけての医療機関におけるケアから、病状安定期から維持期における地域でのケアへの移行を円滑に行うためには、医療・保健・福祉・生活支援のサービスや有機的連携を確保し、提供されることが重要です。地域リハビリテーションの充実を図り、様々な専門職が一体となって包括的・継続的にケアを行っていく仕組みを構築していきます。また、安定した在宅療養生活を継続するための退院支援が提供される体制の整備を進めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)		
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種への医療的な助言や退院調整支援等を行う「在宅医療サポートセンター」の運営開始 (H26)</li> <li>・多職種間で情報を共有するための「在宅療養連携ノート」の作成 (H26)</li> <li>・川崎市在宅療養推進協議会委員への川崎市病院協会代表の参画 (H27)</li> <li>・「在宅医療・介護多職種連携マニュアル」の作成 (H28)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療サポートセンターの運営</li> <li>・在宅療養連携ノート、在宅医療・介護多職種連携マニュアルの普及・活用の促進</li> <li>・地域リハビリテーションの充実</li> <li>・退院支援に係る体制整備の推進</li> </ul>

### ■川崎市在宅療養推進協議会の開催

開業医、病院、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、介護支援専門員、医療ソーシャルワーカー、理学療法士、地域包括支援センターなどの医療・介護関連団体の代表者が定期的に集まり、多職種連携の強化、在宅療養者に対する一体的な支援体制の構築に向けた協議を進めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)		
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、介護支援専門員連絡会、医療ソーシャルワーカー協会、理学療法士会、地域包括支援センターの9つの多職種関係団体の代表者が定期的に集まり、協議を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>

## ■在宅医療の啓発

医療や介護が必要になっても、本人や家族の状況に応じて、生活の場を選択できるように、在宅医療・ケアについても、市民の選択肢の1つとできるような理解の浸透を図っていく市民啓発を進めます。

具体的な取組として、在宅医療や終末期をテーマとした市民シンポジウムの開催、在宅療養及び在宅看取りを考えるきっかけとなるようなリーフレットの配布、及び小地域で周囲と在宅療養について話す機会を創出する契機となるような出前講座の実施等を行います。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)		
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレット「在宅医療 Q&amp;A」の配布</li> <li>・在宅医療情報誌「あんしん」の発行</li> <li>・出前講座の実施</li> <li>・市民シンポジウムの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>

## ■精神科医療の充実

自立支援医療（精神通院医療）や精神障害者入院医療援護金交付事業を通して、精神科医療へのアクセスと、継続した医療の提供を確保するとともに、デイケアやリワークデイケアを含め医療機関と連携して、精神科医療の充実に努めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療（精神通院医療）の支給</li> <li>・精神障害者入院医療援護金の支給</li> <li>・精神科デイケア 8か所</li> <li>・老人性認知症デイケア 2か所</li> <li>・復職支援（リワーク）デイケア 2か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療（精神通院医療）の支給</li> <li>・精神障害者入院医療援護金の支給</li> <li>・精神科デイケア 9か所</li> <li>・老人性認知症デイケア 2か所</li> <li>・復職支援（リワーク）デイケア 2か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>

### ■訪問看護の提供

医療保険制度等の訪問看護サービスだけでは、不足が生じる医療的なケアを必要とする重度の障害者に対して、これを補完するため週1回の訪問看護サービスを提供します。

	現 状	計 画
平成26年度 (策定当初)	・重度障害者訪問看護サービス事業の実施	・現状の取組の推進
平成29年度 (改定時)	・重度障害者訪問看護サービス事業の実施	・現状の取組の推進

### ■生活介護における医療的ケアの提供

様々な加算制度によって、生活介護のサービスを提供する事業所における常勤体制での看護師確保を支援し、医療的ケアを必要とする重度の障害者の日中活動の場を確保していきます。

	現 状	計 画
平成26年度 (策定当初)	・看護師を常勤体制で配置するための支援体制加算による支援体制の強化	・現状の取組の推進
平成29年度 (改定時)	・看護師を常勤体制で配置するための支援体制加算による支援体制の強化	・現状の取組の推進 ・医療的ケアが必要な方の利用が可能な通所事業所を2か所開所（多摩区、中原区）（H30） ・小規模生活介護事業所整備費補助金を活用した整備の推進

### ■医療機関における短期入所の提供

医療機関における短期入所のベッドを確保し、医療的ケア児・者が利用できる短期入所の拡充に努めていきます。

	現 状	計 画
平成26年度 (策定当初)	・市立病院3か所（川崎、井田、多摩） ・医療型障害児入所施設・療養介護施設（ソレイユ川崎） ・神経難病患者等一時入院事業	・拡充に向けた検討・調整と展開
平成29年度 (改定時)	・市立病院3か所（川崎、井田、多摩） ・医療型障害児入所施設・療養介護施設（ソレイユ川崎） ・民間医療機関1か所がサービス開始（H27.10） ・神経難病患者等一時入院事業	・拡充に向けた検討・調整と展開

### ■医療型障害児入所施設・療養介護施設における介護・医療等の提供

市内の医療型障害児入所施設・療養介護施設（ソレイユ川崎）において、医療的ケアが必要な重症心身障害児・者の日中活動の場を確保するとともに、日常生活動作、運動機能等の訓練、指導等の必要な療育を提供していきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・医療型障害児入所施設・療養介護施設（ソレイユ川崎）	・現状の取組の推進
平成 29 年度 (改定時)	・医療型障害児入所施設・療養介護施設（ソレイユ川崎）	・現状の取組の推進

### ■小児神経科・児童精神科等障害児医療の提供

障害児の専門医療の充実を促進するため、市内の医療型障害児入所施設（ソレイユ川崎）及び地域療育センターにおいて、障害児専門外来を実施し、専門的医療を提供します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・医療型障害児入所施設（ソレイユ川崎） ・南部・中央・西部各地域療育センター	・北部地域療育センター（H27）
平成 29 年度 (改定時)	・医療型障害児入所施設（ソレイユ川崎） ・南部・中央・西部・北部各地域療育センター	・現状の取組の推進



## ②医療的ケア児への支援

### ■障害児通所支援等の充実

医療技術の進歩等を背景に、医療的ケア児（重症心身障害児含む）は増加傾向にあります。障害児通所支援事業所等においては、医療的ケアができる環境整備や看護師等の人材が配置されていないと対応が難しいため、医療的ケア児を受入れる事業所のサービスの提供と拡充に努め、医療的ケア児の地域生活の向上を図ります。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)		
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療型障害児入所施設（ソレイユ川崎）</li> <li>・医療型児童発達支援事業所 4 か所（地域療育センター）</li> <li>・児童発達支援（主として重心児を通わせる場合）3 か所</li> <li>・放課後等デイサービス（主として重心児を通わせる場合）5 か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> <li>・主として重心児を通わせる児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの拡充に向けた検討</li> </ul>

### ■関係機関の協議の場の設置

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成 28 年 6 月に施行され、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることと示されています。

医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場を設置する必要があります。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)		
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議の場設置に向け、関係部署と情報共有及び対応を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議の場の設置と協議結果に基づく取組の推進</li> <li>・医療的ケア児・者の実態把握の実施</li> </ul>

### ■訪問看護の提供（再掲）

（144 ページ参照）

### ■医療機関における短期入所の提供（再掲）

（144 ページ参照）

### ③医療給付・助成

#### ■自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院）の実施

身体障害を軽減又は機能を回復するため、療養の内容に応じふさわしい医療が提供されるよう、医療機関と連携して、身体に障害のある子どもに対する育成医療及び身体障害者に対する更生医療を給付します。

また、精神障害者の継続した医療の提供を確保するため、通院医療費の一部を給付します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院）の給付	・現状の取組の推進
平成 29 年度 (改定時)	・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院）の給付	・現状の取組の推進

#### ■指定難病医療費助成の実施

難病は治療方法が確立されていない病気であり、長期にわたり医療が必要となる場合も多いため、医療費の負担を軽減するために、難病のうち、国が指定する疾病の治療にかかる医療費の一部を助成します。

#### ■重度障害者医療費助成の実施

重度の障害のある方が、必要な医療を安心して受けられるよう、安定的・継続的な制度運用を図りながら、保険医療費の自己負担額等を助成します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・重度障害者医療費助成制度の実施 ・精神障害者への対象拡大 (H25.10～)	・現状の取組の推進
平成 29 年度 (改定時)	・重度障害者医療費助成制度の実施	・現状の取組の推進 ・持続可能で安定した事業運営に向けて、引き続き重度障害者の特性に配慮を図りつつ見直しを検討

## ④ 疾病の予防対策、早期発見・早期療育

### ■健康診査等の実施

市民の生活習慣病等の疾病予防や早期発見のため、35歳・38歳の国民健康保険加入者を対象とする健康診査・保健指導、40歳以上の国民健康保険加入者を対象とする特定健康診査・特定保健指導及び後期高齢者医療制度加入者を対象とする健康診査を実施しています。今後も受診率の向上を図るため、ハガキや電話による受診勧奨等効果的な取組を行います。また、健康診査の他にも、広く市民に対して生活習慣病予防をはじめとする疾病の予防について普及啓発等の取組を行っています。

### ■メンタルヘルス対策の充実

心の健康は、乳幼児期から高齢期までの生涯にわたって健やかな生活を送る上で欠かせないものです。しかし、様々な要因により心の健康が保てず、精神疾患を患ったり、社会適応が難しくなったりすることがあります。

これらを踏まえ、各区保健福祉センターにおいて精神疾患を患われている方などに対し精神保健福祉相談を行います。また、精神保健福祉センターにおいては、心の健康や精神保健福祉に関する相談や、ひきこもり・思春期・うつ・アルコール依存症・薬物依存症等に対する特定相談及び専門的な支援を行います。

また、地域・学校・職場等において精神疾患や精神障害に関する正しい知識や理解の促進を図ります。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般精神保健相談の実施</li> <li>・こころの電話相談、ひきこもり・思春期・うつ・アルコール依存症・薬物依存症等の特定相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般精神保健相談の実施</li> <li>・こころの電話相談、ひきこもり・思春期・うつ・アルコール依存症・薬物依存症等の特定相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>

## ■障害児・者歯科診療の実施

障害特性により一般の歯科医院では治療が困難な障害児・者に対し、歯科治療や口腔保健指導を実施します。また、全身麻酔などによる高度な歯科治療を大学病院などの協力の下に実施します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内 4 か所（歯科医師会館、中原・久地・百合丘歯科保健センター）において、心身障害者（児）歯科治療事業を実施</li> <li>・全身麻酔歯科治療を実施（市立川崎病院）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間活用の促進に向けた心身障害者（児）歯科治療事業のあり方の検討と展開</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内 4 か所（歯科医師会館、中原・久地・百合丘歯科保健センター）において、障害者・高齢者等歯科診療として実施回数を拡充し、実施</li> <li>・全身麻酔歯科治療を実施（市立川崎病院）</li> <li>・民間活用の促進に向けた高齢者や障害者の診療受入れの拡大を図るための対応力向上研修を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>

## ■乳幼児健康診査事業及び検査事業の充実（再掲）

（94 ページ参照）

## ■障害の発見から療育支援までの連携促進（再掲）

（94 ページ参照）

## ⑤精神科救急医療体制

### ■精神科救急医療体制の整備

精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化に伴う対応について、人権に配慮し、迅速かつ適切な医療体制によって、医療と保護を進めます。精神保健福祉センターの役割の充実、現在の基幹病院である市立川崎病院を含め、さらなる基幹病院の充実に向けて検討するとともに、後方病院との連携の強化と、精神科救急医療相談窓口体制のありかたを検討し、精神科救急医療体制の充実に努めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 県市の協調事業として運用</li> <li>・ 土・日の午後から夜間帯における、切れ目のない受入れ態勢を整備 (H25～)</li> <li>・ 精神科救急医療保護室整備事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 県市の協調事業による精神科救急医療体制の推進</li> <li>・ 市内精神科救急医療体制における精神科医療へのアクセス改善に向けた見直し</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 県市の協調事業として運用</li> <li>・ 土・日の午後から夜間帯における、切れ目のない受入れ態勢を推進</li> <li>・ 平日夜間帯における市内輪番病院の受入れ態勢の推進</li> <li>・ 平日の午後から夜間帯における、切れ目のない受入れ体制を推進</li> <li>・ 精神科救急医療保護室整備事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> </ul>

## ⑥医療人材の確保と育成

### ■重症心身障害児・者等への医療ケア従事者の養成

重症心身障害児・者等の在宅生活や日中活動の場における医療ケアを担う市内施設・訪問看護ステーション等の看護師等医療ケア従事者について、スキルアップの機会を充実させ、ケアの質と量の向上を図るための取組を進めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 県市の共同事業として、県看護協会に市内施設・訪問看護ステーション等の看護師等医療ケア従事者向けスキルアップ講習会を実施 (H26～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進及び今後の取組の検討実施</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県看護協会にて、市内施設・訪問看護ステーション等の看護師等医療ケア従事者向けスキルアップ講習会を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> <li>・ 医療的ケア児支援に関する協議の場において人材確保・育成に向けた取組の検討</li> </ul>

## ⑦リハビリテーションサービスの提供

---

### ■地域リハビリテーションの展開（再掲）

（77 ページ参照）

### ■地域リハビリテーションセンターの整備（再掲）

（80 ページ参照）

### ■（仮称）総合リハビリテーションセンターの整備（再掲）

（80 ページ参照）

## 施策7 サービス提供体制の充実

### 現状

- 障害者の増加に伴い、障害福祉サービス利用者、サービス提供事業所数も増加傾向にあります。
- サービス提供の増加に伴い、障害福祉サービス提供を担う人材を育成するため、本市独自の体系的な相談支援従事者研修を実施しています。
- また、福祉サービス第三者評価等、障害福祉サービス事業所に対して外部の視点を取り入れることでサービスの質の向上に努めています。
- 事業者がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みを示し、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とした「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が平成29（2017）年3月に策定され、市内事業者に対し周知を行っています。

### 課題

- 障害者数、サービス利用者数の増加に伴い、障害福祉サービス事業所数の増加等、サービス提供体制の拡充が図られている一方、サービス提供の現場においては十分な人材の確保及び定着、人材育成が課題となっています。
- 発達障害や高次脳機能障害など多様なニーズに対応できる人材の確保と育成が必要となっています。

### 今後の方向性

- 行政と事業者の連携のもと、様々な研修等による人材の養成・確保や定着に向けた取組、適切な苦情解決の仕組みの運用、第三者評価等により、一層のサービス向上を目指します。
- 地域コミュニティは、多様な地域資源と個人から構成されており、今後増加が見込まれる「支援を必要とする人」に対して効果的・効率的に支援を行っていくため、障害当事者やボランティアを含めた「多様な主体」の適時適切な役割分担に基づく活躍を実現していく仕組みづくりを進めます。

## ①研修体制

## ■障害者ケアマネジメントの充実

障害のある方の自立に向けて適切な支援を提供するため、引き続き障害者ケアマネジメントの充実に資する取組を進めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者相談支援従事者初任者研修、現任研修</li> <li>・県の相談支援従事者等養成・確保推進事業によるスキルアップ研修等を実施</li> <li>・体系的な研修システム及び相談支援専門員のキャリアパスの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援従事者養成研修の充実</li> <li>・相談支援の質の評価の仕組みを構築</li> <li>・基幹相談支援センター等による地域の相談支援従事者へのサポートの実施</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援従事者初任者研修、現任研修、地域リーダー養成研修</li> <li>・基幹相談支援センターによる相談支援事業者のサポートの実施</li> <li>・平成 29 年度中に障害者相談支援センターの検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> <li>・障害者相談支援センターの検証を踏まえた取組の推進</li> </ul>



### ■障害者支援従事者の育成

障害者へのサービス提供の場では、意思表示が困難な障害者も多く、また障害の諸症状・特徴もしくは体調などに応じて、専門的な知識や技術に裏付けられた対応が必要とされます。このため、様々な障害者団体や事業者等と連携しながら、支援のスキルアップに向けた実習や講習を実施し、併せて受講の促進を行います。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度訪問介護の養成研修等による人材育成</li> <li>・ 障害福祉事業に携わる団体等への講師派遣</li> <li>・ 難病患者等ホームヘルパー養成研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強度行動障害など障害の状況に応じた研修の実施に向けた検討と充実</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度訪問介護の養成研修等による人材育成</li> <li>・ 障害福祉事業に携わる団体等への講師派遣</li> <li>・ 難病患者等ホームヘルパー養成研修の実施</li> <li>・ 障害者支援施設等の職員を対象として、強度行動障害従業者養成研修を新たに市独自で実施（H29～）</li> <li>・ 障害者施設と高齢者施設の両方の従事者を対象とするリスクマネジメント研修を新たに実施（H29～）</li> <li>・ キャリアパス研修について、対象者に障害関係の職員を追加（H29～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> <li>・ 介護職員初任者研修・実務者研修の受講料補助の対象者について、障害関係の職員を追加（H30～）</li> </ul>

### ■重症心身障害児・者等への医療ケア従事者の養成（再掲）

（150 ページ参照）

## ②福祉サービスに対する第三者の視点

### ■福祉サービス第三者評価の推進

第三者からみた評価結果を幅広く情報提供することにより、利用者のサービス選択に役立つ情報を提供するとともに、事業者自身のサービスの質の向上の取組を促すため、福祉サービス第三者評価を推進します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・本市独自の評価項目・手法により実施	・受審事業所の拡大に向けた検討と取組
平成 29 年度 (改定時)	・川崎市福祉サービス第三者評価事業評価調査者研修を年 1 回開催し、本市独自の評価項目を確認できる人材の育成	・現状の取組の推進 ・より効果的な評価方法の検討

### ■苦情解決体制の充実

本市では、良質な苦情解決の仕組みを市内の事業者が共有することを目的として、川崎市障害福祉施設事業協会が設置する苦情解決第三者委員会への支援を行っています。今後は障害福祉サービス事業所の増加に対応する相談体制の強化を図っていきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・第三者協力員を拡充	・相談体制強化に向けた検討及び実施
平成 29 年度 (改定時)	・第三者協力員の増員を図るため、募集を年 1 回実施 ・質の向上を目的に、第三者協力員に対する研修を実施	・現状の取組の推進

### ③専門職の確保・育成

#### ■専門職の確保・育成

保健・医療・福祉分野に従事する専門職の確保と育成を図るため、これらの専門職の資質と働きがいの向上に向けた取組を進めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種研修会の開催</li> <li>聖マリアンナ医科大学が実施する難病患者相談研修支援事業の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より効果的な専門職確保と育成に向けた取組の検討と実施</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種研修会の開催</li> <li>かわさき看護ジョブフォーラムへの参加 (H28～)</li> <li>聖マリアンナ医科大学が実施する難病患者相談研修支援事業の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より効果的な専門職確保と育成に向けた取組の検討と実施</li> </ul>

#### ■情報提供、コミュニケーション支援者の養成

視覚障害者、聴覚障害者、盲ろう者にとって、点訳、音訳、手話通訳、要約筆記、触手話、指点字などは、学習やコミュニケーションの有効な補助手段であるだけでなく、それらの支援なしには日常生活が困難となる、必要不可欠な支援手段です。このため、必要なときに必要な支援が受けられるよう人材養成に努めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者情報文化センター、聴覚障害者情報文化センター、神奈川県聴覚障害者福祉センターにおいて人材養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者情報文化センター、聴覚障害者情報文化センター、神奈川県聴覚障害者福祉センターにおいて人材養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の取組の推進</li> </ul>

#### ④当事者支援の推進

##### ■ピアサポートの充実

ピアサポートの普及啓発、ピアサポーターの養成や活動支援の充実を図ることで、障害者が安心して生活できるよう支援を拡充するとともに、障害者自身が支援者として、また普及啓発の活動等に取り組むことで社会参加の促進を図ります。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアサポートセンター 1か所</li> <li>・ピアサポーター養成・支援事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアサポーターの育成と活動の支援</li> <li>・ピアサポート活動体制の検討</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアサポートセンター 1か所</li> <li>・ピアサポーター養成・支援事業の推進(ピアサポーター養成者数11名(H28))</li> <li>・地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会でワーキンググループにおいて、ピアサポーターの協働・活動体制について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>

##### ■当事者団体の活動支援

障害者等の団体、親の会及び家族会の自主的な活動を支援することにより、障害当事者同士の交流や、お互いに支え合う互助の仕組みの強化を図り、各団体の育成と自立に向けた取組を推進します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市身体障害者協会及びその構成団体、川崎市育成会手をむすぶ親の会、川崎市自閉症協会、川崎市肢体不自由児者父母の会連合会、あやめ会(川崎市精神保健福祉家族会連合会)、神奈川県難病団体連絡協議会等への支援</li> <li>・知的障害者本人部会の活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各団体の活動に対する支援の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市身体障害者協会及びその構成団体、川崎市育成会手をむすぶ親の会、川崎市自閉症協会、川崎市肢体不自由児者父母の会連合会、あやめ会(川崎市精神保健福祉家族会連合会)、神奈川県難病団体連絡協議会等への支援</li> <li>・知的障害者本人部会の活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>

### ■当事者による相談の提供

障害者本人や家族が、家庭生活や養育、福祉制度の利用、就学・就労などに関する悩みや困りごとを安心して相談できる身近な相談先として、身体障害者相談員、知的障害者相談員、身体障害児相談員を設置し、障害当事者ならではの相談機能の充実を図ります。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・身体障害者相談員、知的障害者相談員、身体障害児相談員の設置	・効果的な相談体制の検討と構築及び研修の充実
平成 29 年度 (改定時)	・身体障害者相談員、知的障害者相談員、身体障害児相談員の設置 ・相談員への研修を実施	・現状の取組の推進

### ■当事者団体の企画・運営による障害者社会参加推進センター事業の展開

各当事者団体等が参画する障害者社会参加推進協議会において、障害者社会参加推進センター事業の企画・立案を行い、かつ各団体が自ら事業を実施することにより、団体相互の連携と協働の下で障害者の自立と社会参加の促進、普及啓発等に向けた取組を推進します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・社会参加推進協議会の開催及び社会参加推進センター事業の実施	・現状の取組の推進
平成 29 年度 (改定時)	・社会参加推進協議会の開催及び社会参加推進センター事業の実施	・現状の取組の推進

# 方針Ⅱ

## 地域でふれあい、支え合い

～障害のある人もない人も支え合える

「心のバリアフリー都市川崎」を目指します～

- ◆ 現在、障害は多様化するとともに、高齢社会の進展等に伴い疾病や事故などによる中途障害の増加などにより、人口の約6%の方は何らかの障害があると推計されており、障害は市民にとって身近な存在となっています。
- ◆ 一方、国においては近年、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の施行、障害者権利条約の批准など、障害者を取り巻く自立と共生の社会づくりに向けた法整備が進められてきました。  
その上で、障害のある方の社会生活上の困難さは、障害の程度や、障害福祉サービスなどの支援の質や量、物質的なバリアフリーの状況などによってのみ決まるものではなく、共に暮らす市民としての受入れ、支える社会のあり方も非常に大きな要因となります。
- ◆ 障害のある方に対する支援は、身の回りの介助サービスだけでなく、地域社会の一員としての支援も欠かすことができません。障害のある方だからこそできるピアサポートや、当事者団体などの活動を通して地域とのつながりを持ったり、文化・芸術活動やスポーツなどを通して社会参加したりすることで、地域との交流が深まっていきます。
- ◆ 障害のある方も暮らしやすい地域社会をつくっていく取組が必要であり、まずは障害に対する正しい知識、特に精神障害や発達障害に対する理解を広めていくことが必要とされています。また、こうした理解の上に、ボランティアやNPOなどによるきめ細かな支援が地域から提供されることが期待されます。
- ◆ 本市は、このような取組が積極的になされることによって、障害のある方も含めた社会的に排除されやすい人を受け止められる成熟した地域になっていくことが、そこに暮らす全ての人にとって住みやすい地域となると考え、上位概念である「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づいて、障害や高齢により支援が必要な方が地域とのつながりが深められるようにするとともに、地域も支援が必要な方のことを理解し、共に歩んでいけるような社会づくりに取組んでいきます。

## 施策8 権利を守る取組の推進

### 現状

- 障害があっても様々なサービスや支援を受けながら、一人の人間として尊重され、地域で自分らしい生活を営むことは当然の権利です。障害のために身体能力や判断能力が不十分になっても、権利主体としての尊厳は損なわれるものではなく、不平等や差別、虐待等をなくしていくことは社会としての責任です。
- その上で、障害のある方の権利を守る仕組みとして、苦情解決窓口の設置や、障害者虐待防止法に基づく虐待防止体制の整備、成年後見制度に加えて、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されました。この法律により行政機関等や民間事業者に障害を理由とする差別的取扱いが禁止されるとともに、障害のある方が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮が求められています。

### 課題

- 苦情解決や成年後見制度など障害者の権利擁護に関する仕組みが充実してきている一方、「障害のある方の生活ニーズ調査」の結果からも、障害当事者やその家族、関係事業者にその制度や目的が十分に浸透しているとはいえない状況にあります。今後、より一層の制度の広報周知や利用促進が図られる取組が必要となっています。
- 権利擁護に関する取組について、各制度の周知を図るとともに、関係機関等との連携による適切な支援を継続的に行っていく必要があります。

### 今後の方向性

- 障害者差別解消法や障害者虐待防止法等、障害者の権利擁護に関する制度について、啓発活動を通して広く市民へ制度の内容を周知し、権利擁護の意識を広めます。
- 障害者の差別解消については、障害者差別解消支援地域協議会での協議等を踏まえ、制度の普及啓発に取り組めます。
- 川崎市社会福祉協議会をはじめとする関係機関等との連携による適切な支援によって、障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現を目指します。

## ①障害を理由とする差別解消の推進

### ■障害を理由とする差別解消の推進

本市では、平成9（1997）年に「かわさきノーマライゼーションプラン」を策定して以降、継続して、障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会を目指して障害者施策の推進に取り組んでいます。平成28（2016）年度4月に施行された障害者差別解消法に定める、障害を理由とする差別を解消するための取組の充実を図りながら、差別のない「自立と共生の地域社会づくり」を着実に進めていきます。

また、障害者差別解消支援地域協議会では、障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、障害を理由とする差別の解消に関する様々な課題を協議していきます。

	現 状	計 画
平成26年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者差別解消法の施行に向けた検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けた検討と対応</li> <li>・ 障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止・解決等を推進するためのネットワークを構築</li> </ul>
平成29年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成28年4月の施行に合わせ、対応要領の策定や相談体制・相談内容の共有の仕組み等を構築</li> <li>・ 障害者差別解消支援地域協議会を設置（H29.3）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応要領等の庁内周知</li> <li>・ 新規採用職員等の階層別研修の実施</li> <li>・ 市民や事業者への普及啓発</li> <li>・ 障害者差別解消支援地域協議会の開催</li> </ul>



## ②障害者虐待防止に向けた取組の推進

### ■虐待防止体制の充実

障害者に対する虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加を阻害することにもなります。

今後も虐待のない地域社会を目指して、虐待の防止及び早期発見に向けて関係機関、関係団体のみならず、広く市民と連携した取組を進めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市及び各区に障害者虐待防止センター機能を設置</li> <li>・相談支援センターとの連携による虐待防止体制を整備</li> <li>・24 時間対応可能な専用の電話窓口を設置</li> <li>・川崎市障害者虐待防止マニュアルの作成</li> <li>・関係機関の職員研修の実施</li> <li>・リーフレット作成等による啓発活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援センター等関係機関との連携による虐待の防止、支援の実施</li> <li>・法改正等、必要に応じた川崎市障害者虐待防止マニュアルの改訂等の実施</li> <li>・虐待防止に関する研修、啓発活動の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待防止センターにて対応の実施</li> <li>・24 時間対応の専用電話窓口にて対応の実施</li> <li>・川崎市障害者虐待防止マニュアルの改訂</li> <li>・職員向け研修を年 2 回実施</li> <li>・啓発としてリーフレットを配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待防止センター機能の円滑な実施</li> <li>・相談支援センター等関係機関との連携による虐待の防止、支援の実施</li> <li>・虐待防止に関する研修、啓発活動の推進</li> </ul>

### ③ 成年後見制度、日常生活自立支援の推進

#### ■ 成年後見制度の推進

成年後見制度は、判断能力が不十分な方の意思決定を支援し、権利や利益を守るために有効な制度であることから、今後も弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、税理士会などの関係機関と連携しながら、制度の普及啓発や親族後見人への支援、成年後見制度の円滑な利用に向けた取組を行います。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度利用支援事業の実施</li> <li>・ 成年後見制度連絡会との連携と取組</li> <li>・ 成年後見制度の普及啓発のためのシンポジウムを実施</li> <li>・ 親族後見人研修を実施</li> <li>・ 市民後見人養成研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度の普及啓発の効果的な手法の検討及び実施</li> <li>・ 法人後見実施のための研修を実施</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度利用支援事業の実施</li> <li>・ 関係機関との連携として成年後見制度連絡会を年 3 回開催</li> <li>・ 制度の普及啓発として成年後見シンポジウムを年 1 回実施</li> <li>・ 親族後見人研修を年 1 回実施</li> <li>・ 市民後見人養成研修を 1 回実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> </ul>

#### ■ 日常生活自立支援事業の実施

川崎市社会福祉協議会が運営する「あんしんセンター」において、福祉サービス利用援助サービス、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスなど、社会福祉法に定める日常生活自立支援事業を実施します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川崎市あんしんセンター及び各区あんしんセンターにおいて実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川崎市あんしんセンター及び各区あんしんセンターにおいて実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> </ul>

### ④ 苦情解決支援

#### ■ 苦情解決体制の充実（再掲）

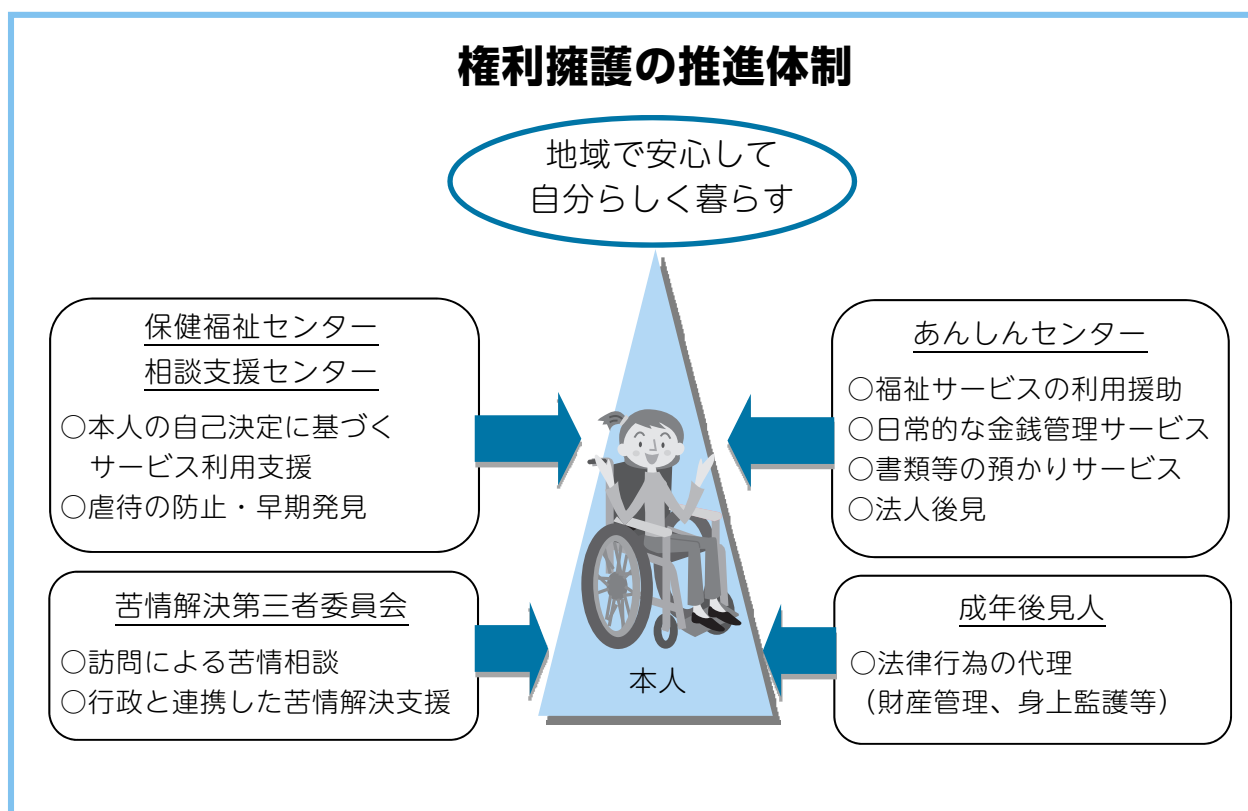
(155 ページ参照)

## ⑤消費者被害の防止

### ■障害者の消費者トラブルの防止

全国の消費生活センターには、マルチ商法やキャッチセールスなど、障害者を狙った消費者トラブルの相談が寄せられています。消費者トラブルの拡大や未然防止のために、センターで相談を実施するとともに、障害者本人への情報提供だけでなく、家族や周囲の関係者等にも啓発を行うことで見守り活動の推進に取り組めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活センターで対応</li> <li>生活相談の一環として障害者相談支援センターでの相談受付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者行政センターで対応</li> <li>生活相談の一環として障害者相談支援センターでの相談受付</li> <li>「障害者の消費生活見守りガイドブック」を製作（H28）し、障害者本人の他、その身近にいる関係者への消費者トラブル未然防止等に向けた啓発の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の取組の推進</li> </ul>



## 施策9 心のバリアフリー

### 現状

- 障害のある方の社会生活上の困難さは、障害の程度、障害福祉サービスなどの支援の質や量、ハード的なバリアの状況などによってのみ決まるものではなく、共に暮らす市民としての受入れ、支える社会のあり方も非常に大きな要因となります。
- 近年、障害のある方を含めた真の自立と共生の社会づくりに向けて、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の改正、障害者権利条約の批准など、各方面での法整備が進んでいます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、本市においても「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」を目指した「かわさきパラムーブメント」の取組が進められています。

### 課題

- 障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら、共に支え合う自立と共生の地域社会をより一層成熟させていくためには、障害のある方を特別な存在として捉えるなどの障害者観の克服や、支援が必要な方と支援が必要ない方が必要以上に分離した形で生活するのではない、ダイバーシティ（多様性）とソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の地域社会の実現に向けた全市民的な意識の醸成（心のバリアフリー）が必要です。

### 今後の方向性

- 障害のある人もない人も、共に育ち、共に学び、共に暮らし、共に働くことが当たり前と感じられる地域社会を目指します。



#### ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）とは

今日的な「つながり」の再構築を図り、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと（「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書 平成12年厚生省）

## ①心のバリアフリーに向けた取組

障害などのあるなしに関わらず、ダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の実現を目指して、市民・企業・関係団体・行政などの多様な主体が連携して、このような多様な主体や本市の様々なイベント、場面などを地域資源として捉え、それを活用した共生社会づくりの取組を進めます。

### ■心のバリアフリーの意識の普及啓発

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障害者をはじめとする、いわゆる社会的マイノリティとされている人たちが、いきいきと暮らす上での障壁となっている、私たちの意識のバリアを取り除くことなどで、誰もが社会参加できる環境の創出を目指します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の研修等を活用した市職員の意識改革に向けた研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広く市民等に向けた啓発の検討と取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校でのパラスポーツやってみるキャラバンや、かわさき PARA フェス 2017 夏での障害者スポーツの体験などを通じて、障害者等についての理解浸透を図る</li> <li>広報戦略に基づき、ロゴを作成し、そのロゴを活用した動画の放映やグッズ製作などにより、かわさきパラムーブメントの理念浸透を図る</li> <li>かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョンに向けて障害者団体などへパラムーブメントの説明を実施</li> <li>ヘルプマークについては近隣自治体と協調しながら、推進に向けた検討を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョンに基づく取組の推進</li> </ul>

## ■障害者などが社会に混ざり合う取組の実践

様々なイベントなどを活用して、障害者の社会参加の取組を実践します。また、障害のある方が身近な地域でスポーツに親しめる環境づくりを進めていくため、各区スポーツセンターにおいて障害者スポーツ普及に向けた取組を推進します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ・エンターテインメント等の機会を活用した、福祉事業所利用者等の就労体験の実施</li> <li>・障害者スポーツの体験企画の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討と展開</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ・エンターテインメント等の機会を活用した、福祉事業所利用者等の就労体験の実施 (H28：48回)</li> <li>・あらゆる人が個性を大切にしながら楽しめるハロウィンイベントとして車椅子ユーザーの参加 (H28～)</li> <li>・効果的な事業展開に向けたスポーツセンターにおける障害者スポーツデーの試行を通じた調査・検討 (H29)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> <li>・スポーツセンターにおける障害者スポーツデーの実施</li> </ul>

## ■障害者施設製品の品質向上と販路拡大

障害者施設製品の品質向上や販路拡大に向け取組を進めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎モノづくりセミナーの開催などを通じた障害者施設製品の商品力・販売力向上に向けた取組の実施</li> <li>・デザイン振興施策にピープルデザインの考え方を取り入れた事業の展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討と展開</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先調達件数が増加 (67 件→78 件)</li> <li>・新たな製品販売会を実施</li> <li>・就労継続支援 B 型事業所の平均工賃が増加 (14,092 円 (H25) → 15,742 円 (H28))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者施設製品の商品力・販売力向上に向けた取組の推進</li> </ul>

### ■就労機会の開拓

障害者などの就労機会の創出や福祉事業所での賃金アップにつながる取組を進めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事業所に通所する障害者の就労体験の実施</li> <li>・しごとセンターと連携した福祉事業所における工賃アップに向けた取組の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事業所に通所する障害者の就労体験の推進</li> <li>・福祉事業所の新しい仕事の創出や工賃アップを目指した施策の展開</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設利用者や在宅者を対象に就労意欲の向上を図るスポーツやエンターテインメント等のイベントを活用した就労体験事業や職場実習事業、就労体験ステップアップ事業を実施</li> <li>・短時間就労の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>

## ②障害の理解促進と普及啓発

### ■啓発・広報活動の実施

「障害者週間」などを中心に、市民の理解を呼びかける取組を推進します。また新しく施行された法令、制度などを、広報誌やホームページ等の多様な手段により広報します。

併せて、国の動向をみながら、障害に係る用語の見直しについても検討をしていきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページに掲載</li> <li>・障害福祉の案内「ふれあい」、利用案内等の広報誌・パンフレット等の作成・配布</li> <li>・世界自閉症啓発デー及び発達障害者週間における普及啓発事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページに掲載</li> <li>・障害福祉の案内「ふれあい」、利用案内等の広報誌・パンフレット等の作成・配布</li> <li>・世界自閉症啓発デー及び発達障害者週間における普及啓発事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>



### ■精神障害への理解促進

精神障害を抱える方が地域で安心して生活を送るためには、精神障害に対する誤った認識や偏見を解消することが必要です。

精神疾患は誰でもかかりうる可能性のある病気であることを、広報・啓発し、心の健康教育等の推進を図るとともに、精神障害を抱える方と市民との交流等を支援し、精神障害に対する正しい知識の普及と理解促進に努めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民向け講演会の開催</li> <li>・精神保健福祉講座の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康教育や精神保健福祉講座等を通じた精神疾患や精神障害に関する正しい知識の普及と理解の促進</li> <li>・より広く市民に行き届くような普及・啓発の手法についての検討、実施</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民向け講演会の開催</li> <li>・精神保健福祉講座の開催</li> <li>・より地域の実情に応じた事業展開のため、区役所や地域リハビリテーションセンター等と連携した手法を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>

### ■交流及び共同学習の推進

全ての小・中学校（川崎高等学校附属中学校を除く）に特別支援学級が設置されている利点を生かし、通常の学級の児童生徒と特別支援学級の児童生徒が同じ場で活動する機会を創出します。また特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の小・中学校児童生徒と交流する居住地校交流や特別支援学校とその近隣にある小・中学校が行う学校間交流を進めます。加えて、平成 30(2018)年度開室予定のさくら小学校内田島支援学校小学部分教室在籍児童に交流籍（副次的学籍）を設け、日常にかかわりあう機会を作ります。このような交流及び共同学習を通じて、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の相互理解を深め、多様性を尊重する心をはぐくむ教育を推進します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大戸小及び稲田小に交流籍を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流の手法についての検討</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小・中学校において、通常の学級の児童生徒と特別支援学級の児童生徒が交流</li> <li>・特別支援学校と在籍児童生徒の居住地校との交流を実施</li> <li>・特別支援学校と近隣の小・中学校の学校間交流を実施</li> <li>・中央支援学校大戸分教室、稲田分教室の児童に対して、日常的な交流及び共同学習が実施できるよう交流籍（副次的学籍）を設置（H26～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の学級と特別支援学級の交流のあり方について検討</li> <li>・居住地校交流のあり方の検討</li> <li>・田島支援学校とさくら小学校の学校間交流の推進</li> <li>・田島支援学校小学部分教室の児童に対して、日常的な交流及び共同学習が実施できるよう交流籍（副次的学籍）を設置（H30年度）</li> </ul>

### ③福祉教育

#### ■学校における福祉教育

義務教育段階から、全ての児童生徒が、高齢者や障害者など相手の立場に立ち、相手の気持ちに寄り添うことが大切であるという本質的な理解が得られるよう、総合的な学習の時間等における福祉やボランティアに関わる体験学習などを小学校・中学校の9年間で系統的・計画的に推進し、福祉教育のさらなる充実を図ります。併せて、教員の意識向上についても引き続き進めていきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な学習の時間における福祉教育の実施</li> <li>・教員向けの教育課題研究、冊子の配付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校における総合的な学習の時間等の全体計画に基づいて、福祉教育を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> <li>・共生・協働の精神を育む小学校・中学校 9 年間の系統的・計画的な教育の推進</li> </ul>

#### ■福祉教育研修の実施

市立小・中学校職員向けに福祉学習の理解、川崎市社会福祉協議会等の福祉関係機関と学校との関係づくりを目的とした福祉教育研修を行い、効果的な福祉学習の実施に努めます。

#### ■市立高校福祉科との連携の検討

高校福祉科の教員や生徒が、市内の障害者福祉の実情についての理解を深める機会をつくることを検討するとともに、各種事業への参画やボランティア活動への参加を働きかけていきます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎高等学校福祉科において、特別支援学校での介助ボランティア等を定期的実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎高等学校福祉科において、障害者福祉施設や心身障害者デイサービス等でボランティア活動をしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>

#### ④障害者体験企画の展開

##### ■障害者体験を通じた障害への理解促進

障害者スポーツの体験講座やイベントを開催することにより、障害者スポーツへの関心や障害に対する理解を深め、心の障壁をつくらない「心のバリアフリー」を進めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・子どもを対象としたブラインドサッカー体験を実施	・障害者体験の企画・実施
平成 29 年度 (改定時)	・小・中学校等における障害者スポーツ体験講座を実施 (H28：20 回) ・市民祭り等における障害者スポーツ普及イベントを実施 (H28：3 回)	・現状の取組の推進

## 施策 10 社会参加の促進

### 現 状

- 障害の有無にかかわらず、全ての人がスポーツや文化芸術などに触れる機会を持ち、うるおいのある暮らしを送れるようにしていくことが求められています。
- 生涯学習や生活に関する知識などを身につける機会などについても同じであり、生活を豊かにする取組が必要とされています。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組の中で障害者スポーツの振興についても議論が交わされています。

### 課 題

- スポーツや文化芸術をはじめとする様々な余暇活動を楽しむ場や機会の少なさや、それらの情報が入手しづらいといった課題があります。
- 障害者スポーツを普及・発展させていくための環境整備や推進体制の構築が課題となっています。

### 今 後 の 方 向 性

- 障害者スポーツの普及を通じ、障害の有無に関わらず誰もがスポーツに参加し、スポーツの楽しさを味わうことができる環境の実現を目指します。
- 文化芸術活動を行う場所や発表の機会などの充実を進めつつ、活動団体の取組の情報を発信することなどにより、参加しやすい環境を整備することで、文化芸術活動を通じた社会参加を促進していきます。

## ①障害者スポーツ

### ■スポーツ活動の推進

障害があっても、地域でスポーツを楽しみ、スポーツを通して豊かな生活を営むことができるよう、川崎市障害者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への選手派遣、障害者スポーツ教室の開催等の障害者スポーツ振興事業を実施するとともに、大規模（全国規模）障害者スポーツ大会の開催を支援します。また、川崎市障害者スポーツ協会や障害者スポーツ関連団体と連携し、障害者スポーツの普及促進を図ります。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市障害者スポーツ大会の開催</li> <li>・全国障害者スポーツ大会への選手派遣</li> <li>・障害者スポーツ教室の開催</li> <li>・各種競技大会の開催</li> <li>・国際大会の参加選手の市長表敬訪問を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮)川崎市障害者スポーツ協会設立に向けた取組</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市障害者スポーツ大会の開催</li> <li>・全国障害者スポーツ大会への選手派遣</li> <li>・障害者スポーツ教室の開催</li> <li>・各種競技大会の開催</li> <li>・国際大会の参加選手の市長表敬訪問を実施</li> <li>・川崎市障害者スポーツ協会の設立 (H27)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> <li>・大規模（全国規模）の障害者スポーツ大会の開催支援</li> </ul>

## ■スポーツ施設の利用促進

各区スポーツセンター等で障害者が日常的にスポーツを楽しめるようスポーツ施設の利用料金の減免を行うとともに、バリアフリー化の促進やスポーツセンター職員が初級障害者スポーツ指導員養成講習会を受講する取組など、障害者が利用しやすい施設になるようハード面、ソフト面の充実を図ります。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ施設の利用料金の減免 (個人利用は障害者手帳の提示により減免、団体利用は承認団体に減免適用)</li> <li>・ リハビリテーション福祉センタースポーツ施設の運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ施設の利用料金の減免 (個人利用は障害者手帳の提示により減免、団体利用は承認団体に減免適用)</li> <li>・ リハビリテーション福祉センタースポーツ施設の運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> <li>・ リハビリテーション福祉センタースポーツ施設の老朽化対策を含めた今後のあり方の検討と検討結果を踏まえた取組の推進</li> <li>・ 初級障害者スポーツ指導員養成講習会に各区スポーツセンター職員1名が受講</li> </ul>

## ■スポーツ指導者の養成

障害者が身近な地域でスポーツを親しむためには、各個人の障害の状況に応じたスポーツの指導体制を確立する必要があります。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、障害者スポーツ振興の機運が高まる中、その一翼を担う障害者スポーツ指導員の養成は、障害者スポーツの普及において重要な要素になるといえます。川崎市障がい者スポーツ指導者協議会等と連携し、障害のある方々のスポーツ活動を支える指導員の資質向上を図ります。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初級障害者スポーツ指導員養成講習会を年1回開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初級障害者スポーツ指導員養成講習会を年1回開催 (H27:29人、H28:30人養成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> </ul>

## ②障害者の文化芸術活動

### ■文化芸術に取り組める環境の整備

文化芸術によるダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）が進んだまちづくりを推進するため、障害者による文化芸術の普及促進などを通じて、障害の有無にかかわらず誰もが文化芸術に取り組める環境づくりを進めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)		
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害の有無にかかわらず美術鑑賞できるプログラムの実施</li> <li>・ 映画上映におけるイヤホンガイド、字幕付き上映等バリアフリー上映の実施</li> <li>・ 音楽公演における体感音響システム、字幕タブレット等鑑賞サポート環境の試験的導入</li> <li>・ 障害の有無にかかわらず文化芸術に親しめる環境づくりのモデル事業実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> <li>・ 障害者による文化芸術の発表機会の創出</li> </ul>

### ■障害者作品展の開催

障害者の創作活動を支援し、絵画や書、手工芸品などの発表の場を確保することにより、障害のある方に自己表現を通じた自信と希望を見出す機会を創出します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者社会参加推進センターによる作品展の開催</li> <li>・ 川崎市自閉症協会による作品展の開催</li> <li>・ 障害者社会参加推進センター文化・芸術活動検討委員会の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者社会参加推進センター文化・芸術活動検討委員会における検討を踏まえた取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者社会参加推進センターによる作品展の開催</li> <li>・ 川崎市自閉症協会による作品展の開催</li> <li>・ 障害者社会参加推進センター文化・芸術活動検討委員会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> </ul>

## ■身近な場での文化活動の推進

身体障害者福祉会館などにおいて各種講座や交流事業を実施し、文化活動の場として運営の充実に努めます。手をつなぐフェスティバルについては、スポーツ・文化・音楽などの活動を通じた交流の場として、社会参加の促進に努めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・身体障害者福祉会館における各種講座及び交流文化祭（身体障害者会館フェスティバル）等の開催	・新たな社会参加促進事業として（仮）手をつなぐフェスティバルの検討と開催
平成 29 年度 (改定時)	・身体障害者福祉会館における各種講座等及び手をつなぐフェスティバルの開催	・現状の取組の推進



## 施策 11 多様な支え合いの構築

### 現 状

- 少子高齢社会の進展により、障害のある方を含めて支援が必要な方が増え続け、持続可能な社会保障のあり方の再構築が議論されている中、「誰もが安心して暮らし続けることができる」ようにするためには、地域の実状に応じた適切な「地域包括ケアシステム」の構築を推進していくことが求められています。
- また、厚生労働省は平成28（2016）年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくことを目指しています。

### 課 題

- 行政だけではなく、事業者や地縁組織、地域・ボランティア団体、住民など地域内の多様な主体によるそれぞれの役割に応じた取組が重要となっています。

### 今 後 の 方 向 性

- 地域コミュニティは、多様な地域資源と個人から構成されており、今後増加が見込まれる「支援を必要とする人」に対して効果的・効率的に支援を行っていくため、障害当事者やボランティアを含めた「多様な主体」の適時適切な役割分担に基づく活躍を実現していく仕組みづくりを進めます。

## ①地域の多様な支え合いの構築

### ■ボランティア活動やNPOによる地域支援の充実

社会福祉協議会・かわさき市民活動センター等を中心として地域でのボランティア情報の提供、コーディネーターの養成により、ボランティアの人材養成と活動促進を支援します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・ 障害者関係を含む市民活動団体に対しての情報提供や交流事業等の実施	・ 現状の取組の推進
平成 29 年度 (改定時)	・ 障害者関係を含む市民活動団体に対しての情報提供や交流事業等の実施	・ 現状の取組の推進

### ■多様な団体等との交流による地域に根ざした活動の推進

地域の障害者施設や団体の事業について、ボランティア団体やNPO法人をはじめ、町内会・自治会等の地縁組織、学校、商店街、企業、大学など地域を支える多様な主体の参加を呼びかけることで地域に根ざした活動を推進します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・ 社会福祉協議会や全市的・全領域的な中間支援組織であるかわさき市民活動センターを通じて、地域の障害者施設や団体を含んだボランティア団体やNPO法人等を中心とした情報提供等の実施 ・ 企業・大学と連携した取組の検討	・ 現状の取組の推進
平成 29 年度 (改定時)	・ 社会福祉協議会や全市的・全領域的な中間支援組織であるかわさき市民活動センターを通じて、地域の障害者施設や団体を含んだボランティア団体やNPO法人等を中心とした情報提供等の実施 ・ 企業や大学への働きかけを実施	・ 現状の取組の推進

### ■障害者と地域をつなぐ取組の展開

地域生活支援拠点において、障害者が社会適応力や生活の質を高め、地域で生活を送るための相談や、ボランティアの育成等、障害者の地域生活支援の担い手の充実に努めることで、地域と障害者が共に生きる地域づくりを進めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)		
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援拠点（川崎区・宮前区）において、障害者生活支援・地域交流事業の実施（H28～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の取組の推進</li> <li>中原区において実施予定（H32）</li> </ul>

## ②障害の自己理解とピアサポート

### ■ピアサポートの充実（再掲）

（157 ページ参照）

### ■障害者団体等の育成と協力関係の構築

障害者団体等の障害当事者等による活動の活性化は、今後ますます重要性を増していきます。このため、行政と障害者団体等との協力、協働の関係を強め、リーダー養成、研修、講座などへの協力・参画を促進します。また、障害者団体による自立支援のためのサービスの提供、ピアカウンセリングなどの相談支援などが、より拡充できるような環境づくりを進めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>川崎市身体障害者協会及びその構成団体、川崎市育成会手をむすぶ親の会、川崎市自閉症協会、川崎市肢体不自由児者父母の会連合会、あやめ会（川崎市精神保健福祉家族会連合会）、神奈川県難病団体連絡協議会等への支援</li> <li>知的障害者本人部会の活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各団体への支援と協力体制の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>川崎市身体障害者協会及びその構成団体、川崎市育成会手をむすぶ親の会、川崎市自閉症協会、川崎市肢体不自由児者父母の会連合会、あやめ会（川崎市精神保健福祉家族会連合会）、神奈川県難病団体連絡協議会等への支援</li> <li>知的障害者本人部会の活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の取組の推進</li> </ul>

## 施策 12 自殺総合対策の推進

### 現 状

- 我が国の年間自殺者数は、平成10（1998）年に急増して3万人を超え、平成24（2012）年に5年ぶりに3万人を下回ったものの、依然として多くの人が自殺により亡くなっている現状があります。このため、国においては、平成18（2006）年に「自殺対策基本法」を制定するとともに、翌平成19（2007）年には「自殺総合対策大綱」を策定し全国的に施策を推進してきました。
- 本市においても「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」等の策定に従い、神奈川県及び県内の政令指定都市や、首都圏9都県市と連携して様々な取組を行う中で、近年は減少傾向に転じたものの、平成28（2016）年には178人の方が亡くなっている（人口動態統計概数より）状況となっています。
- これらの自殺者の動向や社会情勢の変化を受け、本市においては、平成25年12月に「川崎市自殺対策の推進に関する条例」が制定され、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための自殺対策総合推進計画を定め、平成27（2015）年度から平成29（2017）年度の3年間を計画期間として、必要な施策を推進してきました。
- 平成28（2016）年に「自殺対策基本法」の改正、平成29（2017）年には「自殺総合対策大綱」の見直しが行われ、地域レベルの実践的な取組の支援の強化や適切な精神保健医療福祉サービスを提供するための体制の整備、相談の多様な手段の確保やアウトリーチの強化、居場所づくりの推進といった様々な分野からのサポートの提供による社会全体の自殺リスクの低下、子ども・若者・勤務問題に対する自殺対策の更なる推進が求められています。

### 課 題

- 自殺対策は個々の人の自殺発生への危機対応だけではなく、誰もが健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の構築を目指すものとする、また自殺を個人的な問題としてのみではなく社会全体で取組む問題として市民一人ひとりが自らの事として意識し、自殺対策に関心と理解を深めていくことが必要です。
- 自殺の原因や動機には、健康問題、生活苦・借金問題、過労・リストラや、人間関係など、様々な社会的要因が複雑に関係しているため、あらゆる関係機関の連携による事業の推進と予防対策が重要です。
- 地域における未遂者支援の体制の構築や自殺や精神保健に関する啓発及び周知を多層的に実施、地域連携構築による精神医療体制の確保、多様性を認め、社会の中に個々人の居場所があるという感覚を持つことができる社会環境作りなど新たな課題が生じています。

## 今後の方向性

- あらゆる分野の関係機関と情報共有、連携強化を図りながら、第2次川崎市自殺対策総合推進計画（平成30～32年度）に基づき、事業の継続及び拡充実施を推進していきます。
- また、計画に基づいて必要な施策を実施することにより、市民が安心して生活でき、結果として、自殺者数及び自殺死亡率が減少することを目指します。

## ①自殺総合対策の推進

## ■自殺総合対策の推進

自殺対策は、平成 19（2007）年に策定された自殺総合対策大綱に基づいて取組を推進してきました。平成 28（2016）年に自殺対策基本法が改正され、平成 29（2017）年に改正自殺総合対策大綱が示され、全国的に対策の強化が図られています。

本市では、平成 26（2014）年度に制定した「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づき、平成 29（2017）年度改定の「第2次川崎市自殺対策総合推進計画」によって、対策の一層の推進を図っていきます。

自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、精神保健福祉センターを中心とした関係機関との情報共有等の連携強化、相談活動の充実に向けた研修の実施、共生社会の実現を基盤とする自殺予防の普及啓発等を進めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防情報センターの運営</li> <li>・一般精神保健相談の実施</li> <li>・こころの電話相談、うつ病家族セミナー、自死遺族の集い、自死遺族電話相談（ほっとライン）の実施</li> <li>・こころの健康セミナーの開催</li> <li>・相談機関従事者研修の開催</li> <li>・医療機関従事者研修の開催</li> <li>・かながわ自殺対策会議及び部会の共催</li> <li>・かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施</li> <li>・川崎市自殺対策総合推進会議の開催</li> <li>・川崎市自殺対策総合推進計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市自殺対策総合推進計画に基づく、事業の継続及び拡充実施</li> <li>・自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供</li> <li>・自殺の防止等に関する市民の理解の増進</li> <li>・自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上</li> <li>・職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備</li> <li>・自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備</li> <li>・自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実</li> <li>・自殺未遂者に対する支援</li> <li>・自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援</li> <li>・民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正自殺対策基本法に基づく自殺対策推進センター（旧自殺予防情報センター）の運営</li> <li>・川崎市自殺対策総合推進計画に基づく事業の実施</li> <li>・第2次川崎市自殺対策総合推進計画の策定</li> <li>・未遂者支援の検討とモデル地区における支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次川崎市自殺対策総合推進計画に基づいた取組の実施</li> <li>・自殺行動に関する実態データの分析</li> <li>・介入段階ごとの取組を実施</li> <li>・地域包括ケアシステムに対応した精神保健、医療及び自殺対策構築のための研究との連携</li> </ul>

## 方針Ⅲ

### やさしいまちづくり

～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりを目指します～

- ◆ 地域で暮らしていくには、日常の買い物をはじめ、銀行や通院などで外出する機会は多く、公共交通機関の利用など、その時々で必要な移動手段を選択することになります。また、目的地に着いても、スーパーや病院など大きな建物では、売り場や窓口など屋内の移動も必要です。一見何でもないところでも、障害のある方や高齢者にとっては移動の制約を受けやすい場面も少なくありません。そうした場所に、様々な工夫と配慮があれば、行くことができる範囲が大きく広がります。
- ◆ 同様に、まちの中にはたくさんの情報があふれていますが、なんらかの工夫や配慮が無ければ情報を受け取ることが困難な方も少なくありません。例えば信号機は視覚・聴覚の複数の情報を発信するような配慮が必要です。
- ◆ このほかにも、市から発信している暮らしの情報・防災情報など、必要とする情報を速やかに提供できるよう、様々な媒体や表現方法を工夫した情報提供が求められます。
- ◆ 大きな災害があつたり事件や事故に遭遇したりすると、避難したり通報したりすることが難しい障害のある方もいます。地域で安心して暮らすためには、いざというときにも助けが得られることが大切です。
- ◆ このため本市は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考えに基づいて、地域の生活環境を移動しやすいものにしていくとともに、いざというときも安全が確保されるようなまちづくりを進めていきます。

## 施策 13 生活環境のバリアフリー化の推進

### 現 状

- 本市では、これまで「福祉のまちづくり条例」や、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、日常生活において障害のある方や高齢者などが多く利用する公共交通機関や建築物、道路、公園などのバリアフリー化、さらに情報のバリアフリーに取り組んできています。
- 平成28（2016）年に施行された障害者差別解消法では、「社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフトハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図る。」とされています。

### 課 題

- 障害者差別解消法やユニバーサルデザイン2020行動計画の範囲はまちづくりはもとより、公共交通機関のバリアフリー化の推進、意思疎通支援を含めた情報アクセシビリティの向上等、多岐にわたります。
- 本市においても、各方面において行政のみならず民間企業等と連携した取組を一層推進することが必要となります。

### 今 後 の 方 向 性

- ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を進め、誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりを目指します。



#### アクセシビリティとは

情報やサービス、ソフトウェアなどが、高齢者や障害者などハンディを持つ人にとって、どの程度利用しやすいかという意味で使われる語。



## ①福祉のまちづくりの推進

### ■福祉のまちづくりの推進

本市では平成10(1998)年に「川崎市福祉のまちづくり条例」を施行しました。この条例は、全ての市民が住み慣れた地域社会において安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行い、心豊かな生活を送ることができるよう策定したものです。この条例では、官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設、共同住宅、事務所その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設の新築等をする際に、障害者等の利用に配慮した整備をするよう基準を定めています。また、平成18(2006)年12月に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に対応し、一定の建築物にバリアフリー化を義務付けています。引き続き、この条例を遵守した施設の整備が図られるよう、さらなる普及に努めます。

	現 状	計 画
平成26年度 (策定当初)	・川崎市福祉のまちづくり条例 ・事前協議を301件実施し、うち147件(48.83%)が条例遵守(H25届出分)	・現状の取組の推進
平成29年度 (改定時)	・事前協議を279件実施し、うち145件(51.97%)が条例遵守(H28届出分)	・「福祉のまちづくり条例」に基づく事前協議における指導・助言等の実施(年:220件以上)

### ■まちづくりへの市民参画

急速な高齢化が進む中、高齢者や障害者、妊婦やけが人などを含む全ての人が自立した生活を送るための環境整備が求められています。このため、平成16(2004)年度から平成29(2017)年度まで、川崎駅をはじめとする拠点地区等においては、バリアフリー法に基づくバリアフリー基本構想を策定し、その他の地区においては、バリアフリー化の推進に向けた基本的な考え方を取りまとめたバリアフリー推進構想を策定しました。今後、策定後の進捗管理及び、高齢者・障害者等を含む不特定多数の人の利用ニーズが高い目的施設(公共施設、福祉施設、医療施設、商業施設等)を対象とした、施設内のバリアフリー情報を掲載しているバリアフリーマップの改定等について検討していきます。

	現 状	計 画
平成26年度 (策定当初)	・川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会	・現状の取組の推進
平成29年度 (改定時)	・川崎市バリアフリーのまちづくり連絡調整会議 H27:2回開催 H28:1回開催 H29:1回開催(予定)	・現状の取組の推進 ・バリアフリーマップの改定等

## ②公共交通機関のバリアフリー化

### ■駅舎のエレベーター等の整備推進

鉄道駅舎等垂直移動が必要な箇所には、車いすで安全に移動できるためのエレベーターなどの設置が求められています。鉄道事業者が市内の駅舎にエレベーター等を設置する費用の一部を助成し、高齢者や障害者をはじめとする全ての人が利用しやすい駅舎の整備を支援します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・市内 32 駅に 76 基設置 (H27.3 現在)	・1日当たりの利用者数 3,000 人以上の駅について、鉄道事業者の整備計画に合わせ、エレベーター等の設置費用の一部を助成し、整備を支援 (H27: 1 駅 1 基設置予定)
平成 29 年度 (改定時)	・平成 27 年度に 1 駅 1 基 (JR 八丁畷駅) 設置を予定していたエレベーターについては、平成 29 年度中に供用予定	・1日当たりの利用者数 3,000 人以上の駅について、鉄道事業者の整備計画に合わせ、エレベーター等の設置費用の一部を助成し、整備を支援

### ■ノンステップバス導入の促進

身近な公共交通機関である路線バスのバリアフリー化を推進し、ノンステップバスなどの導入を進めます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	・市内営業所に、民営 330 両配備 (H26.3 現在) ・市営バスは、全 335 両がバリアフリー対応車両 (H27.2 現在) 内訳：ノンステップバス 316 両、ワンステップバス(スロープ板付)19 両	・現状の取組の推進
平成 29 年度 (改定時)	・市内営業所に、民営 368 両配備 (H30.2 現在) ・市営バスは、全 341 両がバリアフリー対応車両 (H30.2 現在) 内訳：ノンステップバス 322 両、ワンステップバス(スロープ板付)19 両	・現状の取組の推進

### ③道路のバリアフリー化

#### ■歩行空間の改善

高齢者、障害者、車いす利用者などの通行が容易となるよう段差解消、歩道の勾配の改善、視覚障害者誘導ブロックなど、バリアフリー基本構想及び推進構想に位置づけられた地区を中心に、全ての人が利用しやすい歩道整備を促進します。また、電線類の地中化は、「安全で快適な歩行空間の確保」にも資することから、主要駅周辺や幹線道路を中心に計画的な整備を進める方針としています。

#### ■歩道上放置物の改善

歩道上での違法駐車や歩道上に放置された自転車、商品、看板、自動販売機、ゴミ等は歩道通行時のバリアとなります。これら歩道の“使われ方”の問題は、“マナー”や“心がけ”によるものです。今後、広報に努め、歩道上に障害物を置かないような市民意識の啓発に努めるとともに、商業者やボランティア等の協力を得ながら、通行に障害となる自転車・商品等のバリアの除去、予防のための対策を実施します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)		
平成 29 年度 (改定時)	・歩道上における置看板や商品販売について、春・秋の交通安全運動の機会などを通じて、所轄警察署と各区役所道路公園センターが連携しながら、除却の指導を実施	・現状の取組の推進

### ④公共施設のバリアフリー化

#### ■公園のバリアフリー化

都市公園における園路及び広場、駐車場、トイレ等をはじめとした公園施設のバリアフリー化を推進します。

#### ■休憩施設・公衆トイレの整備

長時間の連続的な行動が困難な障害者や高齢者にとって、まちの中で気軽に腰を下ろし休憩できる空間が、一定の距離間隔で設置されていることが望めます。また、休憩施設とともに、誰もが使いやすく清潔な公衆トイレは、まちの必要な機能であり、重要な設備です。しかし、これらの空間や設備を専用でまちの中に設けることは容易ではありません。そこで、積極的に、公共施設の一部を休憩施設として活用するとともに、民間の施設を含む公共的施設の新築や増築等の機会を捉えて、福祉のまちづくり条例に基づき多機能トイレ（オストメイト対応）の整備を誘導します。

## ⑤まちの情報提供の充実

---

### ■案内標示、掲示板の改善

買い物や通勤・通学などの日常生活で利用する公共施設などについては、障害者などの移動を支援するバリアフリーへの対応が求められています。このため、「川崎市福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物に案内板や案内標示等を設ける際、高齢者や障害者などに配慮した掲示への誘導を行います。

### ■まちの整備状況等に関する情報提供

まちの整備状況について、積極的に情報提供を行っていきます。情報の提供にあたっては、インターネット等により情報発信していくとともに、神奈川県や横浜市と協働で福祉のまちづくり条例の普及啓発に取り組めます。

## ⑥情報バリアフリーの推進

### ■情報提供の充実

本市の暮らしの情報・防災情報など、必要とする情報を速やかに提供できるよう、市政だより、放送サービス、インターネット、携帯電話などを活用して、情報を提供していきます。また、対象者に応じた平易な表現や点字、イラストなどを活用した提供物の発行、ホームページのアクセシビリティの向上を進めます。

さらに、点字や手話などの使用困難な障害者への支援も含めて、障害関係制度情報などについては、障害の特性に応じた提供を進めるとともに、多様な国籍の市民に対応した外国語での情報提供に取組みます。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政だより（紙媒体・web版・点字版・録音版）による市政情報の提供</li> <li>・テレビ・ラジオなどによる市政情報の提供</li> <li>・ホームページによる市政情報の提供</li> <li>・携帯電話などへのメール配信システムによる市政情報の提供</li> <li>・障害特性に応じた録音図書の提供など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政だよりによる市政情報の提供において、新たに電子ブック版を開始するなど、新たな配信手段の採用</li> <li>・テレビ・ラジオなどによる市政情報の提供</li> <li>・ホームページによる市政情報の提供</li> <li>・携帯電話などへのメール配信システムによる市政情報の提供</li> <li>・障害特性に応じた録音図書の提供など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>

### ■公文書作成におけるカラーユニバーサルデザインへの取組

多様な色覚を持つ様々な利用者に配慮し、なるべく全ての人に情報がきちんと伝わるよう、公文書を作成する際の「色の使い方」や「グラフ作りのポイント」などについて、分かりやすく、具体的な手引書として策定した「公文書作成におけるカラーユニバーサルデザインガイドライン」を活用しながら、職員への研修を実施し、公文書におけるカラーユニバーサルデザインの取組を推進します。

## ■ウェブアクセシビリティの向上

本市ホームページでは、ウェブアクセシビリティの標準規格である JIS X 8341-3:2016（高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ）に基づき情報提供を行っています。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページの定期診断及び検証</li> <li>・ 利用状況の把握</li> <li>・ 情報分類の更新及びシステムの安定稼働に向けた保守作業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年度に JIS X 8341-3:2010 の達成等級 AA に準拠し、以降毎年実施している試験でも AA 準拠を維持</li> <li>・ 定期診断・利用状況の把握・保守作業についても継続実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の取組の推進</li> </ul>



### ウェブアクセシビリティとは

高齢者や障害者といった、ホームページ等の利用に何らかの制約があったり利用に不慣れな人々を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

## 施策 14 災害・緊急時対策の強化

### 現状と課題

- 本市ではこれまで、障害者などの防災の取組を進めてきましたが近年の東日本大震災等の大規模な災害の発生を踏まえて、発災時に、何らかの特別な配慮を要する災害時要配慮者への支援を一層強化することが必要です。
- 行政と自主防災組織等の地域住民の役割分担と連携体制の構築に向けたさらなる検討と検討に基づく実践に取り組んでいくことが必要です。

### 今後の方向性

- 災害・緊急時対策を充実させることで、障害があっても誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりを目指します。

#### ①災害に備えた環境整備

##### ■避難所機能の強化

本市では、市立小・中学校、高等学校などを避難所として指定しており、災害時要配慮者用に災害用仮設トイレ、紙おむつ、おかゆ等の備蓄を行っているほか、各地区に医薬品を備蓄しています。また、精神障害者などに必要な向精神薬等については、川崎市薬剤師会等と災害時に医薬品等の供給に関する協定を結んでいます。

ストーマ用装具の保管については、引続きあり方を検討するとともに、バリアフリー化などを進め、避難所機能の強化を図ります。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内 175 か所の全ての避難所に備蓄倉庫を整備し、災害用仮設トイレ、紙おむつ、おかゆ等を備蓄</li> <li>・各地区に医薬品を備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区での医薬品の備蓄についてのあり方を検討</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市備蓄計画を改定し、計画に基づき備蓄物資の配備を推進しており、高齢者及び乳児用等向けのおかゆや紙おむつ等配備するとともに、身障者対応の仮設トイレなどの配備を推進</li> <li>・区役所での医療救護所の考え方等により、必要に応じて管理場所を変更するなどの対応を実施。引き続き、医薬品の備蓄のあり方を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>

## ■DPAT（災害派遣精神医療チーム）の整備

大震災等の自然災害、航空機・列車事故、犯罪事件などの大規模災害等による心理的ストレスを受けた被災者等への『心のケア』は大変重要です。

このような大規模災害時に発生直後から、被災地において、精神保健医療活動の支援を行う専門チームの編成を4縣市協調体制により行います。現地にチームを派遣するために必要な体制の整備を進めるとともに、研修や訓練等による隊員の育成を図ります。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DPAT（災害派遣精神医療チーム）の整備に向けた検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ チーム派遣に必要な物資の確保</li> <li>・ 災害時の精神保健に関する研修・訓練の実施</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DPAT（災害派遣精神医療チーム）を整備し、熊本地震発生時に、かながわDPATとして派遣</li> <li>・ 4 縣市協働による隊員養成研修の実施</li> <li>・ 4 縣市協働で運営会議を開催し、災害時派遣体制の整備と本市被災時の受援体制及び被災者支援の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DPAT（災害派遣精神医療チーム）の体制拡充</li> <li>・ 災害時の精神保健に関する研修・訓練の実施</li> </ul>



## ②情報支援

### ■防災情報の提供

基本的な防災知識・対策を網羅した啓発広報誌「備える。かわさき」や、避難所・応急給水拠点等の災害時に必要な情報を掲載した「防災マップ」や各種ハザードマップを作成・配布するほか、市ホームページ「防災情報ポータルサイト」でも各種情報を提供しています。そのほか、ぼうさい出前講座や防災イベント等を通じて、防災啓発や冊子の配布を行います。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な伝達手段による防災情報の提供</li> <li>・「備える。かわさき」の作成・配布</li> <li>・各区防災マップの作成・配布</li> <li>・各種ハザードマップの作成・配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な伝達手段による防災情報の提供</li> <li>・「備える。かわさき」の作成・配布</li> <li>・各区防災マップの作成・配布</li> <li>・各種ハザードマップの作成・配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>

### ■災害時情報伝達手段の確保

防災気象情報、地震や津波に関する情報、避難に関する情報などを、メールニュースかわさき「防災気象情報」、本市公式ウェブサイト「防災情報ポータルサイト」、テレビ神奈川やケーブルテレビのデータ放送、かわさきFM、Twitter、同報系防災行政無線、かわさき防災アプリなど、市民の身近にある様々な情報伝達手段により提供します。併せて、市民等の携帯電話やスマートフォンに、通信規制や輻輳による影響を受けずに、本市から一斉に情報を配信することが可能な、緊急速報メールを活用し、緊急度の高い災害情報を配信します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な伝達手段による情報提供</li> <li>・緊急速報メールの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かわさき防災アプリの開始等、新たな伝達手段の採用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な伝達手段による情報提供の継続</li> <li>・新たな伝達手段の採用の検討</li> </ul>

### ③地域での見守り活動

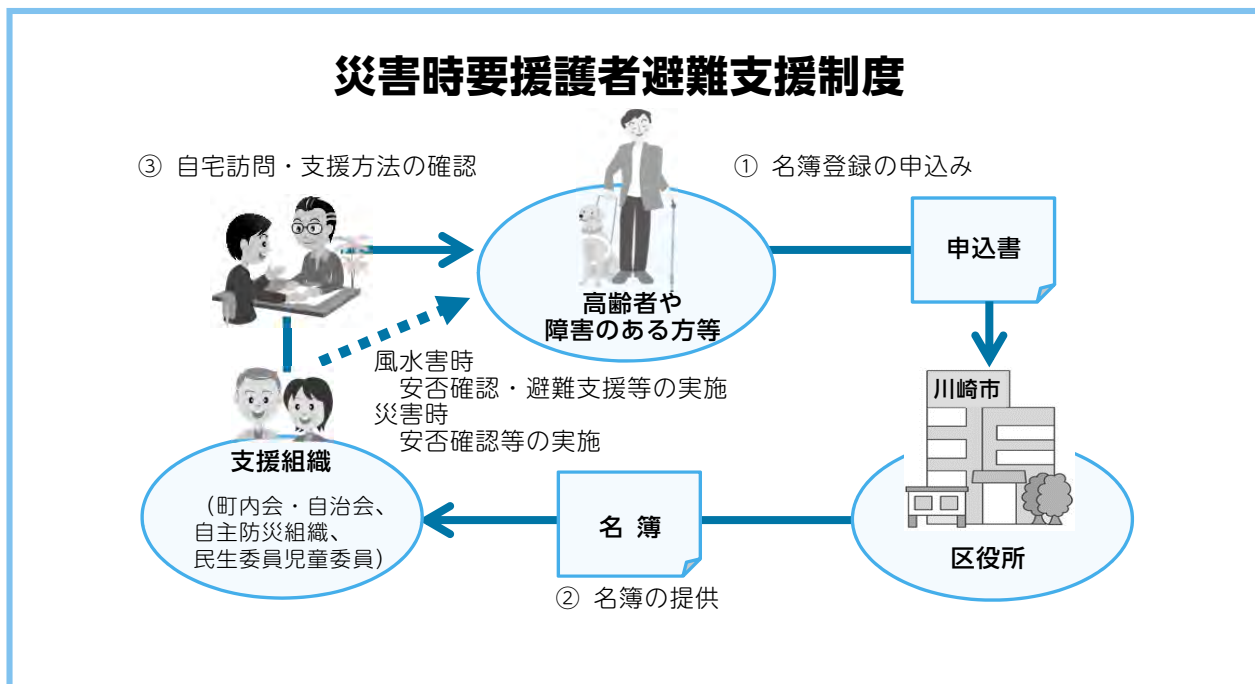
#### ■災害時支援体制の構築

災害時対策として、日頃から町内会活動や防災訓練等に参加するなど、積極的に地域の方々と交流する機会を増やし、地域内の助け合いの体制を構築しておくことが重要です。このため、災害時要援護者避難支援制度を推進することによって、町内会・自治会や自主防災組織などの支援組織と、地域に暮らす障害者とのコミュニケーションを図り、災害時の支援体制が強化されるよう努めます。

また、重度障害者など、一般的な避難所では生活に支障をきたす人に対しては、福祉施設等の運営主体と連携しながら、社会福祉施設等を利用した二次避難所（福祉避難所）を整備し、発災時に備えた連携に努めます。

さらに、市健康福祉局と区役所と、二次避難所（福祉避難所）や障害者相談支援センターに設置した無線機を日頃の訓練を通じて、災害時に備え速やかに活用できるよう取組むとともに、市健康福祉局や区役所と二次避難所などの関係機関との連携が図れるように作成した、災害関係のマニュアルやガイドラインなどの活用を通じて、関係機関との連携を推進し、防災体制を推進強化します。

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者避難支援制度、自主防災組織に対する助成制度の実施</li> <li>・各区防災マップの配布</li> <li>・二次避難所の整備</li> <li>・支援組織向け「支援ガイド」の冊子及びDVDによる啓発</li> <li>・自主防災組織のリーダーを対象とした研修の実施</li> <li>・災害時用無線機器などの設置 (入所施設 5 か所、基幹相談支援センター 7 か所に設置済み)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者避難支援制度の円滑な推進</li> <li>・災害時用無線機器などの設置促進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者避難支援制度、自主防災組織に対する助成制度の実施</li> <li>・各区防災マップの配布</li> <li>・二次避難所の整備 (H30.2 協定締結 202 件)</li> <li>・支援組織向け「支援ガイド」の冊子及びDVDによる啓発</li> <li>・自主防災組織のリーダーを対象とした研修の実施</li> <li>・災害時用無線機器などの設置 (入所施設 5 か所、基幹相談支援センター 7 か所に設置済み)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の取組の推進</li> <li>・二次避難所のより一層の円滑な運営に向けた検討と実施</li> </ul>



#### ■非常時における通報手段の確保

緊急通報システムの設置による緊急時の連絡体制を確保するとともに、「FAX 119」「WEB 119」による緊急時の通報手段を確保します。

\* 警察では「FAX 110番」、「メール110番」を運用

	現 状	計 画
平成 26 年度 (策定当初)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急通報システム設置運営事業の実施</li> <li>「FAX 119」、「WEB 119」、「FAX 110番」、「メール110番」の運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の取組の推進</li> </ul>
平成 29 年度 (改定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急通報システム設置運営事業の実施</li> <li>「FAX 119」、「WEB 119」、「FAX 110番」、「メール110番」の運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の取組の推進</li> </ul>

第4次かわさきノーマライゼーションプランの改定にあたって	第1部
川崎市における障害児・者の状況	第2部
障害者施策の推進（障害者計画）	第3部
<b>障害福祉サービスの提供見込量</b> (第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画)	<b>第4部</b>
計画の策定及び推進	第5部
	資料編



## 1

## 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について

### (1) 障害福祉計画・障害児福祉計画とは

障害福祉計画は、障害者総合支援法に規定されるサービスを計画的に整備することを目的として、市町村及び都道府県がそれぞれの実情に基づき策定します。第5期は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間の計画として策定します。

障害児福祉計画は、児童福祉法に規定されるサービスを計画的に整備することを目的に、平成30（2018）年度から市町村及び都道府県に策定が義務付けられました。第1期は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間の計画として策定します。

なお、本市では、すでに障害児の施策及び障害福祉サービスごとに必要な見込量を「障害福祉計画」で見込んでいるため、障害児を対象とした部分については、「障害児福祉計画」へと位置付け直します。

## (2) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の内容

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画では、障害者の高齢化・重度化・多様化や障害者を支える家族の高齢化、障害児支援のニーズの多様化、さらに共生社会の実現に向けた取組を推進する視点に立ち、次の事項を成果指標として定めます。

### ■平成32（2020）年度までに重点的に取組む目標

- ①福祉施設から地域生活への移行に関する数値目標
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する数値目標
- ③地域生活支援拠点の整備に関する数値目標
- ④福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等に関する数値目標

### ■障害者総合支援法に基づくサービスの必要な見込量と確保策

平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

### ■児童福祉法に基づくサービスの必要な見込量と確保策

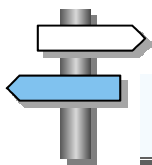
平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

### ■地域生活支援事業等の実施に関する事項

平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの各年度における地域生活支援事業等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

## 2

## 平成 32 (2020) 年度までに重点的に取り組む目標



## 数値目標 1 福祉施設から地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者について、グループホームやひとり暮らしなど、地域生活への移行を推進します。

## 第 4 期の進捗状況

第 4 期障害福祉計画では、①平成 29 年度末までに平成 25 年度末時点の施設入所者数 (539 人) の 12% (65 人) が地域生活に移行すること、②平成 25 年度末時点の施設入所者からの削減数については、本市の入所施設の定員数が少ないことを鑑み、現状の水準を維持することを目標としました。

## ①入所施設からの地域移行

平成 29 年度末 までの目標	平成 28 年度末 までの実績	平成 28 年度末 までの進捗率
65 人	26 人	40%

## ②施設入所者の削減

施設入所者の削減は見込まない (0 人)

地域移行者数については、これまでの数 (平成 25 年度 0 人、平成 26 年度 2 人) と比べて、平成 27 年度 12 人、平成 28 年度 14 人と増加してきていますが、目標達成は厳しい見込みです。これは、入所者の重度化・重複化が進んでおり、地域移行が難しい層が多いことが理由と考えられます。また、これまで地域生活をしていた障害者も、本人や家族の高齢化が進んだことにより、施設入所を希望する方が多くなっています。



### 第5期の目標と考え方

※第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の両方を合わせて「第5期」と標記します。(以下同じ)

#### 【目標】

第5期障害福祉計画では、①平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数(497人)の9%(45人)を地域生活に移行することを目標とします。②平成28年度末時点の施設入所者からの削減数については、本市の入所施設の定員が少ないことを鑑み、現状の水準を維持します。

項目	数値	備考
平成28年度末時点の入所者数(A)	497人	
【目標値①】(B) 入所施設からの地域移行	45人	(A)のうち、平成32年度末までに地域生活へ移行する方の目標数
新たな入所施設利用者数(C)	45人	平成32年度までに新たに入所施設利用が必要な方の見込数
平成32年度末の入所者数(D)	497人	平成29年度末の利用者見込数(A - B + C)
【目標値②】(E) 施設入所者の削減数	0人	差引削減見込数(A - D)

#### 国の指針

- 目標値① 平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域移行(平成29年度までの未達成分については平成32年度の目標値に上乗せ)
- 目標値② 平成28年度末時点の施設入所者数の2%以上を削減(平成29年度までの未達成分については平成32年度の目標値に上乗せ)

#### 【考え方】

- 目標値①の地域移行者数については、第4期の目標達成は厳しいものの、グループホームにおいて重度・重複障害のある方や行動障害のある方の受入れが進むよう、平成25年度に市独自の報酬加算を創設したこと、また、同じく平成25年度に「通過型」をコンセプトとした入所施設「井田重度障害者等生活施設(桜の風)」を整備したことにより、平成27・28年度においては、以前よりも地域移行が進んでいます。今後についても積極的に入所施設から地域生活への移行の取組を推進し、国の指針のうち第4期の未達成分を除く「45人」と見込みます。
- 目標値②の施設入所者数については、引き続き地域移行に向けた取組を積極的に進めていくものの、本市の人口当たりの入所施設の定員数が他都市と比べて低い状況にあることや、施設への入所による支援がふさわしい障害者も多く、新たに施設に入所する方がいることなどを考慮し、平成28年度末時点の施設入所者数からの削減は見込まないこととします(※新設施設による影響は数値に含めていません)。

#### (参考)

市内の入所施設：5施設・定員300名(平成29年4月1日現在)  
〔新設〕1施設・定員47名(川崎区・平成32年度末予定)

**目標達成のための方策**

- 障害者相談支援センターのあり方検討、短期入所の拡充、ヘルパーの拡充、地域生活支援拠点の整備などを行い、地域生活を支える体制を強化します。
- 地域における生活の場（グループホームなど）と日中活動の場（通所施設など）の整備を進めます。
- 入所者の高齢化や重度・重複障害の受入れに対応できるグループホームの整備や、肢体不自由の方のためのグループホームに対する整備費補助の充実などを進め、市外施設に入所している方も含め、地域で暮らしていける体制づくりを進めます。
- グループホームやひとり暮らしを希望する障害者の住まいの場を確保するため、不動産事業者等の理解を促す取組を進めます。
- 地域移行や地域生活を支える機能のより一層の確保のため、生活の基盤が崩れかけた方を一定期間受入れて生活を整える「短期入所事業」について、平成30年度から障害者支援施設「井田重度障害者等生活施設(桜の風)」で新たに実施します。
- グループホームの支援体制を強化するための市独自の報酬加算を継続し、サービスの質の確保を図ります。
- 地域リハビリテーションセンターの専門機能との連携を図り、グループホームの従事者やサービスの質の向上を図ります。
- グループホームを利用する際の経済的負担を軽減するため、国と市にて家賃の助成を行います。



## コラム

## 「施設から地域生活に」



ほんの数年前まで障害者は施設で暮らすことが当たり前でした。このため、地域生活をするためには、身の回りのことが自立し、地域の人に迷惑をかけないことが最低条件と思っている人が多いのです。だから重度の障害者では無理、トラブルを起こす方もダメとなってしまう、とりわけ知的障害者にとってはとても高い壁が作られています。

誰でも生まれ育ったところで、家族や友人などに囲まれて暮らした後に自らの暮らす場所を自由に選択し社会に羽ばたいて行きます。でも、障害者は、これまでは自らの意思とかかわりなく、施設では幸せな暮らしが保障されると言われ、家族から切り離され、10年、20年、30年とそこで暮らすことを求められてきました。

ここでは、苦勞しながらも地域生活を実現した方のお話を紹介します。

彼は30年近く施設に入所していましたが、ようやくグループホームに移行できたのですが、数か月でグループホームの3階からおしっこを振りまいて追い出されてしまいました。

ここを辞めなければいけない。

「嫌だ、ここがいい。」

だめだよ。周りの人が許してくれない。

「悪いことした。謝る！」

施設に戻るしかない。

「嫌だ！」

困ったね。他のグループホーム探すまでの間だけ施設に戻るのではどう？

「それならいい。」

通所先も辞めなければいけないな。

「いやだ！パンがいい。」(パンを販売している事業所なので)

通うのに時間がかかるよ。

「がんばる。」

結局彼は、2か月ほど施設に戻り、もう一度、施設の近くのグループホームに入居できました。通所先へは、1時間半もかけてバスを乗り継いで通うことになりました。

少し太って来たね。

「もつみ！」(商店街で買い食いしながら帰ってきているようです)

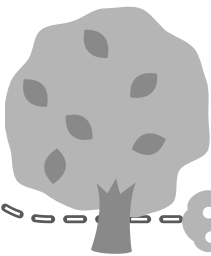
工賃が入ったらどうするの？

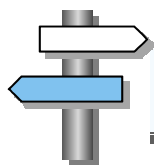
「モーニング娘のCD」

自動販売機にお金を入れたのにお金が戻ってこないと割りばしでつついて、警察に呼ばれたり、トイレを我慢できず町の中でしたりと騒ぎを起こしているのですが、トラブルがあっても、彼は楽しそうに生活をしています。

施設は？

「嫌！」「ホームはお替りができる。」  
(ごはんお替り自由)





## 数値目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

### 第 4 期の進捗状況

第 4 期障害福祉計画においては、それぞれ国の指針と同じ目標値としました。

平成29年度における目標	目標値	平成27年度の実績	平成28年度の実績(※)
①平成29年度における入院後3か月時点の退院率	64%	65.6%	56.0% (62.8%)
②平成29年度における入院後1年時点の退院率	91%	95.5%	86.4% (91.2%)
③平成29年度6月時点の長期在院者数(在院期間1年以上)	561人	611人	707人 (636人)

※ ( ) 内は、認知症専門300床を除いた場合の数値

各数値目標については、おおむね順調に推移していましたが、精神科病院（認知症専門・300床）が、平成26年に新たに開院されたことに伴い、長期（1年以上）在院者数（精神障害）が増加しています。また、市内の一般精神病床における入院患者の年齢構成においても、65歳以上の割合が半数を超えており、長期在院者数の増加に影響していると考えられます。

## 第5期の目標と考え方

### 【目標】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念に基づいた国の指針を踏まえ、次のとおり目標と定めることとしました。

項目	数値	備考
【目標値①】 入院後3か月時点の退院率	69%以上	平成32年度における市内一般精神病床における入院後3ヶ月時点の退院率
【目標値②】 入院後6か月時点の退院率(新規)	84%以上	平成32年度における市内一般精神病床における入院後6か月時点の退院率
【目標値③】 入院後1年時点の退院率	90%以上	平成32年度における市内一般精神病床における入院後1年時点の退院率
【目標値④】 平成32年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者(65歳以上、65歳未満)	(65歳未満) 234人 (65歳以上) 401人	精神保健福祉資料(厚生労働省が実施する調査)による長期入院患者数
【目標値⑤】 川崎市地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会の実施回数(新規)	6回/年	保健、医療、福祉関係者による協議の場である、川崎市地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会の実施回数

### 国の指針

- 目標値① 平成32年度における入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上
- 目標値② 平成32年度における入院後6ヶ月時点の退院率を84%以上
- 目標値③ 平成32年度における入院後1年時点の退院率を90%以上
- 目標値④ 平成32年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者(65歳以上、65歳未満)
- 目標値⑤ 平成32年度末までに全ての精神保健福祉圏域/市町村ごとに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置

### 【考え方】

- 目標値①～③の退院率については、過去の実績を踏まえ、国の指針と同様の水準とします。一方で、長期入院の精神障害者の地域移行をより一層推進していく必要があることから、一般精神病床を対象とした目標値とし、また全国的な傾向として65歳以上の入院患者の約4割を占める認知症患者については、介護保険事業と連携した取組を推進していきます。
- 目標値④については、平成29年度精神保健福祉資料の実績を基準に、今後10年間の政策効果による地域移行数の予測をもとに算出しています。
- 目標値⑤については、平成28年度に、これまでの協議会を、地域自立支援協議会の専門部会に再編していることから、国の指針で示されている、保健、医療、福祉関係者による協議の場として位置付け、2か月に1回開催することとします。

## 目標達成のための方策

- 精神障害にも対応した地域包括ケアの構築に向けた取組を実施します。
- ①精神保健福祉センター及び井田地域生活支援センターにおける、地域移行コーディネーターによる、地域移行の推進
  - ②地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会において、関係者による協議
    - ・市内障害者相談支援センターによる地域移行支援実施の拡大
    - ・モデル圏域における共同事業等の実施による、病院と地域の連携強化
    - ・精神障害者地域移行・地域定着支援従事者研修の実施
    - ・ピアサポーターの協働及び活用
  - ③市外病院に入院している方の地域移行に向けた支援の実施
  - ④平成29年度精神保健福祉資料において把握された、高齢長期在院者の状況をもとに、高齢者施策との連携

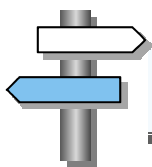
## コラム「ゆったり、のんびり、おだやかに」

20代半ばの頃、県立病院に措置入院した経験があります。2週間位経って川崎市内の病院に転院しました。当初は何故自分が入院させられたのかさえわからず、自分は誰かに命を狙われている…そんなことを本気で思っていました。3ヵ月位で退院はしたものの、休職していた郵便局のアルバイトはうまくいかず、ほとんど実家で悶々としていました。1年位が経ち、主治医の薦めで病院のデイケアの前身のような所へ通い、病院のソーシャルワーカーの紹介で、区役所を通して川崎市リハビリテーションセンターのデイケアへ通うようになりました。

その後、もみの木寮を経て、ひとり暮らしをするようになり、今は市営住宅で暮らしています。自分は掃除が苦手なので、行政の障害担当者に相談してヘルパーのサービスを利用しています。

ひとり暮らしが落ち着き始めた頃から地域活動支援センターの利用も始めました。カシオペア、まんまる、ゆりあす等へ通所し、そこで始めて「ピアサポーター」という言葉を知り、興味を持ったことから活動を始めるようになりました。

色々ないわゆる「地活」を利用して思うのは、あせらずゆっくりやっていこうというメッセージや雰囲気を感じることです。今ははるかぜに通っていますが、そこでは人生の通過点として、あるいは人生の居場所として、人それぞれの使い方があるということを感じます。そういった色々な場所での人との出会いは自分にとって大きな財産になっていますし、現在のピアサポーター活動や、はるかぜでの充実した生活の支えになっています。



### 数値目標3 地域生活支援拠点の整備

障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点を整備します。

#### 第4期の進捗状況

平成29年度 までの目標	平成27年度の実績	平成28年度の実績
2か所（延べ）	1か所（延べ）	2か所（延べ）

国で掲げる地域生活を支援する機能の集約を行う拠点について、「多機能拠点整備型」の施設（短期入所や地域で暮らす障害のある方を支える支援ネットワークのコーディネート機能などを付加）を平成29（2017）年度までに2か所設置することを目標とし、宮前区（平成27年度）、川崎区（平成28年度）に整備してきました。

（当該施設が提供するサービス）

生活介護、短期入所、相談支援、地域生活支援事業である日中一時支援、市の単独事業である障害者生活支援・地域交流事業（地域交流、ボランティアの育成等）

#### 第5期の目標と考え方

##### 【目標】

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域生活支援拠点の整備	2（既存）	2（既存）	3 （既存2、新設1）

##### 国の指針

地域生活支援拠点等を平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備すること

##### 【考え方】

- 平成32年度に「多機能拠点整備型」の施設が中原区に整備される予定です。
- 未整備区への整備についても、高齢者・障害者施設の再編整備の状況等を踏まえ、検討を行います。

## 数値目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行及び就労定着を推進します。

### 第 4 期の進捗状況

第 4 期障害福祉計画では、平成 29 年度の年間一般就労者数については、平成 24 年度の実績 (107 人) の 2 倍である 214 人を、平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数については、平成 25 年度末の利用者数 (209 人) の 6 割増である 335 人を、また、平成 29 年度の就労移行支援事業所ごとの就労移行率については国の指針等を踏まえて 50% を目標としました。

	目標値	平成27年度の実績	平成28年度の実績
①平成29年度の年間一般就労者数	214人	194人	181人
②平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	335人	422人	453人
③平成29年度の就労移行支援事業所ごとの就労移行率	50%	25.9%	30.8%

目標値①については、平成 28 年度の実績が平成 27 年度の実績を下回りました。これは、これまで毎年増加していた就労移行支援事業所の事業所数が減少 (平成 27 年度 27 事業所、平成 28 年度 26 事業所) したことに加えて、精神障害者を中心に安定した体調管理に課題がある方や中等度以上の知的障害者が増えていることから、就労までに時間がかかる方の割合が増加していると考えられます。

目標値②については、第 4 期福祉計画の目標値を、平成 27・28 年度ともに大きく上回っています。

目標値③については、平成 28 年度の実績は前年度実績よりも増加していますが、目標達成には及びませんでした。これは、就労移行支援事業所の利用期間が 2 年間 (最長で 3 年間) であり、前述したように就労までに時間がかかる方の割合が増加していることや年間の就労移行支援事業所の利用者数が 1 名以下の就労移行支援事業所が全体の約 2 割を占めていることが原因であると考えられます。



## 第5期の目標と考え方

### 【目標】

過去の実績及び国の指標を踏まえ、次のとおり目標を設定することとします。

項目	数値	備考
【目標値①】 福祉施設から一般就労への移行者数	260人	平成32年度に福祉施設を退所し、一般就労する方の数
【目標値②】 就労移行支援事業の利用者数	797人	平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数
【目標値③】 就労移行支援事業所ごとの就労移行率	3割	平成32年度の就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の率
【目標値④】 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率(新規)	8割	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

### 国の指針

- 目標値① 平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍とする。
- 目標値② 平成28年度末の利用者から2割以上増加させる。
- 目標値③ 就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上にする。
- 目標値④ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。

### 【考え方】

- 目標値①については、過去の実績を踏まえ、平成28年度の一般就労への移行実績の1.2倍とします。また、これまで就労者数については、市民を対象としてきましたが、今後は市民以外も含めた市内事業所を利用する障害者全てを対象とすることとして、平成28年度の実績値である217人の1.2倍の260人を目標値として設定します。
- 目標値②については、国の指針と過去の実績を踏まえ、平成28年度末における利用者数の2割増とし、市民以外も含めた市内就労移行支援事業所の利用者数の実績値である664人の2割増である797人を目標値として設定します。
- 目標値③については、精神障害者を中心とした体調管理に課題がある方や中等度以上の知的障害者が増えていることから就労までに時間がかかる方の割合が増加しており、今後もこの傾向が続くことが見込まれるため、現状の水準を維持します。
- 目標値①～③については、対象者をこれまで市独自の基準で定めていましたが、本市が進めている雇用・就労支援の取組は主に事業所への支援を通じた取組であることも踏まえ、対象者を訂正することとします。
- 目標値④については、国の指針に準じて、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割とすることを目標値として設定します。

## 目標達成のための方策

- 民間企業等における就労体験や職場実習を通じて、就労意欲の喚起や就労に向けた支援を促進します。
- 就労移行支援事業所や地域就労援助センター等の就労支援機関により、福祉施設から一般就労への移行を促進します。
- 障害者総合支援法の制度等の改正を踏まえながら、効果的な就労移行施策を実施します。
- ハローワークが主催する障害者合同面接会の開催協力を行います。
- 地域就労援助センターや就労支援機関等のネットワーク体制を強化することにより、地域就労援助センターを中心とした総合的な就労相談を進めます。
- 障害のある方の一般企業への就労や就労後の職場定着に向けた効果的な支援を実施するために、就労支援機関職員の人材育成に取り組めます。
- 精神障害者を中心とした週20時間以上働くことが難しい方を対象とした短時間就労に向けた支援を推進します。
- 地域就労援助センター等の就労支援機関による個別の定着支援を実施します。また、働いている方が体調の管理や生活の自己管理に取り組めるよう「セルフケア」を重視した支援を推進します。
- 企業等が障害のある従業員の特性を理解し、効果的なサポートや配慮の提供が行えるよう、地域就労援助センター等の就労支援機関において、企業等への支援を進めます。

## コラム「就労移行支援事業所から一般就労へ」

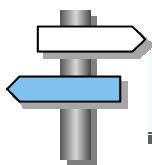
私は今、損害保険会社で事務をしています。多種多様な業務に取り組んでおり、毎日が充実しています。念願の一人暮らしも始めることができました。

そんな私もつい2年前までは焦りと不安でいっぱい、出口の見えないトンネルの中をさまよっていました。引きこもり状態からは脱していたものの、依然として仕事は長く続きませんでした。

何かにするようにして相談に行った区役所で、地域活動支援センター(紙ひこうき)を紹介していただき、そこで就労体験に参加することになります。川崎フロンターレの試合の座席拭きとごみ分別のご案内です。この経験によって体力に自信をもつことができました。同時に、もう少し仕事の基礎やスキルをどこかで学びたいという意欲が湧いてきました。

ここから、地域活動支援センターの紹介で就労移行支援事業所(ひゅーまにあ川崎)に通う日々が始まります。特に印象深かったのは、エネルギーチャージ講座というものの中で、「未完了のことがあると潜在的にそちらにエネルギーを奪われて、大事なことに集中できなくなる」というものです。今、仕事を前倒して完了させるようにしているのも、この言葉がきっかけです。

仕事や一人暮らしをしてよかったのは、人の優しさや思いやりが身にしみるようになったことです。人嫌いになった時期もあったけれど最終的には人に救われて、今ここにいるのだと実感しています。



## 数値目標5 障害児支援の提供体制の整備等（新規項目）

### 第5期の目標と考え方

#### 【目標】

項目	数値	備考
【目標値①】 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	4 か所	保育所等訪問支援を含めた支援を実施する児童発達支援センターの箇所数
【目標値②】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援事業所 6 か所 放課後等デイサービス事業所 8 か所	平成32年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の箇所数
【目標値③】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 か所	平成30年度末までに設置する協議の場の設置数

#### 国の指針

- 目標値① 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置し、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなど、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 目標値② 平成32年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。
- 目標値③ 平成30年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する。

#### 【考え方】

- 目標値①については、市内4カ所に既に設置している児童発達支援センターである地域療育センターにおいて、保育所等訪問支援を含め、支援体制を強化します。
- 目標値②については、現在設置している重症心身障害児を支援する事業所の着実な運営とともに、新規事業所の拡充に向けた検討を進め、毎年度1か所ずつ増加することを見込みます。（平成29年7月現在で、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は3か所、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は5か所）
- 目標値③については、医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の場を設置します。

## 目標達成のための方策

- 児童発達支援センターである地域療育センターを地域における中核的な支援機関として、配慮を必要とする子どもに対し、本人及びその家族への支援を提供するとともに、保育所・幼稚園・特別支援学校等の関係機関と連携を図り、専門的知識に基づき保育所等訪問支援等の後方支援を行いながら、地域支援体制の強化を推進します。
- 医療的ケア児を含む重症心身障害児の実情や課題を踏まえ、重症心身障害児を支援する事業所の新規参入を促す手法等を検討します。
- 医療的ケア児支援のための協議の場の設置に向け、医療的ケア児の実情の把握を行うとともに、医療を担う関係団体及び医療的ケア児を支援する事業所等と本市関係部署のネットワークを構築し、地域の支援体制に関する課題や情報交換を行い、地域の実情に応じた体制整備について協議していきます。



## コラム

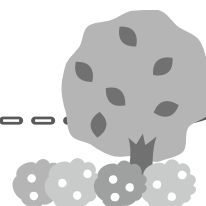
## 「支えられて前を向ける」



娘は臍帯過捻転というへその緒が原因不明で捻じれ、酸素や栄養が運ばれずに胎内で発育せず、34週 1,474グラム、帝王切開で生まれました。NICUを一か月半で退院した時もまだ 2,000グラムと小さく、母乳やミルクは全部吐き戻し、泣いてばかりでほぼ眠らない子でした。歩くようになると同時に走り出し、外に行くと棒で橋の欄干や電柱など叩き音を出すことに夢中、公園に行くと砂場の砂を上高く放り投げることに夢中、「こういう子はまだ公園に連れてこないで！迷惑！」と言われたこともあり、小さい頃は今思い出しても辛い思い出ばかりです。家族や周囲の人達は、元気があっていいじゃない、お母さんが元気で楽しくしていないと子供は育たないよと言うばかりで、誰も私の悩みには寄り添ってくれませんでした。そんな時必死の思いで療育センターまで繋がり、三歳の時に『ADHDを伴う自閉症』診断され、悲しみもありましたがホッとして涙が出たのを覚えています。

それからはきめ細やかな療育指導や周囲の助けも増え、娘のできることも増えてきました。就学時もかなり悩みましたが、療育センターの先生方や病院の先生からアドバイスも沢山頂き、公立小に入学しました。個別級に在籍し国語と算数は落ち着いた環境で、その他は普通級で楽しく一所懸命勉強しています。

そんな今でも悩みは尽きず、苦しい日も数え切れないほどあります。しかし今の娘と私には沢山の理解者がいます。関わってくださる全ての方に感謝しながら、これからも前を向いて進んでいきたいと思っています。



# 3

## 障害者総合支援法に基づくサービスの必要な見込量と確保策

### (1) 日中活動系サービス

#### サービスの概要

日中に施設などにおいて介護や訓練などの場を提供するサービスです。

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする障害者に対し、主に日中に入浴、排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動の支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能の維持、回復等の必要がある障害者に、身体的リハビリテーションを行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある障害者に、日常生活能力を向上するための支援等を行います。
就労移行支援	一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害者であって、就労を希望する方に対し、生産活動等を通じ就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な障害者のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な障害者のうち、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方や、就労移行支援事業や就労継続支援 A 型の利用が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援（新規）	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を実施します。
地域活動支援センター	居場所機能、創作的活動、生産活動等の機会を提供するとともに、相談支援や地域との交流促進等の支援を行います。
短期入所（ショートステイ）	居宅において介護を行う方の疾病などの理由により短期間の入所を必要とする障害者に対し、障害者支援施設等に短期間入所し、必要な介護等を行います。
療養介護	医療を要する障害者で、常に介護を必要とする人に対し、病院などの施設において行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護などの支援を行います。

## 第4期の進捗状況

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
生活介護	人/月	2,425	2,397	2,471	2,431	2,497	2,514
	人日/月	46,552	47,429	47,429	48,563	47,930	50,244
自立訓練 (機能訓練)	人/月	19	19	19	10	19	9
	人日/月	381	197	381	66	381	61
自立訓練 (生活訓練)	人/月	78	77	78	81	78	87
	人日/月	849	1,043	849	986	849	1,149
就労移行支援	人/月	318	323	368	398	418	398
	人日/月	5,277	5,340	6,104	6,860	6,931	6,930
就労継続支援A型	人/月	164	231	195	252	225	250
	人日/月	3,207	4,470	3,806	4,837	4,406	4,710
就労継続支援B型	人/月	806	875	841	902	876	879
	人日/月	13,934	14,706	14,540	15,485	15,145	15,207
地域活動支援 センター	人/月	732	664	742	666	752	661
	人日/月	12,583	13,546	12,783	13,455	12,983	13,500
合計	人/月	4,542	4,586	4,714	4,740	4,865	4,798
	人日/月	82,783	86,731	85,892	90,252	88,625	91,801

短期入所	人/月	462	446	466	473	466	482
	人日/月	2,310	2,584	2,330	2,738	2,330	2,531
療養介護	人/月	107	109	107	108	107	109

※平成27・28年度は3月実績、29年度は6月実績

※短期入所、療養介護は第4期では、その他のサービスに含まれていたが、国の指針に合わせ、日中活動系サービスに移行。

- 自立訓練（機能訓練）を除き、各サービスとも見込量どおりあるいは見込量を上回った実績となっています。

## 第5期の見込量と考え方

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人/月	2,828	2,884	3,057
	人日/月	57,127	58,269	61,764
自立訓練（機能訓練）	人/月	9	9	9
	人日/月	65	65	65
自立訓練（生活訓練）	人/月	87	87	87
	人日/月	1,035	1,035	1,035
就労移行支援	人/月	437	468	501
	人日/月	7,600	8,147	8,716
就労継続支援 A 型	人/月	267	285	304
	人日/月	4,819	5,137	5,476
就労継続支援 B 型	人/月	916	918	919
	人日/月	16,493	16,526	16,559
就労定着支援(新規)	人/月	657	758	858
地域活動支援センター	人/月	700	700	700
	人日/月	13,500	13,500	13,500
合計	人/月	5,901	6,109	6,435
	人日/月	100,639	102,679	107,115

短期入所	人/月	573	630	693
	人日/月	2,865	3,151	3,467
療養介護	人/月	111	111	111

- サービス毎に第4期実績の伸び率を踏まえて、第5期見込量を算定しました。
- 新規サービスである就労定着支援については、市内の就労実績及び離職率等から算定しました。
- 短期入所については、平成31年度の特別養護老人ホーム（中原区）、平成32年度の地域生活支援拠点（中原区）及び福祉センター跡地活用施設（川崎区）の開設に伴い、44床増加することを踏まえて見込量を算定しました。

### 見込量を確保するための方策

- 「第2期障害者通所事業所整備計画」に基づき、生活介護事業所や短期入所事業所の施設整備を推進していきます。
- 既存の建物の改修等による、小規模生活介護事業所の整備を進めます。
- 地域活動支援センターについては、必要数を確保するとともに、安定的な運営に向けた取組を推進していきます。
- 短期入所については、平成31年度の特別養護老人ホーム（中原区）、平成32年度の拠点型施設（中原区）及び福祉センター跡地活用施設（川崎区）に計44床の定員を確保します。また、福祉センター跡地活用施設においては、5床程度の緊急枠を確保します。



## (2) 居住系サービス

### サービスの概要

主として夜間にグループホームや施設などにおいて入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活の支援を提供するサービスです。

サービス名	サービスの概要
共同生活援助 (グループホーム)	介護を要する障害者に対し、共同生活の場において、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護等の支援を行います。
施設入所支援	障害者支援施設等において、主に夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
自立訓練（宿泊型）	生活能力の維持・向上等の必要がある障害者に、自立訓練（生活訓練）の宿泊型の事業として、日常生活能力を向上するための支援等を行います。
自立生活援助（新規）	障害者支援施設等からひとり暮らしへの移行を希望する障害者に、ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

### 第4期の進捗状況

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
グループホーム	人/月	1,141	1,071	1,231	1,114	1,331	1,099
施設入所支援	人/月	541	528	541	511	541	511
自立訓練（宿泊型）	人/月	23	19	23	24	23	24
合計	人/月	1,705	1,618	1,795	1,649	1,895	1,634

※平成27年度・平成28年度は3月実績、平成29年度は6月実績

○グループホームの利用者数については、平成27年度80名、平成28年度90名、平成30年度100名の定員増を見込んでおり、平成27年度はおおむね達成をしていますが、平成28・29年度については新規に選定した事業者の辞退や既存事業所の定員減等により、実績が下回っています。

### 第5期の見込量と考え方

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
グループホーム	人/月	1,189	1,279	1,369
施設入所支援	人/月	518	518	518
自立訓練（宿泊型）	人/月	25	25	25
自立生活援助（新規）	人/月	49	55	61
合計	人/月	1,781	1,877	1,973

- グループホームについては、第4期の実績等を踏まえ、毎年度90名ずつ増員することを見込みます。
- 施設入所支援、自立訓練（宿泊型）については、これまでの実績を踏まえて第5期見込量を算定しました。
- 新規サービスである自立生活援助については、利用が見込まれる対象者数をもとに算定しました。

#### 見込量を確保するための方策

- グループホームについては、引き続き、整備や運営に対する支援を行うとともに、不動産事業者等への理解の促進を図り、計画的な整備を進めていきます。
- 障害福祉施設事業協会や地域リハビリテーションセンターの専門機能との連携を図りながら、研修等の取組を進め、グループホームの質の維持・向上に努めます。
- 施設入所支援については、地域移行支援や、障害特性に応じた専門的な支援が必要な方を主な利用者像として位置付けて整備を進めます。

### (3) 訪問系サービス

#### サービスの概要

ヘルパーが居宅を訪問して介護や家事援助などの支援を行ったり、外出する際の介護や移動に必要な情報の提供などの支援を行ったりするサービスです。

サービス名	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	居宅において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由者、著しい行動障害を有する知的障害者・精神障害者に対し、入浴、排せつ、食事の介護、外出の介護などを総合的にを行います。
行動援護	行動障害のある知的障害児・者、精神障害者で、常に介護を必要とする人に対し、外出の介護、危険回避のための援護などの支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に対し、移動に必要な情報の提供、移動の援護などの支援を行います。
重度障害者等包括支援	最重度の障害のある方のためのサービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を、利用者の必要に応じて組み合わせ、計画に基づいて包括的に提供します。(現在のところ本市では利用者がいないサービスであり、今後も利用が見込まれないため、利用者0人の見込みとします。)

#### 第4期の進捗状況

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護	人/月	1,188	1,217	1,243	1,206	1,301	1,168
	時間/月	23,069	23,473	23,854	24,146	24,666	22,358
重度訪問介護	人/月	100	107	105	112	110	92
	時間/月	11,494	11,722	11,885	12,416	12,290	8,663
行動援護	人/月	226	256	237	286	248	233
	時間/月	5,090	5,055	5,264	5,067	5,443	3,720
同行援護	人/月	222	243	233	253	244	251
	時間/月	6,618	7,252	6,844	7,236	7,044	7,327
合計	人/月	1,736	1,823	1,818	1,857	1,903	1,744
	時間/月	46,271	47,502	47,847	48,865	49,443	42,068

※平成27・28年度は3月実績、29年度は6月実績

○各サービスについてはおおむね見込量どおりの実績となっていますが、同行援護はやや見込量を上回っています。

### 第5期の見込量と考え方

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	人/月	1,242	1,289	1,338
	時間/月	25,289	26,452	27,669
重度訪問介護	人/月	121	130	140
	時間/月	13,789	14,544	15,327
行動援護	人/月	292	303	315
	時間/月	5,469	5,721	5,984
同行援護	人/月	260	270	280
	時間/月	7,725	8,081	8,452
合計	人/月	1,915	1,992	2,073
	時間/月	52,272	54,798	57,432

○各サービスにおいて、第4期実績の伸び率を踏まえて第5期見込量を算定しました。

#### 見込量を確保するための方策

○居宅介護、行動援護等についてはヘルパーの不足が課題となっているため、人材の確保に向けた取組を推進します。

## (4) 相談支援サービス

### サービスの概要

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービスを利用しようとする障害児・者に対し、サービス等利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、住居の確保や地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身の障害者や施設・病院から退所・退院した障害者のうち、地域生活が不安定な方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談や訪問などの支援を行います。

### 第4期の進捗状況

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
計画相談支援	人/月	3,000	6,038	5,000	6,193	7,000	6,254
地域移行支援	人/年	70	21	70	11	70	5
地域定着支援	人/年	60	1	60	2	60	5

※平成27・28年度は3月実績、29年度は6月実績

- 計画相談支援は、平成29年度を除き、実績が見込量を上回っています。
- 地域移行支援、地域定着支援については、申請手続きが煩雑なことや、地域定着支援については、法定の24時間の連絡体制を確保することが困難なこと等から、指定を受ける事業者が少なく、見込を下回っています。

### 第5期の見込量と考え方

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人/月	6,400	6,600	6,800
地域移行支援	人/年	23	23	23
地域定着支援	人/年	9	9	9

○各サービスについて、第4期の実績を踏まえて見込量を算定しました。

### 見込量を確保するための方策

- 事務手続きが複雑な地域移行支援及び地域定着支援については、コンサルテーションや研修を実施する等、新規事業所の参入を促していきます。



コラム

## 「一人ひとり 充実した地域生活を送るために」



私生きています

自己紹介をします。名前、伊田みゆき、故郷、長野県木曾、趣味、詩を書くこと、いままでいろいろありました。人間関係に悩んで一番大変な時、支援センターの方に出会いました。わたしと、ヘルパー事業所のトラブルをまとめてくださったり、何かあったら家に訪問してくださるのでとても安心で感謝しています。今は、ヘルパーさんと出かけて、詩を書いています。体がつらい時もあります。自分に負けたくないと思いつながら、日々を大切に生きています。

これは、伊田さんが、パソコンで文章を打ってくれたものです。

伊田さんは脳性麻痺で身体障害者手帳を持っています。福祉サービスを利用しながら一人暮らしをしています。

相談支援で関わる前は、一人でヘルパー調整をしていました。地域生活に限界を感じ、入所施設に入りたいとの希望で、入所施設に入るまでの在宅支援をお願いしたいとのことが関わりのきっかけで、支援が始まりました。そして支援していく中で入所施設ではなく、地域の中で暮らしたいと希望がでて、前支援センターから引き継いで現在も支援しています。

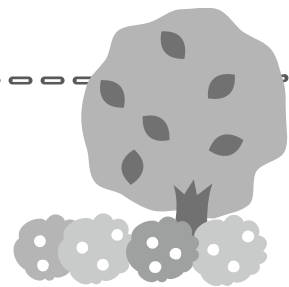
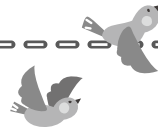
伊田さんは詩を書くことが大好きで訪問するといつも素敵な詩が壁に貼ってあります。詩は舌で特殊なマウスを使ってパソコンを使います。ヘルパー利用、訪問看護、緊急通報システムなどいろいろな社会資源を利用して伊田さんらしい生活を送っています。

そして地域の方とのふれあいもとても大切にしており、数年前からは毎年小学校の福祉の授業で講演しています。子どもたちから感謝のお手紙がきたと嬉しそうにお話されていました。今年は2か所の小学校で講演予定とのことで地域の方とのつながりも大切にしています。今まで何冊かポエム集も出版しています。そして詩の個展をやりたいと夢を持っている、いつも前向きで素敵な女性です。

伊田さんの詩を一つ紹介します。

ドリーム 空に三日月 リボンをかけたら  
可愛いブランコできるかな？

これからも、一人ひとり充実した地域生活を送れるようご本人に寄り添い、保健・医療・福祉など関係機関との連携、地域の社会資源・ネットワークを活用しながら相談支援を行っていききたいと思います。



# 4

## 児童福祉法に基づくサービスの必要な見込量と確保策

### (1) 日中活動系サービス

#### サービスの概要

サービス名	サービスの概要
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする障害児やその家族に対し、障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。
児童発達支援	身近な地域で障害児やその家族への療育支援等を提供します。 ※児童デイサービスから移行
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導や集団生活に適應するための訓練などの支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	学齢障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	障害児施設の専門機能を活用して、その職員等が保育所等を訪問し、障害児が集団生活に適應できるよう専門的な助言・支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援（新規）	重度の障害等で、障害児通所支援を利用するために外出することが困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して、発達支援を行います。
児童発達支援センター	地域の中核的な療育支援施設として、施設の有する専門機能を活用して、身近な地域で障害児やその家族への療育支援等を提供するとともに、保育所等の障害児を預かる施設への専門的な助言・援助などを合わせて行います。 ※本市では「地域療育センター」として実施

## 第4期の進捗状況

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
障害児相談支援	人/月	1,300	1,620	1,300	1,804	1,300	1,825
児童発達支援	人日/月	9,000	7,021	9,000	9,409	9,400	8,632
医療型児童発達支援	人日/月	890	282	890	382	890	398
放課後等デイサービス	人日/月	7,700	10,777	8,400	17,043	9,100	18,801
保育所等訪問支援 巡回相談支援	人日/月	100	165	100	194	100	272

※平成27・28年度は3月実績、29年度は6月実績

- 放課後等デイサービスは、見込量を大きく上回っています。
- 医療型児童発達支援については、過去の支給決定日数の実績から見込量を算定していますが、支給決定日数に比べ、実際の利用が少ないため、実績が下回っています。
- 保育所等訪問支援・巡回相談支援については、保育所等訪問支援の指定を受けている事業者はまだ少ないのですが、地域療育センターで実施している巡回相談が多く、見込量を上回っています。



### 第5期の見込量と考え方

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	人/月	3,558	4,217	5,015
児童発達支援	人/月	795	911	975
	人日/月	9,546	10,942	11,709
医療型児童発達支援	人/月	37	37	37
	人日/月	448	448	448
放課後等デイサービス	人/月	2,045	2,543	3,160
	人日/月	24,546	30,517	37,927
保育所等訪問支援	人/月	12	17	22
	人日/月	25	35	45
巡回相談支援	人日/月	267	267	267
居宅訪問型児童発達支援 (新規)	人/月	18	19	21
	人日/月	215	235	260
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 (新規)	人/年	検討	1 以上	1 以上

- 各サービスについては、第4期の実績及び今後の利用者の増加見込みをもとに、見込量を算定しています。
- 障害児相談支援については、障害者の計画相談支援の対象者に合わせ、セルフプラン対象者を含めて見込量を算定しています。
- 保育所等訪問支援・巡回相談支援については、第4期までは、保育所等訪問支援の実施が少ないことを見込み、地域療育センターが独自に実施している巡回相談支援も含んだ見込量としていましたが、第5期からは、法定サービスである保育所等訪問支援の推進を図ることから、別々に見込量を設定します。
- 保育所等訪問支援については、平成29年度の実績見込みに加え、市内4カ所の地域療育センターが指定事業所として保育所等訪問支援を実施する予定であることを踏まえて平成30年度の見込量を算定し、保育所等訪問支援の推進を図っていくことから一定の増加を見込んでいます。なお、巡回相談支援については、引き続き、子ども、保護者、支援者が集う場である家庭、保育所、幼稚園、学校等に訪問し、配慮を必要とするお子さんの早期発見・早期対応に資するための支援を行います。
- 新規サービスである居宅訪問型児童発達支援については、利用が見込まれる障害児数から算定しています。
- 医療的ケア児支援のためのコーディネーターについては、平成30年度に設置を予定している関係機関との協議の場において業務内容等を検討し、平成31年度から養成研修を実施します。

#### 見込量を確保するための方策

- 地域療育センターを地域の中核機関として、関係機関等との連携を図りながら、地域の障害児及びその家族、障害児通所支援事業所への支援を含めた地域支援体制の強化を進めます。

## (2) 居住系サービス

### サービスの概要

児童福祉法に基づく障害児入所支援を提供します。

サービス名	サービスの概要
福祉型障害児入所施設	入所した児童に対し、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識・技能を付与することを目的としています。
医療型障害児入所施設	入所した児童に対し、保護、日常生活の指導及び知識・技能の付与並びに重症心身障害児に対し治療を行うことを目的としています。

### 第4期の進捗状況

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
福祉型障害児入所施設	か所	1	1	1	1	1	1
	人/月	50	45	50	42	50	38
医療型障害児入所施設	か所	1	1	1	1	1	1
	人/月	33	12	33	14	33	13

※平成27年度・平成28年度は3月実績、平成29年度は6月実績

○福祉型障害児入所施設については、おおむね見込量どおりの利用実績となっていますが、医療型障害児入所施設については、やや見込量を下回っています。

### 第5期の見込量と考え方

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉型障害児入所施設	人	53	53	53
医療型障害児入所施設	人	25	25	25

○第4期では、川崎市内で実施している障害児入所施設（福祉型：中央療育センター、医療型：ソレイユ川崎）における利用者数を指標としていましたが、実態を正しく把握するため、市内外の障害児入所施設を利用されている障害児の数を見込量としました。よって、平成29年度の市内外の障害児入所施設を利用している実績見込み（53人、25人）を踏まえて、第5期見込量を算定しました。

### (3) 障害児の子ども・子育て支援等

保育所等訪問支援、巡回相談支援、障害児保育研修等を実施することにより、保育所、幼稚園や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの利用を希望する障害児の受入れ体制の支援を推進し、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できる地域社会づくりを目指します。

## 5

## 地域生活支援事業の実施に関する事項

## (1) 相談支援事業

## サービスの概要

サービス名	サービスの概要
相談支援事業	障害児・者やその家族等の相談に応じ、必要な情報の提供・助言や、サービス提供事業者等との連携・調整、虐待の防止及びその早期発見のための取組等を行います。
地域自立支援協議会	相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、障害当事者、学識経験者等が定期的な協議を行い、障害児・者が自立した生活を営むことができる地域づくりを行います。
障害児等療育支援事業	身体や知的に障害のある在宅の児童に対し、療育指導や相談等の支援を行います。
居住支援事業	賃貸住宅への入居を希望する障害者に対し、入居に必要な支援や入居後の支援などを行います。
成年後見制度利用支援事業	親族がいない方に対して成年後見申し立て手続きを支援するとともに、費用負担できない方に対しては費用の助成を行います。

## 第4期の進捗状況

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
相談支援事業	か所	28	28	28	28	28	28
地域自立支援協議会	か所	8	8	8	8	8	8
障害児等療育支援事業	か所	5	5	5	5	5	5
居住支援事業	世帯	5	4	5	2	5	3
成年後見制度利用支援事業	人/年	95	72	115	71	135	90

※平成29年度の実績は見込み

### 第5期の見込量と考え方

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業	か所	28	28	28
地域自立支援協議会	か所	8	8	8
障害児等療育支援事業	か所	5	5	5
居住支援事業	世帯	3	3	3
成年後見制度利用支援事業	人/年	92	97	102

- 相談支援事業（障害者相談支援センターの箇所数）については、今後、障害者相談支援センターのあり方を踏まえた相談支援体制の検討を行うため、見込量は現状値を据え置いています。
- 居住支援事業と成年後見制度利用支援事業は第4期の実績の伸び率から、第5期の見込量を算定しています。

## (2) コミュニケーション支援事業

### サービスの概要

聴覚、言語、音声、視覚機能等の障害のため、意思の伝達に支援が必要な方に、手話通訳等を行う者の派遣などを行います。

### 第4期の進捗状況

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
コミュニケーション支援事業	回/年	2,730	3,295	2,808	3,232	2,888	3,248
	人/年	3,713	3,632	3,766	4,036	3,820	4,052
コミュニケーション支援員養成事業	人/年	114	112	114	133	114	124

※平成29年度の実績は見込み

### 第5期の見込量と考え方

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
コミュニケーション支援事業	回/年	3,372	3,444	3,518
	人/年	4,211	4,301	4,393
コミュニケーション支援員養成事業	人/年	123	123	123

○第4期の実績を踏まえて、第5期の見込量を算定しました。

### (3) 日常生活用具給付等事業

#### サービスの概要

在宅の障害児・者の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付や貸与を行います。

#### 第4期の進捗状況

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
介護・訓練支援用具	件/年	232	105	232	102	232	99
自立生活支援用具	件/年	628	269	628	287	628	265
在宅療養等支援用具	件/年	199	213	199	223	199	239
情報・意思疎通支援用具	件/年	296	240	296	288	296	310
排泄管理支援用具	件/年	30,726	27,433	30,726	30,623	30,726	32,405
住宅改修 (居宅生活動作補助用具)	件/年	83	31	83	33	83	32

※平成29年度の実績は見込み

#### 第5期の見込量と考え方

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件/年	102	102	102
自立生活支援用具	件/年	273	273	273
在宅療養等支援用具	件/年	255	273	292
情報・意思疎通支援用具	件/年	333	358	386
排泄管理支援用具	件/年	34,291	36,287	38,399
住宅改修 (居宅生活動作補助用具)	件/年	32	32	32

○第4期の実績を踏まえて、第5期の見込量を算定しました。

## (4) 移動支援事業

### サービスの概要

サービス名	サービスの概要
移動支援	屋外での移動が困難な障害児・者について、円滑に外出することができるよう移動を支援します。
通所・通学支援	学校への通学や通所施設への通所が困難な方に対し、送迎の支援を行います。

### 第4期の進捗状況

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
移動支援	か所	133	133	137	153	141	147
	人/月	826	770	909	774	1,000	747
	時間/月	9,638	8,864	10,602	8,774	11,662	8,228
通所・通学支援	人/月	121	116	133	104	146	100
	回/月	1,881	2,178	2,069	1,866	2,276	1,864

※平成27年度・平成28年度は3月実績、平成29年度は6月実績

### 第5期の見込量と考え方

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援	か所	157	163	172
	人/月	782	787	792
	時間/月	8,860	8,993	9,127
通所・通学支援	人/月	107	107	107
	回/月	1,970	1,970	1,970

○第4期の実績を踏まえて、第5期の見込量を算定しました。



## (5) 発達障害者支援事業

### サービスの概要

発達障害者支援センター（本市では、「発達相談支援センター」）は、発達障害及びその疑いのある方やその家族等からの相談を受けて、必要に応じた医学的・専門的な評価、発達支援・就労支援等の必要な支援の見立て、必要な情報提供、関係機関を交えた支援コーディネート等を行います。

### 第4期の進捗状況

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
発達相談支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	500	1,041	500	1,323	500	1,420

※平成29年度の実績は見込み

### 第5期の見込量と考え方

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
発達相談支援センター	か所	1	1	1
	人/年	1,520	1,620	1,720
発達障害者支援地域協議会の開催（新規）	回/年	2	2	2
発達相談支援センター及び発達障害者地域生活支援マネジャーの関係機関への助言（新規）	件/年	30	40	50
発達相談支援センター及び発達障害者地域生活支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発（新規）	件/年	18	18	18

○発達相談支援センターの利用者数については、第4期の実績を踏まえ、第5期の見込量を算定しました。

○第5期からは、地域における発達障害者等が可能な限り身近な場所において支援を受けられる体制を計画的に整備することを目的に、地域の支援体制の課題及び対応についての検討を行う発達障害者支援地域協議会の開催、現状の助言数等のうち発達相談支援センター及び発達障害者地域生活支援マネジャーの関係機関への助言を必要とする数、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発の件数を新たに加えました。

## (6) 日中一時支援事業

### サービスの概要

障害児・者が日中、ニーズに応じて柔軟に利用できる場を提供するとともに、その家族の一時的な休息の確保などを目的とした支援を行います。

### 第4期の進捗状況

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
日中短期入所	か所	12	5	12	4	12	4
	回/月	302	197	317	202	333	138
障害児・者 一時預かり	か所	17	14	17	18	17	20
	回/月	2,278	1,983	2,437	2,440	2,608	2,830

※平成27年度・平成28年度は3月実績、平成29年度は6月実績

### 第5期の見込量と考え方

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中短期入所	か所	4	4	4
	回/月	175	175	175
障害児・者 一時預かり	か所	22	23	25
	回/月	3,244	3,391	3,686

○第5期については、第4期の実績を踏まえ、日中短期入所については現状維持を基本とし、障害児・者一時預かりについては増加を見込んでいます。

## (7) 福祉ホーム

### サービスの概要

就労し、住居が必要な知的障害者に居室その他の設備などを供与し、地域生活を支援します。

### 第4期の進捗状況

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
福祉ホーム	か所	1	1	1	1	1	1
	人/月	10	6	10	6	10	6

※平成27年度・平成28年度は3月実績、平成29年度は6月実績

### 第5期の見込量と考え方

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業所数	か所	1	1	1
利用者数	人/月	10	10	10

○第4期の利用者数の実績は見込量を下回りました。第5期においても、事業所数が増える見込みはないため、事業所数・利用者数ともに第4期と同じ見込量とします。

## (8) 訪問入浴サービス事業

### サービスの概要

家庭で入浴することが困難な重度の身体障害者及び知的障害者の入浴の機会をつくるため、訪問入浴車による自宅での入浴サービスを提供します。

### 第4期の進捗状況

	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		見込量	実績	進捗率	見込量	実績	進捗率	見込量	実績	進捗率
訪問入浴サービス	件/年	7,260	7,202	99.2%	7,986	7,746	97.0%	8,785	7,940	90.4%

※平成29年度の実績は見込み

### 第5期の見込量と考え方

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス	件/年	8,647	9,417	10,255

## (9) 社会参加支援事業

### サービスの概要

障害者の社会参加促進のため、スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動などを行います。

### 第4期の進捗状況

	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		見込量	実績	進捗率	見込量	実績	進捗率	見込量	実績	進捗率
各種訓練・教室等	種類/年	10	10	100.0%	10	11	110.0%	10	11	110.0%
スポーツ大会等	回/年	23	34	147.8%	23	51	221.7%	23	58	252.2%
普及・啓発イベント、相談会等	回/年	7	4	57.1%	7	4	57.1%	7	4	57.1%

※平成29年度の実績は見込み

### 第5期の見込量と考え方

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
各種訓練・教室等	種類/年	11	11	11
スポーツイベント	回/年	58	58	58
普及・啓発イベント、相談会等	回/年	4	4	4

○スポーツイベントについては、市障害者スポーツ大会等に加え、障害者スポーツ体験講座（平成28年度から実施）、障害者スポーツデー（平成29年度から試行的実施）の実施回数を見込んでいます。

## (10) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業（新規）

### サービスの概要

精神障害のある方が自立した日常生活及び社会生活を営むために、地域生活支援を支える保健、医療、福祉関係者による協議会や、ピアサポート活動を行います。また、事故・災害等発生時に必要な緊急対応の体制整備に向け、D P A T（災害派遣精神医療チーム体制）の整備を促進します。

### 第5期の見込量と考え方

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
川崎市地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会⇒数値目標 2 を参照				
ピアサポート活動をする人	人/年	26	31	36
災害派遣精神医療チーム体制整備のための運営委員会	回/年	2	2	2

○ピアサポート活動をする人の数は、過去の実績から見込量を算定しています。  
D P A T（災害派遣精神医療チーム）運営委員会は、現行どおり年2回実施することとします。

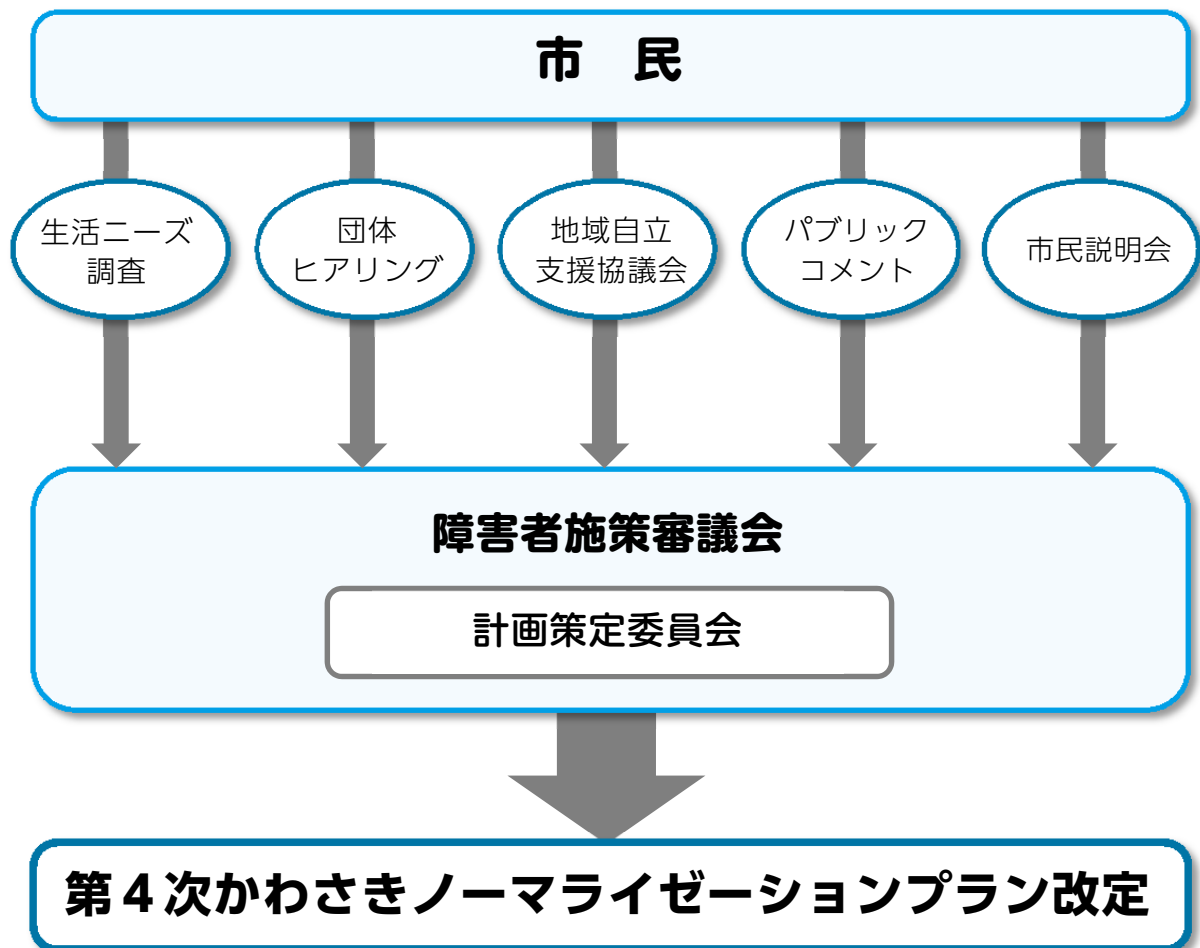
第4次かわさきノーマライゼーションプランの改定にあたって	第1部
川崎市における障害児・者の状況	第2部
障害者施策の推進（障害者計画）	第3部
障害福祉サービスの提供見込量 （第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画）	第4部
<b>計画の策定及び推進</b>	<b>第5部</b>
	資料編



## (1) 計画の策定体制

本市では、第4次かわさきノーマライゼーションプランの改定にあたり、障害者施策審議会（障害者基本法に基づき設置する審議会）の専門部会として計画策定委員会を設置し、原案の作成を行いました。障害者施策審議会は、障害当事者や障害者団体代表、学識経験者など20名の委員で構成されており、これらの方々の意見を取り入れながら計画案の策定を行いました。

また、地域自立支援協議会から意見を求めるとともに、生活ニーズ調査、団体ヒアリング、市民説明会及びパブリックコメント等を行い、障害当事者や市民の意見をできる限り計画に反映させています。





## (2) 計画の推進体制

### 1) 計画の推進体制

障害保健福祉部局をはじめ、医療、教育、まちづくりなどの関係部局相互の連携を図りながら、様々な分野を対象とした本計画の施策・事業を総合的に推進します。

### 2) 計画の普及・啓発

市ホームページ等を通じて、本市の障害者施策の考え方や内容について、広く市民に周知していきます。

また、点字版や平易版等を作成することで、情報を得ることが難しい方へのきめ細かい広報・啓発に努めます。

### 3) 計画の実施状況の点検

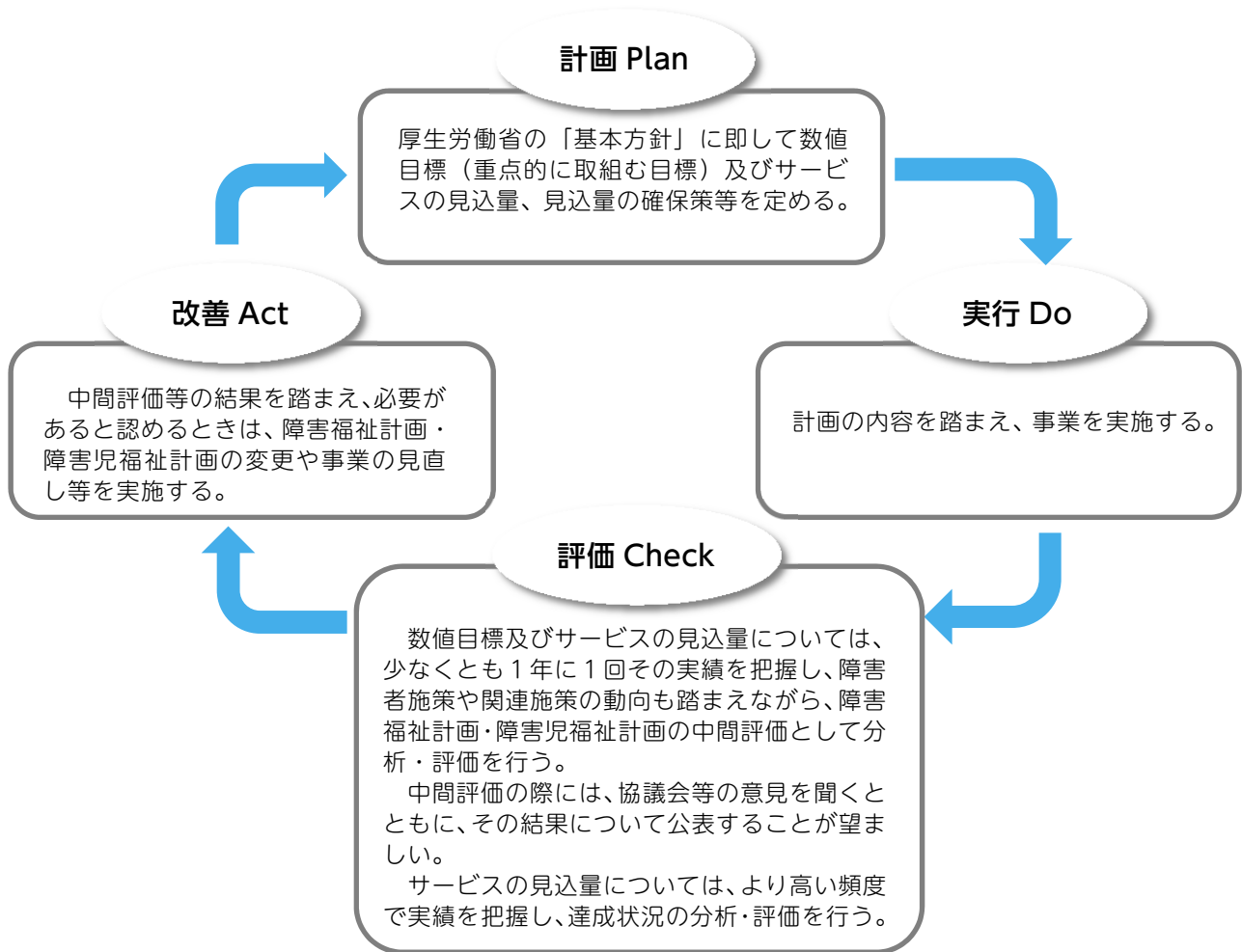
市では、年度ごとに各施策や事業の進捗状況及び数値目標の達成状況について整理・検討するとともに、その結果を障害者施策審議会において点検・評価します。

また、障害福祉計画については、地域自立支援協議会においても進捗状況を点検・評価します。

### 4) 点検結果の反映

市では、計画の進捗状況に応じて、数値目標を達成するための方策等を検討するとともに、障害者施策審議会より、検討した方策の実行に向けた提案等を受けることで計画を効率的かつ継続的に推進していきます。

PDCAサイクルのプロセスイメージ



## ■ 川崎市障害者施策審議会条例

昭和46年12月24日条例第67号

改正

平成6年3月30日条例第8号  
平成9年3月31日条例第2号  
平成16年10月14日条例第41号  
平成17年7月1日条例第43号  
平成23年10月7日条例第28号  
平成24年3月19日条例第11号  
平成25年3月22日条例第6号

川崎市障害者施策審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、川崎市障害者施策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者のための施策に関する基本的な計画の策定又は変更に関し意見を述べること。
- (2) 障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく業務の円滑な実施に関する計画の策定又は変更に関し意見を述べること。
- (3) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (4) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

3 市長は、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が審議会に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長1人を置き、当該専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該専門部会の事務を掌理し、審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
- 5 専門部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月30日条例第8号)

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第1条の改正規定（「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。（市長が定める日＝平成6年5月24日規則第34号で平成6年6月1日から施行）

附 則(平成9年3月31日条例第2号抄)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月14日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年7月1日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年10月7日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月19日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において改正前の条例第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された川崎市障害者施策推進協議会の委員である者の任期は、同条例第4条の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成25年3月22日条例第6号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

■ 第3期川崎市障害者施策審議会（平成28年5月21日委嘱）委員名簿

(50音順、敬称略)

No.	氏名	所属等	備考
1	明石洋子	川崎市自閉症協会 会長	
2	赤塚光子	元立教大学コミュニティ福祉学部 教授	
3	伊東秀幸	田園調布学園大学 副学長	
4	今井忠昭	川崎市立中央支援学校 PTA会長	
5	上野葉子	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 常務理事	
6	植村英晴	日本社会事業大学大学院 特任教授	
7	江川文誠	社会福祉法人三篠会 重症心身障害児・者福祉医療施設ソレイユ川崎 施設長	
8	大窪俊雄	社会福祉法人アピエ 地域生活支援センターオリオン	
9	小川菜江子	中部就労援助センター センター長	
10	清原忠夫	ハローワーク川崎 所長	
11	柴田光規	社会福祉法人青い鳥 川崎西部地域療育センター 所長	
12	清水信	特定非営利活動法人川崎市精神保健福祉家族会 連合会あやめ会 副理事長	
13	床呂東子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
14	巴好子	川崎市特別支援学校校長会 会長	
15	中込義昌	公益財団法人川崎市身体障害者協会 理事長	
16	樋口恵美子	川崎市肢体不自由児・者父母の会連合会 理事	
17	宮澤織絵	社会福祉法人ともかわさき私たちの広場	
18	村川浩一	東京福祉大学・大学院 教授	会長
19	山中淳子	社会福祉法人みのり会 常務理事	
20	結城眞知子	川崎市育成会手をむすぶ親の会 会長	副会長

## ■ 第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版策定委員会 委員名簿

(50音順、敬称略)

No.	氏名	所属等	備考
1	伊東秀幸	田園調布学園大学 副学長	学識経験者
2	植村英晴	日本社会事業大学大学院 特任教授	委員長 学識経験者
3	澤藤充教	公益財団法人川崎市身体障害者協会 理事	障害者福祉関係者
4	志賀利一	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 事業企画局研究部長	障害者就労支援 関係者
5	鈴木敏彦	和泉短期大学児童福祉学科教授	学識経験者
6	平田雅之	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 川崎市れいんぼう川崎所長	障害者福祉事業 関係者
7	行實志都子	川崎市地域自立支援協議会 会長 神奈川県立保健福祉大学社会福祉学科 准教授	学識経験者
8	渡部匡隆	横浜国立大学教育学部 教授	学識経験者



第4次かわさきノーマライゼーションプランの改定にあたって	第1部
川崎市における障害児・者の状況	第2部
障害者施策の推進（障害者計画）	第3部
障害福祉サービスの提供見込量 (第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画)	第4部
計画の策定及び推進	第5部

資料編





## (1) 障害のある方の生活ニーズ調査実施概要

36～47 ページを参照。

## (2) 団体ヒアリング実施概要

48 ページ～51 ページを参照。

## (3) 区民説明会実施概要

区	日 時	場 所	参加者数
川崎区	平成30年1月19日(金) 午後2時～午後4時30分	川崎区役所	40名
幸 区	平成30年1月26日(金) 午後2時～午後4時30分	幸区役所	42名
中原区	平成30年1月19日(金) 午後6時30分～午後8時45分	中原区役所	41名
高津区	平成30年1月30日(火) 午後2時～午後4時30分	高津区役所	70名
宮前区	平成30年1月17日(水) 午後2時～午後4時30分	宮前区役所	41名
多摩区	平成30年1月23日(火) 午後2時～午後4時30分	多摩区役所	32名
麻生区	平成30年1月20日(土) 午後2時～午後4時30分	麻生区役所	65名

## (4) パブリックコメント実施概要

### 1) 意見募集の概要

題名	第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版（案）
意見の募集期間	平成29年12月1日（金）～平成30年2月5日（月）
意見の提出方法	区民説明会、電子メール(専用フォーム)、FAX、郵送、持参
意見の周知方法	市政だよりにて区民説明会とパブリックコメントの実施を広報 関係団体に区民説明会とパブリックコメントのチラシを配布 川崎市ホームページに案を掲載 市役所・各区役所・各支所に案を設置 各区で区民説明会を実施、障害福祉施設長会にて案を説明
意見総数	43通（130件）
結果の公表	川崎市ホームページに資料を掲載 市役所・各区役所・各支所に資料を設置

## 2) 意見内容と対応

### 【意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、当初案に反映させたもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

単位：件

項目	市の考え方の区分					合計
	A	B	C	D	E	
相談支援体制・地域自立支援協議会に関する事	0	6	6	6	0	18
障害児支援に関する事	3	3	0	4	0	10
地域生活支援に関する事	0	6	0	11	0	17
多様な住まいの支援に関する事	0	7	2	2	0	11
雇用・就労・経済的自立に関する事	0	3	0	1	0	4
保健・医療との連携に関する事	0	8	0	4	0	12
サービス提供体制の充実にに関する事	0	1	1	1	0	3
権利を守る取組に関する事	3	0	0	2	0	5
心のバリアフリー・社会参加促進に関する事	1	5	0	7	0	13
多様な支え合いの構築に関する事	0	0	0	4	0	4
自殺総合対策に関する事	0	0	0	1	0	1
生活環境のバリアフリーに関する事	0	0	0	3	0	3
災害等の対策に関する事	1	1	0	1	0	3
障害福祉計画に関する事	0	0	0	1	0	1
計画の策定・実施に関する事	3	3	0	4	2	12
その他	0	0	0	3	10	13
合計	11	43	9	55	12	130

## 3) パブリックコメントの意見を踏まえた計画の主な変更点一覧

意見	変更箇所	対応	変更内容
ノーマライゼーションの意味がわからない。	目次の最後 「ノーマライゼーションとは」	「ノーマライゼーション」の用語の説明を追加しました。	デンマークの親の会が巨大施設に隔離されている子どもたちを地域に帰す運動から始まり、障害のある方たちが他の人と同じ生活を地域社会で共に送ることであり、障害のある方の人権、価値、尊厳は、他の人と同じであり、平等に生活できる社会こそノーマルな社会であるとする考え方のことをいいます。
津久井やまゆり園事件を受けて制定された「かながわ憲章」の啓発を記述してほしい。	第3部1(1) 5「共生社会の実現に向けた取組」 (P58)	「ともに生きる社会かながわ憲章」に関する記述を追加しました。	なお、神奈川県では、この事件を受け、同年10月14日に「ともに生きる社会かながわ憲章（以下「かながわ憲章」）を策定し、県民総ぐるみで、この憲章の実現に向けて取組むこととしています。本市においても、県と連携して、かながわ憲章の理念の普及に取組んでいきます。
	第3部1(1) (P58)	「ともに生きる社会かながわ憲章」の用語の説明を追加しました。	障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」事件を契機に、ともに生きる社会の実現を目指して、神奈川県と神奈川県議会が共同で策定したものです。 あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にすること、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現すること、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除すること、かながわ憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取組むことを定めています。
災害対策基本法の改正や「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が制定されて「要配慮者」という言葉が使われている。「要援護者」ではなく、「要配慮者」という言葉を使うべきではないか。	第3部2(2) 視点3(P64) 第3部2(2) 視点3(P64)、第3部2(2)「第4次かわさきノーマライゼーションプラン(改定版)の推進」(P65)	災害時要援護者を災害時要配慮者に修正しました。 ※なお、「災害時要援護者避難支援制度」の制度名称は、引き続き使用することとしています。	また、東日本大震災等の近年の大規模災害を踏まえた <u>災害時要配慮者</u> への支援体制の…  <u>災害時要配慮者</u> への支援体制の強化

	第3部施策14「現状と課題」(P192)		発災時に、何らかの特別な配慮を要する災害時要配慮者への支援を一層強化する…
	第3部施策14①「避難所機能の強化」(P192)		本市では、市立小・中学校、高等学校などを避難所として指定しており、災害時要配慮者用に…
「就学相談の充実」について、障害者権利条約施行を受け、「保護者との合意形成を基本」を「保護者の意向を尊重し、保護者との合意を基本とし」に変更してほしい。	第3部施策2④「就学相談の充実」(P98)	「保護者との合意形成を基本」に関する記述を修正しました。	本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、学びの場を決定していきます。
「地域の学校における特別支援学級の整備」は現状、計画とも特別支援学校の内容で特別支援学級の内容がないので、特別支援学級がどのようなことをしているか記載してほしい。また、平成29年度(改定時)の現状の下から2つ目の「・」で更生相談所とあるが、地域療育センターではないのか。県立特別支援学校3校に通っているのは川崎市民である。県立特別支援学校との関係、連携について記述してほしい。	第3部施策2④表題(P100)		<u>「特別支援学級における指導の充実」</u>
	第3部施策2④本文(P100)		…本人の障害の状態や教育的ニーズに応じて、市立及び県立の特別支援学校のセンター的機能、地域療育センター、障害者更生相談所等と連携し、学校全体の指導体制の…
	第3部施策2④「平成29年度(改定時)の現状」(P100)		・一貫した指導の継続を目的に、地域療育センター等との連携を実施 ・特別支援学級在籍児童生徒への専門的指導のため、市立特別支援学校のセンター的機能の計画巡回訪問や、県立を含む特別支援学校や障害者更生相談所の専門職による要請訪問の活用
	第3部施策2④「平成29年度(改定時)の計画」(P100)	「地域の学校における特別支援学級の整備」に関する記述を追加・修正しました。	・特別支援学級在籍児童生徒の指導の充実のため、市立特別支援学校の計画巡回訪問の充実
	第3部施策2④「平成26年度(策定当初)の計画」(P100)		「特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援」(P101)に移動します。 ・小学校における児童支援活動推進校の取組や中学校における特別支援教育推進モデル校の実践を通じた、通常の学級における発達障害等の児童・生徒への効果的な校内支援のあり方の発信及び普及
第3部施策2④「就学相談の充実」(P98)		さらに、就学後についても、支援・指導の継続を目的に、就学先の小学校や市立特別支援学校、県立特別支援学校と地域療育センターのケースワーカーや専門職が連携していきます。	

<p>入院中の子に対する院内学習を配慮し、単位履修や進学や将来への道につながる希望の持てる条件整備や保護者への対応を考えてほしい。</p>	<p>第3部施策2 ④「平成26年度（策定当初）の現状」（P100）</p>	<p>入院中の子に対する院内学習に関する記述を追加しました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>聖マリアンナ医科大学病院に入院している児童生徒のために、稗原小学校、菅生中学校の特別支援学級として院内学級を設置し、入院に伴って在籍を移動した児童生徒に対して、状況に合わせた指導を実施</u></li> <li>・<u>退院し、自宅療養をしている児童生徒に対する支援の実施</u></li> </ul>
<p>差別解消法に基づく市役所内での取組や差別解消協議会の詳細について、具体的に記述し、専門職及び一般市民を対象とした研修会の開催を位置付けるなど、民間へ趣旨の波及・拡大を行ってほしい。</p>	<p>第3部施策8 「今後の方向性」（P160）</p>	<p>障害者の差別解消に関する記述を追加・修正しました。</p>	<p><u>障害者の差別解消については、障害者差別解消支援地域協議会での協議等を踏まえ、制度の普及啓発に取り組みます。</u></p>
	<p>第3部施策8 ①本文（P161）</p>		<p><u>また、差別解消支援地域協議会では、障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、障害を理由とする差別の解消に関する様々な課題を協議していきます。</u></p>
	<p>第3部施策8 ①「平成29年度（改定時）の計画」（P161）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>対応要領等の庁内周知</u></li> <li>・<u>新規採用職員等の階層別研修の実施</u></li> <li>・<u>市民や事業者への普及啓発</u></li> <li>・<u>障害者差別解消支援地域協議会の開催</u></li> </ul>

## (5) 計画策定経過

開催日等	会議名等	内 容
平成 28 年 9 月 1 日	第 3 期第 1 回 施策審議会	平成 27 年度障害福祉計画の取組結果、第 4 次 プランの改定について
平成 28 年 11 月 25 日	第 3 期第 2 回 施策審議会	計画策定委員の選任について
平成 29 年 1 月 20 日	第 1 回 計画策定委員会	第 4 次プラン改定版の基本的な考え方、生活ニ ーズ調査の実施、今後のスケジュール
平成 29 年 2 月	生活ニーズ調査	
平成 29 年 3 月 27 日	第 3 期第 3 回 施策審議会	生活ニーズ調査の実施
平成 29 年 5 月 31 日	第 2 回 計画策定委員会	生活ニーズ調査の結果、団体ヒアリングの実施、 第 4 次プラン改定のイメージ、 今後のスケジュール
平成 29 年 7 月 9 日 ～8 月 29 日	団体ヒアリング (計 27 団体)	
平成 29 年 7 月 25 日	第 3 期第 4 回 施策審議会	生活ニーズ調査の結果、障害者計画の進捗状況、 平成 27・28 年度障害福祉計画の取組結果、団 体ヒアリングの実施、第 4 次プラン改定のイメ ージ
平成 29 年 9 月 20 日	第 3 回 計画策定委員会	団体ヒアリングの実施結果、地域自立支援協議 会からの意見、第 5 期障害福祉計画・第 1 期障 害児福祉計画の重点的に取組む目標の設定、第 4 次プラン改定版(案)
平成 29 年 10 月 25 日	第 4 回 計画策定委員会	第 4 次プラン改定版(案)
平成 29 年 10 月 31 日	第 3 期第 5 回	第 4 次プラン改定版(案)
平成 29 年 12 月 1 日 ～平成 30 年 2 月 5 日	パブリックコメント	第 4 次プラン改定版(案)に対する市民意見募集
平成 30 年 1 月 17 日 ～1 月 30 日	市民説明会 (各区計 7 回)	
平成 30 年 3 月 14 日	第 5 回 計画策定委員会	区民説明会の実施結果、パブリックコメントの 実施結果、パブリックコメント等を踏まえた第 4 次プラン改定版(案)
平成 30 年 3 月 26 日	第 3 期第 6 回 施策審議会	区民説明会の実施結果、パブリックコメントの 実施結果、パブリックコメント等を踏まえた第 4 次プラン改定版(案)





---

---

## 第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版

発 行	平成30（2018）年3月
企画・編集	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
住 所	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電 話	(044) 200-2654（直通）
F A X	(044) 200-3932

---

---



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市